日本サウンドスケープ協会誌

サウンドスケース SOUNDSCAPE

Journal of the Soundscape Association of Japan (JSAJ)

Vol. 21

(2021年7月)

卷頭言

鳥越けい子

特集 サウンドスケープから読み解く近代日本社会

大門信也、石橋幹己、大浦瑞樹、上野正章

論文

吉田瞳、古山詞穂、鈴木聖子

小特集 コロナとサウンドスケープ

池田順一、池村弘之、石橋幹己、今井信、大谷英児、潟山健一、川崎義博、小林田鶴子、佐藤宏、田中直 子、辻本香子、長尾義人、平松幸三、船場ひさお、松田新史、松本玲子

解説

箕浦一哉

書評

小川博司、中川真、平松幸三

報告

シンポジウム 土田義郎/研究発表会 箕浦一哉/例会 平松幸三/委員会活動 各委員長



July, 2021

ISSN-L 2423-9836

日本サウンドスケープ協会誌 サウンドスケープ第21巻 (2021)

目次

巻頭言 環境と時代の変わり目に思うこと	鳥越けい子4
社供 11 よい 12 よっぱい 2 まった カンドルロナギ 人	
特集 サウンドスケープから読み解く近代日本社会	
音および音風景をめぐる歴史分析の今日的課題	大門信也5
1920-30年代における東京のサウンドスケープ・デザイン―騒	音問題と都市美運動
	石橋幹己12
時報サイレンとサウンドスケープ―総動員体制への回収過程は	こ着目して 大浦瑞樹27
ミュージックサイレンの開発、普及及び受容について―昭和後	後期の浜松市の事例を中心に
	上野正章36
論文	
中世後期ドイツ都市における管楽器の社会的機能―ニュルンペ	ベルクの事例を中心に
	吉田瞳51
R. マリー・シェーファーの言語観とテクストに関する研究—	-合唱作品における「サウンドス
ケープのこだま」に着目して	古山詞穂63
1970年代聴覚文化における大道音楽や物売りの声の録音収集	の意義―LPレコード集『ドキュ
メント 日本の放浪芸』の文化資源学	鈴木聖子74
小特集 コロナとサウンドスケープ	
コロナ禍で私が体験したサウンドスケープ	池田順一85
サウンドスケープは新型コロナの夢をみるか?	池村弘之87
声援のない劇場、ホール	石橋幹己89
カエルにはカエルの感染症があります	大谷英児89
大学の音	潟山健一89
コロナが変えた私的音の風景	川崎義博90
コロナ禍で「聴こえ」てきたこと	小林田鶴子 92
意外と変わらなかった音環境	佐藤宏92
「あわひ」/メディアとしてのサウンドスケープ	田中直子93
鉄道になる声―コロナ禍における子どものサウンドスケープ	辻本香子94
コロナ世界の音の眺め	長尾義人95

コロナ・先斗町・病院	平松幸三96
Stay Homeとアルトサックス	船場ひさお97
コロナは死の瞬間のサウンドスケープを遠ざけている	松田新史97
空間の入れ子	松本玲子98
びわ湖フロントの暮らしから コロナ禍のサウンドスケープ	今井信99
解説	
サウンドスケープ概念からみた音環境政策の論点	箕浦一哉101
書評	
岡田暁生著『音楽の危機』	小川博司106
今井信著『近江の名曲 淡海節 最後の柝の音から始まる物語』	中川真109
映画『ブータン 山の教室』	平松幸三113
報告	
2020年度シンポジウム「風鈴で拓くアフターコロナの未来」	土田義郎114
2020年度春季研究発表会	箕浦一哉116
2020年度秋季研究発表会	箕浦一哉118
例会「仕事を語る会」	平松幸三121
2020年度委員会活動報告	各委員長122

編集後記

時代と環境の変わり目に思うこと

At the Turning Point of the Era and Environment

●鳥越 けい子

式が拓かれました。

Keiko TORIGOE 日本サウンドスケープ協会 代表理事

Representative Director, Soundscape Association of Japan

コロナ禍のもと、先の見えない日々が続いています。 「三密回避の生活スタイル」の必要から「テレワーク」 が多くの職場でスタンダードとなりました。コロナ禍は、 私たちの生活に大きな不便をもたらしていますが「塞翁が 馬」の故事の通り、オンライン会議や情報交換が活発になっていること等には「歓迎すべき点」もいろいろあります。 日本サウンドスケープ協会においても同様に、これまで 大切にしてきた活動の多くが、コロナ禍によって実行できなくなりました。これは実に残念なことですが、その一方 で、会議のオンライン化によって、協会にも新たな活動様

たとえば、これまで特定の場所に集って開催していた例会(シンポジウムやワークショップ等)の代わりに、例会の新シリーズ「私の仕事を語る」をオンラインで開催するようになりました。例会会場を、会員の所在地に配慮しながら全国各地にバランス良く巡回させることは、協会運営にとってはなかなか大変なことでしたが、オンライン開催によってそうした負担が除かれたわけです。

「私の仕事を語る」のコーディネーターは平松幸三理事 (本企画の提案者)です。この例会の特徴は、話す人も聞 く人も「会員限定」だということで、既に5人の会員によ る「他では先ず聞けない(話し手にとっては他ではなかな か話す機会のない)」各自の仕事について、実にいろいろ な話しが語られてきました。不特定多数に向けての講演形 式の情報発信ではないので、相互に意見を自由かつ気楽に 交換できる談論風の集いとなっています。

私はかねてより「協会員こそが日本サウンドスケープ協会の宝である」と考えてきましたが、このトークシリーズはそれを実感できる良い機会であると思います。やはりオンラインで開催した春季研究発表会の懇親会での新機能体験も、印象に新しいところです。そうしたことも含めて「オンラインならではの今後の展開」が期待されるところです。引き続きこうした可能性を探っていきたいと考えていますので、何かよい企画案があれば、どうぞご提案ください。

* * *

一方、協会から広く社会に向けて発信する活動としては 「サウンドスケープに関わる優れた活動・業績を行ってき た個人または団体を表彰する顕彰事業」を立ち上げました。 顕彰に当たっては「日本サウンドスケープ協会賞:社会的 波及効果の大きな実績に対する顕彰」「同奨励賞:近年の研究や実践の活動に対する顕彰」「同功労賞:サウンドスケープに関連する活動に対する長年の取り組みに対する顕彰」という3つの区分を設け、論文、設計、プロジェクト、教育等、幅広い領域の実績をその対象とすることにしました。

「顕彰委員会」の慎重な審査を経て決定した授賞対象の 発表は、この夏に予定している授賞式を兼ねたシンポジウ ムにおいて行いますので、是非ご参加ください!

* * *

コロナ禍だけではなく、地球規模の環境問題(特に温暖化)の結果として、自然災害が頻発していると考えられています。音の環境問題は、基本的にローカルな公害問題ですが、それが広範に起こるという意味では、グローバルな環境問題を起こしていると言うことができます。そうしたことと、サウンドスケープという言葉が生まれる契機となった「20世紀後半の公害問題」との繋がりについても思いを巡らす日々です。

人類にとって「デザイン」とは、生き延びるための方策です。20 世紀後半の環境問題がきっかけで生み出された(デザインされた)サウンドスケープという用語とその考え方に、新たな次元の環境問題に直面するこの時代が何をもたらすのか、楽しみでもあるこの頃です。

特集「サウンドスケープから読み解く近代日本社会」

Special Articles "Analysis of Modern Japanese Societies Based on Soundscape"

音および音風景をめぐる歴史分析の今日的課題

Current Issues for Historical Research on Sounds and Soundscapes

●大門 信也 Shinya DAIMON 関西大学 Kansai University

キーワード:サウンド・スタディーズ、共同性、公共性、物質性,音響生態学keywords: Sound Studies, Community, Publicness, Materiality, Acoustic Ecology

要旨

本特集の目的は、近現代日本社会に関する歴史研究をふまえて、サウンドスケープ研究の現在的な意義や課題を確認することにある。

解題となる本稿ではまず、3 つの論文の概要について述べ、そこに含まれる論点を整理する。つぎに音の歴史研究の諸潮流を、サウンドスケープ研究、サウンド・スタディーズ、そして歴史学を含むその他の諸研究領域という形で整理する。そのうえで、サウンドスケープ研究の独自性について、共同性、公共性、および物質性との関連から論じながら、収められた3つの論文をそこに位置づけていく。

最後に、シェーファー準拠的なサウンドスケープ研究の 可能性をみすえて、今後の課題を述べる。

Summary

The purpose of this special feature is to confirm the current significance and issues of soundscape studies based on historical research on the modern Japanese society.

Firstly, this article outlines the three papers contained in this feature and summarizes the issues.

Secondly, I summarize the trends in historical studies of sound in the form of the soundscape studies, Sound studies, and other research areas including the History. Then, while discussing the uniqueness of the soundscape studies in relation to community, publicness, and materiality, I position the three contained papers in them.

Finally, this article discusses the possibility of the Schafer-compliant soundscape studies and describe the future issues.

1 はじめに――各論文の概要

本特集は、日本の近代化をサウンドスケープの観点から ふりかえりながら、歴史的資料にもとづくサウンドスケープ研究の成果を 3 本の論文によって確認することを目的としている。

第 1 論文(石橋論文)は、戦前戦中の騒音研究や音に着目した都市計画の展開を、第 2 論文(大浦論文)は、戦前戦中期におけるサイレン、第 3 論文(上野論文)は、戦後復興期のミュージックサイレンを追っている。

まず石橋論文は、近代都市という場・空間を対象とする。とくに東京で問題にされる「騒音」という多様な音源を包摂するカテゴリーの発現を契機として、これを制御しようとする諸アクターの関係性を議論する。とくにシェーファーが1960年代末にサウンドスケープ・デザインと呼んだような営みが、戦前期の東京に現れた点に着目している。これに対して、大浦論文と上野論文は、音中心的な対象設定を行っている。戦前戦中期、サイレンが国家総動員体制へと回収されていく様子を描く大浦論文に対して、上野論文は、それらが戦後、戦争や空襲を思いおこすとして忌避され、大手楽器メーカーにより開発されたミュージックサイレンを扱っている。ともに電気モーターによって巨大な音を地域・空間に響かせる「サイレン」という音響発生装置を取り扱っている。これは後述する物質性という論点につかがろ

では3つの論文に共通するモチーフはなんであろうか。石橋論文は、ルフェーブルの「空間の生産」論りを参照しつつ、戦前戦中期東京における騒音問題をめぐる諸アクターのせめぎあいを描出している。大浦論文は、石橋同様に戦前戦中期に着目して、近代国家をめぐる統治の問題をより前景化させている。これに対して上野論文は、戦後日本において、市民社会の側が、サイレンの音を不断に自らのものとしようとしてきた様子をより強く浮かび上がらせている。3つの論文に共通するのは、国家・資本と社会とのせめぎあいを――どちらに強調点をおくかに違いはあれ――仔細に描き出している点であろう。これは後述する、共同性や公共性といった論点につながる。

以下、解題としての役割を担う本稿では、各論文のポイントに随時ふれながら、本特集の意義を敷衍しつつ、シェーファーに準拠したサウンドスケープ論にもとづく歴史研究の固有性と今後の課題を明らかにする。

2 音の歴史研究の諸潮流

2.1 サウンドスケープとサウンド・スタディーズ

サウンドスケープ研究において歴史研究は、ひとつの重 要な領域を形成してきた。シェーファーの『世界の調律』 では、考古学的な遺物と違い音は残らないため、その歴史 的探究は難しいとしつつも、「耳の証人」から歴史をたど ることは可能として、東西の思想家や歴史家の証言を集め ている。また、音をめぐる規制や禁忌から、人びとの音環 境をめぐる社会的心性を掘り下げるなど、サウンドスケー プの(先史を含む)歴史をシェーファーは明らかにしよう としている²。このシェーファーによる正統な歴史学の作 法にこだわらない歴史探究の提案は、「耳の証人」の概念 とともに、日本においても受け入れられ、さまざまな方法 での探究がなされてきた3。

他方、現代的な音環境を「音分裂症」や「ローファイ/ ハイファイ」などの概念から批判するシェーファーに対し て、むしろそうした現代的音環境への分析を深めていく研 究が、サウンド・スタディーズという領域を形成しつつ、 近年著しく発展している。広範な研究成果をまとめたハン ドブックやキーワード類 4、リーダーズやアンソロジー5の 編纂、そしてサウンド・スタディーズ誌の刊行のは、その 研究潮流の活況を物語っている。サウンド・スタディーズ は学際的な研究領域であるが、スターンの『聞こえくる過 去』かをはじめ、その主要な業績が歴史研究の方法論を用い ている点にも注目しておきたい。

なお「音」に照準するこれらの潮流とは異なり、コルバ ンは、アナール学派における感性の歴史学という脈絡から、 19 世紀フランスの鐘をめぐる地域社会と国家および宗教的 権威とのせめぎあいを描き出した。この研究は、上述し た音の歴史研究の諸潮流すべてに刺激を与えつづける古典 としての地位をすでに得ているといえよう。また歴史学と の関連では、浦井が近世史料の歴史学的検討にもとづいて、 江戸期の時の鐘の管理をめぐる町民と権力との関係を論じ ている %。さらに、近現代的な都市空間における音・騒音 の研究については、副島 10)や原 11)、海外ではカイザー12)、 ゴールドスミス 13)など、専門分野としての歴史研究や歴史 学にとどまらない論文や書物が出版されて続けている。

2.2 賞味期限は残されているか?

さて、音の歴史研究という平面に照準したとき、サウン ドスケープ概念は、バイスターフェルト 14)や齋藤 15)などか らうかがえるように、すでにサウンド・スタディーズにお ける分析概念のひとつ、または研究領域(都市空間のよう な)のひとつに位置づけられているといえるだろう。 スタ ーン 10によれば、シェーファー以前も以降も、サウンドス ケープは本来、様ざまな論者によって使用されたきわめて 多義的な概念である。このスターンの主張に従うならば、 シェーファーに準拠したサウンドスケープ概念やその思想 にこだわる必要もないし、サウンドスケープ研究をひとつ の専門的な学問領域として閉じる必要もないといえる。サ ウンドスケープ概念やその思想を、より開かれた知的営み のなかに位置づけるならば、より広範で包括的な研究領域

としてのサウンド・スタディーズのなかにこの概念・思想 が位置づけられることに、何ら不都合はないだろう。

しかし、ひとつの懸念があるとすれば、シェーファー由 来のサウンドスケープ概念の意義が十分に検討されていな い可能性である。これまでシェーファーのサウンドスケー プ概念については多くに批判が寄せられてきたが、近年の 主要な批判を詳細に検討した和泉「つは、これらがシェーフ ァーの含意を十分にくみ取った批判に必ずしもなっていな いことを指摘している。サウンド・スタディーズが、音に まつわる人文社会的な研究の場としての求心力を強めてい るなか、むしろシェーファー準拠的なサウンドスケープ研 究の可能性はいまだ未開拓のまま残されていると考えられ る。こうした学問的状況をふまえつつ、本稿ではシェーフ ァー準拠的な観点から進められてきた日本のサウンドスケ ープ研究をより積極的に意識して、本特集論文が提起して いる論点を整理し、今後の課題につなげたい。

なお、以下の整理は、ここまでみてきたような筆者の強 い問題認識――ないしはバイアス――を前提としている。 それぞれの論文には、各執筆者独自の問題意識がある。本 論は、それらを筆者の考える枠組みに押し込めている可能 性があることを、ここでお断りしておきたい。

3 サウンドスケープ論的歴史研究の独自性

3.1 共同性――国家的なるものとの対峙から

大浦論文が適切に整理しているとおり、日本のサウンド スケープ研究を見渡すと、音をめぐる共同性についての言 及がきわめて多い。

一方で、こうした共同性への着目は、個の抑圧という権 力関係を軽視するものであるという、戦後日本において避 けられないであろう批判もつねに生じさせてきた。哲学者 の中島義道は、拡声器騒音、あるいは文化騒音という領域 において、サウンドスケープの思想が、特定の共同体のな かで支配的な規範を許容するだけで、そこから排除される マイノリティに寄り添う思想ではないことを指摘し、強く 批判している 18)。また音楽学者の庄野も、シェーファーの サウンドスケープ思想のもつ共同体への強い関心に着目し、 こうした共同体の規範を前提に進められることになる「デ ザイン」の問題を指摘した¹⁹⁾。こうしたサウンドスケープ 論の共同性志向に対する批判は、すべて音環境をめぐる権 力や支配/被支配関係、あるいは統治の問題の軽視を問題 にしているともいいかえられよう。

もちろんサウンドスケープ研究が支配/被支配の問題を まったく意識していないということではない。たとえば提 唱者であるシェーファー自身は、「騒音は権力である」20) と述べたように、あくまでも支配/被支配関係としての社 会秩序のなかで、音が規制されたり野放しにされたりする という指摘を行っている。またシェーファーの議論に着想 を得た平松は、日本の近代化において、西洋音楽を頂点と し、コンサートホールの外の大衆にまみれた音を「汚物」 として認識する、ある種の権力関係のなかで、近代日本の 音環境が価値づけられてきた点を指摘している21)。

しかしながら、大浦論文が、音の共同体研究とは区別し、

音の歴史研究として整理したように、コルバン 22)や原 23)、 そして齋藤²⁴⁾といった、必ずしもシェーファー準拠的なサ ウンドスケープ研究を標ぼうしない音の歴史研究において、 支配/被支配関係が強く意識されているのも事実であろう。 欧米発のサウンド・スタディーズの動向に目を転じれば、 むしろバイスターフェルト 25)やトンプソン 26)などの一連の 歴史研究において、社会階級や専門家支配、行政の動向等、 支配/被支配をめぐる論点が積極的に掘り下げられている。 こうした状況をふまえ、シェーファー準拠的なサウンド スケープ研究ならではの歴史研究の方向性を見定めるなら ば、次のように整理できるだろう。まず、やはりこれまで 得意としてきた共同性をめぐる問題を掘り下げていくこと が、サウンドスケープ研究の基本姿勢になる。しかし、牧 歌的だとか個の抑圧だとかの批判をふまえるならば、統治 機構としての国家やシステムとしての資本のあり様に意識 的になりながら、それらと個人のあいだに無数に存在する 共同性――ゲマインシャフトのみならずゲゼルシャフトも 含め――の多様な姿をより丁寧に見ていくことが求められ

本特集にもどれば、大浦論文は、国家総動員のツールに 回収されるに至る過程を、村落共同体や、学校、工場とい った複数の集団や社会層から多元的に描こうとしている。 そこには労働者の連帯といったモチーフすら指摘されてい る。また上野論文は、戦時中のサイレンのイメージを払拭 しようとして楽器製造会社によって開発されたミュージッ クサイレンが、広義には生産者側の企業の意図にそいつつ も、狭義には地域の諸集団によってその機能を付与されな おし続けている様子を克明に描写している。これらが明ら かにしようとしているのは、たんに支配か共同性か、ある いは個か集団かの二項対立ではなく、ときに国家の統治に 回収されつつも、多様な個人や集団がそれぞれに「サイレ ン」というものを「私たちのもの」としてこようとしてき た歴史的営為である。重要なのは、その都度にどのような 共同性が、サイレンの音をめぐり人びとのあいだで発揮さ れたのかを、上野・大浦論文が明らかにしようとしている 点である。

3.2 公共性――「デザイン」の規範論的含意

シェーファー準拠的なサウンドスケープ概念は、サウン ドスケープ・デザインという実践領域をその重要な要素と している。それは音楽家であるシェーファーが、音楽教育 という実践領域を意識しながら、この概念を組み立ててき たことに由来する。また、北米西海岸における環境運動の 高まりのなかで、音楽家の責務を意識して生み出されてき たことも、しばしば指摘されてきた。これらの「誕生秘 話」は、サウンドスケープ研究が、経験論(=である論) だけなく規範論 (=である論) の側面を含むような「公共 性」の観点から音環境をあつかう志向性へと結びついてい る²⁷⁾。以下この点を石橋論文に即して検討していこう。

石橋論文は、戦前の騒音政策の黎明期に立ち現れた都市 計画家たちによる音環境への着目や、銀座商人たちの都電 への抗いを、サウンドスケープ・デザインという概念から とらえようとしている。これは、このサウンドスケープ論 的な音の歴史研究が、デザインという実践性を含む概念を 仲立ちとして、公共性の観点を不可避に含むことを示して いる。

石橋が言及しているように、トンプソン 28)やバイスター フェルト 29)は、公共空間の音環境を制御しようという騒音 政策の領域を挫折したと言い切っている。これは、たしか に正解といえるかもしれないが、他方では2000年代以降の EU における騒音政策の活況を説明できていないのも事実で あろう。騒音計や測定手法の開発は、EU においては WHO のような国際保健医療団体に媒介された疫学や社会的医学 との接続のなかで、ノイズマップの作成やその公表といっ た、あらたな公共政策的な展開を21世紀以降もみせている。 これにともない、欧州の騒音研究は EU を中心に活性化し ている 30)。

都市計画との関係から騒音・音環境政策の「他でもあり えた可能性」を開示する石橋の歴史研究は、デザイン論を も含むサウンドスケープ研究の観点から重要な意味を持つ。 石橋がとりあげる都市美運動の挑戦や銀座商人たちの抗い を、下からのサウンドスケープデザイン計画と評価しうる のか、あるいは上からのサウンドスケープデザインの萌芽 と考えられるかについては、石橋が今後の課題としたよう に、騒音計の開発や政策への活用、また戦前の高音取締条 例による警察権力による国家的制御への回収との関係で、 さらに掘り下げて議論をしていく必要がある。しかしここ で確認しておくべきは、こうしたさまざまな行為主体間の せめぎあいを明らかにする作業が、これからの社会のあり 様をめぐる公共的な議論につながることで、はじめて実践 的な価値を帯びてくるという点である。こうした公共性へ の訴求は、シェーファーに準拠するサウンドスケープ的な 歴史研究にとって避けられない志向性といえる。

ひるがえって、大浦と上野によるサイレン研究も、こう した公共性の観点から読み直す余地がでてくる。大浦論文 や上野論文が示すように、サイレンは、資本の開発する音 響技術であり労務管理の道具といった出自を持ちながら、 労働者の連帯を表すものでもあり、地域社会によってその 機能をつねに再定義され続ける存在でもあった。ここで筆 者なりの事例を追加するならば、水俣病の原因企業である チッソ株式会社の第 1 労働組合(新日本窒素労働組合)の 例がある。同労組は水俣病患者とともに闘いえなかった自 らを恥じるという「恥宣言」を行った後、世界的にもまれ な自らの利益すら掘り崩しかねない公害患者との連帯を貫 いたが、その組合が長年発行してきた機関紙の名は、ほか ならぬ「さいれん」であった 31)。 資本と対峙する当時の総 評傘下の単組として、労働者の連帯の象徴としてかかげら れたのが、サイレンという音響発生装置であったのである。 ミュージックサイレンを求めた地域社会の人びとが、その 開発者・生産者である大手楽器会社の定義をこえて、その 機能を自らが再定義しつづけた点も、資本の自己運動によ る「私化」を拒む、サイレン独特の公共的性質を示してい る可能性があるとはいえないだろうか。

シェーファー準拠的なサウンドスケープ概念は、スター ンが鋭く指摘するように都市計画権力的な空間制御の欲望 を前提とし、むしろそれを構成 (construct) するような側 面を有する32)。しかし同時に、世界サウンドスケーププロ ジェクトが、ヴァンクーバーでの都市計画家さながらの空 間的記述を試みたのち、ヨーロッパの町や村で「生きられ た空間」の次元を「発見」し、そこから得られる定義をサ ウンドスケープ概念に込めたという経緯 33)を低く見積もる べきではない。3.1 で見たような外的な諸力とそれとせめぎ あう人びとの共同性の姿を視野にいれつつ、今後の「ある べき」音環境やそれを含む社会のあり様を公共的に構想し ようとする姿勢は、サウンドスケープ研究においては避け られない営みであると筆者は考える。

3.3 物質性――音の意味論からの転回

3.3.1 サウンドスケープ論的存在論の可能性

もともとシェーファーの構想のなかで、サウンドスケー プに関する研究領域は、「音響生態学 acoustic ecology」と いう名称で表現されていた 34)。一方で、日本では世界サウ ンドスケーププロジェクトの定義の紹介や、機械論的環境 観と意味論的環境観の二分法と後者の強調などもあってか 35)、自然科学的な響きの強い「音響生態学」はあまり使用 されていない。日本の「サウンドスケープ研究」は、音環 境の意味論的側面の探究、という位置づけが強かったとい える。

一方で、存在論的転回といった思潮の流れもふまえつつ、 サウンド・スタディーズでは物質あるいは存在としての音 をめぐる議論が活性化している 30。元来の「音響生態学」 というプロジェクトに即して考えれば、サウンドスケープ 研究においても音の物質性に関する議論があらためて検討 されなければならないだろう。

大浦論文と上野論文がとりあげているサイレンは、その 点で興味深い題材といえる。上野とは異なる方法論を用い てミュージックサイレンの研究を行っている兼古らによれ ば、ミュージックサイレンは、拡声装置でも音響再生装置 でもない、音響発生装置そのものであるという点に、その 特徴があるという。ミュージックサイレンは「巨大自動演 奏楽器」そのものである37)。

その物質性について考えたとき、この装置が音階を奏で るかどうかは重要でないかもしれない。サイレンが近代化 の道標として学校や工場や村落において受け入れられたと いう大浦の指摘は、サイレンの存在論的な問いを喚起する。 ここで、コルバンが紹介しているロンレー=ラベイでのエ ピソードが想起されてもよいだろう。同町では 1944 年にド イツ軍の攻撃で損傷した鐘楼が 1958 年にようやく修復され た。この10数年間、町役場の屋根に設置されたサイレンが 数年間にわたって町の農民に「正午」を告げるようになっ ていた。鐘楼の修復にともない、町議員の大多数がサイレ ン吹鳴の取りやめを指示したが、周辺の農村部の住民たち は、むしろ正午のサイレンを維持しようと求めた。鐘の音 では周辺の農村まで十分に音が届かないからだという。信 仰心のあつい地域の農民たちが、宗教的儀式を告げる鐘で はなく、役場の時報サイレンを欲したという逆説は、「何 ら驚くべきものではない」とコルバンはいう³⁸⁾。

サイレンは、スターンのいう音響再生産装置とは技術的 に異なる音響発生装置である。そのような技術的特性は、 こうした人びとによる受容とどのように関係しているので あろうか。サイレンの音を「複製にはない本物の音響」と してとらえ、ナイーブに音の忠実性の議論を進めてしまう ならば、その議論自体がスターンが警戒する「視聴覚連 禱」³⁹⁾に陥ってしまうだろう。しかしながら、サイレンの 物理性について存在論的に検討する余地は依然として残る。

では、このような音の物質性や存在論に、サウンドスケ ープ概念からさらにアプローチしていく際に何に着目する べきであろうか。ここからは本特集の範囲を大きくこえた 議論にはなるが、今後の歴史研究にもつないでいくべきキ ーワードを提示しておきたい。

3.3.2 音響生態学とシェーファーの音楽論

ひとつめのキーワードは、シェーファーが提起した音響 生態学である。シェーファーの音響生態学の意義について は、いわゆる一般的な生態学よりも、その音楽論的な観点 からの議論が出てきている。たとえば今田は、小学校、中 学校、特別支援学校、および聾学校でのサウンドエデュケ ーションの事例をふまえ、ユニバーサル・デザインとして のサウンドスケープ・デザインの再検討を行っている 40)。 また古山は、シェーファーの声楽作品を彼の音楽論をひも ときながら分析している 41)。いずれも、シェーファーが述 べた「人間は言語と音楽でサウンドスケープにこだまを返 す」42)という表現に着目し、音の意味ではなく、音の存在 そのものへの着目にこそ、シェーファーのサウンドスケー プ論ならびに音楽論の核心があることを指摘している。

こうした指摘に従うならば、音響生態学の含意は、次の ような今田の指摘にそって理解する必要があろう。

トロント王立音楽院でグレン・グールドと同門だった 彼が着目したのは、しかし、ピアニストとしてバッハを 弾くことでも、トータルセリーで作曲することでもなく、 一年の多くを雪に覆われる北の大地、神羅万象を司る精 霊が宿るカナダ東部の森林地帯や湖、北アメリカの先住 民たちが暮らす山々とその音風景(サウンドスケープ) であった。音環境が最初にあり、ヒトの耳が反応する。 そのような音響生態学的な営みが、シェーファーにとっ ての音楽だったのだ。43)

つまり、シェーファーの音響生態学は、彼の音楽論そのも のであり、それは音の存在そのものとのかかわりに立ち返 るために要請された方法論であったといえる。通常、〈人 間の声に対する自然からの反作用〉として観念される「こ だま」を、逆に〈自然からの働きかけに対する人間からの 反作用〉として反転させてみせるシェーファーの洞察を 「自然好みの偏り」のような安易な評価に結びつけて終わ るべきではない。シェーファーが「耳の証人」として音の 歴史をとらえようとしてきた事柄も、このような観点から あらためて評価しなおしてみる必要がある。

3.3.3 とりまくものとしてのサウンドスケープ

広く音に関する研究においてサウンドスケープ概念の独 自性は、「基調音」に代表されるような、日常において人 間社会が意識していない音もふくめた「とりまくもの」も また重要なキーワードとなろう。これは、モートンの「自 然なきエコロジー」論 44)が示唆するように、音響生態学は 必ずしも(しばしばロマン主義的に称揚される)「自然」 なるものに帰着する必要はないことも意味する。

日常的には意識されていないが、私たちは確実にさまざ

まな波動に常にとりまかれている。なかでも基調音のよう な意識されざる――そもそも人類の聴覚が検知しえないよ うな帯域のそれも含む――音は、音の存在論、それも音響 生態学において、真正面から探究される必要があると考え

たとえば遠州灘沿岸につたわる波音/波小僧の伝承 45)は、 波の音が擬人化され、人びとの天候を伝えるなどの恩恵を 与えるというプロットを含んでいるが、その前提として、 圧倒的な遠州灘の物理的な波動のエネルギーが背景にある。 日本の地震学・気象学の基礎をつくった地球物理学者の和 達は、遠州灘の波音について次のように解説している。

〔前略〕浜松で海鳴を南東から南の方に聞くときは天気 が悪くなり、南南西から南西に聞くときは天気回復の兆 候であり、また夏から秋にかけて大暴風の襲来に際して、 いわゆる底鳴と称する海鳴の聞こえるのは、南東の方向 である。

この底鳴というのは、一種特別の音響を発する強烈凄 愴な海鳴りで、これによって海岸のものは大暴風雨の襲 来を予知するものであるが、この時の天気図を見ると、 低気圧(台風)が九州から土佐沖に近づいて来る場合で あることが分かる。底鳴は、海岸から八里も距たる山間 の地でも、しばしば耳にするもので、おそらく十里くら い奥まで聞こえるであろう。〔後略〕 40

サウンドスケープ研究が、より広義に「主体をさまざまに とりまく音の研究」であるならば、この遠州灘の波音の例 が示すような、聴覚文化に安易に還元しえない音の存在論 や音響生態学の探究が必要となってくると考えられる。

「とりまくもの」を、文書資料を基礎とする歴史研究の なかで扱うのは困難である。しかし、石橋論文が示しよう な「生きられる空間」⁴⁷⁾にまつわる議論を、シェーファー 準拠的なサウンドスケープ研究として進めるならば、この ようにして音の存在そのものに立ち返る作業は、避けられ ないと思われる。サイレンを求めた労働者や村人たち、戦 後ミュージックサイレンにまちの繁栄への希望を重ねた人 びと、あるいは戦前、モダン都市東京の音環境をデザイン しようとしてきた都市美協会や銀座商人たちの実践---こ うした人びとやその行為への理解を、音響生態学やとりま くものの観点から深めていく作業は、基調音の検討ととも に、本特集では十分に展開できなかったものであり、今後 の課題といえる。

4 おわりに――音の分解論へ

以上、本特集の各論文のポイントに言及しつつ、サウン ドスケープ研究における歴史研究の意義について検討して きた。3. で述べた諸点をふまえるならば、サウンド・スタ ディーズへの包摂に抗し、音の歴史研究にサウンドスケー プを冠する企てには、いま少し賞味期限が残っているとい えるかもしれない。しかし商品としての消費可能性ではな く、その知的営みとしての生命をまっとうするためには、 より内在的な課題意識を醸成し、知的かつ実践的な試みを 前進させていく必要があるだろう。ここで述べてきた共同 性、公共性、そして物質性は、いずれもそのような試みに おいて重要となる論点であり、本特集の論文それぞれにこ れらの論点への示唆が含まれていたことは、すでに述べて きたとおりである。

共同性という観点は、「国家総動員体制」の歴史を有す る国民国家の言語でそれを語るとき、十分な批判力をもっ て検討が進められなければならない。その際、対立や個と の葛藤、排除、差別といった議論が、かつての中島らから の批判を想起しつつ、あらためてなされなければならない だろう。また公共性という観点は(共同性も同様だが)、 社会科学的な知性との接続をより本気でなしていかなけれ ば、十分に深めることは不可能である。その意味で、スタ ーンが「研究生活のすべてを政治理論とコミュニケーショ ン理論との関係の解明に捧げねばなるまい」48)と述べたよ うな作業に、サウンドスケープ研究は本腰を入れなければ ならない。

また共同性や公共性の議論をふまえつつ、生態学やとり まくものをめぐる物質性の観点から、音の存在論に展開し ていくためには、議論のための焦点を見定めていかなけれ ばならない。しかしこれまで、こうした議論は十分につみ かさねはなされていない。批判的にみれば、サウンドスケ ープ研究のなかでの音の存在論は、「視聴覚連禱」49)のか なたにおかれていたといえるかもしれない。すなわち、聴 覚は視覚と異なり、包摂的で、神秘的で、抗分析的で、近 代超克的で、深いのだ、と。これでは、その思想の危うさ を指摘されつづけても致し方ないだろう。

では、音の意味論としてのサウンドスケープ研究をこえ て、音響生態学をふたたび立ち上げ、とりまくものの観点 から、生命や物質の循環的な営みとして音や音環境を論じ る際に必要な焦点は何になるであろうか。さらなるキーワ ードとして筆者が注目したいのは、農業史研究の藤原が提 唱する「分解 decompose」論 50)である。前述の今田や古山 の指摘をふまえるならば、シェーファーが作曲家やコンサ ートホールの特権性から逃れ、神羅万象に耳を開けと述べ たとき、そこにはしばしば指摘されがちなロマン主義的な 「大いなるものへの包摂」などではなく、つねに私たちを 生産と消費の二項対立におきつづけるような compose (構 築/作曲)・composer (作曲者) 的思考からの離脱、すな わち decompose (脱-作曲/分解)・decomposer (分解者) 的思考への転回をみることができるのではないだろうか。 本特集ではこの議論についてさらに掘り下げる余裕はない が、歴史研究を含む今後の音響生態学的なサウンドスケー プ研究全般のための手がかりとして提示しておきたい。

最後に、本特集に力作を寄せてくださった石橋氏、大浦 氏、そして上野氏に心から感謝申し上げる。それぞれの論 考に固有の意義は、筆者のつたない解題には決して収まら ないことを、ここであらためて指摘しておきたい。また、 特集を編むにあたり力を貸してくださった箕浦一哉氏にも 御礼申し上げる。ここでの議論が、サウンドスケープ「業 界」をこえた、より広い議論につながれば、本稿および本 特集の役割は、十分果たされたことになる。

付記:本稿は JSPS 科研費 20K02174 の助成を受けた研究の 一部である。

註

- アンリ・ルフェーブル(斉藤日出治訳): 『空間の生産』(青木書店、東京、2000).
- 2) R. マリー・シェーファー (鳥越けい子・小川博司・庄野泰子・田中直子・若尾裕訳) : 『世界の調律――サウンドスケープとはなにか』 (平凡社、東京、2006) .
- 3) 音楽学、音響心理学、作曲家等からの、文学批評、エッセイ、軽量アプローチなどさまざまに試みられてきた。中川真:『平安京 音の宇宙――サウンドスケープへの旅』(平凡社、東京、2004). 、永幡幸司,岩宮眞一郎:俳句に詠み込まれた音とその音が聞かれた状況の関係の時代変遷,サウンドスケープ,1,73-78,1999. 、吉村弘:『大江戸 時の鐘 音歩記』春秋社. 、平松幸三:音に見る日本の近代. 山本武利、田中耕司編集『岩波講座「帝国」日本の学知 第7巻 実学としての科学技術』(岩波書店、東京、2006)255-302 頁所収. などである。
- 4) Trevor Pinch, Karin Bijsterveld eds.: "The Oxford Handbook of Sound Studies" (Oxford University Press, New York, 2012). David Navak, Matt Sakakeeny eds.: "Keywords in Sound" (Duke University Press, Durham and London, 2015).
- 5) Jonathan Sterne eds.: "The Sound Studies Reader" (Routledge, New York, 2012). Daniel Morat eds.: "Sounds of Modearn History: Auditory Cultures in 19th- and 20th-Century Europe" (Berghahn Books, New York, 2014). Michael Bull eds.: "The Routledge Companion To Sound Studies" (Routledge, London and New York, 2019). Michael Bull, Les Back eds.: "The Auditory Culture Reader 2nd edition" (Routledge, London and New York, 2020).
- 6) マイケル・ブルを創刊者とする"Sound Studies an An Interdisciplinary Journal"は、2021 年現在で7巻まで刊行。
- 7) ジョナサン・スターン (中川克志・金子智太郎・谷口文和訳):『聞こえくる過去――音響再生産の文化的起源』 (インスクリプト、東京、2015).
- 8) アラン・コルバン (小倉孝誠訳) : 『音の風景』 (藤 原書店、東京、1997) .
- 9) 浦井祥子: 『江戸の時刻と時の鐘』 (岩田書院、東京、 2002).
- 10) 副島博彦: 「モダン都市東京の「音」と「耳」――騒音のアルケオロジー」. 筑和正格編『モダン都市と文学』 (洋泉社、東京、1994) 184 頁-207 頁.
- 11) 原克『騒音の文明史』(東洋書林、東京、2020).
- 12) Garret Keizer: "The Unwanted Sound of Everything We Want: A Book About Noise" (Public Affars, New York, 2010).
- 13) マイク・ゴールドスミス(泉流星・府川由美恵訳):『騒音の歴史』(東京書籍、東京、2015).
- 14) Karin Bijsterveld: "Mechanical Sound: Technology, Culture, and Public Problems of Noise in the Twentieth Century" (The MIT Press, London, 2008).
- 15) 齋藤桂: サイレンのある街 時報、防空警報、皇太子の誕生. 『1933 年を聴く――戦前日本の音風景』(NTT 出版、東京、2017)177 頁-214 頁.
- 16) Jonathan Sterne: Soundscape, Landscape, Escape, Karin

- Bijsterveld (ed.) "Soundscapes of the Urban Past:: Staged Sound As Mediated Cultural Heritage" (Transcript Verlag, Bielefeld, 2013) p.183-184. なお、スターン同様にルフェーブルを参照しながらシェーファーを批判的に読む先駆的な議論として、細川周平:『ウォークマンの修辞学』(朝日出版社、東京、1981).
- 17) 和泉浩: サウンドスケープ概念の再検討――アリ・ケルマン, ステファン・ヘルムライヒらによるサウンドスケープの批判的検討について, 秋田大学教育文化学部研究紀要 人文科学・社会科学部門, 74, 13-25, 2019.
- 18) 中島義道: 『うるさい日本の私、それから』 (洋泉社、 東京、1998).
- 19) 庄野進: サウンドスケープをめぐる思想, 環境技術, 19(7), 420-424, 1994.
- 20) 前掲 2)118 頁-120 頁
- 21) 前掲3)のうち平松の論文。
- 22) 前掲 8)
- 23) 前掲11)
- 24) 前掲15)
- 25) 前掲14)
- 26) Emily Thompson: "The Soundscape of Modernity: Architectural Acoustics and the Culture of Listening in America, 1900-1933" (The MIT Press, London, 2004).
- 27) この点についての筆者の見解は、大門信也: サウンドスケープの公共的価値, サウンドスケープ, 13, 35-40, 2012.
- 28) 前掲 14) p.134
- 29) 前掲 27) p.134
- 30) 箕浦一哉, 大門信也, 平栗靖浩: 座談会 社会学者からみた政策ツールとしてのノイズマップ, 騒音制御, 43(3), 112-117, 2019.
- 31) 「さいれん」は復刻版が 2010 年から 2012 年にかけて 刊行されている。花田昌宣・山本尚友監修: 『さいれん 復刻版』(柏書房、東京、2010-2012).
- 32) 前掲 16)
- 33) 鳥越けい子: 『サウンドスケープ――その思想と実践』 (鹿島出版会、東京、1997).
- 34) 前掲 2)
- 35) 前掲 33)
- 36) Brian Kane: Sound studies without auditory culture: a critique of the ontological turn, Sound Studies, 1(1), 2-21, 2015. なおサウンドスケープにおける聴覚文化と物質性をめぐる論点については、前掲 7)の中川克志による訳者解説も参照 (467 頁-470 頁)。
- 37) 兼古勝史, 箕浦一哉, 土田義郎: ミュージックサイレンに住民は何を聞いたか――浜松市における質問紙調査の分析, 日本音響学会 騒音・振動研究会資料, 資料番号 2021-15, 2, 2021.
- 38) 前掲8)17頁-18頁
- 39) 前掲7)
- 40) 今田匡彦: 子どもたちのための哲学音楽論——サウンドスケープとユニヴァーサル・デザイン, 日本哲学史研究, 16, 66-85, 2019.
- 41) 古山詞穂: R. マリー・シェーファーの言語観とテク

スト――合唱作品における「サウンドスケープのこだま」 に着目して、日本サウンドスケープ協会 2020 年度秋期研究 発表会.

- 42) 2)100 頁
- 43) 前掲 40)p.82.
- 44) ティモシー・モートン(篠原雅武訳):『自然なきエ コロジー―来るべき環境哲学に向けて』以文社.
- 45) 大門信也: 浜辺の音環境を考える――遠州灘における 語りと歴史を手がかりに、日本音響学会 騒音・振動研究 会資料, N-2021-17, 2021.
- 46) 和達清夫:「浪の音」. 『青い太陽』(東京美術、東 京、1971)38頁-39頁.
- 47) 前掲1)
- 48) 前掲7)
- 49) 前掲7)
- 50) 藤原辰史:『分解の哲学――腐敗と発酵をめぐる思 考』(青土社、東京、2019).

1920-30年代における東京のサウンドスケープ・デザイン

騒音問題と都市美運動

Soundscape Design in Tokyo in 1920-30s: City Beautiful Movement against Noise

●石橋 幹己

Mikio ISHIBASHI 国立劇場

National Theatre

キーワード:サウンドスケープ・デザイン、サウンド・スタディーズ、騒音、都市美、東京

keywords: Soundscape design, Sound studies, Noise, City Beautiful Movement, Tokyo

要旨

本稿は、1920~30 年代の東京において、騒音対策がど のように実施されたか歴史的に考察する研究である。対 象は騒音であるが、音を聴取した市民の感性やその対策 に取り組んだ研究者の言説に着目することで、その実践 の過程で変容した科学技術と都市美運動の関係性を明ら かにする。

都市の工業化が進むと騒音が社会問題として広まり、 多くの市民を悩ませた。それを解消するために 1930 年前 後に佐藤武夫、高田実、有本邦太郎といった科学者が騒 音計を用いて実測調査に乗り出した。

一方、1926 年に都市美協会が設立すると、橡内吉胤や 石原憲治といった都市計画家が日常の生活環境を通した 都市全体の美化を主張した。ここでは建築や広告、道路 清掃といった視覚的な美化とともに、音響の改善も求め られた。

この結果、都市美協会を受け皿として、騒音を調査し ていた科学者と都市美を推進した都市美運動家が合流し た。そして騒音を含む景観全体の美化を図った都市美体 系という草案が提唱される。しかし当時、東京市土木局 の影響を強く受けるようになり、結局この案は立ち消え

また、1936 年には銀座通りの美化を求めて電車の騒音 の改善を求めた声が高まると、彼らが再び合流した。騒 音の実測調査によって銀座の騒音は電車が主因だという ことが判明するとその撤廃が決まった。しかし時局の悪 化に伴いこの活動も衰微する。

一方、都市美協会が起こした建議書にもとづいて高音 取締規則が制定されると、警察が一般騒音の抑制を始め た。ただここで実践されたのは警察権力による騒音だけ の統制で、当初同協会で描いていたような景観の美化と 一体となった騒音対策は行われなかった。行政機関が騒 音対策を実施するにあたり、視聴覚一体となって提唱さ れた都市の美化は、各担当部局に振り分けられ、景観と 騒音の問題は切り離された。

Summary

This paper is a historical study of how noise control was implemented in Tokyo in the 1920s and 1930s. By focusing on the sensitivities of the citizens who heard the noise and the discourse of the researchers who implemented the measures, the paper shows how the relationship between science and technology and the City Beautiful Movement developed and influenced each other.

As cities became more industrialized, noise became a widespread social problem that troubled many citizens. In order to solve this problem, scientists used sound level meters around 1930 to measure the sound environment and scientifically show the causes of noise.

On the other hand, in 1926, when the Tokyo's City Beautiful Movement was founded, urban planners advocated the beautification of the city as a whole through the improvement of the everyday living environment. In addition to the visual beauty of architecture, advertising and street cleaning, this association also dealt with the beauty of acoustics, considering that the sound environment also influenced the landscape.

In the wake of this association, the scientists who had been investigating noise and the city beauty activists who had been promoting urban beauty joined forces. As a result, an urban beauty system was drafted, but the idea was abandoned as it became strongly influenced by the municipal administration. When a movement to beautify Ginza street and improve trams noise arose, they joined forces again to carry out a noise survey. The survey revealed that the noise in Ginza was caused by trams, but this practice waned as the times worsened. On the other hand, a petition initiated by the City Beautification Association urged the enactment of regulations to control high-pitched noise, and succeeded in reducing general noise to some extent. However, here the police power was used to regulate noise and only to control it. In spite of the fact that the Association had originally intended to combine the beautification of the landscape with the control of noise, the management and control of the audio-visual aspects of the administrative noise policy was divided between the various departments, and the city as a whole was not beautified by the use of the various senses.

1 はじめに

近代以降、工業化の進展とともに都市空間は大きく変容 した。資本主義経済が浸透し、都市のさまざまな事物が市 場経済と結びつき、都市計画は相互に交換可能な空間の形 成に貢献した。都市交通や公営住宅、道路、公園といった 公共物も商品の流通を補完するための役割を負い、都市に 資本が集積した。

そこで、都市の騒音が社会問題として顕在化する。工業 化の進んだ都市に生きる人々は悩み、都市の発達に伴い発 生する騒音の低減を求めた。これは19世紀後半から20世 紀初頭にかけて、世界の各都市で同時代性をもって浮上し た課題だった。こうした騒音問題及びその対策について、 欧米のサウンドスタディーズの分野ではいくつか研究成果 をあげている。

エミリー・トンプソンは、ニューヨークなどアメリカの 主要都市を舞台に、建築音響学が都市のサウンドスケープ の形成に影響を与えた点を明らかにした。都市の騒音低減 を求めた科学者の取り組みは「公共のサウンドスケープを 制御することには失敗したものの、代わりに私的空間のサ ウンドスケープを制御することにはるかに成功したり」と いう。

一方カリン・ヴァイスターヴェルドは、トンプソンの成 果を引きながら、戦前の騒音反対運動が主にエリート層を 中心に展開したことを論じた。欧州各国の分析を通じて、 彼らは科学者が騒音計を用いて調査した測定結果には関心 を持たず、依然として「エチケットを教えることが騒音防 止の中心的対策²⁾」としていることを示した。

つまり両者とも、欧米の主要都市では科学者が騒音計を 用いて実測調査に乗り出していたにも関わらず、その計測 結果はほとんど役に立たなかったと述べているが、果たし て日本の場合はどうだろうか。

拙稿では 1920-30 年代の東京を舞台に、騒音問題がどの ように展開しその対策が講じられたかを考察したい。その 際、科学者の取組みに焦点を当てながらも、彼らがどのよ うな人物と交流を持ち調査研究に取り組んでいたかについ て着目する。とりわけ当時行政との緊張関係を保ちながら も、日常の生きられる空間 3を通じて、都市全体の美化を 図ろうとした都市美運動との関係性を検討する。都市計画 という市民の生活空間を設計する力学とは逆に、身体的な 経験を通じて都市的なるものを表象しようと試みた視点を 重視する。

なお騒音対策を取り扱う場合、都市の音響設計や公共空 間の騒音制御という言葉で議論することも可能である。し かしここでは、都市美協会という民間団体の関連性に着目 し「市民主体」の「景観」を含んだ騒音対策であったとい う点で、サウンドスケープ・デザイン ⁴的な実践例として 位置付け、以下の事例研究を進めたい。もちろんそこには 歴史研究の困難さから、今般理解されているような社会学 的な要素つまり一般市民の意見聴取や彼らとの協議にまで 議論を踏み込むことはできないが、都市美協会に多数の専 門家が参与していたという点でも、ここではこの観点から 考察する。

2 騒音問題

2.1 社会問題化する騒音

第一次世界大戦後、欧米の文化が流入し、カフェやトー キー、ラジオや自動車といった新しい生活スタイルが浸透 した。盛り場に人が集まり、モダンガールが現れ、都市文 化が一気に花開いた。その一方、産業交通の発展や工業化 の伸長は都市化を更に促し、1920年には旧市域の人口が半 世紀前に比べ3倍以上の200万人に達し、1932年に隣接五 郡を併合してからは人口 566 万人、ニューヨークに次いで 世界第二位の都市となった。その結果、都市部に急激に資 本が集積し、様々な都市問題を誘引することになった。モ ダン文化が隆昌する反面、住宅の過密化や貧富格差、煤煙 や悪臭といった数多くの社会問題を発生した。

この頃、騒音が社会問題として顕れている 5。市民は都 市にこだます多様な音に悩み苦しみ不安を抱いた。例えば、 町工場の作業音がその一つで、戦争特需がもたらした日本 の重化学工業は、町工場の新設も促進した。住居地域に突 如現れた工場は周辺の住民との間で頻繁に争いを引き起こ し「向ひの家で、去年あたりから普通の家をメツキ工場と してモーターを使つてゐましたが (略) 朝から晩までシュ ツシユツ、ビユウビユウと地震と雷とが一時に起るやうな 音を立てて仕事をしてゐますり」と苦情を寄せた。

また人口の増加は市街地の拡張と交通網の発達を促し、 人力車、馬車、機関車などその種類は多岐に渡るが、郊外 へと延伸を続けた電気鉄道に対する不満が際立った。「電 車の響、電車のサイレン、モーター・サイクルの爆音-人間が作つた騒音によつて、彼等自身がいかに生命を害は れてゐるか想像以上であるり」という。

さらに 1923 年に発生した関東大震災は市中の大半を焼却 し、その後の建設ラッシュを引き起こした。街路に土木の 槌音がこだますなか「復興途上にある街路の整理修復工事 なぞの雑音とが殆ど耳を聾するばかりに騒々しく、一病婦 ならずとも、都市の騒音の高くして大なるのに驚かされる 8)」と市民は不平を漏らした。

狭い宅地に蓄音機やラヂオといった新しい音響メディア が入ったことで、近隣騒音の問題も誘引された。「亀裂の 入ったような鋭い物音が湧起こって、九時過ぎてからでな くては歇まない(略)ラヂオばかりでは物足らぬと見えて、 昼夜時間をかまわず蓄音機で流行唄を鳴し立る家もある 9 という。

他にも騒音の原因には多種多様で、ジャーナリストとし て活躍した新居格は次のように指摘した。「空には飛行機 の爆音、路面には電車、バス、自動車の噪音、警笛、サイ レン、モオタアの唸り、取分け、軌道曲部に於ける電車の 軋音、オートバイの不快な爆音、タイプライターのカチカ チ鳴る音、計算機、高速度輪転機、ラヂオ、トオキー、エ ンヂン、広告の楽隊、チンドン屋、ガアド下の、舗石道の 靴のひびき、下駄の音……あらゆる音響がこの大都市東京 の空に、河面に、路面に、高架線の上に、地下に渦巻いて ゐる。雑音、騒音、噪音のジャツヅのオーケストラである 10)」。街中には実に多様な音が響き渡っていたようである。 「ジャツヅのオーケストラ」との評は妙である。

また文芸評論家の伊福部隆輝も「工場の汽笛、自動車の 警笛、電車の軋る音、馬力車の轍の音、飛行機のプロペラ の音、ラヂオの拡声器、蓄音器、人々の下駄や靴の音、叫 喚、チンドン屋の怒鳴り聲、さうしたありとあらゆる噪音 こそは吾々現代都市人の音響的自然環境である 11)」と述べ、 多様な騒音が街中に響く環境を「音響的自然環境」だと皮 肉を込めて肯定した。

これらの音の種類を見ると、江戸時代からの風習を留め ているものもあれば近代都市で生成された響きもある。新 旧多様な音がこだまする環境に都市の市民は相当戸惑いを 覚えたようだ。考古学者の西村眞次は、現代社会の不安は 騒音により引き起こされると理解した。「かうした騒音は 第一に仕事の効率を減削するのみならず、次ぎには神経衰 弱を陥らせ、甚だしきに至つては脳膜炎を起こさせる。 で ないまでも人心をいらいらさせ、落ち着いた気分を奪ひ、 果ては何事も手につかないやうにさせる。騒音ほど今の世 に人心を混乱せしめ、焦燥せしめるものはない 12)」と徹底 的に非難した。騒音が当時最も大なる問題だという。

このほか、騒音に苦情を訴える市民の声は数多い。現在 の都市の音環境と比べて当時の東京がそれほどうるさかっ たかどうかはわからないが、都市に響く音の種類は実に多 様であったことは間違いない。

2.2 不揃いな市民の感受性

それでは彼らは大勢で団結して市民運動を起こしたかと いうとそうではない。たしか彼ら不満を漏らし騒音の低減 を求めたが、騒音に対する価値観はさまざまで、一枚岩で まとまり騒音反対を主張する運動は展開しなかった。

例えば、女性ジャーナリストの北村兼子は「静寂を楽む のは未開人のすることで都会人のすべきことではない、交 通機関の動き、ジヤズ、ラヂオ等々の累積、そんな刺戟も 為に私たちは振ひ立つ。自然の音は耳に快いが科学の音は 耳にうるさいとは都会人の気儘である」と痛切に反論し、 続けて「音楽堂にゐてステージから流れてくる旋律以上に、 街頭に溢れる騒音の快さを感じる 13)」というのだ。彼女は 当時、女性ジャーナリストの先駆けとして活躍し、大正期 の民主化運動にも参加していた。女性の権利保護を訴える 傍ら、騒音に対しても進歩的な文明観が持っていた。

これは彼女一人のみならず、新聞記者の松崎天民はやや 異なる視点から「銀座の賑ひの大半は、電車の騒音に特色 づけられて居ることを忘れてははならなかつた。あの騒々 しい刺戟強い音響が、どんなに銀座享楽者の気分を引立る 助けになつて居るかを、だれしも考へずに居られぬであら う 13)」と述べている。当時銀座はモダンな盛り場として繁 栄を極めたが「銀座享楽者の気分を引立る」ほど、銀座の 雰囲気に騒音が欠かせなかったようである。

民俗学者の柳田國男はこうした状況を客観的に捉え「衢 をはせちがう車の響きや、機械の単調なる重苦しい響きま でも、人によってはなお壮快の感をもって、喜び聴こうと しているのである 14)」と分析する。「なお壮快の感をもっ て」というのは、北村のように騒音を肯定する人々が想像 できるが、「なお」と譲歩されているように、もともと市 民は車や機械の音に憧れを抱いていたということだろう。 新しく街中に現れた機械は当初文明的の証として、人々に 羨望の眼差しを持って受け入れられた。

新しく立ち現れた騒音に対して、市民はさまざまな感性 を抱いた。騒音の捉え方は人さまざまで、その受け止め方 にも個人差があった。欧米では上流階級や新中間層が中心 となって騒音反対運動を展開したというが 15、騒音にはさ まざまな捉え方があり、日本では騒音反対を掲げた市民運 動は起こらなかった。

3 科学的な実測調査

3.1 調査研究機関の不在

こうして社会問題化する騒音に対して、当時何も法制が 整っていなかったわけではない。工場や自動車、市中の喧 騒については個別の法制で騒音防止が図られていた。

例えば、産業や工業全般の騒音に対しては 1894 年「汽罐 取締規則」、1929年「工場取締規則」があった。一方自動 車には1919年「自動車取締令」が制定され。運転手の規則 が定められている。日常生活全般においては違式詿違条例 から発展した「治安警察法」が1900年、「警察犯処罰令」 が 1908 年に制定され、市民の公序良俗を守り喧騒の取締 る制度が整った 10。1929 年時点で、十分整備された法制が ないことを惜しみ、警察は次のように述べている。「噪音 取締に関しては未だ中央的単独法規存在せず、他の法令中 一部に其の規定を有するものあり即ち内務省令自動車取締 令第十一条第十七条第五十九条の如く、或は庁府県令たる カフェー取締規則、工場取締規則、汽罐取締規則中之が規 定存在する場合あるも一般的法規としては警察犯処罰令第 二条第十一号、場合によりては治安警察法第十六条等に依 るの外なかる可し17)」。

もちろん騒音問題が広く世間一般で議論されるに従い、 各法制は個別に更新を重ね、1933 年「自動車取締令」が改 正され自動車の警笛を制限する条項が加わった。翌年7月 には「騒音防止取締要項」も成立し、より具体的な取締り が可能になった。また産業全般に対しても、1935年「原動 機取締規則」が制定され、工場生産に伴う近隣住民への迷 惑行為が具体的に盛り込まれた。

しかしこれらは音の発生源そのものを対象に制限する法 制であって、騒音の聞き手を守るものではなかった。あく まで生産者側の視点に立って音を個別に制御するため、騒 音の受容者側つまりそれに悩む市民の生活環境は保護され ていなかった。

当時、新たに発生した都市問題全般を解決する機関とし て、東京市政調査会があった。同調査会は1922年、財閥の 寄付金を基金として誕生した民間の市政調査機関で、当時 横行していた政治腐敗や汚職事件を改革したり、自治体行 政を補完する役割を担っていた。都市化の進展に伴い新た に発生した都市問題は主に同調査委員会が対応し、産業公 害や悪臭、地盤沈下、大気汚染、水質汚濁など様々な課題 について科学的研究を行われた。そのため騒音問題につい ても全般的な解消を期待され、一人の科学者が考察を研究 をした。

樫木徹 (?-1933) は早稲田大学理工学部で都市工学を学 び、その後同調査会に入会している。1929 年 10 月で『都 市工学』で「都市の噪音」を、1930年8月には『都市問 題』に「都市の騒音は防止できる」を発表した 18)。ここで は欧米の状況やニューヨーク市衛生委員会の具体的な施策 が紹介され、当時新しい研究として評価された。しかし残 念なことに、彼は1933年秋に若くして世を去っている。樫 木は他にも照明やガス、塵芥や地震など幅広い研究に力を 注いでいたのだが、実に残念なことである。その後、煤煙 や水質汚濁といった都市問題については彼の業績を受け継 ぎ、他に研究する者も現われたのだが、騒音を扱う研究者 はその後出てこなかった。

ちなみに東京市政調査会を発会した後藤新平も騒音への 関心は全く示しておらず、大風呂敷を広げた 1921 年の「東 京市政要綱」いわゆる八億円計画でも、塵芥や上下水道な どの整備は指摘されているものの、騒音をはじめ都市の生 活環境にわたる諸問題は一切触れられていない。衛生官僚 としての国家観を著した『国家衛生原理』においても、道 路や鉄道などの交通機関と上下水道廃棄物など生活用品の 処理の循環については、都市を流れる動脈静脈のように捉 え、有機的に整備する重要性を主張するのだが、市民の生 活環境には議論が及ばない。後藤はインフラ整備や衛生工 学を中心とした衛生観を抱いており、市民の生活環境の改 善は自治的に解決すべき課題と捉えていた19)。

つまり騒音は、都市問題として広く市民を悩ませる課題 ではあったものの、その対応にあたる自治体行政や調査機 関が十分確立しておらず、戦前はほとんど宙吊りの状態の まま取り残されていた。

3.2 欧米の騒音対策の受容

騒音に悩んでいたのは日本だけではない。19 世紀後半か ら 20 世紀初頭にかけて、欧米でも騒音が大きな社会問題と して議論された。各都市とも最初は少数の運動であったが、 都市の発達に比例してその活動は徐々に広がり、その後連 鎖的に各都市に広がった。

まずニューヨークで、1906年ニューヨーク騒音防止委員 会が設置される。実業者や聖職者を中心にイベントに伴う 打ち上げ花火や学校医療施設周辺の騒音が制限された。一 方ロンドンでは、1908年にロンドン路上騒音防止委員会が 発足し、騒音が身体に与える悪影響が喧伝された。海峡を 越えてベルリンでは、1909年にドイツ騒音対策協会が立ち 上がり、列車や工場の警笛禁止や路面の舗装に行われた。 これらは当初民間の任意団体として立ち上がり、その後自 治体の後援を得て騒音対策が展開している。ニューヨーク では1929年ニューヨーク市反騒音協会が設置され、ベルリ ンでは 1930 年騒音防止委員会、ロンドンでは 1934 年反騒 音委員会が成立した20%。

これら欧米の動向は日本にも随時紹介され、例えば 1929 年 10 月 24 日『東京日日新聞』には「ジヤズのニユーヨー ク(騒音恐怖時代)」として、反騒音協会の運営方針につ いて紹介されている。わずか 3 日前に同協会が設立したこ とを鑑みると、ほぼ同時代性をもって情報が入ってきたこ とがわかる。ここでは同協会が実施した防止策が 5 つ (現 行法規の修正・音響科学・身体への影響・調査方法・防音 建築)具体的に示されている。他に欧米の事情は様々な方 面から流入していたと考えられ、各国のさらに詳細な情報

も紹介されていた。「此種の機関は其他の都市にも数多あ り、例へば墺国に於ては 1934 年、Antilarm-Liga Oesterreiches が維納に、仏国に於て 1927 年、La societe pour la Supppression du Bruit が巴里に、独国に於ては、1930年、 Fachausschuss fuer Laermminderung が伯林に、何れも設けれ らて活動してゐる21)」という紹介もあった。

この際、日本の騒音対策に大きな影響を与えたのが騒音 の測定方法であった。これまで日本には騒音を計測する器 具は無く、人の主観的な感覚によって騒音かどうか判断さ れた。そのため騒音計とその測定方法には、科学者を中心 に広く一般の関心を寄んだようだ。1930年物理学者の小幡 重一は「都市の騒音は如何なる性質を持つて居るものであ るか、その強さは如何にして測られるかといふやうな事柄 に関し一通りの知識を持つといふ事は、時代の先端に立つ 近代都市の住民として誠に必要な事 22)」と述べ、騒音調査 の概要とその測定方法が紹介している。

当時騒音計は、1924年アメリカのベル電話会社のハーヴ ェイ・フレッチャーが開発した「オーディオメーター」と 1928 年ドイツのシーメンス社のハインリッヒ・バルクハウ ゼンが開発した「バルクハウゼン式騒音計」の二種類があ り 23)、日本には 1929 年前後には同機器を輸入し騒音調査 で利用していた。両方とも医療用に開発された聴力測定機 を応用した計測器で、片方の耳を計測器に当て、もう片方 の耳で外部の音を聴き比べることで、騒音のうるささが計 測するというものであった。

人の聴覚を電気信号で計測するという技術は、物理学・ 電気工学・機械学・建築学・心理学・医学・衛生学ほか 様々な分野で応用された。

筆者は1930年代の騒音研究を、実験室内で騒音の現象自 体の研究に力を尽くしたグループと街頭に出てその実地調 査を重ねたグループの二つに大別することができると考え ている。両者とも騒音を使用しているが、一つは電気物理 学や医学、心理学といった実験科学の研究者が中心で、騒 音と人間の知覚の関係性について分析を重ねた。もう一つ は、都市空間に重心を置いた研究者で、騒音の種類や時間、 場所、頻度の考察を通じて都市と騒音の関係性を明らかに した。これらを厳密に区別することは難しいが、前者は 1936 年東京帝国大学の学者を中心に結成された日本音響学 会へと発展し、後者は1926年に結成していた都市美協会と の関係を強めていく。拙稿では主に後者を扱う。

音楽評論家の兼常清佐は「音響学はもうすでに物理学者 の手を離れた。今音響を論じてゐるものは電気学者か建築 学者である 24)」と評している。この頃、建築学者や電気学 者、栄養学者など音響学とは遠く離れた分野の科学者が騒 音の実測調査に携わった。

3.2.1 佐藤武夫(さとうたけお)

日本で最初に騒音調査を行ったのは佐藤武夫(1899-1972) である。佐藤は 1924 年に早稲田大学建築学科卒業、 同年同大学助教授就任している。当初は大隈講堂の設計に 携わり劇場建築を志していたが「音響のことを否でも自ら 解決して行かなければならない羽目になり、当時の物理屋 サンの建築音響学では、建築の設計プロセスに乗らないの が不満で 25) 建築音響学の道を志すようになった。「防音 構造の要求は次第に社会的要求につれて諸方の学者、研究 者を刺戟し、これが研究も余程進んで来てゐる。イリノイ 大学のワトソン教授、リバーバンクの音響研究所長セバイ ン博士 26」を参考に、国内で先駆者のいない分野の研究を 進めたという。そして建築物の内部の音を研究する立場か ら進んで街頭に出るようになり「輓近著しく注目を引きつ つある都市騒音問題に対し筆者は建築学の立場より之が対 策たる防音構造の研究に着手27)」した。

はじめに実地調査をしたのは1929年の夏、早稲田大学建 築学科の学生三人の助力を得てドイツ製のバルクハウゼン 式騒音計で市中の騒音調査に繰り出した。丸の内、新橋、 銀座界隈を中心に、主に交通機関を対象にした調査であっ た。検査は時間を別にして行われ、交通量やその音源の種 別のみならず、騒音を取り囲む建築物の構造によっても計 測結果に差が出ることがわかった。建物の音の反射が騒音 の度合いにも影響を与えるという 28)。

翌年には 1930 年 7~9 月にわたり東京市中の騒音測定を 行いとして京橋・飯田橋が最もうるさいということを突き 止めた。そして新宿角筈の市電交差点付近では一日中騒音 の測定を行い「午後五時から十一時頃までが最もうるさく、 深夜を過ぎたあたりから明方まで静寂になり、その後午前 七時頃には昼間の状態に戻ってしまう 29)」とする。佐藤は 建築音響学を学んだ経験を活かし、都市の騒音調査に取り 組んでいった。

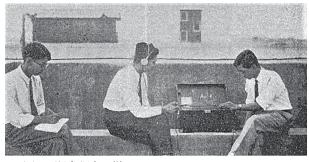


図1 騒音調査の様子 (佐藤武夫「東京市の騒音」1930.11)

3.2.2 高田実 (たかだみのる)

続いて調査に取り掛かったのは東京市電気研究所の高田 実 (1895-1985) だ。高田は 1919 年東京帝国大学電気工学 科卒業し、揖斐川電機株式会社入社。1923 年東京市電気局 (現東京都立産業技術研究センター) の技師として同局の 研究所に所属している 30)。当時東京市には、高田の所属す る電気研究所と次に示す有本の衛生試験所の二つの研究所 があり、それぞれ電気あるいは衛生に関する研究を行って いた。同局は1921年に設立、東京市内の交通全般ならびに 電気計器の検査、変圧器や整流器の計測方法を取り扱う。 高田は「数年前、電気鉄道が市民の足として日々重要なる 役割を為しつつあると共に、其の騒音が一般市民の悩みの 種となつてゐることを痛感し 31)」、騒音の調査を始めたと いう。研究は主に欧米の事例を参照して進められ「比等は 凡て高架線の音が主として問題になつたのであるがロンド ンでは管状(地下)鉄道の噪音を1920年頃より熱心に学術 的に研究を始め32)」たという。

彼が最初に調査を行ったのは、1930年7月5日、2-A オ

ーディオメーターによる計測だった。目的はやはり電車の 騒音で、その測定結果から「最大の噪音を示してゐる神宮 外苑入口付近はスピードのはやいのと軌道の基礎がコンク リートのためで、雷門付近はアノ雑踏にかかはらず比較的 噪音のないのは電車が徐行してゐるためである³³⁾」という 結果を導いた。電車の騒音は「車両の構造、軌道の状況、 電車の速度等外周囲の状況に甚だしく関係する。特に隧道 内、橋梁上、橋梁した、両側岸の所等を通過する時は異常 な響音を発して耳を聾する 34)」とし、電車の騒音問題を電 車の躯体や軌道、スピードなど観点から改良する必要性を 訴えた。

高田は佐藤の研究成果も踏まえながら、都内各地の騒音 調査を比較実証するとともに、電気工学者としての技能を 応用し電車の音の改良につとめた。

3.2.3 有本邦太郎(ありもとくにたろう)

東京市衛生試験所では有本邦太郎(1898-1984)が騒音調 査に取り組んでいる。有本は1924年京都帝国大学理学部卒 業し、同年東京市衛生試験所に入所。当初は、栄養試験部 に所属し食物の栄養価や味覚に関して研究を重ね博士学位 も取得している。後の功績が称えるように、有本は栄養学 者としての活躍が中心で、もともと騒音とは関係がない。 しかしこの頃所内で人事異動があり、都市衛生試験部に配 属されると、大気汚染や水質汚濁といった都市問題の研究 に着手し、その関係から騒音も調べている 35)。騒音と人体 の関係はニューヨーク市で先進的な研究が行われており、 産業心理学者のドナルド・レアード博士が 1928 年に発表し たタイピストの騒音調査について「噪音が人体並に作業能 率に如何なる影響を及ぼすものであるか(略)レアード氏 は噪音が50パーセントに減ぜられるとタイピストの仕事高 が5%増加する36」と紹介している。

有本は最初、1931年1月同所の先輩・藤巻良知と協同し て騒音が白鼠の発育にあたえる悪影響について実験をおこ ない 37)、人体と騒音の関係性、音が作業能率に与える影響 を調べている。

街頭で実測調査を行ったのは1935年4月で、騒音計を持 ち都内各所を調査して回った。「「騒音は生体の発育を阻 害し、妊娠率を低下せしめる」といふ都市衛生学の定説か らいつて新宿駅前はまさに音の世界では最悪の場所 38)」と いうことがわかったという。「騒音のうち何がもつともひ どいかとなると矢張り市電で、新宿駅前等、バス、円タク 等が全然動かぬと時には50デシベル程度のものが一度市電 が通ると 70 デシベルを遥に突破する 39 と、身体への影 響を踏まえ科学的な考察を重ねていった。

栄養学者が騒音の計測に取り組むのは、あまりに専門性 から遠い気がするが、人の知覚では把握しきれない現象を 電気機器を通じて計測するという点では、味覚の研究とも 相通ずる。

以上、建築・電気工学・栄養というそれぞれ専門分野を 異にする 3 人の科学者の騒音調査を確かめた。彼らは研究 上の必要性というよりも、当時社会問題化されていた騒音 を解決しようとする意欲からこれらの研究を進めていたよ うだ。当時科学者は「自己の研究に専心するだけでなく、 いろいろな必要と動機から進んでジャーナリズムを通して 科学や技術のあるべき姿を一般的社会に示そうとし 40)」た

という。

ただ、実際に騒音問題を解決するためには、騒音の実測 調査だけでは実現しない。政府や行政、一般市民それぞれ の協力があって初めてこれらの改善は図れるのである。

この点、各科学者も痛感しており、「都市の適当なる機 関として有力なる都市噪音防止委員会を設定し、噪音防止 方法の確立、法規及企画の一層詳細なる制定、比に必要な る噪音状況の調査を行ひ又噪音防止に関する技術的研究を 促進し、一方都市民に対する噪音道徳の涵養、防止実行運 動の施設を為すべきである。而してかくの如き委員会は社 会百般の専門家を以て組織するの必要あるは言を俟たない 41)」。科学者は騒音対策の協力者を求め、「噪音道徳の涵 養、防止実行運動」の必要性を訴えた。

さらには「都市美協会あたりから、都市美の視覚的方面 ばかりではなく、聴覚的方面に対してもと云ふ見地に立つ て、都市騒音低下の実際運動を起こして貰ひたい 42)」と意 見も上がり、具体的に「都市美協会」という団体名も掲げ れられている。「視覚的方面ばかりではなく、聴覚的方面 に対しても」美化を図る必要があるのだという。

都市美協会の活動

4.1 都市計画との対照性

都市美協会は 1926 年 10 月、都市の美化を図るため組織 された民間の有志団体で、道路、建物、広告看板といった 都市の景観全体を整美を求めた。事務所を日比谷の東京市 政調査会内に置き、哲学者や経済学者、編集者など多士 済々が集い構成された。膨張を続ける首都東京において一 体どうすれば都市全体の美観を保全できるか。道路交通や 建築意匠、公園史跡名勝、都市問題、都市計画といった幅 広い分野に渡り議論が交わされた。同協会の研究成果は協 会誌『都市美』で発表され、都市美強調デー、道路清掃週 間、植樹祭といった活動では、市民を全面的に巻き込み実 施されている。

都市美協会の代表的な取り組みの一つに、植樹運動があ った。これは工業化が進み人工的な建造物で囲われた都心 に、樹木を植えることによって自然を取り入れ市民の豊か な生活環境を整えるという狙いで行われ、急激に都市化が 伸長した 1920 年代に積極的に推進された。同協会では定期 的に植樹祭を開催し、同協会の自然を尊重する姿勢が明ら かにしていた。「都市民に自然思想を注入したい、自然観 察の熱情を鼓吹したい43)」と考えていた。

ただこのようなこうした取組みであれば、行政サービス の一環として東京市が引き受けても良さそうである。当時 都市計画局や土木局では公園や道路の整備を担当しており、 あえて民間の都市美協会が実施しなくてもいいではないか。 しかし、現在のように環境局にあたる組織がなかったとい うこともあって、自治体行政では対応しなかった。都市の 美化を扱うかどうかという点については、これまでも何度 も議論されては立ち消えていた。

近代以降、東京ではパリのオスマンの顰に倣い都市の改 造に着手された。明治期の高官が「我が都府をしてかの巴 里倫敦にもおさおさ劣らざるの首府とならしめんことは希 望に甚へさる 40」と発言するように、欧米に倣った野心的 な志が掲げられた。しかしこれは結局十分な成果を上げる ことなく収束し、1923 年関東大震災の後、新たに都市を再 建するにあたり、再び美化の議論が高まった。

東京大学建築学科の岸田日出刀は「滅び去った旧東京の 何処に都市として、精神的にも物質的にも、秩序と美を見 出し得たであらうか(略)帝都はあくまで美しく復興され ねばならぬ 40」と述べ、都市美の必要性を強調している。 一方現実的にはインフラの整備が優先され、「都市として の能力たる交通の敏活衛生の完備なども大体の立案を樹て 年と共に充実せしむる方針で、高架線の拡張地下線の総設 なども此際一部は実現したい意向で道路などに於ては必ず しも美観を主とせず実用を主眼とし街路樹なども比際全廃 するに至るかも知れない 40」とした。復興局の技術官僚も 震災直後「初めはゴタゴタして居りましたから美観と云ふ 方面はそれ程に考へてゐる暇がなかつたやうであります 47)」と回顧しており、都市の美観は帝都復興計画において 見過ごされてしまった。当初都市の発展に関わるインフラ 整備を最優先課題と見做され、美観の整理には配慮が行き わたらなかった。自治体行政が都市の美観を取り扱うには、 1933 年に改正された市街地建築物法で盛り込まれた美観地 区制度まで待たなければならず、それまでは基本的に都市 美は民間に任された課題であった。



図2 雑誌『都市美』の創刊号 (阪谷芳郎「都市美創刊に際して」1931.4)

さらには、大正期の民主的な政治思想の潮流を受けて、 政府高官は市民に対して自治的に都市計画を実施するよう 促していた。後藤新平は「自治的精神の活力によつて、始 めて真の自然生活を文明的にすることが可能となる。これ が都市計画と自治精神との調和によって行われるのである 48)」と主張した。都市計画の及ばない点には「自治的精神 の活力」によって市民自ら解消すべき考えたのだ。また東 京市の技術官僚であった井下清も「或る権威ある絶対の力

を加へて、高圧的に理想的都市を建造経営すると云ふこと は考へられない。民衆的現代に於ては真の都市美を考慮す ることは市民の自覚に依つて初めて来るべき与論を俟つべ き49」だとし、市民の美化精神を鼓舞している。

それゆえ都市美協会は、自治体行政が実施する都市計画 とは役割を別にし、市民が主導する民間の運動というで位 置づけで運営された。

都市美協会の設立趣意書には、自治体行政の都市計画と 民間の都市美運動とが明確に区別されている。「近代の都 市美運動は実にかのタウンプランニングと相俟つて市民に 対しその揺籃地を約束する切実重要なるシヴィックアート でなければならぬ50」という。これはつまり自治体行政が 実施するタウンプランニング(都市計画)と、市民が取り 組む都市美運動の両者が「相俟つ」ことで都市全体の美化 が実現されるという思想だった。換言すれば、両者はそれ ぞれ独立して運営されながらも、市民が主導する都市美運 動は、自治体行政の都市計画を補う役割を与えられていた と言える。

4.2 生活の美を敷衍した都市芸術

ただし自治体行政から独立して美化運動を実践するため に、民間団体には何が求められているのだろうか。

先の趣意書には「シヴィックアート」の実現が目標に掲 げられていたが、欧米の都市計画の芸術思潮の意味を汲ん だものだった。1920年代、明治期の高官が目指した官僚主 導の都市計画とは異なる都市設計の考え方が、英米から新 たに流入していた。

イギリスでは19世紀後期、アーツ・アンド・クラフツ運 動が展開した。これは産業革命にもたらされた機械中心の 生産体制に対抗し、中世的な労働様式を通じて人間性豊か な生活を取り戻そうとする芸術運動であった。主宰者の詩 人のウィリアム・モリスは 1897 年に『芸術と生活』を出版 し、美の観念を都市全体に拡張させることで市民の日常生 活の実践を通じて美しい都市が建設するという、新たな都 市計画の在り方を提案した。彼の思想は欧米で広く影響を 与え、都市計画家のレイモンド・アンウィンは 1909 年『実 践の都市計画』で「市民生活の表現としてのシヴィックア ート」を提唱している。

一方モリスの主張した都市計画は、すぐにアメリカでも 受容され、20 世紀初頭のシティビューティフル運動を引き 起こした。ジャーナリストのチャールズ・ロビンソンは、 市民一人ひとりが日常生活を愛することで住み心地の良い 環境をつくり結果的に都市全体が美化されるという主張を 展開した。彼の考えは1897年のシカゴ万博でも評価され、 主に上流階級や新中間層に支持を広げた。1901 年に出版さ れた『都市の改良』、1903年『現代のシヴィックアート』 では、愛市心を養い公共精神を発揚させて芸術的な都市を 建設するという考えを提示した。

日本の都市美運動は、これら欧米の取組みを受容しなが ら発展している。趣意書に「シヴィックアート」とあった のは、アンウィンやロビンソンの取組みを模範としていた からで、これは所謂「市民芸術」とは意味ではなかった。 欧米の都市計画家はシヴィックアートを「都市のための市 民芸術」と理解しており、日本でもこの点を強調し「都市 芸術」という語が語が当てられるようになった51)。

それでは都市美協会では、この「都市芸術」をどのよう に捉え実践に落とし込もうと考えたのか。やや遠回りかも しれないが、創設時からこの運動を牽引した橡内吉胤と石 原憲治2人の考え方を確認しておきたい。

4.2.1 橡内吉胤(とちないよしたね)

橡内吉胤(1888-?)は早稲田大学英文科を卒業し、東京 朝日新聞社等の記者をつとめた。1918年にはフリーのジャ ーナリストとして活動をはじめ、積極的な言論活動を展開 し、1922年には『環境より見たる都市問題の研究』を出版 している。都市生活を改善するためには環境を意識するこ との大切だと訴え、機械文明に汚濁されている都市を整備 し、少しでも自然あふれる田舎に近づけるよう主張した 52)。 続けて刊行した1926年『都市計画』では、「ロビンソンの 三著に、最も教へられるところがあつた53」としながら、 新しい都市美の捉え方を次のように示している。「充実し た生活を享楽し、進んでは、高尚な公共的意図を実現しや うとする刺戟を絶えず感じて行けるやうにしなければなら んのであります。かうした生活の充溢は、必然、適当な潤 色をもつてその創造物を表現するやうになります。混沌た る機関を統一する美の要求が生れます。茲に、又自づから 都市芸術の意義がありうるのであります 54)」という。「生 活の充溢」とあるように、市民が日常生活を享楽し「公共 的意図を実現しやう」とすることで「適当な潤色」が起こ り、都市全体の「混沌たる機関を統一する美」、つまり 「都市芸術」が形成れるというのだ。やや理想的過ぎるか もしれないが、一人ひとりの生活が豊かになれば自ずから 都市芸術が創造される。そういう英米の思潮を汲みながら、 生活の美を尊重する姿勢を示していた。

さらに続けて橡内は「蓋し、都市は眺めるためにのみ造 られたものではなくて、活動するため、住み込むために造 られたものであるからです 55)」。ここに「活動するため、 住み込む」というのはまさに都市を客観的に捉えるのでは なく、日常の生活経験を通じて創造されるものだとした。 これは自治体行政が取り組む都市計画とは異なり、人工的 に都市を評価するのではなく、生きられる空間として都市 を体験するという姿勢が重視されていた。

橡内はジャーナリストとしての街を観察する際、行政の 都市計画家が一般に測量技術を用いて街を観察する方法を 批判し、「一個の巡礼者のやうな気持ちで諸々の印象を素 直に受けいれるにあるんだが、私はいささか研究的・・・・研 究的といつても、頭から観測科学(オヴザーヴェーション サイエンス) なんかの命ずる種々な方法に漂ふてゐたんで は心の躍動しつつある風景のひらめきを逸するおそれがあ ることを知つてるので、ノートブック、スケッチブック其 他の道具をかなぐりすて、先づもつて「印象」を開けつぱ なしに徘徊することを忘れなかつた 50」という。「「印 象」を開けつぱなし」という表現が明快だが、客観的な姿 勢で都市を眺めるのではなく、自らの身体的な経験を通じ て都市を理解するよう努めていた。

4.2.2 石原憲治(いしはらけんじ)

石原憲治(1895-1984)は、1922年に東京帝国大学工学 部大学院を修了、農民建築を研究した。大学院修了後、 1922 年には東京市に採用され、東京市技師調査課に勤務し

ている。関東大震災後は復興関係の役務を担い、1941年ま で東京の都市計画に携わった 570。農民建築の研究では、日 本各地のフィールドワークを重ね、それぞれの建築物の特 色を調査しながら、各地の気候風土や生活風俗に根差して 建物が設計されていることを学んだ。『日本農民建築全 8 巻』はその集大成としてまとめられたものだが、民家の構 造に都会の画一的な住居とは異なる利便性を見出している。 その一方、欧米の都市計画の思潮も積極的に学んでおり、 1924 年には『現代都市の計画』を著している。同書の歴史 研究においては「主としてアンウヰン氏の著書によったも の58」としているが、新しい都市計画を次のようにまとめ た。「その心はすべての生活を美化する心である。生命を 讃美する心である。(略)その心は即ち、都市の中に抱擁 さる一切の生命とその活動を通して更に偉大なる芸術の創 造に到達せんとする努力を謂ふのである。斯くて都市芸術 の究竟は一切の生命の熱愛に至らねばならない。(略)部 分より全体へ、さうしてここに都市の活ける芸術活動が始 まるであらう 59」」。強い筆致で「都市芸術」が「生命の 熱愛」により形成されると訴えた。ここで「生命」という のは、人間の活動そのものである。市民の日常空間が都市 計画に包摂されることで「活ける芸術活動が始まる」とい うのだ。

石原の活動で興味深いのは、技術官僚として東京市に従 事する傍ら、行政の都市計画を批判的に捉えていたことだ。 当時の都市計画が諸科学同様、専門を別にして運営されて いたことに対して「「分業生活、分業による社会制度、分 業的文化組織一切を否定してかからねばならぬ 60)」とし、 人の活動を含む都市の全体像を身体的に捉える必要性を唱 えた。そして「生命を認識するためには我々は先づ何より も現代の文化組織による文化の圏外に身を置かねばならな い。その立場から自我の全体を持つて全体を直感するより 外はないと思ふのである。何となれば生命はそれ自身が一 つの全体であり単体であり統一であり分解を許さない核心 であるからである 61)」。都市を全体で捉えるためには「全 体を直感するより外はない」と強調する。市民が都市を構 成する一要素であるならば、当然自分もその一員である。 科学的な姿勢で都市を外部から眺めるのではなく、自らの 「直感」を駆使して都市の内側から全体を把握しようとす る姿勢であった。

以上、橡内と石原の言説を通じて、都市美協会の理念を 確かめた。彼らは英米の都市計画の芸術思潮に影響を受け ながら、市民の日常的な「生活」に重点を置いた都市の美 化を強調していた。自治体行政の都市計画のように、都市 の部分を切り取って設計するのではなく、人の活動を含む 全体として快適な都市像を描くことが重視した。その際、 客観的な方法で都市を図画するのではなく、「印象」「直 感」といった身体的な感覚を通じて都市を捉える大切さを 強調した。自治体行政が都市を断面に切り分けて計画設計 しているのに対して、都市美協会ではまさに市民一人ひと りの生きられる空間を敷衍して都市をデザインしようと考 えたのだ。

4.3 音響の美の二面性

そのため都市美協会では、本来の趣旨である都市の景観

的な側面つまり視覚的な要素の他にも、積極的に他の感覚 を活用する姿勢を表していた。

石原は「世に都市の美を云ふ者は直ちに橋梁凱旋門記念 碑等の修飾的附加物を以て云々するのは笑ふべき小芸術家 の見である(略)それは凡ゆる人間の一切の活動を抱擁す る一つの合奏である。その一つ一つの都市の要素の持つ色 彩と音響とが一つの絵具となり、又は楽器となるものであ る ⁶²⁾」という。ここでは「凡ゆる人間の一切の活動を抱擁 する」ことを主張し「色彩と音響」を考慮する必要性を指 摘した。やや比喩的な表現であるが、視聴覚両方の側面か ら都市を捉えることで都市芸術を表現するための「絵具」 「楽器」にもなるというのだ。さらに具体的には、「文化 景観としての都市美」という講演のなかで建築や道路、河 川、広告物、照明、ガス、空気といった様々な景観的な美 の構成分を並び挙げるとともに、「夕方銀座を散歩して居 りますと、服部時計店の九時を報ずるあの音は大変宜い音 であります 63)」とその音色の美しさを説いた。モダンな 盛り場として繁栄した銀座の魅力をその音響効果によって もたらされると賞美している。

こうした都市の景観を構成する要素として音響の美を指 摘したのは一人石原のみならず、他の協会員の間にも共有 されている価値観だった。同協会の設立時に理事として活 躍した早稲田大学の佐藤功一は「私は余りに多くの視官の 美を説いた。都市の美に対しては、其所になお言ふべき聴 官の美が存する 44」と、聴覚的な都市の美しさについて語 っている。中世イタリアの都市には、美しい鐘の音とそれ に従い日常生活が送られていた点を称賛し、「現代の大都 市に於て斯の如き事を望むのは最早不可能である。都市を 音に依つて美化するものは、第一に公園地に設置せられる 大奏楽堂であらう。東京位の大都市に於ては少くとも三四 カ所の大奏楽堂が設けられねばならぬ」と、鐘に代わる音 の都市美に大奏楽堂の必要性を述べている。これはのちに 佐藤武夫とともに設計した日比谷公会堂の建設につながっ ていくのだが、佐藤功一も都市美における音の大切さを強 調した。

他には、音楽家の小松耕輔も奏楽堂の音楽について言及 している。小松は1930年1月25日に「都市と音楽」とい う演題で都市美協会で講演を行い、同年8月には「騒音の 東京」という記事も新聞に連載している。「私はまづ第一 に、もつとも民衆と関係の深い、公園音楽を盛んにしたい。 現在の如く日比谷公園一カ所では足りない。上野にも、浅 草にも、本所にも、芝にも、小石川にも必要である 65) と 西洋音楽が各地で演奏されることを望んだ。そして「市民 バンドを盛んにしたい」「次に警官バンドを組織せんこと を希望」するともあり、市民の自発的な音楽活動を推奨し たのだ。さらには都市から騒音を除去する 60とともに、 「東京の景物で忘れがたいものは、春先の苗売りと、夏の 風鈴売りのチャリンチャリンとする音だ(略)からいふふ れ声は都会生活者に意外な新鮮味を与へる。私はかうした 美しいものは都市から失ひたくない ⁶⁷」と、江戸時代から の旧弊を保存する大切さも訴えている。

このように石原憲治、佐藤功一、小松耕輔はそれぞれ都 市の音響に着目しその美観に与える良い影響を指摘した。 都市の景観と音を一体のものとして捉え、音響を改善する

ことが都市の美観を一層助けるものと考えた。

これは先に挙げた橡内にも共通し、都市美の一要素とし て音響を配慮する必要性を述べている。「都市芸術」を実 践するために考慮すべき要素として、建築・街路・看板広 告物・樹園・臨水地と橋梁・街頭の美術といった視覚的な 美と並び、「色彩と音響」の改善が必要だとされた。ここ では「臭気等に対しても、適当に処理さるべきである」と し、臭いの面も考慮している。

ただ橡内は、先の3人とはその立場を別にしていた。そ れは、時報や鐘、市民音楽や行商人の呼び声といった美し い音を評価するのではなく、醜い音つまり騒音の除去に重 心を置いていたのである。良い音を流すか悪い音を消すか、 両者は表裏の関係にあるようだが、その捉え方や改善方法 には相違がある。橡内は、ニューヨークやロンドン、パリ の騒音規制に言及しながら「全く、かの都会の街頭、蜂の 巣をつついたやうな騒々しさも亦、感覚的都市を毀(きず つ) ける共通の苦患である 68)」と述べていた。「感覚的都 市を毀ける」とは独特な表現だが、都市の景観を改善する ために橡内は騒音の改善を何度も主張したのだ。

「今日の浜町界隈は、こほろぎの鳴く音はおろか、繁華 な通りなどでは、人々の話し声さへも搔き消さる騒々しさ である。かの昔の都府の上空に響いた時鐘の音なども、今 日の騒々しい街にあつてはその余韻を味はうよすがもなく、 かかる風流の音を絶つこと久しい 69」と述べ、工業化の進 む都市の音環境を嘆いた。そして「今や頻繁な電車、自動 車、荷車、群衆等雑多な音響のかもすヂヤズバンド、或る 詩人はこの厖大な都市を一つの生物体と見做し、この騒音 こそは生息に伴ふあえぎとしたが、とにかく斯る音響こそ 近代都市のまぐふべからざる特徴として現はれた 70)」と言 う。ここでは都市の目覚ましい活動を「あえぎ」と言い表 し、その発展段階にあっては交通や群衆も騒音を発生させ る側面があることを譲歩した。しかしそれでも「今日の都 市に於て、商工業の如き活動を主とする所在と、住宅地学 校、病院、公園、散歩道の如き静謐を要する所在とに応ず るの都市音響計画を樹て、同時に都市の機械的音響発生の 当体を改良 70」することができると主張した。ここに「音 響都市計画」とあるように、各地域の特性に応じた都市計 画を立てれば現状よりも十分騒音の改善する余地はあると する主張である。これは更に「都市の商工業的活動の激烈 なる地域に於ては或る程度までの騒音に対して我慢もしよ うが、安息の場所であるべき住宅地域に於てはどうであら う…・都市は活動の場所であると同時に又安息の場所であ ることを忘れてはならない⁷²⁾ とその具体策について語ら れるが、活動と安息の生活領域を区別する都市設計の在り 方を強調した。このように橡内は、都市を美観を整えるた めには、何より騒音の改善も必要だと訴えたのだ。

ただここで留意しなけえればならないのは、橡内自身、 騒音の防止策を検討するために科学的な調査が必要だと認 めていたことだった。「今やこの問題は全世界の都市の共 通の問題となつたのである。我都市に於ても、これが問題 とされるに到つた以上は独りインヂニアーばかりでなく立 法家も医学者も心理学者も、一般民衆も協力し、公私の委 員会協会等も相連合して騒音防遏の戦線を進め、以つて現 実の都市を音響的にも合理的に建設して活動と休息との適 当な場所たらしめたい73)」と述べている。

橡内本人から直接的な働きかけがあったかどうかはわか らないが、多様な専門家の参加を促していた都市美協会で は、外部から科学者が参加する素地が整っていた。前章で 確かめた通り、騒音の実測調査を重ねていた科学者側も研 究成果を実践する活動母胎を必要としていた。

こうして都市の景観的美化を取り扱う都市美協会が受け 皿となり、騒音の科学的研究を重ねる研究者と合流した。



図3 橡内吉胤「都市の騒音戦線」表紙 (橡内吉胤「都市の騒音戦線」1931.7)

5 サウンドスケープ・デザイン

5.1 都市美協会と東京市

1930年10月31日、佐藤武夫と高田実が都市美協会で騒 音に関する発表をしている。当時、都市美協会では二ヶ月 に一回以上定期的に例会を設け、道路や植樹、広場や照明 といった幅広いテーマが議論された。講演の議題はその時 の状況に応じて決定され、佐藤と高田の場合、東京の騒音 の実測調査を行った直後、都市美協会の例会で発表の場を 設けたと考えられる。議事録がないため具体的な内容は定 かではないが、それぞれ「都市騒音防止に就て」、「電車 の騒音に就て」という演題 74)で発表された点を踏まえると、 おそらく先に示した内容と相違ないだろう。実測調査で明 らかになった騒音の計測結果が都市美協会で示された。-方、発表者には名を連ねていないが、有本も同時期都市美 運動に関心を高めていたことがわかる。新聞記事に「都市 美といふ立場からもそれが防止をはからねばならぬ 75)」と あり、その後高田実と連名で「都市美協会会員」の肩書き もつけている 70。

騒音に限らず、都市美協会には植樹や道路、公園、照明 など各専門家の自由に参加しており、それぞれ立場を異に

しながらも都市を美しくするために議論が交わされた。幅 広いテーマが扱われ、都市の美化に関することであれば何 でも研究することが許されていた。まさに専門の垣根を超 えた学際的な組織であった。

佐藤と高田の講演があった直後、1930年11月27日には 臨時例会が開催されている。これは設立して 5 年が経つ同 協会の役割を明確にするとともに、自治体行政に美観審査 委員会を設置しさらに同協会を発展させようと企図したも のだった。ここで注目したいのは「都市美体系 77」という 草案で、都市美の構成する要素を「総説、街路、建築、緑 地、水辺、風景、衛生」と七つ分類しその整理を図ってい る。それぞれ細目が付されており、「衛生」の項目には 「音響、空気、光線、湿潤」といった視覚以外の要素が扱 われた。このうち「音響」は「交通騒音、作業場騒音、屋 内騒音、市民音楽」といった特性の異なる都市の音が扱わ れ、都市の音環境をその発生場所に照らし合わせて改善し ようとする狙いが込められていた。これは騒音を発する施 設の特性やそれを聴取する人々の性格によって、騒音の許 容範囲やそれを抑制する方法が異なるという点で、橡内の 意見が反映されたものと考えられる。さらにこの細則には 各科学者の専門性が活かされており、交通騒音は電気工学 者の高田実、作業場騒音は栄養学者の有本邦太郎、屋内騒 音は建築家の佐藤武夫の得意が活かされていた。

もしこれが実現されれば戦前、東京の騒音対策は飛躍的 に進んでいたと考えられるが、残念なことに結局これは実 現しない。あくまで草案として提示されたもののため現実 的には課題も多かったと想像されるが、このまま立ち消え になってしまう。それぞれの項目を辿っていくと、「街路、 建築、緑地」など後に達成されたものもあったようだが、 「音響」は見過ごされていた。

実はこの背景には、都市美協会と東京市との関係性が変 化していたことが影響する。1933年「東京市の中に事務所 を置くことにして頂きまして、それから土木局の方々の事 務的な御援助を依りまして、実際の活動が組織的に進むよ うになつた 78)」という。都市美協会は当初、東京市政調査 会に事務所を置いた民間の有志団体であったが、発足して 8年、東京市の土木局内へ事務所を移すことになった。こ の要因は判然としないのだが、おそらく自治体が行政範囲 を広げて都市美協会を組み込もうとしたことと、都市美協 会も活動内容をより大きく展開しようとしたことの、両者 の利害がある程度一致したためではないか。行政は一層市 民生活の改善を図ろうとしたし、協会は更なる展開を模索 していた。この事務所移転をきっかけに、東京市長であっ た近新三郎が副会長に就任すると、都市美協会と東京市の 間で人的交流も盛んになった。東京市の土木局の人々が大 勢関与するようになり、東京市の職員が協会全般の事務を 担当した 7%。都市美協会側としては行政の助力を得、美化 運動を全国的に展開する途が拓かれたのだ。しかし一方、 発足当初の有志団体としての気風は失われていた。橡内は この状況を「その事務所を市の土木局に置くようになって からは、なるほど事務的には利するところがあったかも知 らぬが、だんだんと都市美協会の伝統と本来の精神が無視 され、会の運航は役員たる土木局の役人によって決せられ 80)」たと悔やみ、1935年11月には脱会している。

都市美協会はそれ以降も引き続き同協会の事務局により 運営されたが、予算面でも行政の援助を受け、道路や路上 設置物の美化清掃など土木局寄りの取組みが積極的に実施 されるようになった。その反面、騒音に関する議論は収束 し佐藤、高田、有本らの活動もほとんど無くなる。唯一 1936 年には都市美協会から「都市ニ於ケル騒音防止のため の建議書 81)」が提出されたが、ここには先に掲げた「都市 美大系」のうち「屋内騒音」しか取り扱われておらず「交 通騒音、作業場騒音、市民音楽」には一切言及が及ばなか った。これは市民生活に関わる騒音規制を求めるが、土木 局自身の活動を制限するような交通や作業場の騒音の改良 は図らない、つまり当局の事業に関わる騒音は市民に許容 してもらうしかないとする土木局側の考えが反映された建 議だったのではないか。

都市美協会は当初の設立趣意から方針を変えて、自治体 行政つまり土木局と関係性を深めた。その結果、道路や広 告看板、植樹といった景観の美化運動は引き続き継続強化 されていくが、その反面、音響の改善つまり騒音問題の解 消は取り扱われなくなった。

5.2 銀座商人の電車撤廃運動

しかしここに集った関係者は、都市美協会を離れ、地域 に根を下ろした団体に協力するよう活動の場を移している。 1936年、東京では4年後に決まった東洋初のオリンピッ クに向けて準備が始まった。世界的な規模なイベントを盛 大に開催するとともに、帝都の全般的な街並みの整美が求 められた。とりわけ日本有数の繁華街である銀座では、通 りに軒を連ねる商店主たちが中心となり結成した銀座連合 会で、街の美化運動に力を尽くした。「ここ四年間に銀座 を改装整備し『帝都の顔』として恥しからざるものたらし むべく決定しその実現に邁進の覚悟に御座候80」という。

銀座連合会では、欧米列強に文明国たる威信を示す絶好 の契機と捉え、景観を汚したり前時代的とみなされるもの に狙いを定め街並みの改良に取り組んだ。「醜悪なる路面 電車とその騒音、汚いバラツク建築、くもの巣のやうな電 柱と電線、そのために伸びられぬ可哀想な柳の木、道路に おかれた自転車、統制のない看板、俗悪な地下鉄入口、庇 の低い日除等々83)」と実に幅広い対象物が扱われている。

その際、争点の一つになったのが路面電車の存廃である。 当時電車は運賃の値上げや減便、自動車の隆昌などにより、 その必要性が薄れていた。また既に浅草-新橋間では地下 鉄が運行し、1939年に開通する新橋一渋谷間の工事を進め ている最中だった。「成程昔の銀座は電車によつて繁栄を 将来したかも知れないが、現在の銀座にとつてはむしろ存 在の意義を失つてゐる 84)」という。銀座商人は、富裕層に 定着していた自動車用の道路と、ゆったり買い物ができる 歩道の確保を求め「当銀座の如く比較的幅員狭く殷賑繁華 を極めたる街衢にては路面電車の運行は徒らに喧噪と交通 障害を齎すこと多くボール架線等錯雑して都市美を害する ことまた少なからず候85」と主張したのだ。

ただ、いくら電車の「騒音」「喧騒」が叫ばれても、ま だ利用している乗客もいる。確かにその利便性は低くなっ たかもしれないが、容易に取り除けるようなもの代物でも ない。それに銀座の騒音は本当に電車が一番の原因なのか。 たしかに銀座はうるさいが、その原因にはジャズやラジオ、 物売りの呼び声の影響もあるだろう。電車の撤廃なんて、 商人が勝手に言い放っている夢想ではないか。

こうした批判に応えるため、銀座商人たちは騒音計で通 りの音響測定を求めた。彼らは電車を騒音の源だと睨んで いたが、彼らの感覚が正しいのか、実際に科学的に測定す ることになったのだ。「「銀座から騒音を除くにはどうし たらよいか」といふ科学的解決の第一歩として十九日銀座 通連合会と日本都市風景協会とが合同で実地調査に乗出し

この日本都市風景協会とは、橡内吉胤が 1935 年立ち上げ た団体である。当時「従来の都市美協会をそれらのお役人 たちにお委せし、ここに全然新規に日本都市風景協会とい う団体を(略)先輩や友人の熱烈な賛助をえて発会 87)」し たという。ここでは土木局側に阿らない、当初の理念であ る市民生活の実践を通じた景観の美化が目指されていた。 ここに都市美協会と関係が薄くなった佐藤武夫、高田実、 有本邦太郎も参加した。

1936年12月19日、銀座全域にわたる電車の実地調査が 行われた。「市衛生試験所の有本邦太郎博士、風景協会橡 内常務理事、保坂連合副会長等の手により早大佐藤博士の 騒音測定機「オーデオ・メーター」が据え付けられ計測が 行われた (略) 電気研究所長高田実や文士新居格氏も顔を 出し騒音防止の根本的研究を行つた 88)」。都市美協会で交 流した関係者が一堂に会する実に大掛かりな調査だった。 この保坂連合副会長とは銀座和光の隣で洋食屋みかわやを 営む銀座商人で、戦後は長らく同会会長を務めるなど市民 の厚い信頼を得ていた。この参加者の顔ぶれをみれば、こ の騒音対策がいかに銀座商人と都市風景協会、市民と科学 者が一体となって取り組んだものだったかわかるだろう。 肝心の結果は、「銀座の騒音はやはりバスより電車と地下 鉄が一番の騒源で六十デシベルから六十五デシベルの感度 を表してゐる 89)」ことが判明した。やはり銀座商人たちが 感じた通り、銀座の騒音はの主因は電車にあったのだ。

この調査に先立ち、橡内は騒音計による実測調査の意義 を次のように捉えている。「騒音の研究に当たつては都市 の騒音の単位を測定することが勿論必要であるが、それは 要するに騒音取締に関する厳正な立法上の確実な根拠たら しめんとするお膳立てに過ぎない(略)それよりも大切な ことは、それらの騒音発生の源をつきとめ、物理的音響の 減殺に力を注ぐことである 90)」という。橡内は科学技術を 用いた騒音測定について「単位を測定」するよりも「騒音 発生の源」を明らかにすることが大切だと考えていた。そ の点でもこの測定結果は「物理的音響の滅殺」につながる 有意義な調査だったと認められる。

こうして銀座の騒音の主因として明らかになった電車は、 都市の美化を妨げるため撤廃が決まった。銀座商人たちが 日常生活を通じて街並みを思い描いたこと、そこに科学技 術の助けを借りたことで、自治的な力で当局の方針転換を 促すことができた。

しかしこの後、時局の悪化に伴い1937年6月東京オリン ピックの中止延期が決まると、電車撤廃の運動はそのまま 消沈してしまう。

「"住みやすい、働きやすい"都市を目標に東京市では

大震災直後から都市計画案を樹て種々の文化施設を行つて 来たが現在の複雑極まる国際状勢下では都市防空が必死の ものとなつて来たので都市計画を急角度に変更して防空施 設一筋で行くことになつた。従来の都市美的見地よりも都 市防空上から再検討して設置を急ぐタリ」ようになった。

銀座通りには防空壕が掘られ、街の活気は消えていく。 1937 年には鉄製品の供出がはじまり、銀座の街頭の鉄柱、 橋の欄干が撤去された。1939年になると防空壕や防火地帯 のため建物の取り壊しが認められ、ついに料理店や劇場が 閉鎖した。疎開命令が下り、いよいよ電車が運行停止。新 橋―三原橋間、土橋―数寄屋橋間の鉄製レールが供出され

かつて有数の繁華街として賑わいを見せた銀座通りは静 かになった。代わりに空襲警報が鳴り響き、頭上では敵機 爆音がこだました。



街 0 騷

図4 日本都市風景協会の騒音調査の様子 調査者右から橡内、三木助手、有本 (『東京朝日新聞』1936.12.20)

5.3 警視庁保安課の高音取締り

ただもう一つ、都市美協会が取り組んだ騒音対策は当初 の目的からやや逸脱するかたちで展開した。

1937年1月、新聞で次の内容が報じられている。「都市 美に関しては最近非常に注意が払はれ醜悪なる誇大広告な どが漸次影をひそめて来てゐるが、都会の騒音---殊に街 頭に拡声器を据ゑつけて近所かまはずうならせてゐるレコ ード商店やカフエーなどについてはなかなか自発的に騒音 防止を講ずるものがないので東京区検事局では警視庁を督 励していよいよ取締ることとなつた ⁹²⁾」という。「誇大広 告」については美化が達せられているが、都市の「騒音」 一向に改善されることがないというのである。一体どうい うことなのか。

これには一般騒音の取締り方法が関係している。当時、 蓄音機やラジオの騒音は、警察が治安警察法あるいは警察 犯処罰令で取締りにあたっており、「喫茶店、小料理店、 スタンド、バー等」には「蓄音機や器楽の使用の制限時間 93)」を課すかたちで対応していた。しかしこれはあくまで 公序良俗を糺すためであって、騒音そのものを解決するに は十分役立たっていなかった。「平素商売上に使つて居る 飲食店に対しては、ある程度の制限を加へて来たのであり

ますが、一般的には、強制的な制限は致して居りませんで したから、取締はなまぬるい感が相当にあつた 90」という。 そのため先の新聞記事では、広告など景観の改善は認め られるのに「レコード商店やカフエーなど」の騒音はいつ までも解消されないと批判されていた。確かに土木局の後 援を得た都市美協会では、騒音問題に十分対応が行き届い ていなかった。

こうした反省を踏まえ、都市美協会では1936年5月、騒 音の改善を求めた「都市ニ於ケル騒音防止のための建議 書」を都市美協会会長の阪谷芳郎から内務大臣潮恵之輔と 警視庁総監石田宛に提出している 95。これは先に「屋内騒 音」のみが規制の対象にされたと述べたが、具体的には 「蓄音機、ラヂオ」の騒音の改善を狙ったものだった。

折しも 1937 年秋、日本放送協会としてもラジオの騒音に 対応するべく、逓信省と協議の末内務省に騒音対策の嘆願 を出している%。

これらが内務省の首肯せられるところとなり、同年12 月ラジオ・蓄音機・太鼓・拍子木といった一般騒音を取締 る「高音取締規則 97)」が制定された。太鼓や拍子木が含ま れているのは、同年 4 月警視庁保安部が独自に対策に乗り 出していたのを反映したためで 98)、ここに一般騒音を講ず る法制が初めて整備されたということになる。

運用方法はというと、騒音に悩んだ場合市民は最寄りの 交番へ訴え出て、警察が時間場所などの発生状況を整理し た上で、必要に応じて騒音を発した者に対して拘留又は科 料を処するというものだった 99。騒音を客観的に評価する 役割を与えられた警察官が介入することで、市民同士の騒 音問題の解消するという仕組みである。同規則は施行後あ る程度の効果を表したようで、警察は「規則が公布せられ た後私共は街の模様を視察に出かけましたが相当自発的に 制限して居られる事実を知りました100)」述べている。

ただここで一度立ち止まって考えておく必要がある。こ の高音取締規則は果たして都市美協会の要望に応えていた のだろうか。確かに建議書の内容は十分実現され、その取 締りも実践されている。さらには一定の成果も挙げており、 特に不備不足はないようも思われる。しかし一点、同規則 では「景観」の美が取り扱われていなかった。

実は都市美協会の建議書は、「騒音」「広告」「街路整 備」といった視聴覚にわたる美化が一緒に要望されていた。 騒音については先の通りだが、1936年5月、他に「現行ノ 広告物取締ニ関スル法令ノ改正」に関わる請願書を内務大 臣へ、「街路整備ニ関スル建議」を逓信大臣と東京市長へ 併せて起案 101)し、広告や路上工作物といった景観の美化と ともに騒音の改善を求めていたのだ。

この取り組みに何か驚くべきものはない。都市美協会は、 都市全体の美化を図るために騒音の規制を求めていたので あるからむしろ当然のことと思われる。ただ、都市美協会 のが「景観の美化を含んだ市民生活の充実(活性化)」を 目的としているのに対して、警視庁保安課が取締る高音取 締規則は「騒音の制限を狙った市民生活の抑制」であった という点が微妙にずれている。実際に騒音問題が解消され れば、どちらにも寄与するのは間違いないが、極端な話、 例えラジオの音がうるさくても、それが街並みの美化と市 民生活の充足につながるのであれば、都市美協会の考えで

は騒音は規制の対象にならない。一方これが高音取締規則 の場合、警察には景観を含む美化の観点がないため、一人 でもこの音に不満を訴えようものならすぐさま出動し、状 況を把握した上でその音を制止する。何に重点を置くかに よる違いだが、警察が都市の音環境のみに目を光らせるか、 それとも市民自身がより快適な都市環境を求めて騒音を含 む景観の美化に努力するかで両者は立場を異にする。

高音取締規則は2年後、さらに強化されることになった。 1939 年 7 月「最近ラヂオ蓄音機熱の向上にともなつてい つしかネヂがゆるみ(略)勉学の学生、児童や病臥者たち から苦情が続出 ¹⁰²⁾」していたために、翌月 14~18 日にか けて「同都で数年前数千円を投じて購入した」日本製の騒 音測定機を用いて、一斉に騒音の調査を開始することにな ったという。「巷の騒音の取締りを強化し市民の"耳"に 救ひの手を伸ばした警視庁保安課では取締規則を更に徹底 させようととつておきの"騒音測定機"を街頭に担ぎ出し 十四日から四日間に亘つて銀座、上野、新宿、中野、青山、 渋谷等盛り場の喧騒偵察 103」された。当時の性能を考慮す るとどれほど正確な数値が示されたかわからない。しかし 「街の騒音取締りに乗り出した警視庁保安部の反響は意外 に大きく、市民の激励文が連日当局に殺到 104)」したという から驚嘆する。「これがためカフエー、喫茶店、飲食店等 の拡声器はグーツと鳴りをひそめ銀座の某運動靴店などで は(略)特殊装置を加へて105)」騒音が漏れ出ないように工 夫する者まで現れた。警察が騒音計の調査をするとこれ程 までに成果が現れるのか。さらに「一般家庭特にインテリ 階級の住宅街方面では比較的反省の色がないので当局では 一応の忠告を与へこれに応ぜぬ場合は容赦なく拘留、科料 の厳罰でのぞむこととなった 106)」と追加の措置も講じられ ている。

これは騒音計という科学技術が広く利用されるようにな ったことや、警察官の主観的な騒音調査から機械による客 観的方法へ移行したことも見逃せないが、音だけ管理する 体制が整備された点を強調しておきたい。これまで他の事 例がすべて景観と音響の美化、視聴覚両方に関係していた のに対して、この調査には一切他の共感覚は含まれていな かった。しかもここで利用された騒音計は、現代普及して いる指示騒音計(機械だけが音響を聴取し数値で計測結果 を表すもの)で、警察の役目はただ機械を操るだけに過ぎ なかった。

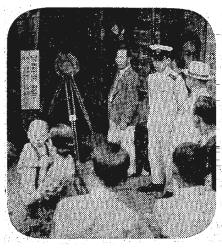
ここまで「騒音の改善」と「景観の美化」は一緒に検討 されていたはずであったが、一体どこで両者が分かれてし まったのだろうか。この建議書も当初は広告や街路整備の 改良とともに建議されていたはずである。

この解答は単純で、行政組織の運用上「騒音の改善」と 「景観の美化」は別の部局で取り扱われることになってい たからだ。先の建議書が提出された際にも、騒音は内務省 と警視庁へ、広告や街路整備は内務省や自治体行政へ、と いうようにその内容に応じて担当部局に振り分けられてい た。つまらない話だが、政府や自治体行政ではそれぞれ専 門性を分けた体制が整備されているために「騒音」「景 観」は別の部局で扱われた。高音取締規則の場合、警視庁 の保安課が担い、景観の保全例えば広告の取締りであれば、 警視庁の建築課か東京市の土木局が対応に当たることにな

っていた。

先に石原憲治はこの問題点を「分業」による弊害と捉え ていたが、都市全体の美化を推進されるためには「内閣各 官庁を始めとして警視庁、東京府、東京市並に民間方面の 学識経験ある人々の意見の交換及び更に進んでは連絡統制 に関する申合せ 107)」ることの必要性を訴えていた。そして、 各部局を横断した東京都市美委員会の設置が模索されたが、 結局これはも実現することがない。

当初の都市美協会の理念とは裏腹に、行政組織のなかで 騒音問題を解決する過程で「景観の美化」と「騒音の改 善」は切り離され、視覚と聴覚が別々に運用されたのだ。



座 進出錄

図 5 警視庁保安課の騒音調査の様子 (『東京日日新聞』1939.8.15)

5.4 おわりに

1920-30年代の東京の騒音問題とその対策について、科学 者の実測調査と都市美協会の活動を中心に考察を重ねた。

騒音が社会問題として広く議論されるようになると、そ こに関心を寄せた科学者が、都市の美化を唱えた都市美協 会で合流する。同協会や日本都市風景協会では景観の美の 一つとして騒音の改善を図り、科学的な調査に基づいた活 動が展開した。しかしそれに取り組む過程で東京市の影響 力が強まると、騒音対策は警視庁保安課の手に移る。当初、 景観と音響の両面から都市の美化を進めていたが、騒音の 取締りを実施するに際して行政の組織上、視聴覚の感性を 切り分けて運用する必要があった。

本研究の次の二つの成果を挙げた。まず、科学者の騒音 対策が民間の都市美協会と連動しながら展開したというこ とである。トンプソンやベスタベルトらの先行研究では、 科学者の計測結果は十分な効果を挙げなかったとされてい るが、ここでは騒音調査が実施されたことによって、銀座 の電車の撤廃運動につながったと考えられる。しかもこの 騒音運動が銀座商人が一体となって取り組まれており、科 学者と市民の協調関係がうかがえる。

またこの騒音対策が音のみならず、景観の美化と一緒に 推進されていたことも挙げられる。欧米ほど大きく騒音反 対運動の立ち上がらなかった日本では、都市美協会や日本 都市風景協会といった団体に騒音研究を進める科学者が合

流し、視聴覚一体となった騒音の解決方法を模索した。こ の点に着目した欧米の研究はまだなく、日本特有の展開で あった可能性も考えられる。更なる研究を重ねたい。

なお拙稿では、都市の騒音対策を表象する/される二つ の音空間に整理し考察を重ねた。都市の音空間は、都市計 画による支配的な空間ばかりではなく、都市美協会や銀座 の騒音対策の事例のように、市民の身体的な経験を通じた 生きられる空間も広がっていた。この点スターンは、サウ ンドスケープが想像する/知覚する「構成」そのものだと 分析しているが 108)、二つの音空間は常に引き合う関係にあ る。実際、都市計画で見過ごされた騒音対策は、都市美協 会による実践を経て、最終的に警察に手に委ねられた。

ここで重要なのは、いずれの音空間であっても、それが 特定の個人に集中するのではなく、できるだけ多くの市民 や専門家に開かれていることである。この点、自治体行政 や警察による取組みよりも、都市美協会や銀座商人の実践 の方が多くの市民の意見を汲み取っていたといえる。

音空間を想像し知覚すること、そしてその空間を構成す る多様な人々が参加すること。この二点において、これら はサウンドスケープ・デザイン的な実践例ということがで

拙論で取り上げられなかった課題は多い。まず騒音を感 受した市民の言説についての分析が不十分であった。モダ ン都市を遊歩する市民がどのような視点で騒音を受け止め たのか更に考察を深めたい。また、聴覚メディアの分析が 不十分であった。特に騒音計について取り扱ったが、ここ では機械の発展について十分考察することができていない。 日本音響学会の設立経緯とともに稿を改めて検討したい。

註

- Emily Thompson: "The Soundscape of Modernity: Architectural Acoustics and the Culture of Listening in America, 1900-1933" (The MIT Press, London, 2004) p.167
- 2) Karin Bijsterveld: "Mechanical Sound: Technology, Culture, and Public Problems of Noise in the Twentieth Century" (The MIT Press, London, 2008) p.134
- アンリ・ルフェーブル『空間の生産』斉藤日出治(青 木書店、東京、2000) なお、スターンはルフェーブルにも とづいてサウンドスケープ概念を検討している。後掲108
- 4) 鳥越けい子『サウンドスケープ:その思想と実践』 (鹿島出版会、東京、1997) 、R. マリー・シェーファー (鳥越けい子・小川博司・庄野泰子・田中直子・若尾裕 訳) 『世界の調律――サウンドスケープとはなにか』 (平 凡社、東京、1986))
- 原克『騒音の文明史』(東洋書林、東京、2020)、細 川修平『近代日本の音楽百年 第4巻』(岩波書店、東京、 2020) ほか近年優れた研究成果が発表されている。
- 『読売新聞』 (読売新聞社、東京、1922.7.1)
- 『東京朝日新聞』(朝日新聞社、東京、1930.6.11) 7)
- 『東京日日新聞』(東京日日新聞社、東京、 1925.9.30)
- 永井荷風『墨東綺譚』(新潮文庫、東京、1978)37 頁)

- 10) 新居格『街の抛物線』(尖端社、東京、1931) 237 頁)
- 11) 伊福部隆輝『現代都市文化批判』(日東書院、東京、 1933) 304 頁
- 12) 西村眞次「現代不安のスパアとしての騒音」『政界往 来』(政界往来社、東京、1932.6)
- 13) 北村兼子「騒音防止法」『大空に飛ぶ』(改造社、東 京、1931) 619-623 頁
- 14) 松崎天民『銀座』 (銀ぶらガイド社、東京、1927)
- 15) 柳田國男『明治大正市史 世相篇』 (朝日新聞社、東 京、1931)
- 16) 末岡伸一「騒音規制の法令史考察」『日本騒音制御工 学会研究発表会講演論文集』(日本騒音制御工学会、東京、 2000.9) 209-212 頁
- 17) 「質疑応答 噪音取締の根拠法令」『警察研究』1929.5
- 18) 『都市問題』17 巻 5 号(東京市政調査会、東京、 1933) 151-152 頁
- 19) 鈴木博之「都市衛生と文化」『都市デザイン:シリー ズ後藤新平とは何か』 (藤原書店、東京、2010)
- 20) 前掲1、112p
- 21) 有本邦太郎「都市の噪音防止」『都市問題』(東京市 政調査会、東京、1936.8) 463 頁
- 22) 小幡重一「都市の騒音(二)」『東京朝日新聞』(朝 日新聞社、東京、1930.11.12)
- 23) 河田政一「わが国の聴覚学の揺籃期」『Audiology Japan Supplement. 1』(日本オーディオロジー学会、東京、 1985) 4-5 頁
- 24) 兼常清佐「音響学の行方」『科学知識』 (科学知識普 及会、東京、1940)
- 25) 佐藤武夫『火燈窓』(相模書房、東京、1969) 62 頁
- 26) 佐藤建夫「建築と騒音問題」『日本建築士』5 巻 6 号 (日本建築士会、東京、1929.12)
- 27) 佐藤武夫「東京市の騒音」『都市問題』11巻5号(東 京市政調査会、東京、1930.11) 121 頁
- 28) 前掲23
- 29) 前掲24
- 30) 高田実「日本音響学会の創立と当時の思い出」『日本 音響学会誌』33巻9号(日本音響学会、東京、1977)
- 31) 高田実『騒音防止』(修教社書院、東京、1937)1頁
- 32) 高田実「都市噪音の防止に関する調査資料」『東京市 電気研究所調査報告』8号(東京市電気研究所、東京、 1934) 69 頁
- 33) 『東京日日新聞』 (東京日日新聞社、東京、 1930.8.8)
- 34) 高田実「電気鉄道に於る騒音(其一)」『東京市電気 研究所研究報告』2 巻 3 号(東京市電気研究所、東京、 1937.12)
- 35) 有本邦太郎先生回想録刊行会『回想:有本邦太郎』 (有本邦太郎先生回想録刊行会、東京、1986)
- 36) 有本邦太郎「都会と噪音」『科学画報』(誠文堂新光 社、東京、1934.10) 611 頁
- 37) 『東京朝日新聞』(朝日新聞社、東京、1931.1.11)
- 38) 有本邦太郎「都会と噪音」『科学画報』(誠文堂新光 社、東京、1934.10)

- 39) 『東京朝日新聞』 (朝日新聞社、東京、1935.4.18)
- 40) 『技術の社会史 第 4 巻』(有斐閣、東京、1982)470
- 41) 高田実・有本邦太郎「都市の噪音に就て」『都市問 題』(東京市政調査会、東京、1934.10)
- 42) 佐藤武夫「近代都市と騒音」『経済往来』6 巻 4 号 (経済往来社、東京、1931.4) 146 頁
- 『植栽日に就て』(都市美協会、東京、1927)21-22
- 44) 『東京市区改正並品海築港委員会議事筆記』一号(東 京市、東京、1893) 10 頁
- 45) 岸田日出刀「美しき東京へ」『建築世界』17 巻 9 号 (建築世界社、東京、1923.9) 52-54 頁
- 『東京朝日新聞』(朝日新聞社、東京、1923.10.7)
- 『読売新聞』(読売新聞社、東京、1930.3.9)
- 48) 後藤新平『都市計画と自治の精神』『都市公論』4 巻 2号(都市公論社、東京、1921.12)
- 49) 井下清「都市修飾の根本問題」『庭園』4巻5号(日 本庭園協会、東京、1922.5) 5 頁
- 50) 阪谷芳郎「都市美創刊に際して」『都市美』(都市美 協会、東京、1931.4) 1 頁
- 51) 中島直人『都市美運動』(東京大学出版会、東京、 2009) 57 頁
- 52) 酒井憲一『都市美協会運動と橡内吉胤』(東京農業大 学出版会、東京、2008)
- 53) 橡内吉胤『都市計画』 (のれん屋書房、東京、1926) 5 頁
- 54) 同上、293-294 頁
- 55) 同上
- 56) 橡内吉胤『日本都市風景』 (時潮社、東京、1934) 2
- 57) 石田頼房·昌子住江「「石原憲治論」稿」『総合都市 研究』(東京都立大学、東京、1995)
- 58) 石原憲治『現代都市の計画』(洪洋社、東京、1924) 100頁
- 59) 同上、236p
- 60) 石原憲治『全体の回復一文明に贈る』 (厚生閣、東京、 1924) 10 頁
- 61) 同上、4頁
- 62) 同上、235 頁
- 63) 石原憲治「文化景観としての都市美」『第四回全国都 市問題会議総会七 研究報告』(全国都市問題会議事務局、 東京、1934) 261 頁
- 64) 佐藤功一「都市美論」『中央公論』39巻1号(中央公 論社、東京、1924.1) 148-149 頁
- 『東京朝日新聞』(朝日新聞社、東京、1930.8.19)
- 『東京朝日新聞』(朝日新聞社、東京、1930.8.16)
- 『東京朝日新聞』(朝日新聞社、東京、1930.8.18)
- 68) 前掲 53、288p
- 69) 橡内吉胤「都市の騒音」『科学雑誌』8巻4号(科学 の世界社、東京、1928.4) 138 頁
- 70) 同上
- 71) 同上、140頁
- 72) 橡内吉胤「都市の騒音戦線」『科学画報』(誠文堂新

光社、東京、1931.7) 85 頁)

- 73) 同上
- 74) 『都市美協会概要』(都市美協会、東京、1936)
- 75) 『東京朝日新聞』 (朝日新聞社、東京、1930.9.9)
- 76) 前掲 41
- 77) 和久田実「都市美化制作政策のための連絡統制機関の 設置を提唱す」『都市問題』15 巻 4 号(東京市政調査会、 東京、1932.10)506-508 頁
- 78) 石原憲治「都市美協会の活動と現状」『都市美』21 号 (都市美協会、東京、1937.8) 7 頁
- 79) 前掲51、197-199頁
- 80)橡内吉胤「私が都市美協会を脱会する迄」『岩手日報』(岩手日報社、岩手、1936.1.12
- 81) 『都市美』16 号(都市美協会、東京、1936.7) 建議: 都市ニ於ケル騒音防止ノ為一層有効適切ナル取締ヲ励行相成度/理由:近代文化ノ著シキ発達ニ伴ヒ各種ノ動力設備交通機関等激増シテ日夜喧噪ヲ極メ、加フルニ蓄音機、ラデオノ普及顕著ナルモノアリテー段騒音ヲ増加セリ由来都市生活ハ機構複雑ニシテ身心ヲ労スルコト多キニ加ヘテ斯ノ如キ喧噪ノ激化ハ生活ノ安政ヲ害シ都市住民ノ保健衛生上憂フヘキ結果ヲ招来スルノ處アリ(略)/昭和十一年五月十一日/都市美協会会長 男爵坂谷芳郎/内務大臣 潮恵之輔閣下、警視庁総監石田馨閣下
- 82) 『東京日日新聞』(東京日日新聞社、東京、1936.10.6)
- 83) 『東京朝日新聞』 (朝日新聞社、東京、1936.11.25)
- 84) 『東京朝日新聞』 (朝日新聞社、東京、1936.10.17)
- 85) 前掲82
- 86) 『東京朝日新聞』 (朝日新聞社、東京、1936.12.20)
- 87) 前掲80
- 88) 『東京日日新聞』 (東京日日新聞社、東京、1936.12.20)
- 89) 『東京日日新聞』(東京日日新聞社、東京、1936.12.22)
- 90) 前掲72
- 91) 『東京朝日新聞』 (朝日新聞社、東京、1940.9.17)
- 92) 『東京朝日新聞』 (朝日新聞社、東京、1937.1.21)
- 93) 『読売新聞』 (読売新聞社、東京、1935.12.28)
- 94) 及川常平「高音取締規則に就て」『法律時報』1938.2
- 95) 前掲81
- 96) 松田儀一郎「ラヂオの高音取締に就て」『経済市場』 (経済市場社、東京、1936.12)
- 97)同上。高音取締規則「一条 「ラヂオ」、蓄音機、太鼓、拍子木、其ノ他楽器等ニ依リ附近ノ迷惑トナルベキ高音ヲ発セシムベカラズ、但シ祭典其ノ他公益上已ムヲ得ザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」「二条 電気機器ノ使用ニ依リ他人ノ「ラヂオ」受信機ニ聴取ヲ防グベキ雑音発生スルトキハ其ノ使用者ハ之ヲ防止スルニ足ルベキ適当のノ措置ヲ為スベシ」
- 98) 『読売新聞』 (読売新聞社、東京、1937.4.14)
- 99) 『東京朝日新聞』 (朝日新聞社、東京、1937.12.22)
- 100) 前掲94
- 101) 前掲81
- 102) 『読売新聞』 (読売新聞社、東京、1939.7.30)

- 103) 『東京朝日新聞』 (朝日新聞社、東京、1939.8.15)
- 104) 『読売新聞』 (読売新聞社、東京、1939.8.18)
- 105) 同上
- 106) 同上
- 107) 石原憲治「都市の美観」『第四回全国都市問題会議 総会三研究報告』(東京市政調査会、東京、1934) 109 頁
- 108) Jonathan Sterne: Soundscape, Landscape, Escape, Karin Bijsterveld (ed.) "Soundscapes of the Urban Past: : Staged Sound As Mediated Cultural Heritage" (Transcript Verlag, Bielefeld, 2013) p.183-184 「ここではアンリ・ルフェーヴルに倣っ て、サウンドスケープは、一連の音空間の実践、つまりそ れを説明するメタ言説と――たとえ受動的にでも――特定 の条件のもと音空間を経験させる文化的・感覚的条件を同 時に示す「構成 (construct)」であると主張したい。サウ ンドスケープの「概念 (concept)」は、音の空間を想像す る (conceive) 一連の専門的な言説——この場合サウンド・ スタディーズや音響エコロジーによる人工物――であるが、 それらは知覚 (perceiving) や日常生活の手順と結びついて いる。こうすることで、サウンドスケープの「構成」は私 たちが最初に想定したよりも、社会の「支配的な空間」に 少しずつ近づいていくのだ。サウンドスケープは、その知 的・歴史的環境において、音空間を組織する一連の支配的 な方法の産物である。「概念」ではなく「構成」としたの は、サウンドスケープ理論が特定の文化的実践と関係して いることを指摘し、学者や実務家が合意する単一の一貫し たサウンドスケープ理論が存在しないことを強調するため である。よっぽど生物学者にとっての生命のように、サウ ンドスケープは非常に生産的で多義的な概念なのだ」

時報サイレンとサウンドスケープ

総動員体制への回収過程に着目して

A Study on the Time Signal Siren and Soundscape through the Formation of the National Mobilization System

●大浦 瑞樹

Mizuki Oura 所属なし Unaffiliated

キーワード:サイレン、時報、総動員体制

keywords: Siren, Time signal, the General Mobilization System

要旨

本研究は戦前期日本に設置された街頭サイレンの使い手や聞き手の言説分析をもとに、街頭サイレンが有していた歴史的な機能、とりわけそれが総力戦体制に回収される過程を明らかにするものである。本研究では近代日本でサイレンの利用用途と聞き手の残した言説を分析する。

まず、時報サイレン定着以前のサイレンは工場の時報装置として利用されたが、サイレンは工場外まで響き、その可聴範囲は広範にわたった。そのため、サイレンは工場や近代化の一環として認知され、聞き手はサイレンに近代産業文明と日本の近代化を投影した。次に、1924年に国内メーカーが国内量産に着手すると、植民地を含めた帝国の各地で、時報に特化したサイレンが設置される。時報サイレンは時報以外の目的や特別な日に吹鳴がされた。この特別吹鳴の目的は地域性のあるイベントの告示を目的としていた。しかし、1938年、近衛内閣により紀元節、天長節の祝祭日や靖国神社臨時大祭の弔問日にサイレンの吹鳴が要請され、帝国全土に国家総動員体制のサウンドスケープが形成された。さらに、1941年12月8日の真珠湾攻撃以降、自治体によっては街頭サイレンは時報機能を停止させられる。

これらの分析を踏まえ、本研究は、すでに戦前期日本で、音響装置が地域共同体の紐帯の役割、集合的記憶の再生産の機能を有していたことを明らかにする。

Summery

This research clarifies the process by which the soundscape is recovered into a total war system and the functions of the street sirens, based on the discourse analysis of the users and listeners of the street sirens installed in prewar Japan. In this study, I analyze the usage of sirens and the discourse left by listeners in modern Japan.

First, the siren before the time signal siren was established was used as a time signal device in the factory, but the siren echoed outside the factory, and its audible range was wide. Therefore, sirens were recognized as part of factories and modernization, and listeners projected modern industrial civilization and modernization of Japan on

sirens. Next, when domestic manufacturers started domestic mass production in 1924, sirens specializing in time signals were installed in various parts of the empire, including the colonies. The time signal siren was sounded for purposes other than the time signal and on special days. The purpose of this special sound was to announce a local event.

However, in 1938, the Konoe Cabinet requested the sounding of sirens on the national holidays of the Kigensetsu (Empire Day) and the Tenchosetsu (Emperor's Birthday) and the condolences of the Yasukuni Shrine extraordinary festival, and a soundscape of the national mobilization system was formed throughout the empire. Furthermore, after the attack on Pearl Harbor on December 7, 1941, street sirens were suspended from the time signal function in some municipalities.

Based on these analyses, this study reveals that acoustic devices already had the role of community ties and the function of collective memory reproduction in prewar Japan.

1 本研究の問題関心

本研究は戦前期日本に建造された時報サイレンの利用用 途や資料分析を通し、街頭サイレンがおりなすサウンドス ケープとその機能を明らかにする。

本研究は 4 節構成である。以下、先行研究の検討と本研究の目的を明らかにしたうえで、2 節では工場と学校に設置されたサイレンのサウンドスケープに関する歴史資料を検討する。3 節で時報とサイレンのサウンドスケープに関する歴史資料を分析し、さらに 4 節でサイレンのサウンドスケープと日本の近代化との関係を考察し、結論を述べる。

1.1 先行研究

現在、日本の自治体が設置する地域防災行政無線や自治会所有の有線放送を通し、音楽の定時放送(以下街頭時報)を一般的に聴取できる。また地方ではサイレンを利用した街頭時報を実施している自治体や地区もある。特に地

域防災行政無線(同報系)は自治体内にスピーカー塔を密 に設置している。

この地域防災行政無線や自治会や農協等地元組織が運営 する有線放送、ミュージックサイレン等利用した街頭時報 の研究はこれまでいくつかされてきた。この街頭時報や地 域間を横断して聴かれる音響に着目している研究として、 サウンドスケープ研究や近現代史研究の 2 つの流れが挙げ られる。

サウンドスケープ研究は街頭時報等の地域を横断する音 と共同体の関係に関心を持ち、共同体にとっての音の機能 を析出してきた。永幡 (2001) 1) はシェーファーの提唱す る「音響共同体」を再構築し、「音の共同体」モデルを示 した。すなわち、永幡は集団がある音を共有し、その音の 意味を再生産し続けることで、共同体の紐帯としての音の 機能を見出した。上野・兼古 (2018) ²⁾ は浜松市のミュー ジックサイレンをケーススタディに、地域の紐帯として機 能する街頭時報音楽の存在を指摘した。上野・兼古は浜松 市のヤマハ本社に設置されたミュージックサイレン装置に まつわる過去の言説や現代の浜松市民の声を分析した。継 続的に地域で吹鳴された街頭時報の音楽が、装置の設置さ れた地域で紐帯に転じたことを明らかにした。一方、地域 防災行政無線や有線放送を通して吹鳴される街頭時報は 「音の共同体」内部でのみ紐帯になるわけではない。箕浦 (2013) 3) は山梨県富士吉田市の街頭時報変更に着目し、 地域共同体で街頭時報が持つ「公共性」を明らかにした。 富士吉田市の地域防災行政無線を通した街頭時報は市役所 の若手職員が主導し、ロックバンド「フジファブリック」 の楽曲に期間限定で変更された。この音楽は当初、富士吉 田市の市民に向けた地域にクローズドな放送として市役所 職員は認識していたが、ロックバンドの愛好家たちも西吉 田駅に設置された防災行政無線のスピーカー塔から流れる 街頭時報の撮影と録音のため、富士吉田市を訪問した。こ の研究は、「音の共同体」の参加者が地理的に隔絶した属 性を有していても、「音の共同体」が構成される可能性を 示唆している。サウンドスケープ研究者による街頭時報研 究は以下の論点の集約できる。地域共同体がある音に継続 的にさらされ、聴取体験を共有することで正負を伴う地域 の紐帯となりうる。そしてその音が聴かれる地域にクロー ズドではなく、共同体どうしを架橋する。つまり、言い換 えればサウンドスケープに関心を持つ研究者による拡声装 置研究は、「音による紐帯形成」の研究とまとめることが できるだろう。

近現代史研究者による音を紐帯とした共同体の研究は、 アラン・コルバン、齋藤桂らが挙げられる。アラン・コル バンは 18 世紀フランスの地方に設置された「世俗の鐘」を 通し、地域共同体が物質としての鐘と鐘によって形成され る音の紐帯が存在したことを明らかにした4)。「世俗の 鐘」の打鐘はしばしばパリの中央政府や各県政府の方針と 衝突した。フランス中央政府は「世俗の鐘」を規制したが、 むしろ地方共同体は中央政府の方針に抗いを強めた面もあ った。コルバンは地方共同体における「世俗の鐘」のポリ ティクスが地域の紐帯を支え、より強化したと指摘した。 齋藤桂はコルバンをモデルに東京市によって設置された街 頭サイレンが東京市内の紐帯として機能したこと、明仁親

王出誕奉祝と防空大演習でのサイレン吹鳴によってサイレ ンの音が国粋性を持った音へと意味づけが変わり、後の戦 時体制を音響的に準備したと述べた5)。

近現代史研究は水平的な紐帯を強調するサウンドスケープ 研究と比べて、国家を含む共同体内外の緊張関係やポリテ ィクス、あるいは支配/被支配の問題をとりあげる傾向が 強といえる。

しかし、音をとおした紐帯にかかわる題材を扱う傾向、 音の受容をめぐる合意形成や音へのアクセシビリティの問 題を扱っているという点で、2つの流れは共通している。

本研究は、サウンドスケープ的関心に基づいた研究にお ける紐帯形成という視点をふまえつつ、齋藤のサイレン研 究につらなる知見の蓄積をめざす。具体的には学校や工場 および農村部の街頭サイレンの事例を加えて検討すること で、地域的な紐帯が国家的な紐帯(統治)へと動員されて いくポリティカルな過程を描く。これにより、共同や統治 の諸領域やスケールを横断して形成される音の共同体の重 層的で動的な性質を明らかにすることが、本研究の目的で ある。

1.2 本研究の目的

先述の通り、サウンドスケープ的な関心にもとづく「音 の共同体」研究と、音の歴史研究は近接した問題意識を持 つ。これらの研究の一方で、特定の技術を利用した「音の 共同体」とそのサウンドスケープを享有するに至った過程 が着目されてきたとは、必ずしも言いがたい。本研究は戦 前期日本の各地に設置されたサイレン装置に着目し、この 「音の共同体」とサウンドスケープが地域と地域を横断し、 国家へと統合される形に至った過程を明らかにする。

先述した齋藤 (2019) は 1933 年の東京市街頭サイレンの 利用ケースに着目し、東京市の自治体街頭サイレンが通常 の自治体時報業務以外に明仁皇太子出誕、関東防空大演習 等国家的イベントに動員された経緯を明らかにした。また、 原克(2020)は東京市の報時砲との連関を見出し、通時的 に議論した 6。だが、いずれも事例限定的である。サイレ ンは自治体時報業務以外にも学校や工場等にも設置された。 また、予備調査の結果、サイレンの担い手も学校や自治体 等の公共団体以外にも市民の手による建造や運営の事例が あったことも明らかになった。そこで本研究は齋藤や原ら が提示する東京市をモデルとした街頭サイレンの近代史研 究に連なる知見を目指す。

学校・工場、そして自治体が設定する街頭サイレンは主 に定時通告を目的に設置された。学校や工場の場合、自治 体が設定した目的と異なり、施設の始業、終業時間を告げ るクローズドの装置である。しかし、工場・学校は、この 論文ではメインではないが、それもまた施設の外にきこえ る点でも、サイレンという技術への反応という点でも、街 頭サイレンの分析に先立って、あらかじめ検討しておく必 要がある。このサイレンは吹鳴時の音量調整が難しく、学 校や工場の敷地外にも響き、地域のサウンドスケープを形 成していた。本研究では、工場や学校に設置されたサイレ ンのサウンドスケープを分析する。分析する対象は工場や 学校のサイレンに直接言及した感想録や随筆とする。なお、 本研究で引用した文献に見える歴史的仮名遣いや旧漢字は、 適宜現代仮名と常用漢字に改めた。

2 近代の道標

科学雑誌では早期からサイレンに着目した記事が掲載さ れている。1900年に発行された『自然之友. 苐壱巻 通俗物 理學講話』 7) は「その六 サイレンの話」で音の物理性を測 定する装置の「サイレン」を紹介している。この書籍は当 時の義務教育課程に通う生徒向けに、話し言葉で自然科学 や工学の知識を紹介している。『通俗物理学講話』が発行 された 1900 年頃は、まだ音響装置としてのサイレンは一般 に浸透していなかったと思われる。しかし、街頭サイレン の設置が進む 1920 年代中盤以降、サイレンのサウンドスケ ープやメカニクスに着目した言及が増える。この言及は主 に学校と工場に設置されたサイレンから想起されるサウン ドスケープが記されている。

2.1 学校サイレンのサウンドスケープ

1927 年 1 月に発行された『受験と学生』第 10 巻 1 号に 浜松高等工業学校(旧制)所属のムジ・イノウエによる 「広陵原頭に響くサイレン」8)と題する記事が掲載される。 文中、サイレンは、浜松市の一角にある「鉄筋の大建築物 が高く聳」える校舎から「モーターサイレンが市中」に響 く。サイレンを合図に「ノートを走るペンのささやき」や 「ハンマーの響き」がもれ、浜松高等工業学校の一日が始 まる、と記事の冒頭から書き記される。ムジ・イノウエは 文中で浜松高等工業学校(旧制)の自由な校風や恵まれた 環境を紹介したのち、臨時代用教員養成学校としての浜松 高等工業学校を称揚する。ムジ・イノウエは、「広陵原頭 怪しく響くサイレン」が「教育の革命の声」であり、「教 育界否社会生活の新人」であり、「革命児」の上に響く怪 音であると記述し、締めくくる。彼はサイレンを二つのサ ウンドスケープに紐づけた。一つは学校と浜松市中、次が 学校内である。ひとつめは、サイレンによるサウンドスケ ープが学校の敷地内にとどまらず、メゾレベルに広がるこ とを暗に主張している。換言すると、サイレンは学校と地 域社会の接点として機能していると読み取れる。ふたつめ は、浜松高等工業学校が持つ特殊性や先進性を表緻するサ ウンドスケープである。ムジ・イノウエによる「広陵原頭 怪しく響くサイレン」は、浜松高等工業学校(旧制)の生 活と学校の革新性を称揚した内容であり、彼は既存の学校 では達成しえない教育の場を宣言する装置としてサイレン を位置付けた。すなわち、学校に設置されたサイレンによ るサウンドスケープは、学校運営者の理念や生徒の将来が 投影され、学校・地域間の紐帯を担っていたと言える。

2.2 工場サイレンのサウンドスケープ

工場のサイレンが持つメタファーは、主にプロレタリア 文学者や紀行作家に着目されてきた。平林たい子は1929年 に「サイレン」と題した小説を発表する ⁹。この小説は東 洋モス工場に勤務する主人公が労働運動家による労働新聞 の配布を契機に、自らの労働環境向上のために労働運動へ 身を投じる過程を描いている。平林は冒頭からサイレンに よるサウンドスケープを描写する。 平林はサイレンに 2 つ

のモチーフを託す。ひとつはサイレンを通して近代生産体 制のメタファーとするもの、次に労働運動の道標である。 平林は「工場のサイレン」に資本家階級と労働者階級の対 立と、労働運動の指針の双方を意味させていた。すなわち、 労働運動に対してナイーブだった主人公が労働運動への参 加を決意する過程のメタファーをサイレンに託している。

一方、工場のサイレンのサウンドスケープについて、西 村真琴「朝のサイレンに目覚めて」という文章がある。西 村は有志と瀬戸内地方を旅行し、訪問した各都市の感想録 を記している 100。「朝のサイレンに目覚めて」はその一節 である。西村が呉市を訪問した1930年当時は、旧海軍のも と、六大都市に次ぐ軍事都市として成長していた。朝六時 半、西村は呉市のサイレンを耳にし、起床する。「朝六時 半に響きだすサイレンにも、呉を驚いた我等には大きい肯 き」がある、と、呉市のサイレンを肯定的に受容する。起 床した西村は呉市の軍需工場や船舶ドッグの建設が進む呉 市を瀬戸内には匹敵する都市のない特別の都市と述べる。 西村は「この地においては自然に対してよりも、より多く 人間活動に嘱望」してやまないと述べ、「朝のサイレンに 目ざめて」と題した旅行録を終わらせる。すなわち、西村 によれば呉市は「国家が特別の施設経営をいたして」成長 を見た軍事都市である。その軍事都市としての性格を、西 村はサイレンのおりなす朝のサウンドスケープから読み取 ったのである。西村にとって呉市の朝六時半のサイレンは 都市の発展と生産活動を表象するサウンドスケープを構成 していたと思われる。さらに西村は、朝六時半のサイレン から呉市の軍や工場の「人間活動」を想起し、瀬戸内の各 都市の中でも「燐として光」る呉市を称揚した。

以上、学校および工場のサイレンについて検討してきた。 いずれもサイレンが近代の道標として、具体的には集団の 紐帯を担う存在としてとらえられていることがわかると同 時に、西村に端的に示されるように、国家への動員という 契機をはらむものであることもうかがえる。こうしたサイ レンの一般的特徴をふまえたうえで、次に時報サイレンの 特徴について述べる。

3 時報とサイレン

時報を主な用途に想定した街頭のモーターサイレンは、 東京市、大阪市などの大都市、岐阜県関市や愛媛県新居浜 市などの中小都市や朝鮮半島釜山市などの植民地を含め、 内地と外地を問わず設置された。これらの時報サイレンは 1920 年代初頭から 1930 年代中盤にかけて設置され、時報 用途以外の特別吹鳴や防空訓練の警報としても利用された。 1924 年、大阪に拠点を構えるメーカーの伊吹工業所が国産 モーターサイレンの量産に着手し、『官報』等に広告記事 を掲載した。『官報』に寄せた広告を見ると、同社はサイ レンの用途を時報目的を一義として販売している110。

本節では、前述した齋藤がとりあげた東京市に加えて、 農村部の事例として、三重県奥鹿野地区・矢持地区の事例 を検討する。市民が残した随筆、新聞の投稿記事、そして 公文書等にもとづき、都市部と農村部の双方を検討するこ とで、自治体により経営され市民が受容していた街頭サイ レンが、いかにして国家による動員の装置となっていくか、 その過程を明らかにしたい。

その際、注目したいのは、所定の時刻に実施される時報 吹鳴や空襲警報に加えて、特定の日時にのみ実施されるサ イレンの吹鳴である。これを以下では「特別吹鳴」と表記 する。たとえば東京市では、震災記念日や時の記念日等の 特定の記念日に特別吹鳴を実施した。また日中戦争勃発後 は都市陥落など軍事的な成果が上がった場合、さらに 1938 年の第一次近衛内閣の国民精神総動員運動の重要日にも特 別吹鳴が実施されている。他方で、本来の機能である時報 吹鳴は、東京都公文書館によると、1941 年 12 月 8 日に停 止しており¹¹⁾、その後、東京市が設置した街頭サイレンは 空襲警報の伝達が一義の目的となっている。

そこで本節では、特別吹鳴の吹鳴用途や意図の分析を通 し、サイレンの担い手が街頭サイレンに託した思惑や位置 付けを析出する。また、特別吹鳴のサウンドスケープを聞 き取った市民の印象やメディア資料をもとに、街頭サイレ ンの機能と、サウンドスケープの変遷を明らかにしていき たい。

3.1 農村部の時報サイレン

本項では三重県奥鹿野地区と矢持地区の街頭サイレンの 事例について検討する。取り上げる資料は、森田茂次によ る『土と魂の青年教育』に収録された「二四 お天気の先 生」である 12)。この文章には、奥鹿野地区の公民学校に赴 任した学校教員の山本恭太郎氏によるサイレン塔の設置、 その活用、住民による聴取と印象が記されている。

金比羅山のサイレン塔は 活郷時計の使命を背負い 覚めぬ心を覚めよと鳴って 貧と戦う進軍ラッパ

森田は、第1項「一活郷時計のサイレン塔」の冒頭に上 記の奥鹿野活郷久美愛行進曲を引用したうえで、同地区の サイレン塔の経緯とその内容を次のように説明する。1931 年に奥鹿野地区に設置されたサイレン塔が設置される。設 置者の公民学校長山本恭太郎は、「時間観念の乏しかった 各種会合」に規定を設け、「生活を幾分でも」改めたい、 との思惑からこれを設置した。それは森田にとって「暗黒 の村から明朗なる村への十幾年間も欠さず鳴り響」き、 「朝夕鳴り響いては村人たちの生活時計」として「心を引 緊め」てくれるものであった。そして森田は、高松宮が奥 鹿野地区を訪問した際にサイレン塔を讃えた逸話を紹介し、 「殿下にはいとも御満足」の様子であったと述べ、「永い 十幾年間村人を激励し浮世と戦ってきた」サイレンを称揚 している。

続く第2項「十年前」は、1929年に同公民学校長が設置 した三重県矢持地区のサイレンに言及している。まず森田 は、昭和4年9月12日の『大阪毎日新聞』に掲載された矢 持地区におけるモーターサイレン設置の記事を紹介する。 そしておそらく同記事を引用した内容と考えられるが、金 比羅山のサイレン塔を設置した山本恭太郎が奥鹿野地区に 赴任する以前、三重県矢持村の自宅にモーターサイレンを 実費で設置し、矢持村の時報、天気予報、火災、非常呼集 のサイレンとして活用していた、というエピソードを紹介 する。それから 10 年後の 1939 年、山本は生活改善中央会 から『時の功労者』として表彰されることになる。「其の 日の各地の新聞は一せいに校長先生の尊い十年間の輝かし い事績」が紹介されていたことを述べ、公民学校長が学園 の誇りであると賛ずる。そして「今日も鬱陶しい梅雨空を 吹き飛ば」し、「校長先生の熱愛が固まったサイレンの唸 り」が「明日の天気を知ら」せながら「山峡の村に力強 く」鳴り響くと論じ、同章を締めている。

以上のように、「二四 お天気の先生」は山本恭太郎氏が 設置した街頭サイレンの目的と便益を称揚する文章である。 まず冒頭で紹介された三重県奥鹿野地区は、自ら「活郷地 区」と位置付け、地域内の活動を先進的な施策と自負した と読み取れる。ここで奥鹿野地区の街頭サイレン設置はこ の文脈に位置づけられたと思われる。農村に時間観念を移 植し、地域の生活を改良する目的である。そのためにモー ターサイレンは、奥鹿野久美愛行進曲にも「貧と戦う進軍 ラッパ」と歌われたとのであろう。そして、奥鹿野地区を 論じたのちに、森田は過去の事例も紹介する。奥鹿野地区 に山本が転居する以前、同氏は、私費を投じて自宅に街頭 サイレンを設置し、サイレンから生活改善のための時報、 天気予報、非常時呼集の吹鳴を実施した。サイレンの目的 や山本による設置の費用負担を論じることで、森田は山本 の献身的な実績をサイレンに投影するのである。こうして 森田は、サイレンの音を、それを設置する者の献身的な努 力と結びつけながら、農村部の近代化の道標として位置付 ける。その意図は、奥鹿野地区のサイレン塔の織り込まれ た歌の紹介や、それ以前に山本が自宅に設置したことを物 語化し、称揚する点に強く表れている。

ここで、農村部に設置されたサイレンは 2 水準の機能を 持つと言える。地域内でサイレンの音を頼りに理想的な生 活指標を身につける近代化の道標としての機能と、同じ生 活指標を共有する地域の紐帯としての機能である。この 2 つの機能は両者とも密接な関係を持つ。冒頭に紹介された 奥鹿野地区の行進曲は、最後に、山本氏の功績を讃えるた めに生徒によって合唱される様子が描かれている。この行 進曲で「活郷時計」としてうたわれることから、このサイ レン塔は、奥鹿野地区の時間を集約し、管理する装置であ り、地区住民が聴くべきものとして位置付けられているこ とがわかる。そして「覚めぬ心を覚」ましたのちに、地域 の生業である農業へと住民を駆り立てるのである。また天 気予報のサイレン吹鳴は、地域の生業が農業であり、地域 の人間の多くが同じ階級に属する人間であると再認識させ たとも思われる。すなわち、地域共同体の音響的な紐帯と して機能した。次に、サイレンによって身に着けた生活指 標が地域に生活改善をもたらす、近代化装置の機能である。 奥鹿野地区の街頭サイレンは「貧と戦う進軍ラッパ」と歌 われる。街頭サイレンは地域住民を横断する音響的な時計 装置となり、それによって無駄な時間を省き、時間的観念 をもたらす。さらに、近代的な天気予報がサイレンによっ て地域に共有されていた。すなわち、奥鹿野地区のサイレ ンは地域が共有する精確な時計であり、ラジオによって中 央政府からもたらされた科学的な予測知を地域に浸透させ る。その天気予報は地域に富をもたらすために必要な情報

でもあった。いわば奥鹿野地区での街頭サイレンは近代的 生活に導く音響装置として受容されていた。

三重県奥鹿野地区の事例から、農村部のサイレンが設置 者の努力と献身の物語を内包しながら、当該地域がともに 紐帯して近代化を成し遂げる象徴としての機能を有してい たことがわかった。では国家的な機能をより集中させてい る都市部において、サイレンはどのような機能を有したで あろうか。とりわけ近代化と紐帯という 2 段階の機能は、 どのように作用したか。東京市の街頭サイレンを事例とし て検討を進める。都市部の時報サイレン

東京市の街頭サイレンは1929年5月1日に愛宕山、本所 公会堂、小石川高等小学校に設置された 13) 街頭サイレンを 皮切りに、1940年までに39か所に設置された。1929年中 に市内各地に増設が決まり、矢継ぎ早に建設された。1934 年4月1日から、それまでの東京市中心部に加え、旧郡部 でも設置と吹鳴が始まり、サイレンの可聴範囲は拡張市域 を含めて市内の多くをカバーしていた。東京市は街頭サイ レンを時報吹鳴以外の用途にも利用し、外国飛行船の飛来、 東京市の重要日などに特別吹鳴を実施した。本項では東京 市街頭サイレンの有した機能を検討する。

東京市の街頭サイレンの市政上の位置づけはどのような ものだったのか。『東京市公報』第号数不詳号に東京市に よるサイレン解説の記事が見える 140。この記事は 1929 年 5月1日のサイレン設置を告知し、東京市が抱く街頭サイ レンの思惑と市政上の役割を解説している。新たなサイレ ン装置を「市内の絶佳の継承へ向かって颯爽たる新時代」 の構えと賛辞した。さらに、新サイレンは「従来のドンの 果たし得なかった役割」を担い、「地震とか大火災とか其 の他重大事件」が発生すると、市内に警報が鳴り渡るよう に設計したと述べた。新しい街頭サイレンを東京市は「午 砲に較べて新時代的な合理性」を有していると位置付けた。 東京市はサイレンを新時代の技術と位置付け、時報用途以 外の使用法も検討していたことがわかる。1930年8月26 日の『東京市公報』「全快した愛宕山のサイレン」では、 故障した愛宕山の街頭サイレンについて市民に詫び、善後 策を記事中で紹介した。東京市教育局社会教育課の職員の 弁として「都市防空設備用」として将来的な運用を目し、 「吉凶何れの警報をも随時即刻」の吹鳴を実施したいとの

計画を語った。街頭サイレンを運用する東京市は、時報用 途以外に慶祝行事と都市防空サイレンの双方での吹鳴を検 討していたことがうかがえる。 時報用途以外の吹鳴の嚆矢は1930年9月1日の特別吹鳴 であると思われる。『昭和五年東京市告示第三百八十八

号』によると「来ル九月一日ハ震災記念日ニ付報時用サイ レンヲ以テ午前十一時五十八分」にサイレンの吹鳴を実施 する、とある。1923年の関東大震災を追悼するために東京 市内の街頭サイレン全てで特別吹鳴が実施された。震災記 念日の特別吹鳴は東京市告示によると 1931 年、1932 年、 1933年、1934年、1935年、1936年、1937年、1938年、 1939年、1941年も行われた。この震災記念日に実施した特 別吹鳴は東京市の街頭サイレンだけではなく横浜市でも実 施された 15)。また、東京市や横浜市内各地の寺院も同じ時 刻に梵鐘を打ち鳴らした。『東京市告示』より収集した東 京市街頭サイレン特別吹鳴の一覧を表1に示す。

表 1 に示すように、東京市街頭サイレンの特別吹鳴は 1937 年まで「時の記念日」と「震災記念日」の 2 つが目立 つ。変化がみられるのは1938年1月1日の新年奉祝の特別 吹鳴からだ。1937年12月28日、『昭和十二年東京市告示 第六百八十二号』で1938年1月1日の午前10時に「新年 奉祝」の特別吹鳴を実施すると告知した。これは国民精神 総動員運動の一環で12月2日の第一次近衛内閣の決議に基 づく吹鳴であった16。この1月1日に実施する新年奉祝の サイレン吹鳴は東京市だけではなく、帝国の全土にサイレ ンや寺鐘を打ち鳴らすよう、第一次近衛内閣は要請した。 1938年2月8日、『昭和十三年東京市告示第六十一号』で 2月11日の紀元節に宮城遥拝を促す特別吹鳴を実施の旨を

表1 東京市街頭サイレン特別吹鳴

	147942678
日付	行事
1930年9月1日	震災記念日16)
1931年2月18日	厚子内親王出誕 17)
1931年6月10日	時の記念日 18)
1931年9月1日	震災記念日19)
1932年6月10日	時の記念日 20)
1932年9月1日	震災記念日 21)
1933年6月10日	時の記念日 22)
1933年8月9日/13日	関東防空大演習 23)
1933年9月1日	震災記念日24)
1933年12月23日	明仁親王出誕 25)
1933年12月27日	東京市主催皇太子殿下
	御誕生奉祝大会 ²⁶⁾
1934年6月10日	時の記念日 27)
1934年8月24日	東京市連合防護団防空演習 28)
1934年9月1日	震災記念日 ²⁹⁾
1935年6月10日	時の記念日 30)
1935年6月26日	東京市各区防護団総合演習 31)
1935年7月6~7日	東京市連合防護団防空演習 32)
1935年9月1日	震災記念日33)
1935年11月28日	正仁親王出誕 34)
1936年6月10日	時の記念日 35)
1936年9月1日	震災記念日36)
1937年6月10日	時の記念日 ³⁷⁾
1937年9月1日	震災記念日38)
1938年1月1日	新年奉祝 39)
1938年2月3日	東北及関東地方防空訓練 40)
1938年2月11日	紀元節奉祝の時間 ⁴¹⁾
1938年2月21日	関東東北防空訓練 42)
1938年4月26日	靖国神社臨時大祭43)
1938年4月29日	天長節「国民奉祝の時間」44)
1938年6月10日	防空設備調査 45)
1938年6月10日	時の記念日 46)
1938年9月1日	震災記念日47)
1938年9月12~16日	東部防空訓練 48)
1938年10月19日	靖国神社臨時大祭49)
1938年10月27日	武漢三鎮陥落 50)
1938年11月3日	明治節「国民奉祝の時間」
	「宮城遥拝の時間」51)

日付	行事
1938年11月26~28日	昭和十三年度第二次東部防空訓練52)
1939年2月7日	貴子内親王出誕吹鳴の予告 53)
1939年2月11日	紀元節「国民奉祝の時間」54)
1939年4月25日	靖国神社臨時大祭
	「国民黙祷の時間」55)
1939年4月29日	天長節「国民奉祝の時間」56)
1939年6月10日	時の記念日 57)
1939年7月7日	事変記念日 58)
1939年7月18~28日	昭和十四年度第二次東部防空訓練59)
1939年9月1日	震災記念日 60)
1939年10月24~30日	昭和十四年度第三次東部防空訓練 61)
1940年2月11日	紀元節 62)
1940年4月25日	靖国神社臨時大祭 「国民黙祷の時間」 ⁶³⁾
1940年6月10日	東京府会議員選挙投票日 64)
1940年7月25~27日	昭和十五年度第二次東部防空訓練 65)
1940年9月6~10日	昭和十五年度第二次(九月)東部 防空訓練 ⁶⁶
1940年10月1~5日	昭和十五年度第三次防空訓練 67)
1941年1月1日	元旦節 68)
1941年2月11日	紀元節 ⁶⁹⁾
1941年6月10日	時の記念日 70)
1941年9月1日	震災記念日71)
1941年10月17日	神嘗祭「市民神宮遥拝の時間」72)
1941年10月22~25日	昭和十六年度第二次防空訓練 73)
1941年11月3日	明治節「国民奉祝の時間」
	「宮城遥拝の時間」 ⁷⁴⁾
1941年12月8日	対米開戦により時報停止 75)

告知する。それまで東京市が紀元節の特別吹鳴を実施した ことは確認されていない。1938年以降、紀元節の特別吹鳴 は1939年、1940年、1941年にも実施される。

1938 年 4 月 25 日に東京市は『昭和十三年東京市告示第 二百八号』を告示し、4 月 26 日の靖国神社臨時大祭「国民 黙祷の時間」と4月29日の天長節「国民奉祝の時間」に合 わせた特別吹鳴を告知する。

1938年10月18日、東京市は『昭和十三年東京市告示第 五百四十七号』で 10 月 19 日の靖国神社臨時大祭の特別吹 鳴を同日午前10時15分に実施すると告知した。加えて10 月27日、『昭和十三年東京市告示第五百六十六号』で中国 の漢口市陥落が公報された瞬間に 1 分間の特別吹鳴を実施 すると告げた。11月1日の『昭和十三年東京市告示第五百 七十四号』は明治節奉祝の宮城遥拝を促す特別吹鳴の実施 を告知した。11月3日は午前9時より1分間、東京市の街 頭サイレンが吹鳴された。1939年2月7日、『昭和十四年 東京市告示第五十一号』は皇子出誕の特別吹鳴実施を告知 した。1940年5月13日、『昭和十四年東京市告示第二百 七号』で東京府会議員選挙の投票日を告知する特別吹鳴を 6月10日午前7時30分と午後4時に実施すると告知した。 1941 年 10 月 17 日、『昭和十六年東京市告示第四百八十

号』で神嘗祭「市民神宮遥拝の時間」の午前 10 時特別吹鳴 を告知した。

そして 1941 年 12 月 8 日夜、日米開戦と同時に時報吹鳴 は停止され、以降、東京市の街頭サイレンは空襲警報のサ イレンとして動員される。

以上をふまえると、東京市の特別吹鳴は戦前期を通して 下記に示す3水準があったと言える。

第1水準… 生活の近代化指標

第2水準… 東京市民の集合的記憶の再生産

第3水準… 「帝国臣民」の紐帯形成と総動員体制への動員

これら 3 水準の機能はいずれも当初から街頭サイレンの機 能に包含していた。1931 年や 1933 年の特別吹鳴の根拠と なった親王や内親王の出誕は帝国の慶祝事であり、特別吹 鳴の後に帝国臣民の身体と音による奉祝の動作を誘った。 しかし、国家総動員体制の確立と強化が第3水準の機能を 前景化した。すなわち、街頭サイレンの国家的動員を想起 するサウンドスケープが全国的に確立したと言える。

4 近代化とサイレン

本節では本論の考察ならびに今後の課題について述べる。 本研究では戦前期日本の街頭サイレンの作り手、担い手、 聞き手に着目し、それぞれのアクターがサイレンに委ねた 機能とサイレンのサウンドスケープを経時的に分析した。

4.1 近代的時間の管理

担い手と聞き手はサイレンの音に生活の合理化を通した 近代化を見出し、その指標としていたと言える。担い手と 聞き手、特にサイレンの担い手としての自治体や地元組織 は、時報機能に近代化の道標の意味をゆだねた 76)。

この生活の合理化と近代化の道標の機能を持ったサイレ ンの音は時報吹鳴と特別吹鳴を繰り返すことで、戦前期の 日本の近代的なサウンドスケープの重要な構成要素となっ たと言える。このような近代のサウンドスケープを形成し たアクターとして、最後に生活改善同盟会と「時の記念 日」について検討しよう。

「時の記念日」は文部省の外郭団体である生活改善同盟 が主導して1920年に定められた記念日であり、時間の節約 を図り、生活の合理化を目指す一日である。生活改善同盟 は「時の記念日」に時間の節制と生活の合理化を達成した 市民や時間に関する職業や運動に長く携わった市民を「時 の功労者」に認定し、表彰してきた。先の節で議論した奥 鹿野地区で街頭サイレンをメディアにした生活改善に携わ った山本恭太郎氏も「時の功労者」として表彰された。東 京市の街頭サイレンが有する機能も同じく生活の近代化指 標が備わっていたことは、時報を通した改善運動の近代日 本における遍在を示唆している。一方、東京市の「時の記 念日」担当部局は街頭サイレンを担当した社会教育局であ る。「時の記念日」制定当時は東京市社会教育局局長が運 動推進のための講演にも参加し、市民の自覚を促した 77)。 担当部局内で時報と生活の近代化に関する観念が近接して いたとも考えうる。しかし、時の記念日に紐づけたサイレ

ン吹鳴は全国的に行われていた ⁷⁸⁾。つまり、東京市の問題 だけではなく、全国的に時報と社会の合理化、近代化のサ ウンドスケープが共有されていたと思われる。

東京市の街頭サイレンは震災記念日の9月1日、毎年地 震発生時刻の11時58分に1分間のサイレンを吹鳴し、東 京市民に黙祷を促した。また街頭サイレン以外に寺社の鐘 も同時刻に打ち鳴らすよう要請し、東京市内に弔いのサウ ンドスケープが形成されていたと思われる。震災記念日の 特別吹鳴は東京市の街頭サイレン設置の翌年の1930年から 実施され、告示から確認できる範囲では1941年まで毎年実 施された。奥鹿野地区と異なり市民の流出入が多い東京市 では、全ての市民が関東大震災の経験をしたとは言いがた く、また、関東大震災後に生誕した東京市民もいる。奥鹿 野地区では住民の紐帯の音響装置として機能していると思 われるが、東京市の場合は地域の集合的記憶を生産する機 能を担った。そして集合的記憶を想起させると同時に、同 質的な音響空間を通した東京市民の紐帯を構成したと思わ れる。

東京市の街頭サイレンは設置当初から、防空警報と吉凶事の特別吹鳴を想定していた。1932年の厚子内親王、1933年の明仁親王、1935年の正仁親王、1939年の貴子内親王の出誕に合わせて特別吹鳴が実施された。特に1933年の明仁親王出誕時は祝賀行事でも特別吹鳴が行われ、東京市は市民に吹鳴終了後の万歳三唱を要請した。親王と内親王の特別吹鳴は東京市の街頭サイレンをメディアとし、市内に慶祝のサウンドスケープを形成した。この皇族出誕の特別吹鳴が、東京市の街頭サイレンを国家慶祝行事への動員に道づけたと考えられる。

しかし、皇族の子女が出誕する帝国にとっての最重要事 に吹鳴されるだけで、祝祭日や国家神道の重要日に東京市 街頭サイレンの特別吹鳴はされなかった。東京市のサイレ ンの特別吹鳴は市にとって重要日である震災記念日と、市 民の近代化の道標となる時の記念目のみ継続し、それ以外 は突発的な吹鳴に留まった。その図式が変わるのは 1937 年 である。1937 年 12 月、第一次近衛内閣は新年奉祝のサイ レンを同時吹鳴するよう、全国に要請した。東京市も要請 に則り、1938年1月1日に新年奉祝の特別吹鳴を実施する。 1938 年は新年奉祝に始まり、紀元節、天長節、明治節、靖 国神社の春秋臨時戦没者慰霊大祭の国家祝祭日と国家神道 の重要日、そして漢口市陥落の軍事的成果が上がった日に 特別吹鳴が実施された。一方、1938 年も時の記念日や震災 記念日の東京市の地域性を兼ねた特別吹鳴は実施されたが、 概して国家神道の奉祝や日中戦争の軍事的成果を称揚する 特別吹鳴が台頭したと思われる。

以上をまとめれば、まず昭和天皇の即位式や皇族出誕という国家慶事を伝える特別吹鳴がなされ、それを基盤として軍事的事象を伝える特別吹鳴へと拡大することで、国家総動員を表するサウンドスケープが東京市に形成されたと考えられる。さらにその後、第一次近衛内閣によって国家総動員のサウンドスケープは全国的に波及し、前景化した。東京市を例にとると、地域的な集合的記憶を生産するサイレンのサウンドスケープが国家に回収され、国家総動員体制にいざなうサウンドスケープが帝国を横断するに至ったと言える。

4.2 国家統治への地域横断的な動員

まとめよう。自治体や住民組織によって整備された街頭 サイレンは、近代化の道標としての機能を有しており、ま た当初は、地域共同体の紐帯として機能していた可能性が ある。とくに、街頭サイレンの担い手にとって重要な日に 特別吹鳴を実施ししていたことは、街頭サイレンが地域共 同体の集合的記憶を生産する機能を有していたことを示し ている。ただし、この特別吹鳴は、地域性のある行事だけ ではなく、天皇の即位式や皇族の出誕など帝国の重要事に も実施された点に注意が必要である。この地域的行事と国 家的行事を横断した特別吹鳴こそが、日中戦争勃発をきっ かけとして、紀元節や天長節、靖国神社戦没者慰霊臨時大 祭など国家総動員体制に動員するサウンドスケープを形成 する。そして、この国家総動員体制を動員する機能を担い はじめたサイレンの担い手に対して、第一次近衛内閣は全 国同時吹鳴を要請するに至ったのである。そしてこうした 特別吹鳴を契機として、帝国日本を横断する定時の街頭サ イレンが実現することとなった。さらにいえば、こうした 経験の反動が、戦後のサイレン忌避と音楽放送による時報 運動やミュージックサイレンを準備させたとも言えるだろ う。

4.3 結語

これまでの本研究は街頭サイレンがおりなすサウンドスケープとその機能を分析した。サイレンの音は担い手と聞き手の双方にとって近代の道標であり、各共同体の紐帯となっていたこと、次に皇族子女出誕や国民精神総動員運動の総動員体制下で国家のメディアとして動員され、総動員体制に回収されたプロセスを明らかにした。既往の研究は東京市のサイレンに地域的時間的にも限定されていたが、本研究は通時的かつ地域横断的なサイレンとサウンドスケープの研究を行った。その結果、齋藤や原による東京市モデルに連なる知見を提供できたと思われる。

以上が、本研究が明らかにしえた事柄であるが、一方で、 課題も山積する。街頭サイレンが有していた「近代化の道 標」機能が、街頭サイレンの波及当初から担い手に共有さ れていたことも明らかになった。これはサイレン等街頭に おいて高音で響く、何らかの装置の前例があり、そのサウ ンドスケープの接触体験を通してサイレンに「近代化の道 標」としての機能を投影したと思われる。その装置とは寺 の鐘、半鐘、あるいは太鼓などのプレ・サイレンの時報機 構であると考えられる。また、敗戦後、日本各地で社会運 動の一環として各地に街頭時報装置が設置された。本研究 は戦前期日本と時間的に区切りを設けたが、街頭時報によ るサウンドスケープ研究を行う上で、戦後の時報運動から 現在の防災行政無線を通したミュージックチャイム放送に 至る経時的な研究が必要であると思われる。さらに、竹山 は NHK ラジオの時報放送に生活改善の期待が込められて いたと明らかにした。本研究は街頭サイレンのサウンドス ケープ研究であったが、メディア史研究との接続を考え、 通時的かつ共時的な時報をとりまく社会史的視座が必要と 思われる。

註

- 1) 永幡幸司:音の共同体試論,サウンドスケープ,33,1-36,2001.
- 2) 上野正章, 兼古勝史: 浜松研究会報告 ミュージックサイレンの歴史と現在, 1-7, 2018.
- 3) 箕浦一哉:「夕方5時のチャイム」の公共性:山梨県富士吉田市の取り組みから、日本サウンドスケープ協会2013年度秋季研究発表会論文集、1-5、2013.
- 4) アラン・コルバン (小倉孝誠) : 『音の風景』 (藤原書店、東京、1997) 1 頁-460 頁.
- 5) 齋藤桂: サイレンのある街 時報、防空警報、皇太子の誕生. 『1933 年を聴く 戦前日本の音風景』 (NTT 出版、東京、2017) 177-214 頁所収.
- 6) 原克:『騒音の文明史 ノイズ都市論-』(東洋書林、 東京、2020).
- 7) 秋山鉄太郎: その六 サイレンの話. 『自然之友. 苐壱 巻 通俗物理學講話』 (開発社、東京、1900) 39-46 頁所収.
- 8) ムジ・イノウエ:広陵原頭に響くサイレン.研究社編 『受験と学生』,10,(1),140-141 頁,1927.
- 9) 平林たい子: サイレン. 『日本プロレタリア傑作選集 [第2巻]』 (日本評論社、東京、1929) 176-195 頁.
- 10) 西村真琴:朝のサイレンにめざめて.加藤武雄編『近代思潮講演集:附録・九州ところどころ 芸備三日』(大阪毎日出版社、大阪、1930),112 頁所収.
- 11) 伊吹工業所:モーターサイレン,『官報』, (東京, 1928), 30 頁所収.
- 12) 東京都公文書館:シリーズ-レファレンスの杜-午砲 (ドン)からサイレン(号笛)へ,東京都公文書館だより,7,6,2005.
- 13) 森田茂次: 二四 お天気の先生. 森田茂次編『土と魂の青年教育』(伊藤文信堂、東京市、1940), 178-184 頁所収
- 14) 竹山昭子:時間メディアの誕生. 『ラジオの時代 ラジオは茶の間の主役だった』 (世界思想社、京都、2002), 9-67 頁所収.
- 15) 東京市: 1929年5月2日. ドンに代わった電氣サイレン. 『東京市公報』, 1662, 1, 1929.
- 16) 東京読売新聞: 1937 年 12 月 3 日. 非常時元旦祝賀サイレン・鐘 午前 1 0 時を期して一斉に. 21854, 7, 1937.
- 17) 東京市: 1931 年 3 月 23 日. 午砲「サイレン」大改造. 『東京市公報』, 号数不詳, 2, 1931.
- 18) 東京市: 1931 年 6 月 6 日. 東京市告示第二百三十六號. 『東京市公報』, 号数不詳, 2, 1931.
- 19) 東京朝日新聞:1931年9月2日. 哀しみのサイレン1 1時58分! 追憶また新たなり きょう想い出の8周年 の日 震災記念堂の供養. 16287, 1, 1931.
- 20) 東京市: 1932 年 5 月 26 日. 東京市告示第二百八號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1932.
- 21) 東京市: 1933 年 5 月 13 日. 東京市告示第二百四十二號. 『東京市公報』,号数不詳,3,1933.
- 22) 東京市: 1933 年 9 月 2 日. 東京市告示第四百四十二號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1933.
- 23) 東京読売新聞:1933年08月13日. サイレンに10日

- 間の声休め 防空演習で疲れ切った咽喉
- 24) 東京読売新聞: 1933 年 09 月 02 日. 大震災記念日 焦 土に立ちて 1 0 年 感慨無量・再建の姿 3 陛下も御黙祷
- 25) 東京市: 1933 年 12 月 26 日. 御降誕の晨 慶びのサイレン響く 御慶事を遺漏なく通報『東京市公報』, 号数不詳, 2, 1933.
- 26) 東京市: 1933 年 12 月 28 日. 東京市告示第七百二十號. 『東京市公報』, 号外, 1, 1933.
- 27) 東京市: 1934 年 6 月 5 日. 東京市告示第四百三十七號. 『東京市公報』,号数不詳,頁数不詳,1934.
- 28) 東京市: 1934 年 8 月 21 日. 東京市告示第五百八十二
- 號. 『東京市公報』, 号数不詳, 頁数不詳, 1934.
- 29) 東京市: 1934 年 9 月 4 日. 東京市告示第六百十四號. 『東京市公報』, 号数不詳, 頁数不詳, 1934.
- 30) 東京市: 1935 年 6 月 6 日. 東京市告示第三百九十七號. 『東京市公報』, 号数不詳, 2, 1935.
- 31) 東京市: 1935 年 6 月 25 日. 東京市告示第五百五十九 號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1935.
- 32) 東京市: 1935 年 7 月 2 日. 東京市告示第四百八十四號.
- 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1935. 33) 東京市: 1935 年 8 月 31 日. 東京市告示第六百號.
- 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1935. 34) 東京市: 1935 年 11 月 30 日. お慶びのサイレン. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1935.
- 35) 東京市: 1936年6月6日. 東京市告示第二百九十一號. 『東京市公報』,号数不詳,3,1936.
- 36) 東京市: 1936 年 9 月 1 日. 東京市告示第四百四十九號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1936.
- 37) 東京市: 1937 年 5 月 27 日. 東京市告示第三百二十八
- 號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1937.
- 38) 東京市: 1937 年 8 月 31 日. 東京市告示第四百八十九
- 號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1937.
- 39) 東京市: 1937年12月28日. 東京市告示第六百八十二
- 號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1937.
- 40) 東京市: 1938 年 2 月 3 日. 東京市工事代五十六號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1938.
- 41) 東京市:東京市告示第六十一號. 『東京市公報』,号数不詳,3,1938.
- 42) 東京市: 1938 年 2 月 29 日. 東京市告示第七十九號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1938.
- 43) 東京市: 1938 年 4 月 25 日. 東京市告示第二百八號 『東京市公報』, 号外, 1, 1938.
- 44) 東京市: 1938 年 4 月 25 日. 東京市告示第二百八號 『東京市公報』, 号外, 1, 1938.
- 45) 東京市: 1938 年 6 月 4 日. 東京市告示第二百七十三號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1929.
- 46) 東京市: 1938 年 6 月 9 日. 東京市告示第二百八十三號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1929.
- 47) 東京市: 1938 年 8 月 27 日. 東京市告示第四百十九號. 『東京市公報』, 号数不詳, 4-5, 1929.
- 48) 東京市: 1938 年 9 月 8 日. 東京市告示第四百五十八號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1929.
- 49) 東京市: 1938 年 10 月 18 日. 東京市告示第五百四十七 號. 『東京市公報』, 号数不詳, 1, 1929.

- 50) 東京市: 1938年11月1日. 待望のサイレン秋空を壓 し 戦捷の感激・感謝・帝都を覆ふ、『東京市公報』, 号数 不詳, 3, 1938.
- 51) 東京市:1938年11月1日. 東京市告示第五百七十四 號. 『東京市公報』, 号数不詳, 5, 1938.
- 52) 東京市: 1938年11月17日. 東京市告示第六百十七號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1938.
- 53) 東京市: 1939 年 2 月 7 日. 東京市告示第五十一號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1939.
- 54) 東京市:1939年2月4日,東京市告示第後四十九號, 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1939.
- 55) 東京市: 1939 年 4 月 22 日. 東京市告示第二百二十八 號. 『東京市公報』, 号数不詳, 1, 1939.
- 56) 東京市:1939年4月18日. 東京市告示第二百十三號. 『東京市公報』, 号数不詳, 4, 1939.
- 57) 東京市:1939年6月8日. 東京市告示第三百三十四號. 『東京市公報』, 3150, 1, 1939.
- 58) 東京朝日新聞:1939年7月8日. 黙禱の一瞬, 『東京 朝日新聞』, 19130, 2, 1939
- 59) 東京市: 1939 年 7 月 11 日. 東京市告示第四百十四號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1939.
- 60) 東京市: 1939 年 8 月 31 日. 東京市告示第五百六號. 『東京市公報』, 3186, 1, 1939.
- 61) 東京市: 1939年10月19日. 東京市告示第五百八十九 號. 『東京市公報』, 号数不詳, 1, 1929.
- 62) 東京市: 1940年1月30日. 東京市告示第三十五號. 『東京市公報』, 2344, 1, 1940.
- 63) 東京読売新聞: 1940年04月26日. 忠霊に捧ぐ、祷り の1分 全市に敬虔のサイレン/東京. 『東京読売新聞』, 22721, 2, 1940.
- 64) 東京市: 1940年5月13日. 東京市告示第二百七號. 『東京市公報』, 号数不詳, 2, 1940.
- 65) 東京市: 1940 年 7 月 25 日. 東京市告示第四百二十八
- 號. 『東京市公報』, 号数不詳, 3, 1940.
- 66) 東京市:1940年8月24日. 東京市告示第四百六十九
- 號. 『東京市公報』, 3325, 1, 1940.
- 67) 東京市: 1940 年 9 月 26 日. 東京市告示第五百十七號. 『東京市公報』, 3339, 1, 1940.
- 68) 東京朝日新聞:1941年1月1日. 国民奉祝の時間 翼 賛元旦の午前9時. 『東京朝日新聞』, 19669, 1, 1941.
- 69) 東京朝日新聞: 1941 年 1 月 19 日 紀元節の午前 9 時 民1億の奉祝. 『東京朝日新聞』, 19686, 2, 1941.
- 70) 東京読売新聞:1941年06月10日. きょう時の記念
- 日. 『東京読売新聞』. 23028, 3, 1941.
- 71) 東京市: 1941 年 8 月 30 日. 東京市告示第四百二十二
- 號. 『東京市公報』. 号数不詳, 3, 1941.
- 72) 東京市: 1941年10月11日. 東京市告示第四百八十號. 『東京市公報』. 3487, 1, 1941.
- 73) 東京市: 1941 年 10 月 9 日. 東京市告示第四百七十七
- 號. 『東京市公報』. 3486, 1, 1941.
- 74) 東京市: 1941年10月28日. 東京市告示第四百九十四
- 號. 『東京市公報』. 3463, 1, 1941.
- 75) 東京読売新聞: 1941 年 12 月 18 日: 元旦奉祝時間音響 合図中止. 23318, 3, 1941.

- 76) 竹山 (2002) はラジオの時報放送に生活の近代化を導 く期待が込められていたとする。ラジオの場合は限定され た私的空間での聴取形態だったが、街頭サイレンは地理的 に横断し、近代化の道標となるサウンドスケープを形成し
- 77) 矢吹慶輝:時の記念日に就いて. 日本放送協会編『ラ ヂオ講演集 第 3 輯』 (日本放送協会、東京、1925), 109. 78) 西本郁子:時計人間の隘路. 『時間意識の近代 ― 「時は金なり」の社会史』(法政大学出版局、東京、 2006), 256-306 頁.

ミュージックサイレンの開発、普及及び受容について

昭和後期の浜松市の事例を中心に

The Development, Diffusion and Reception of the Music Siren

A Case Study of Hamamatsu City in the Second Half of the 20th Century

●上野 正章

Masaaki UENO 京都市立芸術大学 日本伝統音楽研究センター Kyoto City University of Arts

キーワード:時報、日本音楽史(現代)、サウンドスケープ、音環境、ヤマハ株式会社(日本楽器製造株式会社) keywords: Time signal, Japanese music history (contemporary), Soundscape, Sound environment, Yamaha Corporation (Nippon Gakki Co. Ltd.)

戦後の日本の都市を特徴づけた時報にミュージックサイ レンがある。1950年にヤマハが開発した改良サイレンで、 様々なメロディーを奏することができる。発売されるや否 や、大評判になり、急速に普及して行った。本論は、1. ミュージックサイレンの普及の実態を明らかにし、2.メ ロディーによる時報音がもたらした時報の在り方の革新を 指摘する試みである。

第一に、浜松市のヤマハ屋上に設置されたミュージック サイレンを取り上げる。考案から試作機の作成を経て製品 化される過程を明らかにし、合わせて、労務管理用に本社 屋上に設置されたミュージックサイレンが、ひろく浜松市 民に親しまれるようになった経緯を解明する。また、発売 されたミュージックサイレンの設置状況及び運用状況を明 らかにする。購入されたミュージックサイレンの代表的な 設置場所は、工場、地方公共団体、学校、百貨店であった。 神戸高等学校、姫路市商工会議所、岸和田市役所、宇部市 役所、ヤマハ東京支店、トキハデパート、マルミツデパー トの事例を示す。

第二に、ミュージックサイレンの導入によって生じた時 報の在り方の変化を設置者と聴き手との関係から指摘する。 メロディーの導入は、設置者によるメロディーを駆使した 音環境デザインを可能にした。他方、聴き手は与えられた 音環境デザインを能動的に活用し、新しい利用法を生み出 していった。

ミュージックサイレンは、大音量で時を告げる旧式の時 報の在り方を引き継ぐ一方、メロディーの導入によって時 報の可能性を大いに拡大した。

Summary

One of the time signals that characterized Japanese cities after the war (WWII) was the Music Siren, an improved siren developed by Yamaha in 1950 that could play a variety of melodies. As soon as it went on sale, it became very popular and spread rapidly. This paper is an attempt to 1) clarify the actual situation of the diffusion of the Music Siren and 2) point out the listening innovation in the way of time signals brought about by the melodic time signal.

Firstly, a Music Siren installed on a Yamaha rooftop in Hamamatsu City, Japan, is discussed. I will describe the process of its development from making prototype to productization, and how the Music Siren, which was installed on the roof of the head office for labor management purposes, came to be familiar to the citizens of Hamamatsu. In addition, the installation and operation status of the Music Sirens that were sold will be clarified. The typical locations of the purchased Music Sirens were factories, local governments, schools, and department stores. Examples are given for Kobe High School, Himeji Chamber of Commerce and Industry, Kishiwada City Hall, Ube City Hall, Yamaha Tokyo Branch, Tokiwa Department Store, and Marumitsu Department Store.

Secondly, I will point out the changes in the nature of time signals caused by the introduction of Music Sirens in terms of the relationship between installers and listeners. The introduction of the melody enabled the installer to design the sound environment using a different melody for each time. On the other hand, the listeners actively utilized the given sound environment design and created new ways

While the Music Siren continued the old style of loud time signals, it greatly expanded the possibilities of time signals by introducing melodies.

> 小学生のとき、私が生まれて初めて買った LP は、 カラヤン指揮ベルリン・フィルの《新世界より》だ った――中略――第二楽章の《家路》の歌詞で知ら れている部分は、夕暮れに沈む街を彷彿とさせた。 当時、私が住んでいた大阪府吹田市では、夕方にな ると《家路》が流れていたので、後者は、ほとんど 条件反射のようなものだったり。

> > 貴志祐介のエッセイからの引用

1 はじめに

戦後の日本の都市を彩った時報にミュージックサイレンがある。1950年にヤマハが開発した改良サイレンで、複数の音高を同時に発することができる。可聴範囲は広く、半径5キロ四方に及ぶ。販売されるとメロディーで時を告げることができると大いに評判になり、急速に普及して行った。

メロディーによる時報音は音楽的意味を担う。梵鐘、午 砲、サイレンと、従来、日本における時報は単音が主流を 占めてきたので、ミュージックサイレンの出現は、時報の 設置や聴き方を一変させた。しかしながら、新聞や雑誌な どでの概説²の多さに比して学術研究は乏しい。

例えば、近代日本における西洋音楽受容の研究は長い歴 史を持つ一方で、時報音のメロディーに着目した研究は見 当たらない。音に関する歴史研究やサウンドスケープ研究 は梵鐘の研究やサイレンの研究が認められるものの 3、ミ ュージックサイレンに関する学術的な研究は乏しい。二 のモノグラフが見出せる程度である 4。もっとも、時報の 近現代史である『街頭時報の近現代』における「軍や警察、 消防といった行政組織が主導するサイレンが民間企業によ って音楽としての価値を再構成させていきました」
りという 着眼は卓見である。しかしながら、どのようにしてミュー ジックサイレンが「音楽としての価値を再構成」したのか という論考はない。また、まとめに記された議論の図式に もミュージックサイレンは見当たらない %。その他、兼古 勝史によるミュージックサイレンの楽器属性に対する指摘 も注目すべきものだが 7、発展させて議論を展開させるま でには至っていない。しかし、現代社会におけるメロディ ーを利用した時報の遍在を振り返るならば、初期の段階で これを方向づけたミュージックサイレンの果たした役割は いくら強調しても強調し過ぎることはない。

本論は、発売後から早い時期に設置された幾つかのミュージックサイレンに注目し、1. 開発、普及、浸透の概要を明らかにし、2. 受け手と送り手の関係から、すなわち設置者がどのようにしてメロディーの流れる音環境を構築し、聴き手がどのようなサウンドスケープを思い描いたのかという観点から時報の変容を考える試みである。

まず、浜松市のヤマハ本社に設置された初号機のミュージックサイレンに注目し、商品開発の段階から出発し、設置、その後の運用と議論を進める。次いで、一般発売されて各地に設置されたミュージックサイレンを論じる。

予備調査の結果、発売から 1956 年までの間に 50 余台を 販売・設置したことが明らかになり、設置地と購入者も特 定することができた。

紋別市 紋別信用金庫

札幌市 今井百貨店

青森市 弘前相互銀行青森支店

弘前市 弘前相互銀行

八戸市 弘前相互銀行八戸支店

盛岡市 森岡興産銀行

大館市 弘前相互銀行大舘支店

秋田市 国鉄土崎工場

仙台市 丸光デパート

新潟市 小林デパート

長岡市 大光相互銀行

水戸市 伊勢甚呉服店

東京都 ヤマハ東京支店

川崎市 キューピーマヨネーズ

川崎市 小美屋デパート

富山市 大和デパート

金沢市 大和デパート

石川県 石川療養所

福井市 乾徳高校

武生市 日進化学

沼津市 駿河銀行

静岡市 松坂屋

浜松市 ヤマハ本社

名古屋市 松坂屋

各務原市 都築紡績

給鹿市 給鹿雷気通信学園

松阪市 松坂市役所

京都市 丸物デパート

池田市 池田市役所

岸和田市 岸和田市役所

天理市 天理教会本部

神戸市 神戸高校

神戸市 [西]須磨小学校

神戸市 兵庫工業高校

神戸市 御影北小学校

姫路市 姫路商工会議所

広島市 広島県庁

宇部市 宇部市役所

観音寺市 観音寺商工会議所

徳島市 丸新デパート

新居浜市 新居浜市役所

松山市 松山市役所

小倉市 井筒屋デパート

福岡市 西日本相互銀行

福島町 福島中学校

長崎市 岡政デパート

大分市 トキワデパート

臼杵市 小平川醤油

熊本市 大洋デパート

宮崎市 橘デパート 宮崎市 宮崎大学

鹿児島市 山形屋デパート®

設置者に注目すると、工場、地方公共団体、学校、商業施設、宗教団体、療養所が見出される。また、とりわけ目立つのが地方公共団体、学校、銀行及び百貨店である。これら三つのカテゴリーに関して、それぞれ幾つかの設置を取り上げ、普及の経緯を明らかにし、分析を加えたい。

議論の材料は文献資料とインタビューによる。浜松市の 調査においては、日本サウンドスケープ協会共同研究プロ ジェクト浜松研究会における研究成果と浜松市立中央図書 館の郷土資料を活用した。特に重視したのはヤマハの社内 報『日楽社報』である。各地の事例に関しては、設置都市 の市立図書館の郷土資料に多くを負っている。主に郷土史 (市町村史)、当時の地方紙、広報を参考にした。

2 浜松市におけるミュージックサイレン

2.1 ミュージックサイレンの開発

浜松市に本社を置くヤマハはミュージックサイレンの製 造元であり、1951 年に初号機が本社ビルの屋上に設置され た。



図 1 1950 年頃の浜松市。右手ビルがミュージックサイレ ンが屋上に設置されたヤマハ本社 4 号館 9

ミュージックサイレンの考案は、当時の社長の川上嘉市 によるものだった。ミュージックサイレンに寄せられた質 問に対して、開発担当の小野俊は当時のことを次のように 回想している。

> 4 号館望楼上のサイレンは今迄空襲警報を不気味 に鳴らして来ましたが、今度は平和復興に働く人達 の朝夕の作業の合図と変りました。然しその音は相 変らず凄味を帯びた唸りを以て鳴り渡り、空襲にお びやかされて来た人達はぞつとしました。このとき サイレンの音色をもつと明るくして平和の喜びの中 に楽しく働けるように、と御気付になつたのが川上 会長でした 10)。

まず、戦時下において会社のサイレンが空襲警報という 公共的な機能を担っていたことが指摘できる。また、ミュ ージックサイレンの設置に際して労務管理が念頭に置かれ ていたことが指摘される。加えて従来のサイレンの音の改 良が急務であったということも判明する。構内放送による 時報ではだめだったのだろうか。どうして大音量を必要と したのだろうか。浜松の空襲被害は甚大だった。時計を失 った人々も少なくないと考えられ、工場近辺で聞える時報 が求められていた可能性もある。おそらく、地域の関連会 社も念頭に置かれていたのではないだろうか。吹鳴の聞こ える範囲ならばヤマハに設置された時報を労務管理に借用 することができる。

指示に従って小野はさっそく開発に着手し、実験を繰り 返した。そして、1950年5月の始めから設計に取り掛かり 11)、7月末に完成させた。試作機のメロディーは譜例1の 通りで、静岡大学教育学部の本間12)の作曲による。



譜例1 試作機のメロディー13)

試作段階からヨナ抜き音階を想定したように見えるが、 音階に関する記述はない。

同年8月初めより試験運用。4キロ四方に4音を発する ミュージックサイレンによって「《新世界より》の《家 路》の曲が朝夕鳴り渡り、浜松市民を驚かせ」14)た。

《家路》の冒頭が選択されたのは、《家路》の曲調がゆ ったりとしていて、なおかつ同時に 4 音から構成されてい て、試作機のミュージックサイレンの仕様に適合したから だと思われる。譜例 1 の構成音を移調するならば、《家 路》の冒頭を構成することができる(譜例2)。ちなみに、 伊賀市の旧市庁舎で現在吹鳴されているミュージックサイ レンも《家路》を吹鳴する。



譜例2 《家路》

設置にあたって川上会長は次のように語っている:「日 本中は勿論のこと世界のすみずみまで、この音楽のサイレ ンのメロデーを響かせよう」15)。

この時点で川上はミュージックサイレンの商品化を構想 していたことが指摘できる。ミュージックサイレンの音は 半径 4 キロメートル四方で聞えるので、音の広がる面積は 50.24 平方キロメートルになる。他方、1950 年の浜松市の 人口は29万人、面積は50平方キロメートル。ヤマハ本社 は市の中央南寄りに位置しているので、ミュージックサイ レンの音は広く市内を覆った。

なお、川上はこのとき、正確に調律された音律で毎日同 じ旋律を聞かせるという意味で、戦時中に行った音感教育 のことも頭にあったかもしれない。すでに昭和前期に園田 清秀、及川光秀等が音感教育の研究に着手していたが、 1937 年 4 月から堺市でも佐藤吉五郎が幼稚園や小学校で音 感教育を試み、教材にハーモニカと佐藤の考案した和音笛 を使用していた。そしてヤマハは和音笛の製造を受け持っ ていた 1600



図 2 和音笛 三音を同時に吹くことができる。発音原理 はハーモニカを応用している。

『静岡新聞』によると、ミュージックサイレンの試行吹

鳴は朝7時半から夕方の6時に亘り、一日14回鳴らされて いたらしい 17。調査の過程で判明した各地の吹鳴状況(第 2 章参照) と比較すると、著しく多い。しかしながら、復 興に邁進という当時の状況を考えるならば、大音量はさほ ど問題にされなかった可能性がある。追って詳述するが、 当時の小学生の作文に記された産業振興への思いから類推 するならば、ミュージックサイレンの大きな響きは工場の 力強い操業や健康的な経済活動を連想させ、富の音として 多くの人々に耳に心地よく響いた可能性が高いからである 18)。詳しい調査が待たれるが、実際、少なくない住民や関 連会社がヤマハの恩恵を被っていた。

2.2 吹鳴の開始

ミュージックサイレンの正式運転は、1951 年の 12 月に 始まった。発音数は大幅に増加して12音になった。販売も 開始された。

> [昭和]26年12月20日[、]本社工場でミュージック サイレンが吹奏を開始した。川上嘉市会長が戦後、 21年から5年の歳月を費やして開発したもので、戦 中の思い出につながる従来のサイレンにかえて、美 しいメロディーを奏でるこの新しいサイレンは販売 開始とともに、学校をはじめ各地の公共施設や工場 などに設置されていった 19)。

吹鳴曲目《吹け春風》だった 200。原曲はアメリカ人作曲 家フォスターの《主人は冷たい土の中に(Massa's in De Cold Ground)》である。ちょうどこの頃、日本は主権回復へ歩み 始めたところだった。1951年9月に日本はサンフランシス コ講和条約に署名、翌年主権を回復した。

さて、ミュージックサイレンはその後も改良が続けられ た。翌1952年の1月にはリアルタイムで入力することを実 現し、取り付けられた鍵盤を使用して、特別に上眞行作曲、 千家尊富作詞の《一月一日(いちげついちじつ)》が演奏さ れた 21)。楽器としての可能性の探求である。戦後民主主義 の最初の正月を迎える人々に向けて、御世を歌った懐かし いメロディーが鳴り響いた。

漏れ聞こえるミュージックサイレンが、浜松の人々に当 時どのように受け止められたのかということを伝える貴重 な資料に、1953年の『読売新聞』朝刊に掲載された「音楽 サイレン 楽器の町に鳴りひゞく」という投書記事がある 22)。「私たちの名物」と題した連載記事で、全国の名物や 名所等を各地の児童が紹介するコラムだが、浜松の名物と してミュージックサイレンが取り扱われている。

> 多くのサイレンにまじって、あの「年の始めのた めしとて…」の音楽が各室に鳴り響いてます。去年 の暮れには《蛍の光》だったのですが、新年からは この音楽にかわりました23)。

正月に多くのサイレンが町では鳴っているという当時の 状況および、ミュージックサイレンの吹鳴の季節に応じた 変化を知ることができる。おそらく、一日中同じ楽曲が何 回も吹鳴されていたのではないだろうか。また、単音のサ

イレンの音ではなく、様々な音高のサイレンの音を素材に 組み立てたメロディーに注意が払われていることにも注目 したい。聴き方の変化が見て取れる。次いでミュージック サイレンの紹介に移り、ミュージックサイレンが去年から 鳴り始めたこと、ミュージックサイレンがヤマハ製である ことに触れた後、「いつまでも戦時中の空襲警報や火事を 思い出させるようなサイレンではいけないといって、会社 のおじさんたちが苦心して作られたということです」24)と 紹介される。『社史』で綴られたミュージックサイレン開 発に寄せる思いが広く一般に知られていることが分かる。 記事は1953年で、終戦から8年後の発表である。第二次世 界大戦の記憶がまだまだ生々しい。

記事はミュージックサイレンがどのように聴かれていた のかということに関しても、情報を与えてくれる。「お昼 のお弁当の時間には『早くあのサイレンが鳴らないかな ア』と皆で耳を澄まして待っています。きっと工場で働い ているおじさんたちもそうだろうと思います」²⁵⁾。時報と しての活用が判明する。教室に時計が設置されていなかっ たことが推し量られる。最後の箇所では、ミュージックサ イレンに寄せる思いが綴られている。

> 浜松にはこの日本楽器をはじめとして多くの楽器 工場があります。そしてピアノ、ハーモニカ、シロ フォンなど、いろいろの楽器を国内だけでなく、広 く海外まで輸出しています――中略――戦時中は軍 需工場の町だった浜松も、いまでは日本一の楽器の 都として生まれ変わりました。そして浜松の子供た ちは、毎日この音楽サイレンを聞いて、明るく楽し く暮らしています26。

浜松の軍需産業からの決別と明るい浜松の毎日の暮らし が報じられている。ミュージックサイレンと結びつく平和 は戦後民主主義を連想させ、多くの新聞読者に共感を呼ん だと思われる。この記事は全国紙に掲載されたので、広く 日本中の人々がミュージックサイレンを知るきっかけにな った。ヤマハの企業イメージを高めるためにも役に立った に違いない。

もっとも、実際の労働の現場では、それほどサイレンの メロディーに関心がもたれていなかった可能性もある。浜 松市は戦前から工業都市としても知られ、紡績・染色他、 様々な工業が盛んに行われていた。次の三つの文章は、浜 松市厚生部労政課編集による労働者文学雑誌『労苑』から の引用である。

> サイレンとともに 薄いフトンの中で 手足を伸 ばして やっと床をはなれる²⁷。

始業は8時でサイレンを合図に、まずモーターが うなり出すと、プレスの巾の広いベルトが回り出し、 せん盤の回転が始まる28)。

今朝も 4 時のサイレンと共に 薄いセンベイ蒲団 から跳起き 冷たい水で顔を洗い 薄暗い廊下を自 分の現場へと跳んで行く29)。

労働者文学をリアリズムの追求と受け止めて文章を読み 進めると、浮かび上がってくるのがサイレンへの思い入れ の無さである。起床の合図や始業の合図としてサイレンを 聴き、体を動かす。当時のすべての労働者を調査したわけ ではないので、断定的なことは言えないが、本当にサイレ ンの音は空襲警報を思い起こしたのだろうか。

文章に記されたサイレンがミュージックサイレンかどうかという問題はあるが、注目したいのが、雑誌の刊行年で、いずれも終戦から10余年が過ぎている。確かに終戦直後は旧来のサイレンを聞くと空襲の音を思い起こしたのかもしれないが、時を経ると記憶が薄れて行く可能性も否定できない。

あるいは、全ての浜松市民が空襲の体験者であったわけではない。『希望のまち』30と題された浜松市の産業を紹介する映画がある。1962年に製作されたもので、明るい近代的な紡績工場で楽しげに働く集団就職の労働者の姿が記録されている。大都市に比べて農村部における空襲被害は少ない。戦中から浜松市に住んでいた人々と集団就職で浜松市に移り住んだ人々はサイレンの受け止め方も違ったと予想される。もっとも、『希望のまち』は浜松市への就職を宣伝する映画であり、宿舎で使用される布団の品質の良さをアピールしたり、いささか浜松での労働生活を美化して描いていることを差し引いて考える必要もあるだろう。

2.3 ミュージックサイレンの改良

さて、ミュージックサイレンはその後さらに改良がくわえられ、1957年には発音数が14音になった31)。発音構造にも改良が加えられて大幅に性能が向上した。9月24日から吹鳴曲目は、《浦のあけくれ》、《うたもたのし》、《舟歌》、《ラルゴ》(《新世界より 家路》)の4曲になった。吹鳴時刻は次の通りである。

《浦のあけくれ》 (7:30,7:50) 《うたもたのし》 (8:00,10:10,12:40,15:00…作業開始時) 《舟歌》 (10:00,12:00,14:50……休憩時刻の前) 《ラルゴ(家路)》 (16:30……終業時) ³²⁾

『日楽社報』には吹鳴楽曲が楽譜付きで紹介されていて、 吹鳴状況をうかがうことができる。指摘できるのは編曲の 洗練で、例えば《ラルゴ(家路)》は譜例 3 のように凝っ たアレンジが施されている(譜例 3)。



譜例3 《ラルゴ (家路)》33)

発音数が増えると音域が広がり、和声付けする際の音の 選択肢が増加する。初期のミュージックサイレンに比べる と、はるかに豊かな和音が鳴り響いた。サイレンのコンク リートな音よりも、よりいっそうサイレンが奏でる音楽に 比重が置かれる。ただし、同時に吹鳴する音が増加すると、 音量も比例して増加する。サイレンの近隣ではそうとうや かましかったのでないだろうか。特に、ミュージックサイ レンの直近に住居を構えている人々は苦痛を感じることも あったのではないだろうか。そして、たとえやかましく感 じても、明るく楽しい平和なミュージックサイレンという 風潮が醸し出されれば醸し出されるほど、ミュージックサ イレンの大音響に異を唱えることは難しくなる。

なぜミュージックサイレンの仕様がこの時期に変更されたのかということはわからない。『日楽社報』にも説明はない。しかし、注目したいのが、第12回国民体育大会の開催である。静岡県は男子優勝(天皇杯)、女子3位(皇后杯)という好成績を収めたが、浜松市も会場を提供し、1957年9月22~25日に亘って水泳、漕艇、ボクシング、バレーボール、ソフトテニス(軟式庭球)の競技が行われた。1,708人もの参加者があり、観客、関係者等々、膨大な人数のゲストを迎えた。

中でも9月24日には皇太子さまもご来浜された。漕艇と水泳を佐鳴湖と市営元城プールでご覧になり、市営元城プールに15時50分から1時間ご滞在になった。そして、この時に鳴り響いたのが、リニューアルされたミュージックサイレンによる終業時に鳴らされる《ラルゴ(家路)》34)であった。

ヤマハがご来浜をどの程度意識していたのかということはわからない。しかしながら、ピアノ製造の草分けであるヤマハは、草創期から上流階級を顧客に持っていた。創立50周年記念誌 35)の冒頭は——1936年という時代背景を考慮する必要はもちろんあるが——皇室アルバムの如く皇族御来社の記録と写真が書物を飾っている。

一日の作業終了を知らせる労務管理のミュージックサイレンが、皇太子さまを歓迎するミュージックサイレンとして使用された可能性を否定できない。

 \mathcal{O}

各

宮

殿

なお、ご当地土産として当時浜松駅ではハーモニカが販売されていた。また、新装の浜松商工会議所会館では21日から産業観光パノラマ展も開催されていた。「国体開催期

間中、各県からの代表選手応援客に本県の観光と産業を紹 介、宣伝」37)するもので、「鎌倉、徳川時代からの県産業 を写真や絵画で現わした産業パノラマ[、]東海道五十三次 時代から現在までの交通、運輸の変せんをえがいた『交通 パノラマ[、]さらに特産工業品|38)が展示され、陳列された 土産物は、1,200点に及んだ。頻繁に吹鳴される労務管理の ミュージックサイレンは、産業都市浜松を音楽の都に演出 したことだろう。

当時の決定的な記録や証言が残っていないので、断定的 なことは言えないが、第12回国民体育大会浜松会場におけ るヤマハのミュージックサイレンによる貢献は、市会議員 や商工観光課、教育委員会等、国民体育大会に尽力した 人々を鼓舞したに違いない。次節で詳述するが、その後ミ ュージックサイレンは、徐々に浜松市の郷土教育や観光に おいて重要な役割を果たすようになっていった。

2.4 『のびゆく浜松』による郷土教育

この時期、小中学校の社会科教育を通じて積極的にミュ ージックサイレンを周知する試みも行われた。副読本『の びゆく浜松』における言及である。

終戦後の浜松では敗戦を踏まえて郷土研究への機運が高 まり、教育界にも派生していった。結実したのが浜松市の 教員達の手による副読本の『のびゆく浜松』である。小学 校編(1955年12月初版発行)と中学校編(1956年3月初 版発行) に分かれていて、「浜松を中心とした郷土に対す る生徒の認識を深め、一般の関心をさらに高めることによ って愛郷心を啓培し、よりよいあすの浜松市民の育成と、 浜松市の発展に寄与する力の一助ともなることを念願す る」³⁹⁾ことを目的に出版されたものだが、文中にミュージ ックサイレンの言及が認められる。

まず見出されるのは、1956年3月発行の中学生編である。 浜松の産業を取り扱った第2章「私たちの生産生活はどの ように豊かに発展してきたか」において楽器工業を紹介す る際に、次のように記される:「街に響く朝夕のミュージ ックサイレンが楽器の都らしい印象を与えるように、日本 楽器はその代表でもある」40)。 同様の記述は 1960 年 4 月に 発行された第 5 版にも見出すことができる。このようなわ けで、1956 年度からおそらく 1960 年度は『のびゆく浜松 中学校編』にミュージックサイレンに関する言及があると いうことになる。生徒は「ミュージックサイレン」という 呼称を学ぶのみならず、楽器の都と浜松市を結び付けてヤ マハのミュージックサイレンを学んでいったと思われる。 逆に、ミュージックサイレンが労務管理から出発した産業 用サイレンであるということへの言及はない。

なお、『のびゆく浜松 中学校編』は、その後、1963 年 1月に改訂版が発行され、次いで1966年4月にも再改訂版 が出版されるが、再改訂版にはミュージックサイレンの記 述はない。その後に出版されたものにもミュージックサイ レンの記述はない。

他方、『のびゆく浜松 小学校編』には1962年7月出版 の改訂版でミュージックサイレンに関する記述が出現する。 「盛んな工業」 (p.20) というタイトルで、おりもの、が っき、軽オートバイが紹介され、楽器の項目で、ミュージ ックサイレンに言及される:「朝ばんの音楽サイレンは、

がっき工場からなりひびいてきます。浜松はがっきのまち として知られ、日本全国のピアノ・オルガン・ハーモニカ などの大部分を作っています」41)。あるいは、続く 1971 年 4 月の改訂版にも、「朝ばん、浜松の空にひびきわたる音 楽サイレンは、楽器のまちとしての浜松をよくあらわして います」42)と記され、1978年4月の修正4版においても同 様の記述が認められる。ただし、『のびゆく浜松 小学校 編』は 1980 年 4 月に全面改訂版が発行され、その後 1982 年4月に修正第1版が発行されたが、これらには音楽サイ レンの記述は無い 43)。このようなわけで、1963 年度からお そらく 1979 年度の『のびゆく浜松 小学校編』にはミュー ジックサイレンに関する記述が「音楽サイレン」という見 出されることになる。

1956 年度から 1979 年度の 20 余年間に亘って行われた 『のびゆく浜松』を活用した教育の影響は、ミュージック サイレンの児童や生徒への浸透に大きな影響を与えたと考 えられる。小学校編に移行した時点で中学校編に見られた ヤマハとの関連づけは無くなるが、それでもミュージック サイレンが浜松市を特徴づけるものであるという認識は一 貫している。

2.5 会社のサイレンから市のサイレンへ

1956 年に出版された『のびゆく浜松 中学校編』の末尾 には、「わたしたちの浜松は将来どのようにのびていくだ ろうか」という章があり、『のびゆく浜松』出版当時の執 筆者の思いを読み取ることができる。「20 世紀末から 21 世紀にかけての浜松市――夢」と題して、「静岡県の名は 消えて、東海道とか、本州中部とかの一行政区域となる。 大きくは世界国家的色あいが強くなる。そして世界の浜松 市ということになる」40と記されている。あるいは、「目 本に超五大工業地帯ができる。その一つは浜松市地帯であ る」45という記述がある。うかがわれるのは、浜松市が持 続的に発展して、日本を代表する産業都市になってほしい という思いである。

労務管理と美しい音楽というミュージックサイレンの特 徴は、産業都市でありつつ音楽の都浜松でもあるという市 のヴィジョンと適合し、市の広告塔として重要な役割を果 たしつつあった。

浜松市が 1960 年代中頃に出版した観光案内図には、浜松 市の産業に関して、遠州織物の産地であることを紹介した 後、楽器産業について「本市の楽器工業は山葉寅楠氏が明 治 18 年に米国製リードオルガンを修理し、これにヒントを 得て製造に着手したのが始まりで、現在市内楽器メーカー は27社、ピアノ生産高は8万台、実に全国の94%を生産 している。毎日時を報ずる音楽サイレンの美しい音色は楽 都浜松の象徴となっている」40と記し、同時に自動二輪の 生産が活発なことが述べられている。ミュージックサイレ ンが浜松市を象徴することを対外的に高らかにアピールし ている。

3 ミュージックサイレンの商品化

ミュージックサイレンは、発売されるや否や、順調に顧 客を獲得していった。『朝日新聞』広島版には広島県庁へ

のミュージックサイレンの設置を取り上げたエッセイが掲載されていて、「広島では T 百貨店と県庁が競り合った」 ⁴⁷という記述があり、大人気をうかがうことができる。音の競合を避ける配慮である「一都市に一つ」 ⁴⁸という設置に際しての販売ガイドラインがなければ、さらに沢山のミュージックサイレンが設置されたのではないだろうか。

ミュージックサイレンは、購入者のニーズを汲み取って 次々に製品に改良もくわえられていった。最初に試みられ たのは、1951年の出力の調整である。4音発音装置だけだ ったのが、4音発音装置2馬力、4音発音装置5馬力の2種 類になり49、目的によって可聴範囲を選択できるようにな った。次いで1956年に試みられたのは、発音数の増加であ る。4 音小(17 万円)、4 音大(30 万円)、8 音小(35 万 円)、8 音大(67 万円)、10 音(85 万円)、12 音(100 万 円) の 6 種類のラインナップに整えられた 500。4 音ならば 《家路》の冒頭旋律などの簡単なメロディーに制限される が、8音ならば《家路》はもちろん、シューベルトの《菩 提樹》などのやや複雑な楽曲を演奏することができる。10 音まで使用できると《家路》、《菩提樹》に加えて《荒城 の月》のような音域の広い楽曲も可能になる。また、同じ 《家路》でも性能によって音域の広い豊かなメロディーを 演奏することが可能になる。ミュージックサイレンで奏で る音楽は格段に多彩になっていった。

購入した団体は冒頭ページのリストの通りだが、設置業種や団体から整理すると、一定の傾向が認められる。工場6か所、学校8校、店舗27カ所(百貨店17点、銀行9行、ヤマハ支店1カ所)、病院1院、一つの宗教団体、九つの地方公共団体であり、工場、学校、店舗、地方自治体に集中し、店舗は銀行と百貨店に集中する。機材が高価で高所が望ましいなどの設置条件が影響していると考えられるが、同時に浮かび上がるのが新たに掘り起こされた設置目的である。

次いで、これらカテゴリーに沿って、幾つかのミュージックサイレンに関して設置・運用状況を報告し、議論を進めたい。

3.1 学校

ミュージックサイレンの納入において、学校は比較的重要な地位を占める。5年間の間に、次の8校に納入されている:宮崎大学(宮崎市)、神戸高校(神戸市)、[西]須磨小学校(神戸市)、乾徳高校(福井市)、福島中学校(長崎県福島町)、鈴鹿電気通信学園(三重県鈴鹿市)。小学校2校、中学校1校、高等学校3校、大学1校、各種学校1。鈴鹿電気通信学園とは正式名称を日本電信電話公社鈴鹿電気通信学園と称する日本電信電話公社(現NTT西日本)の研修センターで、現在は廃校となっている。

調査の結果、神戸高校のミュージックサイレンに関する 3 点の資料 ⁵¹⁾を見出すことができた。これらをもとに神戸 高校の状況を示したい。

兵庫県立神戸高等学校

兵庫県立神戸高等学校は神戸市灘区に位置し、兵庫県立第一神戸中学校、兵庫県立第一神戸高等女学校の流れを汲

む伝統校である。ミュージックサイレンは 1953 年に、通称ロンドン塔と呼ばれる 3 階建の本館屋上にある塔屋に設置された。4 音の装置で、馬力はわからない。在校生向けの放送と考えると高出力は不要で、おそらく低出力 2 馬力タイプだったのではないだろうか。吹鳴曲目は《家路》で、卒業式には《蛍の光》が吹鳴されたという。年に 1 回ということならば、鍵盤入力の可能性がある。

入手経路は新制高校第 5 回生の寄贈による。第 5 回卒業生は 689 名だった。4 音 2 馬力が設置されていたとすると、17 万円なので、一人当たり 250 円程度になる。現在の金額に換算することは難しいが、当時の郵便料金は封書 10 円、業書 5 円だった。

なお、4年後の1958年に、ミュージックサイレンは第10回生の寄贈によって、8音にグレードアップされた。設置を担当した神戸出張所長の山崎は『日楽社報』で当時を思い起こし、次のように綴っている。

神戸高校では、5 年前に、その年の卒業生が 4 音のサイレンを寄付して行つたものであるが、3 年間の学窓生活でミュージックサイレンは最も深く印象に残るものゝの一つであつた為、本年の卒業生は、更に一歩進め、8 音にして学校への寄贈を思い立つた。校長先生も深く感激して、その不足分を引受けられ、早速 2 月から《菩提樹》の美しい曲が聞かれることとなつた52。

関連商品を再び卒業生たちが購入し、校長先生が不足分を補ったという記述から、ミュージックサイレンに対する思い入れがうかがえる。《菩提樹》はシューベルト作曲の連作歌曲《冬の旅》の中の一曲である。4 音から 8 音になり、ミュージックサイレンの響きはさらに豊かになった。卒業式でも、大いに活用されたらしい。

もっとも、ミュージックサイレンは現在鳴らされていない。「近隣から騒音公害とのクレームが出るようになり、チャイムに変えられた。その後も、卒業式のときだけは《新世界より》の鍵盤を付けて奏でられていたが、それもおこなわれなくなった」53)らしい。目的と財源から考えておそらく小出力を設置したと考えられるが、詳細は不明であり、調査が待たれる。

3.2 地方公共団体

地方公共団体及び関連施設に設置されたミュージックサイレンも多い。学校はもちろん、市役所、地方公共団体に8台納入された:宇部市役所、観音寺商工会議所、岸和田市役所、広島県庁、松坂市役所、新居浜市役所、池田市役所、姫路商工会議所。もっぱら市が多いのは、可聴範囲や財政と関連するのかもしれない。ミュージックサイレンの可聴範囲は4、5キロメートル程度であり、県民サービスという観点にそぐわない。他方、市の場合は―様々なケースがあるものの――市域を広範囲にカバーすることができる。財源も理由の一つと考えられる。一概には言えないが、市は町や村よりも財政規模が大きい。一定の調査ができた岸和田市、姫路商工会議所、宇部市の事例を報告したい。

a.岸和田市の事例

大阪府南部の城下町でだんじりで有名な岸和田市にミュ ージックサイレンが導入されたのは、1955年のことだった。 当時の人口は 11 万人、面積は 68 平方キロメートル。総坪 数 1,600 坪、地下 1 階地上 3 階の鉄筋コンクリートの市庁 舎 54)が新築され、落成時にミュージックサイレンが据えつ けられたのである。試験吹鳴は、1954年5月19日。「新 庁舎にミュージック・サイレン 岸和田が全国で 6番目 奏でる"荒城の月""朝""君が代"」という見出しで、 『毎日新聞』が設置を伝える。

> 全国で 6 番目にとりつける自慢のものでとりつけ 総経費は 100 万円。十二音階のオルゴール式になっ ており、新庁舎が完成したら朝 6 時に島崎藤村の "朝"正午はアメリカ民謡の"おおスザンナ"夕 6 時には城下町にふさわしく"荒城の月"さらに日祭 日は"君が代"を吹奏の仕組みで毎日市民の耳を楽 しませる 55)。

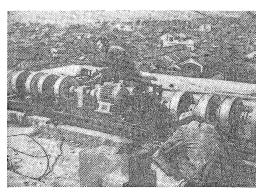


図4 岸和田市役所へのミュージックサイレン設置工事50

最新式の時報の導入に際して、「自慢の」という表現か ら、町の誇りがうかがえる。全国で 6 番目は誤りだが、な にかの手違いで正しい情報を得られなかったのかもしれな い。設置後、市の広報でさらに詳しくミュージックサイレ ンが説明されている。

> 9月6日より毎日市役所より朝昼夕の3回時報サ イレンを吹鳴しています。サイレンは御存知のミュ ージックサイレン(音楽サイレン)になつています ので曲目をご紹介します。

◎朝 午前6時 島崎藤村《朝》

◎昼 正午 アメリカ民謡《オースダンナー》 (77)

◎夕 午後 6 時 土井晩翠詩 滝廉太郎曲《荒城 の月》

祝祭日には正午には国歌《君が代》となつていま 寸 57)

この記事によって、ミュージックサイレンはよりいっそ う全ての市民に周知されることになった。祝祭目の正午に は《君が代》が吹鳴されていたことも判明する。午前6時 はだんじり祭の曳き出しでもあり、ミュージックサイレン は年に一回、祭の始まる合図にもなった。

そしてほどなくミュージックサイレンは、さらにもう一 つの重要な役割を担うことになった。1955年7月から火災 発生時に信号用に吹鳴も行うことになったのである58)。

加えて、ミュージックサイレンの役割はさらに増加した。 同年秋からミュージックサイレンには「みおつくしの鐘」 としての機能も加わることになった。「市では婦人会の要 望で市庁舎屋上の音階装置工事を急いでいたが、いよいよ 13 日から毎夜 10 時にはブラームスの"子守歌"で呼びか けることになった」⁵⁹⁾。おそらく、深夜に吹鳴が行われる ために情宣を徹底したのだろう。岸和田市の広報誌「きし わだの友」第77号では、午後10時の吹鳴と関連付けて、 ミュージックサイレンをテーマにしたクイズまで出題され

> 上の写真[略]は市役所の屋上にあるミュージック サイレン (音楽サイレン) の一部です。このサイレ ンは毎日朝6時、正午、夕6時の3回と晩の10時に もなつています。 さて晩の 10 時のサイレンの音楽は ①何の歌でしょうか、②また、なぜ午后 10 時になる のでしょうか⁶⁰。

徹底した情宣によってミュージックサイレンの知名度も 上がったと考えられる。ミュージックサイレンを鳴らす要 望を出した市婦人会連絡協議会も午後10時のミュージック サイレンの主旨を周知することに余念が無かった。標語を 応募して、優れたものを紹介するという試みが行われた。 次の引用は『産業経済新聞』に掲載された入選作の紹介記 事である。

> 市庁舎屋上から毎夜10時に吹鳴しているミュージ ック・サイレンの主旨を広く普及徹底させるため市 婦人会連絡協議会で、一般から募集していた標語の 入選作が 26 日決定した。「午後 10 時母が呼んでる 案じてる」並松町川端しぐれ「母が呼ぶ声に似てる オルゴール」加守町大川津貞子「あっ 10 時母の笑顔 が目に浮かぶ」五軒屋町塩谷正伝「さあ10時早く帰 れと母の声」加守町西村君子「ブラームスの子守歌 が聞えてる、あ、10時だ、さあ家に帰ろう」社会教 育課上野敏子「暖かい母の手がまつ夜の10時」「10 時にはみんな揃ってかえりましょう! 春木北浜町小 山秋子 61)。

[午後]10 時、母、帰宅のキーワードを交えた標語が選択さ れている。「ブラームスの子守歌が聞えてる、あ、10時だ、 さあ家に帰ろう」の標語は、選択されたメロディーがもく ろみ通りに受け止められている様子がうかがえる。

岸和田のミュージックサイレンは町の時報として設置さ れ、午前 6 時の吹鳴は祭が始まる合図となり、その後火災 警報としての機能が加わり、追って青少年の保護育成のた めに使用されるようになった。特に興味深いのは、夜10時 の吹鳴である。みおつくしの鐘に関連する社会運動は、詳 しく背景を知らないと状況が良く分からない。深夜にミュ

ージックサイレンが鳴り始めると迷惑にすらなる。善意の 運動ということを強調しつつ、周知徹底が行われた。 他方、姫路市のケースは寄贈によるものであった。

b.姫路市の事例

同じく城下町の姫路市は1955年に商工会議所の屋上にミ ュージックサイレンが設置された。姫路市は兵庫県の瀬戸 内海に面する播州地方の中核都市で、1955 年の人口は 25 万人 面積は 150 平方キロメートル。姫路市商工会議所は 市の中央部にあり、ミュージックサイレンの音は姫路市街 を包む。仕様は4音で、《新世界 家路より》が流れた。

ところで、ミュージックサイレンは市のロータリークラ ブの寄贈品だった。時間励行の思いが込められていた。

> 姫路ロータリークラブが注文したものは 4 音で 《新世界 家路より》 - ドボルザークが一里四方の 人々へオルゴールのように時を告げる。

> 一両日中には機械が到着早速取付けられるが、6 月 10 日の時の記念日までに完成する。総経費はざっ と 40 万円だが、「みなさんに喜ばれそのうえ時間の 観念がうえつけられるのでしたら」と同クラブでは 語っている 62)。

地域住民に対して「時間の観念をうえつける」という提 案は、見方によってはそうとうな僭越だが、ロータリーク ラブの年史によると、姫路には「播州時間」が流れていて 「会合に 10 分 15 分おくれてくるのが常識とされる風習が あった」63らしい。ロータリークラブの会員も含めて時間 励行のためにミュージックサイレンの設置を試みたと理解 するべきだろう。

ところで、ミュージックサイレンは直前になって相乗り 企画になった。詳しい経緯は不明だが、福祉団体の申し入 れがあり、ミュージックサイレンは青少年健全育成のため にも活用されることになった。『神戸新聞』には福祉団体 関係者とロータリークラブが会合を持ったことが報じられ ている。

> 姫路ロータリークラブ (会長斉木亀治郎氏) は国 際ロータリークラブ 50 周年を記念して "ミュージッ ク・サイレン"を購入、姫路商工会議所楼上にすえ 付け工事を急いでいたが、このほど完了した――中 略――同クラブでは単に時計だけではなく青少年補 導育成のために利用しようと、7 日午後2時から姫 路商議所清交クラブに福祉団体関係者を招き、時報 の時間について打合わせる 64)。



図 5 姫路市商工会議所へのミュージックサイレン設置工事65)

吹鳴が始まったのは、6月10日の時の記念日だった。姫 路市の広報は非常に詳細にミュージックサイレンについて 報じている。

> 姫路ロータリークラブ(会長斉木亀治郎氏)では国 際ロータリークラブ 50 周年記念事業の一つとしてこ のたび姫路商工会議所の楼上にミュジックサイレン を設置しました。このサイレンは6月10日の「時の 記念日」の22時を期して第一声を鳴らし翌11日か らは毎日7時、13時、22時の3回ドヴォルザーク作 曲の《新世界》からとった家路のメロディーを全市 にひびかせることになりました。このサイレンが持 つ意義は「時間を励行し尊重することによって私た ちの社会生活を規律正しくする」とともに「次代を になう青少年を正しく導くこと」を念じて吹鳴され るのです。姫路ロータリークラブでは近く商工会議 所や社会教育団体とともにこのサイレンの「呼び 名」をひろく一般市民から募集することになってい

> 注 国際ロータリークラブというのは各職域を通じ て社会に奉仕するということを目的として1905年に アメリカのシカゴではじめて作られたもので現在世 界中に50万人の会員をもっているものです60。

興味深いのは、ミュージックサイレンとロータリークラ ブとの関わりが非常に詳しく記されている点である。沿革 まで記されている。他方、ミュージックサイレンの構造に 関する記述はない。青少年育成に関することもほんの少し しか記されていない。その後、ミュージックサイレンは 「みかしほの鐘」と命名された。「みおつくしの鐘」に類 似したネーミングであるともいえなくない。しかし、みお つくしの鐘に関する解説も見当たらない。

> 姫路ロータリー・クラブは時の記念日、姫路商工 会議所屋上に備えつけたミュージック・サイレンの 名前を市民から募っていたが28日審査の結果、市内 日ノ出町県営住宅 42、高橋朝二さんの「みかしおの 鐘」と決定した。

なお、これに似た市内勝原区熊見井貫小糸さんの 「みかしおのサイレン」にも商品が贈られたの。

ミュージックサイレンは 1956 年から発行され始めた学校

教育の副読本『郷土読本「姫路」Ⅱ』にも取り上げられた が、ここでももっぱら記述はロータリークラブが中心であ った。ミュージックサイレンが掲載されているのは、「み かしほの鐘(ロータリークラブのことなど)」と題された セクションで、次の通りである。

> みかしほの播磨の朝ぎりが、おりからの朝日にと けて、さわやかに明けわたるころ、人々の心に、あ らたな勇気をよびおこすように、時を告げる音楽が 鳴りわたります。「みかしほの鐘」と名づけられた、 このミュージックサイレンは、姫路市に住むロータ リアンのかたがたから、わたしたちのために、朝に は勇気を、午後には安全を、夜には平和な幸福をと、 いのりをこめておくられたものです 68)。

加えて注記には「みかしほの」が播磨の国のまくらこと ばであること、国際ロータリー50周年、姫路ロータリーク ラブ 5 周年を記念して会員の醵金によって姫路商工会議所 屋上に設置されたこと、設置に要した費用と吹鳴時刻が記 されている。他方、夜10時の鐘の青少年健全育成に込めら れた思いは全く記されず、かえて「平和な幸福」という意 味が示される。「みかしほの鐘」と「みおつくしの鐘」と の関連についての記述も無い。

夜 10 時の鐘における当初の設置目的が地域の人々の間で 語り継がれた可能性を否定することはできないが、初等教 育で広められたのは、ミュージックサイレン設置に対する ロータリークラブの善意と努力であった。

c.宇部市の事例

瀬戸内海に面し、16 万人の人口を擁する工業都市宇部に も、1956年にミュージックサイレンが市役所屋上に設置さ れた。吹鳴式を新聞は次のように伝えている。

宇部市ではまず同市内のお母さんと子供たちが待ち 望んだミュージック・サイレンが午前 11 時に鳴らし初 め式をあげる。サイレン設置委員会が市内の婦人会と 協力、小中学生や一般からの寄金を集めて完成したも の。このサイレンは市役所屋上東側展望露台に据付け られている。ハ調に調整された8個1オクターブのサ イレンとモーターが一列に並び 4 つの大きなスイッチ がある。長さ6メートル余、重さ2トン近いという大 きなもので、お母さんたちの祈りをこめてこの目から 毎日午後6時と同10時に"子らよ帰れ。あたたかい家 庭へ"と《家路》の曲が青葉の夕方半径5キロの空へ鳴 り渡る ⁶⁹。

「同市内のお母さんと子供たちが待ち望んだ」というの は、青少年の健全育成という設置目的に関連する。岸和田 市同様、1955年に大阪で始まったみおつくしの鐘の運動を 参考にしたと考えられる。『宇部時報』の案内には吹鳴式 の参列者として、市内の小中学校生徒代表、婦人会、女性 問題対策審議会委員、その他関係者を挙げている 70)。財源 は寄付で、婦人会が中心になって募金活動が行われた。 『宇部時報』によると、可聴範囲を中心に試みられたらし い。『宇部時報』の次の記事は、吹鳴曲目の選定状況を伝 える。

> 曲目決定のために俵田寛夫 (好楽協会長) 村上■ 親(見初小)縄田マツコ(上原中)の3氏を招いて ■■会で決めたが、家路(原名ゴーイング・ホーム ゴーイング・ホーム) は宮崎市、福岡などが用いて いる。音楽のサイレン化という機械の制約があり、 曲そのもののよさより、音の変化の激しくないもの が、聴き易いという点からこの曲が選ばれた71)。

「音の変化の激しくない」というのは、ミュージックサ イレンの構造上、早いパッセージのメロディーの演奏が困 難であることに関連する。俵田寛夫は宇部市における西洋 音楽振興に献身的に取り組んだ人物で、名字が示すように 後に宇部興産の副社長を務めた。

ミュージックサイレンは設置後、着実に鳴り続けたよう である。整備のための休止や、吹鳴時刻変更の記事が稀に 小さく広報に見出されるが、逆に考えると、何も記載の無 い時は、順調に稼働していたのではないだろうか。ただし、 1967 年 7 月以降は夜 10 時のミュージックサイレンを取り やめ、一日二回の吹鳴となった。同年の3月、市内常盤町 一丁目の陣内厚生が『宇部時報』に「無意味な夜 10 時のミ ユージツク・サイレン」という投書を試み、紙上で議論が 交わされ、最終的に市役所で検討されることとなり、中止 されたのだった 72)。

3.3 店舗

ミュージックサイレンの納入先で、もっとも多いのが次 の通り店舗である。発売以来、強い受容に支えられてきた ことがうかがえる。列挙すると次の通りである。今井百貨 店(札幌)、丸光デパート(仙台)、伊勢甚呉服店(水戸 市)、小美屋デパート(川崎)、小林デパート(新潟)、 大和デパート(金沢、富山)、松坂屋(静岡市、名古屋 市)、丸物デパート(京都市)、丸新デパート(徳島市)、 井筒屋デパート(小倉市)、トキワデパート(大分市)、 岡政デパート(長崎市)、大洋デパート(熊本市)、橘デ パート(宮崎市)、山形屋デパート(鹿児島市)、紋別信 用金庫(紋別市)、弘前相互銀行(弘前市)、弘前相互銀 行八戸支店(八戸市)、弘前相互銀行青森支店(青森市)、 弘前相互銀行大舘支店(大館市)、森岡興産銀行(盛岡 市)、大光相互銀行(長岡市)、駿河銀行(沼津市)、西 日本相互銀行(福岡市)。百貨店と銀行が大半を占める。 高層建築の店舗、市の中心地への立地、開店時刻を広く地 域の顧客に知らせる機能を思い浮かべれば、ある意味当然 のことと言えよう。ミュージックサイレンは高所に設置さ れるほど大きな効果を持つ。町の中心部に設置されるほど、 多くの人々がミュージックサイレンの音を耳にすることに なる。

ただし、店舗のミュージックサイレンはとりわけ調査が 難しい。社史に記載はあっても年表から設置年が判明する 程度で、詳しい設置経緯はわからないことが大半だった。 調査の結果、ヤマハ東京店と大分市のトキワデパートに関 するいくらかの資料と、丸光デパートに関する紹介記事を

見出すことができた。これらに基づいて出来る限り状況を 明らかにしてみたい。

a.ヤマハ(東京支店)

ヤマハの東京支店への設置は、店舗新築に際して1951年 に行われた。最初期の設置の一つである。店舗は「地下 1 階、地上5階、延1,030坪の鉄筋コンクリート、1階楽器売 り場、中2階ピアノ、オルガンの試弾室、レコード試聴室、 2階、3階はオフィスで4階と5階は約600席の座席を持つ ミュージックホール」73)という堂々たる旗艦店で、ミュー ジックサイレンはヤマハの音による企業イメージの演出に 重要な役割を果たしていった。

初めて鳴り響いた時の様子が『日楽社報』に記載されて いる。

開店に先立つて行われた竣工式を告げる合図に音楽 サイレンが使われた東京の空に始めて鳴りわたつた和 やか音に、付近のビルの窓は人の顔で埋り、道行く人 は思わずふり仰いで驚異の眼を瞠つていた。音楽サイ レンの奏でる音楽は静かな日には品川、新宿、上野方 面迄聞える由74)。

音は銀座から新宿にまで達するほどの大音響だったこと が判明する。吹鳴曲目は、「朝8時、正午、夕方5時の3 回、1 分間ずつモツァルトの《イ短調ソナタ》や《新世 界》、《アニーローリー》など数曲を交互に奏で」75)てい たらしい。

1951 年は最初期の設置であり、《家路》や《アニーロー リー》という曲目の選定はその後のミュージックサイレン の吹鳴曲目に大きな影響を与えた可能性がある。なお、イ 短調ソナタが第8番だとすれば、 比較的早いパッセージを どのようにミュージックサイレンに移し替えたのかという 疑問が残る。

サイレンのその後は不明である。しかしながら、「1954 (昭和 29) 年 6 月 10 日 『時の記念日』 からウエストミン スター式チャイムの音が鳴り響くように」76分でったように、 銀座ではその後「時報」が乱立していった。1954年の12 月の『読売新聞』は、「最近都内の高い建物の上から時報 を報じるデパート、商店、学校などがふえたが、ほとんど が一時的、公共的な時報規定(騒音防止に関する条例第7 条)を脱線して宣伝放送の形式が濃く、また単なる時報で もひんぱんにすぎたり、長すぎたりしている」かと報じ、 実例を次のように挙げる。

> 銀座服部時計店=高さ 39 メートル、吹奏 15 分ごと、 前奏 30 秒、音量 80-82 フォン、公共性がないとは いえないが、15分間隔では時報数が多すぎる。

銀座松下電器=高さ 19 メートル、吹奏 30 分ごと、 前奏 30 秒音量 81-84 フォン、時報回数が多すぎて 正確な時報でない。広告性が強い。

浅草東宝劇場=高さ30メートル、吹奏1時間ごと、 前奏 70 秒、音量 78-83 フォン、前奏が長く、音量 も高い。公共性よりも付近住民に迷惑を与える方が 強い。

池袋東横デパート=高さ30メートル、吹奏1時間ご と、前奏30秒、音量80-82フォン。

渋谷東横デパート=高さ60メートル、吹奏1時間ご と、前奏30秒、音量80-85フォン。

神田駿河台明大=高さ45メートル、吹奏1日3回、 校歌、時報、音量80-85フォン。

品川区上大崎ドレスメーカー女学院=高さ20メート ル、1日3回、前奏30秒音量80-85フォン78)。

30 メートルを超える高所からの音は近隣に響き渡る。15 分や30分、場合によっては1間隔の時報は、あまりにも頻 繁になるので時刻を知らせる機能が失われてしまう一方、 長い前奏の反復は耳触りになる。さらに、定時になるとす べての時報器が一斉に作動するので、音の干渉が生じる。 おそらく、喫緊の対策が求められる状態だったと推しはか られる。

実際、東京都の騒音対策委員会では、ヒアリングと調査 に乗り出し、次のような指導指針を定めた。「▽時報は1 時間1回▽前奏は30秒以内▽時報は正確に打つこと▽音量 は実施地区の基準音量をこえないで各地区大体85フォンで 押える▽鐘声時間は午前8時から午後7時までを原則とし、 夜間に行うことを特別に認める場合は音量を昼間よりぐっ と下げる▽営業、広告を表示してはならない」79)。

ヤマハ東京支店のその後の様子は調査できていないが、 東京都の事例はミュージックサイレンの設置条件に関して 多くの示唆を与えてくれる。

b.トキハデパート



図6 1957年頃のトキハデパート80)

1936 年創業の大分県を代表する百貨店のトキワデパート は、1954年に本店にミュージックサイレンを設置した。 設置場所は5階の展望台で81)、図6は当時のトキワデパー トである。設置を主導したのは元名誉会長の上妻亨氏(故 人)で、設置目的は空襲警報の恐怖に関連する。選曲を担 当した当時の社員羽田野哲子の談だが、「戦時中の空襲警 報を連想させるのを気にして導入を決め――中略――上妻 氏は『音楽で時間を伝えることは、豊かな生活への夢をお 伝えすることだ』と考えていた」826しい。

ミュージックサイレンの設置は売り場面積の増床に併せ て行われたものだった。かなりの大掛かりな改築で、当時 の新聞には華やかな新装開店の様子が次のように記されて いる。

> 大分市トキハ百貨店の増床落成記念開店カーニバ ルは1日、午前9時開店屋上のミュージックサイレ ンが"朝"のリズムをかなでると一しょに幕を開けた。 うす桃色にお化粧された同店の増築 4 階アーケー ドには紅白の幕、竹町銀天街寄贈の花輪などが飾ら れ、開店を待つお客さんが約 2,000 名つめかけた、 楽団ラジオ大分のバンド演奏がつづいているうちに 9時25分空からトキハ号が訪づれ、ビラをまくのと 同時に同店 2 階バルコニーからモチがわりにキャン デーなどがまかれ店前は大騒ぎとなった。同9時半、 ミュージックのサイレンがトキハのテーマ音楽"花嫁 人形"を吹鳴するうちにクス玉2個が割られ、トビラ を開いてお客さんは店内になだれこんだ83)。

楽隊の動員や、餅の代わりにキャンデーを撒くなど、入 念な準備がうかがえるが、ミュージックサイレンへの言及 も大きく、果たす役割の大きさを知ることができる。 《朝》と《花嫁人形》という個所から、吹鳴曲目も判明す る。1966年における吹鳴楽曲と吹鳴時間は、開店時《朝》、 正午《花嫁人形》、閉店時《アニーローリー》であった84)。 おそらく、《花嫁人形》と《アニーローリー》も設置当時 から吹鳴されていたのではないだろうか。

ミュージックサイレンの仕様やその後の状況については 未調査である。しかしながら、市の広報によると、1966年 10月13日に大分文化会館が完成し、屋上にミュージック サイレンが設置されて、翌日から次の音楽が鳴り響くこと になった。

午前6時 さくらさくら 午前10時朝 正午 花嫁人形 午後5時 菩提樹 午後6時 アニーローリー 午後9時 荒城の月85)

公的な建造物にも設置されたことと、併せて毎日 6 回に 及ぶ吹鳴は、大分市民のミュージックサイレンへの愛着を うかがわせる。多くのミュージックサイレンが吹鳴を停止 した中で、トキワデパートは 2021 年現在でもミュージック サイレンの吹鳴を行っていることからも、地域の人々のサ イレンに寄せる思いが推し量られる。

c.丸光デパート

仙台市の丸光デパートに設置されていたミュージックサ イレンは、幸いなことに設置直後の記事があり、かなり詳 しく状況を知ることができる。 設置は 1953 年 12 月。3 階 建の同デパートの開店が1953年10月だった。開店に合わ せて取り付ける予定だったのかもしれない。『河北新報』 は、吹鳴開始を次のように報じる。

正午を告げるサイレンならぬ"荒城の月"の調べが

流れ、道行く人は時ならぬ好音に耳を傾ける、その 音波をたぐってゆくと仙台駅前丸光デパート屋上に 11 日からお目見得したミュージック・サイレンとい う名の新時報器、毎日午前9時、正午、午後5時の 3回歌の調べで時を告げようというもの80。

《荒城の月》の吹鳴に驚かされる人々が活写されている。 午前9時、正午、午後5時に吹鳴されていたことも判明す る。午前9時というのはおそらく開店時刻だったのではな いだろうか。記事は次のように続く。「東北では仙台市に 初めての登場で百万円もする[。]三階にある 10 音階のキー で人が演奏すると[、]屋上のモーターが回転して金属板を 振動させて音を出す仕掛、無風なら 4 キロ半径の地域まで は聞えるという」87)。

金属板を振動させるという理解は間違っているが、10音 発音タイプのミュージックサイレンが納入され、可聴範囲 が半径 4 キロメートルであったことは、他のサイレンの状 況から判断して、おそらく正しいのではないだろうか。

幸いなことに、丸光デパートのミュージックサイレンに は録音が遺されていて、吹鳴の様子が明らかになる。ふじ たあさやによる録音構成の『音の風土記 日本/東北編』で、 LP レコード一枚を使って旅行仕立てで東北の音を組み合わ せた作品である。ミュージックサイレンは仙台駅前の音風 景として描き出され、「滝廉太郎の名曲で名高い《荒城の 月》は、土井晩翠が仙台青葉城址を詠ったもの。それにち なんで仙台駅前のサイレンは、朝夕 2 回《荒城の月》を奏 で、晩翠を偲ぶ」88)というアナウンスに引き続いて《荒城 の月》が吹鳴される。

まず、古い録音にもかかわらずミュージックサイレンの 音が立体的に聞えることに驚かされる。また、聴いている うちに感じるのが、背景に聞える交通音の賑やかさである。 エンジンを吹かす音が続き、警笛がひっきりなしに鳴り響 く。収録された時間帯や曜日にも関係するとは思われるが、 静寂を突き抜けて《荒城の月》が朗々と鳴り響く状態では ない。すこし想像を働かせてみるならば、駅前の騒々しい 環境ながら、強い存在感を主張しているほどミュージック サイレンの音は大きかったと考えることができる。そして、 仙台駅前が仙台市において最も多くの人々の集まる場所の 一つだった考えると、非常に多くの仙台市民が、もちろん 旅行者もミュージックサイレンを聴いたと思われる。

ふじたは、《荒城の月》のメロディーと土井晩翠の仙台 との関連を説いている。単なる単音のサイレンからは決し て生み出されることの無いサウンドスケープであり、郷土 の知識によってミュージックサイレンの作り出す音環境が 仙台駅前のサウンドスケープに重要な役割を果たしている ことが確認できる。

ミュージックサイレンはその後長期に亘って時を刻み続 けたが、1983年に 89)故障して吹鳴を停止した。交換部品の 欠品で修理できなくなったために、再び鳴ることは無かっ た。設置者の丸光デパートも吸収合併を繰り返し、徐々に 衰微し、今や跡形もない。ただ、ミュージックサイレンの 音は、多くの人々の心に残り続けていたようである。停止 からしばらく経った平成12年、故障した機材が保管されて いることを発見した一市民が『河北新報』に想いを綴って

いる。「午後5時のサイレンは、外で遊ぶ子供たちに『も うすぐ夕食だよ』と帰宅を促したり、一日の仕事の終わり を告げたりする役目を持つようになり、多くの市民に親し まれた」90)という記述があり、遊ぶ範囲を示したり、家に 帰る時刻を示したりするために、地域の子供たちが百貨店 のミュージックサイレンを活用していた様子がうかがわれ

3.4 その他

吹鳴データのみだが、天理教では1956年から吹鳴が開始 された。詳細は未調査で、今後の調査が待たれる。引用は、 天理教発行の年史による。

> 昭和 31 年 3 月 8 日 午後 2 時のサイレン始まる (教祖が現身(うつしみ)を隠された時刻)。7月7 日よりみかぐらうたのメロディーに改める⁹¹⁾。

4 音楽作品のようなものとしての時報

黎明期のミュージックサイレンを概観し、浜松のヤマハ 本社に設置されたミュージックサイレンに関して、考案か ら開発、設置から運用、地域への浸透へという過程を辿り、 次いで各地で購入されたミュージックサイレンの吹鳴状況 を、学校、地方公共団体、商業施設(デパート)という三 つの角度から論じた。最初の問いに戻り、送り手と受け手 から整理するならば、時報へのメロディーの導入は、設置 者による音環境デザインを洗練させ、可聴範囲の人々に積 極的なミュージックサイレンの受容を促すことが指摘され

設置に関して生じたのが、設置場所、可聴範囲、吹鳴時 刻のみならず、吹鳴時刻や空間、歴史を考慮したメロディ 一の選択である。朝の吹鳴に島崎藤村作詞、小田進吾作曲 の《朝》、夕方にドボルジャークの《家路》、夜に《ブラ ームスの子守唄》を当てはめた選択は、吹鳴時刻を念頭に 置いたものであり、岸和田市や仙台市による《荒城の月》 は、城下町の記憶と結びついた選択である。あるいは、ト キハデパートはテーマソングの《花嫁人形》を選び、卒業 式における《蛍の光》、日曜日における《君が代》、天理 教のサイレンにおける《みかぐらうた》は儀礼に関連する。 他方、ミュージックサイレンも響きを豊かにするために、 同時発音数を増加させるなどの改良が加えられていった。

また、時報音へのメロディーの導入によって、時報は識 別性を高める。また、メロディーは一定時間鳴り続けるの でよりいっそうの注意喚起を促す。さらに、原曲のアイコ ンとしても機能する。あたかもミュージックサイレンが作 り出す音環境に誘われるが如く、可聴範囲の人々は積極的 にミュージックサイレンを活用して行った。例えば浜松の ヤマハ本社に設置されたミュージックサイレンは周辺の 人々も多目的時報として活用するようになり、最終的に市 の象徴としての役目を担うようになっていった。あるいは、 丸光デパートのミュージックサイレンは帰宅の合図として も活用され 90、城下町の象徴としても受け止められるよう になっていった。

当初の設置目的から後に加わった活用を判断するならば、

目的外利用と言わざるを得ないだろう。しかしながら、 次々に活用が刷新されるからこそ、ミュージックサイレン は地域により一層浸透していったと考えることもできる。 また、メロディーの有効活用の背後には、唱歌教育や音楽 教育における《家路》や《荒城の月》、国民歌謡《朝》の 定期的なラジオ放送といった近代日本における音楽文化― 一さらに続けるならば洋楽受容を指摘することができる。 これらの知識がないと、吹鳴は原曲のアイコンとして機能 しない。あるいは逆に、冒頭の引用のように、原曲とミュ ージックサイレンのサウンドスケープが結びつくこともあ る。

5 おわりに

20 世紀の終わりごろからミュージックサイレンには逆風 が吹き始める。1989年に新モデルが発売されるが、最初に 発売された時ほどの売れ行きはなかった。早いパッセージ の演奏を可能にし、調律の精度も向上し、ハイエンドモデ ルの同時発音数は24音という満を期した登場であったが、 最終的に売れたのは 10 台程度にとどまった 93)。その後、 ミュージックサイレンは 2011 年に製造が中止され、メイン テナンスも中止されて稼働数も徐々に減少し、2021 年現在 の稼働は3台である。

衰退のメカニズムの探求は今後の課題にしたいが、機械 の老朽化に加えてしばしば見出されるのが騒音問題である。 都市化の進展とともに、増加傾向が見られる。他方でミュ ージックサイレンが端緒となったメロディーで時を告げる 試みは、地域防災無線に引き継がれ、各地で広く認められ る。各地でしばしば音楽時計も頻見されるようになった。

ミュージックサイレンは大音量で環境を染め上げる旧来 の時報の終焉であると同時に、時報に音楽的意味を導入し た端緒として評価することができる。

註

- 1) 貴志祐介:第29回日本SF大賞受賞の言葉、『極悪鳥 になる夢を見る』(文芸春秋、東京、2017) 174.
- 2) 有川正俊、瀬戸勝之: <戦後71年目の経済秘史> (下) 時告げる名曲サイレン、東京新聞、2016 年 8 月 14 日、第2面、2016.

兼古勝史:地域メディア最前線 ミュージックサイレン 平和の時代を告げた時報、B-maga、2018 年 10 月号、51、

- 3) 例えば次の文献がある。坂内誠一:『江戸最初の時の 鐘物語』(流通経済大学出版会、東京、1999). 吉村弘: 『大江戸時の鐘音歩記』(春秋社、東京、2002). 浦井祥 子:『江戸の時刻と時の鐘』(岩田書院、東京、2002). 齋藤桂: 『1933 年を聴く 戦前日本の音風景』 (NTT 出版、 東京、2017) . 兼古勝史、小林田鶴子: < ロ頭発表>サイ レンの語るもの 8 サイレンの語るもの―ミュージックサイ レンの歴史と現状、MSME 音楽教育メディア研究、第6巻、 8-9、2020.
- 上野正章:伊賀上野のミュージックサイレン小史、 『伊賀上野のミュージックサイレン 日本サウンドスケー

- プ協会第3回例会報告書』(日本サウンドスケープ協会、 東京、2019)1-6.
- 5) いすかんでやる:『街頭時報の近現代』([いすかんで やる]、東京、2018) 33.
- 6) 同書、75.
- 7) 兼古勝史、上野正章:ミュージックサイレンの歴史と 現状〜浜松の事例から、『騒音・振動研究会資料』(日本 音響学会 騒音・振動研究委員会、東京、2019)参照.
- 8) 無記名:全国に鳴りひゞくわれわれのミュージックサ イレン、日楽社報、第95号、3、1956.
- 9) 無記名:『浜松』(浜松市役所、浜松、[1950]) unpaged.
- 10) 小野浜研所長:商品知識 質問とお答、日楽社報、第 108号、18-19、1957.
- 11) 詳細な構造に関しては、胃の飢ゑ飽き踏み:『技術工 ッセイ 技術と洒落とエスプリと』 (静岡学術出版、浜松、 2013) 266-277 を参照.
- 12) 本間彦作.
- 13) 小野俊:音楽サイレンについて、日楽社報、第28号、 3、1950.
- 14) 小野俊: 商品知識 質問とお答、日楽社報、第 108 号、 19, 1957.
- 15) 日本楽器製造株式会社:『社史』(日本楽器製造株式 会社、浜松、1977) 3.
- 16) 佐藤吉五郎[談]: 堺市における和音感養育の推進、 『音楽教育の証言者たち 戦前を中心に 上』(音楽之友 社、東京、1986) 199-201.
- 17) 無記名:音楽的な工場サイレン 浜松の日本楽器で新 考案、静岡新聞、昭和 25 年 9 月 7 日、5、1950.
- 18) 酢山義則:私たちの名物 音楽サイレン 楽器の町に 鳴りひぶく、読売新聞、昭和28年1月13日、5、1953.
- 19) 日本楽器製造株式会社:『社史』(日本楽器製造株式 会社、浜松、1977) 124.
- 20) 無記名:本社ミュージックサイレンの曲変る、日楽社 報、第107号、3、1957年.
- 21) 酢山義則: 私たちの名物 音楽サイレン 楽器の町に 鳴りひぶく、読売新聞、昭和28年1月13日、5、1953.
- 22) 「音楽サイレン 楽器の町に鳴りひゞく」に関する項 は、兼古勝史、上野正章:ミュージックサイレンの歴史と 現状~浜松の事例から、『騒音・振動研究会資料』(日本 音響学会 騒音・振動研究委員会、東京、2019) 掲載論文の 記述を加筆修正したものである。
- 23) 酢山義則: 私たちの名物 音楽サイレン 楽器の町に 鳴りひぶく、読売新聞、昭和28年1月13日、5、1953.
- 24) 同書.
- 25) 同書.
- 26) 同書.
- 27) 鈴木たか代: 私の仕事、労苑、第6号、88、1961.
- 28) 粂田きんじ: 工場の音、労苑、第2号、86、1957.
- 29) 鈴木美枝: 私は紡績の女工さん、労苑、第2号、103、 1957.
- 30) 浜松市広報課:希望のまち(浜松市広報課、浜松、 1962) 参照。https://www.youtube.com/watch?v=A5vnDITDD mU&list=PLpoFSIeePqNPA6ZlcRiOVjPUno1ISDpx-&index=28

- 参照。2019年11月7日に試聴.
- 31) ヤマハ本社提供の情報による。
- 32) 無記名:本社ミュージックサイレンの曲変る、日楽社 報、第107号、4、1957.
- 33) 同書、p.4.
- 34) 無記名:模範泳法に拍手 皇太子さま、熱心にご観戦、 読売新聞 地方版、昭和32年9月25日、8、1957.
- 35) 岡村芳太郎輯:山葉の繁り創業五拾周年記念(日本楽 器製造、浜松、1936.
- 36) 同書、unpaged.
- 37) 無記名:特産品などズラリ 産業観光パノラマ展開く、 読売新聞 地方版、昭和32年、9月22日、12、1957.
- 38) 同書.
- 39) 大軒精一 (郷土資料編集委員会編) : 『のびゆく浜松 中学校編』(郷土資料編集委員会、浜松、1956)unpaged.
- (郷土資料編集委員会編):『のびゆく浜松 中学校 編』(郷土資料編集委員会、浜松、1956)74.
- (郷土資料編集委員会編):『のびゆく浜松 小学校 編』(郷土資料編集委員会、浜松、1956、1962 年改訂版) 28-29.
- 42) (のびゆく浜松編集委員会編):『のびゆく浜松 小 学校編』(のびゆく浜松編集委員会、浜松、1955、1971年 改訂版) 21.
- 43) (のびゆく浜松編集委員会編):『のびゆく浜松 小 学校編』(のびゆく浜松編集委員会、浜松、1955、1978 年 修正 4 版) 21.
- 44) (のびゆく浜松編集委員会編):『のびゆく浜松 小 学校編』(のびゆく浜松編集委員会、浜松、1955、1982 年 修正1版) 199.
- 45) 同書、199.
- 46) 浜松市・浜松市観光協会:『浜松市案内 観光と産 業』(浜松市・浜松市観光協会、浜松、[1965 年]) unpaged.
- 47) M: ミュージック・サイレン、朝日新聞、昭和 31 年 4 月8日、p.12 広島版、1956.
- 48) 同書、p.12 広島版.
- 49) 無記名:新発売 ミュージックサイレン、日楽社報、
- 42, 5, 1951.
- 50) 無記名:全国に鳴りひゞく われわれのミュージック サイレン、日楽社報、95、3、1956.
- 51) [兵庫県立神戸高等学校]編:『[兵庫県立神戸高等学 校]70年のあゆみ』(兵庫県立神戸高等学校、神戸市、1966、 146-158、山崎滋平: 支店だより ミュージックサイレンと 共に、日楽社報、110、8-9、1958、神戸高校 100 年資編集 委員会: 『神戸高校百年史 学校編』 (兵庫県立神戸高等 学校創立百周年記念事業後接会、神戸市、1997)、331参
- 52) 山崎滋平: 支店だより ミュージックサイレンと共に、 日楽社報、110、8、1958.
- 53) 神神戸高校 100 年資編集委員会:『神戸高校百年史 学校編』(兵庫県立神戸高等学校創立百周年記念事業後援 会、神戸市、1997)、331.
- 54) 福田太郎:市庁舎と図書館の竣工に際して、きしわだ の友、65、1、1954.
- 55) 無記名: 新庁舎にミュージック・サイレン 岸和田が

- 全国で 6 番目 奏でる《荒城の月》 《朝》 《君が代》、 毎日新聞 地方版、昭和 29 年 5 月 20 日、8、1954.
- 56) 同書、p.8.
- 57) 無記名:時報のサイレン、きしわだの友、63、1、1954.
- 58) 無記名: あの町この村 岸和田、毎日新聞 地方版、昭和30年7月1日、8、1955.
- 59) 無記名: あの町この村 岸和田 市役所から子守歌、毎日新聞 地方版、昭和30年9月7日、8、1955.
- 60) 無記名:写真クイズ、岸和田の友、77、1、1955.
- 61) 無記名: 私の町 私の村 岸和田、産業経済新聞 地 方版、昭和30年11月27日、8、1955.
- 62) 無記名:音楽入りサイレン 姫路ロータリークラブ 商工会議所に寄贈、神戸新聞 地方版、昭和 30 年 5 月 15 日、8、1955.
- 63) 姫路ロータリークラブ:姫路ロータリークラブ www.himeji-rc.org/history/performance/history195506/ を参照。 2021年3月23日閲覧。
- 64) 無記名:10 日初の吹鳴 ミュージック・サイレン、神戸新聞 地方版、昭和30年6月5日、8、1955.
- 65) 無記名:日に3回《家路の曲》 あすから鳴るミュージックサイレン、読売新聞、昭和30年6月9日、8、1955.
- 66) 無記名: ミュージックサイレン 商工会議所楼上に設置 姫路ロータリークラブの美挙、広報ひめじ、135、1、1955.
- 67) 無記名: みかしおの鐘と決る 姫路のミュージックサイレン、読売新聞 地方版、昭和30年6月30日、8、1955. 68) 郷土読本「姫路」研究会、姫路市教育委員会、姫路記教育研究所: 『郷土読本「姫路」Ⅱ』 (郷土読本「姫路」研究会、姫路、1956、1959年第4版) 130-131.
- 69) 無記名: きょうから鳴ります 宇部のミュージック・サイレン、朝日新聞、1956 年 5 月 5 日、p.8 山口版。1956. 70) 無記名: "子供の日"に吹鳴式 ミユージツクサイレン 据付け終る、宇部時報、昭和31年4月28日、1956.
- 71) 無記名: 《家路》と決まる ミュージツク・サイレン の曲目、宇部時報、昭和31年2月24日、1956.
- 72) 無記名:よる 10 時のサイレン中止、宇部時報、昭和 42 年 6 月 7 日、1967.
- 73) 無記名:日楽東京支店ビル 完成は本年7月末、日楽社報、31、7、1951.
- 74) 無記名:東京支店華々しく開店す、日楽社報、43、6、1952.
- 75) 無記名:楽しい音楽サイレン 銀座にお目見え、毎日 新聞、昭和26年12月13日、4都内版、1951.
- 76) https://www.wako.co.jp/clock_tower/ を参照。2021 年 3 月 23 日閲覧.
- 77) 無記名:規定に背く"町の時報"都で騒音防止に回数など制限、読売新聞、1954年12月3日、7、1954.
- 78) 同書、7.
- 79) 同書、7.
- 80) 清原芳治『ふるさと大分とともに トキハ 65 年の歩
- み』(大分合同新聞文化センター、大分、2001)18.
- 81) 同書、85.
- 82) 平塚学:時告げる音 一日でも長く ヤマハ製ミュー

- ジックサイレン全国に残り5台 『平和の象徴』大分で現 役、朝日新聞、平成31年2月12日、1、2019.
- 83) 無記名: テーマ音楽も軽く トキハ増築祝華かに開幕、 大分合同新聞、昭和29年5月1日、3、1954.
- 84) 無記名: 大分市 ミュージックサイレンできる、朝日 新聞、昭和 41 年 10 月 16 日、16 大分版、1966。なお、開 店・正午・閉店時におけるこの三曲の吹鳴は、2021 年の現 在に至るまで続いている。
- 85) 無記名:大分市 ミュージックサイレンできる、朝日新聞、朝日新聞、昭和41年10月16日、16大分版、1966. 86) 無記名:客寄せに大童、河北新報、昭和28年12月12日、3、1958.
- 87) 同書、3.
- 88) ふじたあさや構成、伊藤惣一ナレーション:『音の風 土記 日本 東北編』 (CBS・ソニー、FCLA272、東京、 1978 年.
- 89) 無記名: 『ミュージックサイレン』復活へ協力呼び掛け 仙台の最上智明さん 倉庫に、河北新報、2000 年 10月 14日、unpaged、2000 (河北新報記事情報 G-Search を通じて検索したので、紙面のページ数のデータは無い).
- 90) 同書、unpaged.
- 91) 天理教道友社編: 『ビジュアル年表 天理教の百年明治 21 (1888) ——平成 3 年 (1991) 』 (天理教道友社、奈良、1991 年、93.
- 92) ミュージックサイレンの受容の背景に原曲の普及と言う問題がある。稿を改めて議論を試みたい。例えば《家路》については、西村理:《Goin' Home》から《家路》へレコードとラジオ放送が果たした役割、大阪音楽大学研究紀要、52、6-30,2014を参照。
- 93) ヤマハ提供の資料による。

執筆に際してヤマハ株式会社、昭和楽器製造、日本サウン ドスケープ協会のご協力を得た。厚く感謝したい。

中世後期ドイツ都市における管楽器の社会的機能

ニュルンベルクの事例を中心に

The Social Functions of Brass and Wind Instrument in Middle Age Germany: A Case Study of Nuremberg

●吉田 瞳

Hitomi YOSHIDA 京都大学大学院文学研究科 Kyoto University

キーワード:歴史的サウンドスケープ、神聖ローマ帝国、中世都市、吹奏楽器、参事会お抱え楽師 keywords: Historical Soundscapes, Holy Roman Empire, Wind and brass instrument, town piper/Stadtpfeifer

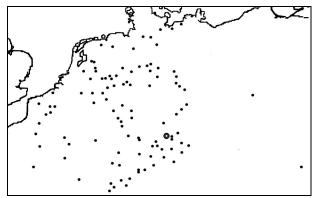
本稿では、中世後期の神聖ローマ帝国・帝国自由都市ニュルンベルクを対象に、管楽器の社会的機能について考察する。中世後期のヨーロッパ都市には、都市参事会から固定給を受ける管楽器奏者、いわゆる「参事会お抱え楽師」が見られた。かかる楽師は都市参事会の統制のもと、さまざまな祝祭や儀礼において演奏していた。ショームやトランペットによる信号音や演奏は、都市生活に欠くべからざるものとして、当局から保護・利用代表を整理し、宮廷文化における管楽器保護を概観する。ついで15世紀において帝国最大規模の都市楽隊を誇ったニュルンベルクの事例を中心に、管楽器の音色の社会的機能を考察する。最終的には管楽器の音色に、①都市参事会の許可を示す機能、②差異化の機能、③法行為に有効性を持たせる機能、があったことを示したい。

In this paper, we seek to examine the social functions of brass and wind instruments in the Free Imperial City of Nuremberg, part of the Holy Roman Empire, during the Late Middle Ages. It was found in historical documents that in Late Middle Age European cities, a certain group of brass and wind instrument musicians received regular pays from the city council. These musicians employed by the city council performed at rituals and ceremonies. Signals and performances by shawm or trumpet were protected and used by the governing bodies as an essential part of daily life in Nuremberg. In order to further examine this topic, we first compiled the related historical documents and concepts, and produced an overview of the preservation of brass and wind instrument within court culture. We then discussed the social functions of various tones of these instruments based on the case study of Nuremberg, which held the biggest city band in the 15th century Holy Roman Empire. Lastly, we hope to prove that the sounds of wind and pipe instruments performed the following three social functions: 1. Convey approvals form the city council, 2. Differentiation, 3. Validify certain legal actions.

1 はじめに¹

1.1 問題関心

ヨーロッパ中世都市のサウンドスケープと言った場合、多くの人が教会や市庁舎の「鐘」を連想するのではないだろうか。事実、鐘についてはサウンドスケープ論の提唱者 R. M. シェーファーが論じたほか²、西洋史学でもアナール学派の感性史家 A. コルバンが考察するなど、多くの研究蓄積が見られる³。しかし、中世後期のヨーロッパ世界では、ただ鐘の音のみが普遍的だったのだろうか。次の【図1】をご覧いただきたい。



【図1】参事会お抱え楽師分布図4

◎はニュルンベルク

これは都市当局から固定給を受けていた管楽器奏者、いわゆる「参事会お抱え楽師」の分布図である。同図からは、現代のフランスからポーランドに至るまで、多くの都市において管楽器奏者の雇用が見られていたと判る。ヨーロッパの中世都市では、管楽器の音色が都市当局によって管理・利用されていたのだ。

では、なぜ都市参事会は管楽器を必要としたのだろうか。中世イタリア史家の池上俊一は、ヨーロッパで用いられていた信号音を、鐘によるものと喇叭によるものに大別した5。池上によると、中世都市における管楽器は、鐘に次ぐ第二の信号音であり、鐘と競いあいつつも協働

していた 6。主として教会に支配され聖なるイメージの もとで聴かれていた鐘に対し、世俗権力の管理下にあっ た管楽器はいかなる意味を持っていたのか。本稿では、 中世後期の神聖ローマ帝国・帝国自由都市ニュルンベル クを対象に、中世都市における管楽器の社会的機能につ いて考察したいっ。

そのためにまず第 1 章の次節以下で、先行研究をまと め問題設定を行う。ついで第2章にて、中世後期に見ら れた管楽器を整理し、宮廷におけるその位置づけを確認 する。第3章では、ニュルンベルクの都市楽隊の沿革を 概観した後、都市住民の音楽活動にも目を向け、管楽器 の特権性を確認する。そして第 4 章にて、参事会お抱え 楽師の具体的な活動を分析し、管楽器の音色が持ってい た社会的機能について考察したい。

1.2 先行研究と問題設定

本稿が依拠する先行研究は、参事会お抱え楽師につい ての音楽社会史と、「音の歴史学」ないし歴史的サウン ドスケープ研究に大別できる。本節では神聖ローマ帝国 に関する論考を中心に、音楽社会史からまとめたい。な お、楽師についての社会史研究を参照するのは、楽器の 音色そのものを描写した史料や録音データが無いためで ある。

参事会お抱え楽師に関する音楽社会史は、1960年代以 降のアウトサイダー研究に端を発する。アウトサイダー 研究では、楽師の「不名誉」性が焦点化され、楽師差別 の実態や原因が究明された 8。かかる議論は「楽師階層 分化論」へと発展し、一部の楽師の定住と社会的地位の 上昇が論じられた。この「名誉」を得た楽師類型こそ参 事会お抱え楽師である。

その後 1990 年代になると、社会的賤視に着目した楽師 研究は下火となり、楽師の職業演奏家としての側面を重 視する音楽社会史が本格化した。参事会お抱え楽師はか かる研究潮流でも注目され、ニュルンベルクに関する事 例研究だけでも、図像史料や楽器の購入記録から参事会 お抱え楽師の演奏実践を分析した音楽史家 T. ブルク ギーサーランカーの論考や 9、マクシミリアン一世期の 南ドイツ諸都市を対象に、参事会お抱え楽師の都市間移 動を考察した音楽史家 H. グリーンの考察などがある 10。 これらの研究では参事会お抱え楽師の、楽師としての活 動だけでなく、都市住民としての実態が多角的に論じら れた。しかし、彼らの演奏の社会的意義に関する考察は 見られなかった。

一方、20 世紀末から行われるようになった「音の歴史 学」ないし歴史的サウンドスケープ研究では、鐘の音や 人間の叫び声が焦点化される傾向が見られる。なぜ特定 の音が「欠くべからざるもの」として認識されうるのか。 かかる問題は従来、民俗学や文化人類学において考察さ れてきた 11。それらの研究蓄積をもとに、近年では歴史 学でも研究が進んでいると言えよう。

中世史家による音の研究は大きく、共同体と音の関係 を問うものと、法行為における音の機能を問うものに分 類できる。前者には上述 A. コルバンの研究のほか、中 世ドイツ史家 A. ハーファーカンプによる、鐘と中世的

「公共性」についての論考が含まれる 12。ハーファーカ ンプは鐘が持つ「情報メディア」としての側面に注目し、 鐘の音こそがキリスト教的共同体を成らしめていたと論 じた。一方、後者としては中世史家の池上俊一や、中世 フランス史家の V. トゥレイユの研究が挙げられる。池 上は主にフランスの事例から、鐘と法行為の関係を論じ、 鐘には、為政者の叙任や裁判など、儀礼の有効性を担保 する機能があったことを示した 13。また、トゥレイユも 中世フランスにおいて、犯罪に遭遇した際に上げられる 自然発生的な「叫び」が、時代を追うごとに、慣習法や 裁判儀礼のなかに、組み込まれていく過程を明らかにし た。これらはいずれも音の公開性に注目した研究と言え よう 14。

ところが、同様の視座から管楽器を考察した研究はい まだ見られない。音楽史家 S. ジャックによる研究は、中 世都市における鐘と管楽器の協働に注目した点で、前節 で見た池上の関心と視角を共にしている 15。しかし、同 書では広範な時代・地域の事例が整理されたものの、音 の使用に関する解釈にまでは立ち入っていない。同様の 指摘は、マクシミリアン一世期のドイツ都市を対象に、 サウンドスケープの複雑性を論じた音楽史家 H. コフェ イの論考にも当て嵌まる16。

以上、先行研究をまとめる。もともと管楽器、ないし 参事会お抱え楽師の研究は、主に音楽社会史の文脈でな されてきた。そこでは参事会お抱え楽師の活動実態が解 明された一方、管楽器の音色がいかに聴かれ、いかに利 用されていたのかについては、ほとんど検討されなかっ た。一方、「音の歴史学」ないし歴史的サウンドスケー プ研究では、管楽器の重要性が指摘されているにもかか わらず、いまだ事例研究が乏しい状態が見られる。本稿 は、参事会お抱え楽師の活動から、管楽器の社会的機能 を考察する点で、かかる先行研究の課題に適うものと言 えよう。

1.3 分析対象

それでは、なぜ中世後期ニュルンベルクを分析対象と するのか。中世後期のニュルンベルクは、手工業の発達 や遠隔地貿易の成功により、商業都市として繁栄してい た 17。神聖ローマ皇帝との繋がりも強く、皇帝カール四 世が同地で金印勅書を発布して以降は、たびたび帝国議 会の開催地ともなっていた。16世紀以降は文化面でも黄 金期を迎え、マイスタージンガーとして有名なハンス・ ザックスや、画匠アルブレヒト・デューラーなど、名だ たる芸術家を輩出していた。

人口は1485年時点で約3万人、神聖ローマ帝国のなか では、ケルンに次ぐ大都市だった18。市の中央をペグ ニッツ川が横断し、その北側がゼーバルト教区、南側が ローレンツ教区と呼ばれていた。現在のニュルンベルク 旧市街にあたる両教区は、15世紀初頭には市壁で囲われ、 ゼ―バルト教区が約 80ha、ローレンツ教区が約 87ha の 広さだったと推測される 19。ニュルンベルク参事会の支 配は、実際には壁外にも及んでいたが、壁内領域のみに 注目すると、都市ニュルンベルクは長崎県にあるテーマ パーク「ハウステンボス」(152ha)よりやや大きい程度

の空間だったと言えよう。

政治的には都市門閥(Geschlecht)による堅固な都市支 配で知られており、2つの都市参事会、すなわち34名の 都市門閥と 8 名の手工業者からなる「小参事会」と、市 民共同体の代表からなる「拡大参事会」が実質的な統治 を行っていた 20。前者が行政、裁判、外交など全般的な 都市統治を担っていたのに対し、後者は裁判における証 人、宣誓介助人、告訴人の提供を担当していたとされる。 本稿でただ「都市参事会」といった場合は、小参事会を 意味することとする。

かかる殷賑を反映してか、ニュルンベルクの都市楽隊 は、15世紀の段階で帝国最大規模を誇っていた。参事会 お抱え楽師には、君侯訪問時のプロセッションなど、都 市内外における祝祭での演奏が求められていた。そのた め都市の規模が大きければ大きいほど、外部との交流が 盛んであればあるほど、参事会お抱え楽師の活動機会は、 増加、多様化していたと言える。ニュルンベルクに注目 することで、参事会お抱え楽師の、最も活発な例を考察 出来ると言えよう。また、後述するようにニュルンベル クは、楽器、とくに金管楽器の生産地として名高く、同 地で生産された楽器の幾つかは現存している。本稿では 筆者の専門から大きく外れるため、あえて検討していな いが、ニュルンベルクを考察対象とすることで、古楽器 を用いた音響学的アプローチとの接続も可能となると言 えよう²¹。

史料としては主に、J. バーダー編纂の『ニュルンベル ク都市条令集』や、T. ハンペ編纂の『後期ゴシックおよ びルネサンス期における芸術と芸術家に関するニュルン ベルク参事会決議録』、K. ヘーゲル編纂の『ドイツ諸都 市の年代記―ニュルンベルク』を使用した 22。『条令 集』には14、15世紀の都市条令が収録されており、都市 法に規定される範囲で楽師の活動が読み取れる。一方、 『決議録』には参事会お抱え楽師の派遣記録が、年代記 には楽師の活躍の場となる祝祭の記録などが残されてお り、実際に管楽器が使用された局面が看取できる。なお、 必要に応じて未公刊の参事会史料も使用した。

中世後期の管楽器

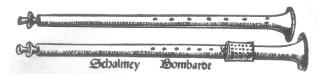
2.1 中世後期の楽器と史料概念

本章では、管楽器の社会的機能の考察に先駆けて、楽 器に関する史料概念と訳語を整理し、ついで宮廷におけ る管楽器の位置づけも概観する。中世都市ではいかなる 楽器が用いられていたのか、これを行政史料から特定す ることは難しい。この背景には、史料作成者の楽器への 無知・無関心、ないし16世紀以降の楽器の進化の急激さ があると考えられる 23。以下、聖職者でもあった歌手ゼ バスチャン・ヴィルドゥング (Sebastian Virdung 1465?-? 年) の『ドイツ語による楽器 Musica Getutscht』 (1511) から図版を引つつ、参事会お抱え楽師の楽器を整理した い。同書はニュルンベルクでも出版され、流通していた ことが判っている²⁴。

中世ヨーロッパにおいて楽器は、大きな音を出す

「オー haut」の楽器と、静かで落ち着いた「バ bas」の 楽器に分類されていた ²⁵。初出は 14 世紀前半にフランス 王シャルル五世が、パリの「聖ユリアヌスと聖ゲネシウ スの楽師兄弟団」に与えた特許状であり 26、神聖ローマ 帝国では1490年代までアンサンブルを規定していたと言 われている²⁷。「オー」の楽器にはショームやトラン ペット、トロンボーン、太鼓など、野外演奏向きの楽器 が含まれ、「バ」の楽器にはリュートやオルガン類、ク ルムホルン、リコーダーなど、室内楽向きの楽器が含ま れていた。あくまで音量による分類であり、現在の楽器 区分に一致するものではない点に注意されたい。

このうち参事会お抱え楽師と関係が深かったのが、管 楽器すなわち「オー」の楽器である。参事会お抱え楽師 は史料上、直訳で「都市の笛吹き」を意味する statt pfeiffer や stattpfeyffern などとして登場する。これは参事 会お抱え楽師が用いた、最も一般的な楽器が「Pfeife」 だったからだと考えられる。では Pfeife とはいかなる楽 器だったのだろうか。



【図2】ショームとその低音楽器であるボンバルド28

結論から言うと Pfeife は「ショーム」 (英: Shawm、 独:Schalmei)という木製のリード楽器を意味していた 29。この楽器はイスラム圏の「ズルナ」に起源を持ち、 十字軍期にヨーロッパへもたらされた。現在のオーボエ の親楽器にあたるが、オーボエよりも騒がしく屋外向き の音を持っていたと言われている。

しかし Pfeife とは本来、幅広く「笛」を指す言葉であ る。ならばなぜ「ショーム」だと特定できるのだろうか。 ニュルンベルク参事会は事実、クルムホルンやリコー ダーなど、別種の「笛」も所有していた ³⁰。そうであれ ば Pfeifer は、クルムホルン奏者やリコーダー奏者をも意 味し得るのではないだろうか。この問題を考えるヒント は、演奏がなされた状況にある。史料に登場する Pfeifer の主な活動場所は屋外で、またトランペットやトロン ボーンとのアンサンブルが見られた。音量の問題を考慮 すると、この状況下でのクルムホルンやリコーダーの使 用は考えにくい。そのため多くの場合において、Pfeife はショーム以外にあり得なかったと言えよう。

では「トランペット trummete」や「トロンボーン busaune」は、現代のそれと同じだったのだろうか。前述 のとおり、また 4.3 で見るとおり、参事会お抱え楽師は ショームとともに金管楽器も使用していた。ニュルンベ ルクでも15世紀以降、参事会お抱えの「トランペット奏 者 Trumetter」あるいは「トロンボーン奏者 pusawnern」 が見られた。「喇叭」のイメージ自体は、中世初期のあ いだも、聖書のなかに存在していた。しかし、ヨーロッ パで金属製金管楽器が復活したのは、12 世紀以降だと言 われている 31。前述の『ドイツ語による楽器』では金管

楽器として、スライドの無い「軍楽トランペット felttrummet | 「クラリオン clareta | 「塔守用ホルン thurner horn」と、スライドを持つ「トロンボーン busaune」の四種が紹介されている。



【図3】上からトロンボーン、軍楽トランペット、 クラリオン、塔守用ホルン32

スライドを持たない三種のうち、最初に誕生したのは 「塔守用ホルン」だった。これは原始的な構造のトラン ペットで、信号発信に適し、塔守や夜警など下級の治安 維持役人が使用していた33。ニュルンベルクでは15世紀 初頭以降、ハンス・フランクなどの真鍮鍛冶が、都市参 事会の注文によって製造・修理していたことが判ってい る 34。それに対し、より「音楽的」な演奏でも用いられ えたのが軍楽トランペットとクラリオンである 35。とく にクラリオンは軍楽トランペットよりも、ベルが小さく 管も細かったため、ファンファーレから舞踏の伴奏まで、 多様な局面で使用されえた。史料上、両者が明確に書き 分けられることは少ないが、ニュルンベルクのなかで、 これらの楽器が使用されていたことは確かである。

これらの金管楽器は 12 世紀以降、ヨーロッパ世界に 徐々に普及していった。いずれも従来の管楽器に比べて、 音量の面で優れてはいたが、倍音しか出すことが出来な いという特徴も持っていた。これを補うようにして15世 紀末に登場したのが、スライド付きの「トロンボーン」 である。この楽器はニュルンベルクで改良・生産され 36、 その広い音域のために、為政者よって珍重されていた 37。 なお、本稿では busaune の訳語を一律「トロンボーン」 としたが、これは場合によっては不正確な訳となること を明記しておく。なぜなら、busaune は史料のなかで頻繁 に trummete と混用されており、かつ同時代には「スライ ド・トランペット」も存在していたからである。また、 これは現在の金管楽器についても言えることだが、これ らの楽器を用いた演奏の質は、楽師の技量に大きく依存 していたと思われる。

2.2 皇帝の管楽器保護

次に、中世後期の神聖ローマ帝国宮廷における、管楽 器の位置づけについて概観する。音楽史家ブルクギー サーランカーやポルクによると、参事会お抱え楽師は宮 廷文化の影響のもと生まれた。都市にはもともと塔守な どの治安維持職のみが存在していたが、宮廷で儀礼が発 達するにつれ、君侯の訪れや大掛かりな催事の際に、都 市にも相応の楽師が求められるようになったのである。 そのため管楽器の意義を理解するには、中世後期の宮廷 における管楽器の位置づけを理解する必要があるだろう。

神聖ローマ帝国では18世紀までに、数回にわたって管 楽器や管楽器奏者に関する特権や法令が発布された 38。 15世紀に皇帝ジギスムント(Sigismund、ローマ王在位: 1410-1437年)が、ニュルンベルク、アウグスブルク、 コンスタンツ、ウルムの四都市に対し発布した「トラン ペット特権」はその最も早い例と言える 39。「彼らとそ の子孫はこれより末永く、彼らの意思にしたがってトラ ンペット奏者とトロンボーン奏者(trumeter und pusawner) を持ち、維持し、あらゆる場所で楽しみのため、また真 面目な催しのために彼らを使用すべきであり、またそう することが許される 40」。これは 1431 年にニュルンベル クに与えられたトランペット特権の一節で、ここからは ニュルンベルク参事会が二種類の金管楽器の使用を許さ れたことが判る。

また、1434 年のアウクスブルクへの特権では、「彼ら と彼らの子孫はこれ以降、都市アウクスブルクにおいて、 トランペット奏者 (trumbetere) を持ち、そのトランペッ トに市章と旗を下げるべきであるし、下げてよい。さら に市の内外で彼らが騎乗し、あるいは戦場へ赴く時、 いっしょに連れていき、自由に楽しみのため、また他に 必要になったときに、気晴らしであれまじめな催しであ れ、あらゆる場所で彼らを使用すべきであり、またそれ が許される 41」と、戦場その他におけるトランペットの 使用が認められた。前節で論じたとおり、参事会お抱え 楽師はショームだけではなく、トランペットやトロン ボーンも使用していた。しかし、それは本来、非常に限 られた都市の特権だったのだ。

その特権性を君侯側から示す史料もある。トランペッ ト特権とほぼ同時代に成立した『クララ・ヘッツラリン の歌集』(1450年ころ)所収の詩からは、一部の王侯貴 族が、かかる特権の授与に対し否定的な態度を示してい たことが判る。「ジギスムント王は正気を奪われた/彼 がかくも卑しい都市にトランペットとショームを許した 時に。/このことは都市に大変な傲慢さをもたらした。 /法とよき慣習に従えば/それはただ君侯にのみ属する のだ 42」。この詩の作者は判っていないが、王侯貴族が 管楽器を、君侯にのみ属する特別な楽器と見做していた こと、トランペット特権を都市の傲慢さの元凶と考えて いたことが判る。以上より、管楽器、とくに金属製金管 楽器は、世俗権力と結びついた特権的な楽器として認識 されていたと言えよう。

3 中世後期ニュルンベルクの音楽

3.1 ニュルンベルクの参事会お抱え楽師

それではいよいよ、ニュルンベルクの参事会お抱え楽 師の検討に移りたい。同市の都市楽隊の設置時期につい ては諸説ある。音楽史家ポルクによると、都市参事会の 会計史料に初めて「3人の参事会お抱え楽師と1人の見 習い」が登場したのは 1377 年である 43。 しかし都市条令 を読み解くと、1314年の段階ですでに「stattpfevffern」の 語が確認できる。つまりニュルンベルクの参事会お抱え 楽師は、遅くとも14世紀初頭には設置されていたのだ4。 この楽隊は都市の成長とともに拡大し、15 世紀後半には 帝国最大規模に達した 45。「最大規模」と言っても 5 人 程度の楽隊に過ぎないが、当時の神聖ローマ帝国内の都 市楽隊は平均人数が 3 人、ニュルンベルクに匹敵する楽 隊を保持していたのは、僅かにアウクスブルクだけで あった ⁴⁶。

その 15 世紀後半の都市楽隊を支えたのが、ノイシェ ル家、シュニッツァー家という二つの家門だった 47。15 世紀末以降、約一世紀にわたって、ニュルンベルクの参 事会お抱え楽師職は、両家出身の楽師や縁故者によって 担われた。彼らは管楽器職人も兼ねており、ノイシェル 家が金管楽器を、シュニッツァー家が木管楽器を、主に 製造していた。また、両家の成人男子の多くは、市民権 を保有するニュルンベルク「市民」であり、不動産や親 方権を保有していたことも判っている。

では、参事会お抱え楽師の役割は、書類上どのように 定められていたのか。1491年に作成された参事会お抱え 楽師の任用宣誓文書には「私、トランペット奏者 (Trumetter) のハンス・ノイシェルは、この書状をもっ て、以下のことを公けに周知し宣誓する。すなわち、我 が親愛なる主人、慈悲深く賢明な市長とニュルンベルク 市参事会に仕える義務を負ったこと、すなわち、この書 状の[発行]日の後に続く 5 年間、彼らの誠実な要請や要 求に力の限り奉仕し、損害が起こりそうな場合は誠実に 警告する。さらに私は、上述の任用期間中は [参事会以 外の] 他の者のために [演奏する] 義務を負わないし、 また応じない 48」と記されている。ここからは、参事会 お抱え楽師の第一の任務が、都市参事会への奉仕にあっ たことが窺える。

それでは参事会お抱え楽師たちが、都市住民のために 演奏することはなかったのだろうか。前掲の任用文書は 「先に述べた主人たちによって私は、幾人かの市民に対 し結婚式で[の演奏を]許される」と続いた49。これは参事 会お抱え楽師に、結婚式での興行権があったことを示し ている。また、ニュルンベルクの都市年代記や参事会史 料から、参事会お抱え楽師の活動機会を抜き出し、演奏 要請者ごとに整理すると【表 1】となった。都市楽隊へ の演奏要請やその派遣の可否は、ニュルンベルク参事会 が検討・決定していた。ここから参事会お抱え楽師たち は、都市参事会から活動を管理される代わりに、安定し た給与と演奏機会を得ていたと言えよう。

【表 1】ニュルンベルクの参事会お抱え楽師の演奏例 Nbg Ratsbuch; [Baader 1861]; [Hegel 1874]; [Hampe 1904]; [Polk 1992]; [Simon 2003]から筆者作成

演奏要請者	演奏機会
参事会	• 聖霊降誕祭
	・処刑場の上棟式
	軍楽
都市住民	・結婚式
	・謝肉祭慣行シェンバルトラウフ
	・若者の舞踏
市外の為政者	・入市式のファンファーレや
	プロセッション
	・戴冠式
	・宮廷での演奏

3.2 「バ」の音楽慣行

ところで市井の人々が管楽器、とくに参事会お抱え楽 師と結びつく「オー」の管楽器を、使用することはな かったのだろうか。当時の演奏慣行を見ると、一般の音 楽愛好者が使用していたのは「バ」の楽器だったことが 判る。16世紀のニュルンベルクには、参事会員や聖職者、 法律家などからなる、私的な「音楽サークル」が存在し たが、彼らが演奏したのは主にフィドルやリュートなど 弦楽器だった 50。ニュルンベルク出身の画家アルブレヒ ト・デューラー曰く「若者があまりに多くのことをやり すぎ、憂鬱な状態に陥った際には、ちょっとした弦楽器 を教えることで彼は血湧く喜びに引き付けられる(上尾 訳) | 51。「バ」の音楽は精神状態を改善し、日常生活 をより善くする「娯楽」に位置づけられていた。そのた めかニュルンベルク参事会は、自ら管理する教会学校に て、手工業者の子弟にもリュートを習得させていた 52。 また、同市ではハルトマン・シェーデルやヴィルバル ト・ピルクハイマーといった、著名な人文主義者たちが 音楽活動をも展開していたが、彼らが重視していたのも ヴィオールなど「バ」の楽器だった53。

では、流しの楽師はどうだったのだろうか。参事会お 抱え楽師が使用していた管楽器、とくにトランペットや トロンボーンは、素人が自作出来ない楽器で、かつ高級 品だった。時代はやや下るが、ノイシェル家出身の楽器 商ゲオルグ・シュテンゲルが、ブランデンブルク辺境伯 の代官と交わした書簡では、トランペットを24本製造す る対価として、当初 230 グルデンが要求されていた 54。 経済史家 J. クメッツによると 16 世紀におけるニュルン ベルク市民の平均年収は50グルデンだったという55。こ こから当時の管楽器がいかに高価だったかが判るだろう。 ショームについては、具体的な値段や習得コストは判っ ていない。しかし、流しの楽師と結びつけられるのは、 むしろバグパイプやリコーダーであったこと、流しによ るショームの演奏記録が今のところ見られないことなど から、放浪楽師によるショームの使用はあったとしても 例外的だったと推測される。

ちなみに 15 世紀のニュルンベルクには、参事会お抱え のリュート奏者とポルタティーフ・オルガン奏者も存在

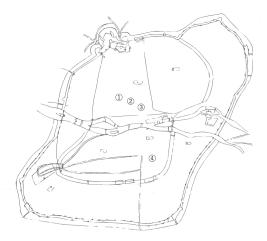
した 56。ポルタティーフ・オルガンとは、肩に掛けて持 ち運べる小型のオルガンのことである 57。「1471 年の聖 トマスの日の前の月曜日に、刑場に新しい部屋を作るた め、そこに居た全ての大工、すなわちおよそ 150 人の親 方と職人が、働かなければならなかった。午後 1 時には 解放されたので、ある者がショームを吹き (pfeif) 都市 を通って彼等をワイン広場まで[導いた]。そこでチー ズとパンを注文し、建築士が彼らに取手のあるカップ 2 杯分の良いワインを与え、参事会お抱え楽師(stat hoffirer) 全員に、リュートとポルタティーフ・オルガン (lauten und portatif) 全ての [演奏を] 命じた 58」。この 史料では、参事会お抱えのバの楽師たちが、刑場の上棟 式で演奏をしている。都市参事会によるバの楽師の雇用 は、ニュルンベルクにのみ見られた現象だったが59、 「血湧く喜び」を生むバの音楽は、労働者を鼓舞し労わ るためにも使用されていたのだろう ⁶⁰。なお、この史料 でショームも使用されている点については、後ほど再考 したい。

管楽器の社会的機能

4.1 舞踏と秩序

ニュルンベルクで見られた音楽活動一般を確認したと ころで、参事会お抱え管楽器奏者の活動分析に移りたい。 中世都市では教会暦に従って、さまざまな祝祭が行われ ていた。ニュルンベルクの富裕なビール醸造者ハインリ ヒ・ダイクスラーが著した年代記、『ダイクスラー年代 記』には、以下のような記事が残っている 61。「聖霊降 臨祭の二日目に、ここ市場で祝いの篝火が [焚かれ]、 参事会お抱え楽師(stat pfeiffer)が聖母教会の通りで [演 奏を行った]。そして少年の舞踏(die puben tantzten)が 篝火のまわりで、よき踊り手である Klingenstain とともに 行われた 62」。ここからは年中行事である聖霊降臨祭の 祝祭にて、参事会お抱え楽師たちの演奏が見られたこと、 同時に「少年の舞踏」と呼ばれる舞踏が催されたことが 判る。会場となったのは聖母教会に面する現在の「中央 市場 Hauptmarkt」だろう。当時、楽器の音色がどこまで 聴こえていたのか知る術はないが【図 4】からは、都市 空間の中心で演奏が行われていたことが判るだろう。

参事会お抱え楽師の年中行事への参加は他の史料から も窺える。謝肉祭に関する 1480 年のニュルンベルク参事 会議事録には「肉屋に対し彼らの謝肉祭の舞踏のため、 参事会お抱え楽師とティンパニー奏者 [を起用し]、 [さらに]都市警吏と警邏 [を起用すること]が、舞踏 の秩序を守るため慣例どおり許された 63」とある。 「ティンパニー奏者」とは、ニュルンベルクに一時期存 在した軍楽隊の楽師だろう 64。参事会お抱え楽師たちは、 音楽が禁止される四旬節の前に、謝肉祭で演奏し場を盛 り上げていたのだ。同じ謝肉祭の、舞踏ではなくプロ セッションを描いた史料には、「彼らの地獄はヴェヌス の山だった。そこにはヴェヌスとタンホイザー、くわえ て30人以上の人々、1人の医者、3人の乙女、ジプシー



【図4】ニュルンベルク市街地 ①ゼーバルト教会 ②市庁舎 ③聖母教会 ④ローレンツ教会 [Pfeiffer1971]S. 57 の図を筆者が加工

と道化が1人ずつ、忠義者のエックハルト、伝令1人、 トランペット奏者、そして N 氏すなわち参事会お抱え楽 師がいた…65」という描写が残っている。「地獄」とは ニュルンベルクの謝肉祭に特徴的な大きな山車を指す。 大掛かりな見世物に対し参事会お抱え楽師たちが華を添 えていたのが判るだろう。なお、ここでは参事会お抱え 楽師とトランペット奏者が、別物として記されているが、 ニュルンベルクでは基本的に前者が後者を兼任していた。 先行研究によると史料中の「N氏」は、3.1 でも登場した 参事会お抱え楽師ハンス・ノイシェルを指すが、任用文 書における同氏の肩書は「トランペット奏者」だった。

では、参事会お抱え楽師は、たんなる祝祭の盛り上げ 役だったのだろうか。『ダイクスラー年代記』では「少 年の舞踏」が、参事会議事録では肉屋の舞踏が言及され た。これらの史料からは、中世都市の祝祭は舞踏を伴い、 それらの舞踏は参事会お抱え楽師と結びついていたこと が窺える。そもそも音楽史家 W.ザルメンによると、中世 における舞踏はただの娯楽ではなく、それを執り行う集 団の慣習や気風を体現するものだった 6。とくに、中央 広場や市庁舎など、人目に触れるあるいは象徴的な意味 を持つ空間での舞踏は、一部の人間にのみ許された特権 だった。事実、1521年に発布されたニュルンベルク舞踏 条令(Tanzstatut)では、市庁舎での舞踏会に参加しうる 家系の者が都市貴族であると定められた 67。前述の「肉 屋の舞踏」もこのような特権の一種だったと言える。 「…そして、シェンバルトを行う [肉屋以外の] 集団に、 [舞踏への参加を]止めるように伝えた…また、Jorgen Gumler は、老衰のために [舞踏を] 免除されていたが、 それについて申告した彼は [参事会から以下の指示を] 受けた。「すなわち〕舞踏の折に「シェンバルトの〕道 具を身に付け、舞踏の隣を歩くようにと 68」。これは前 掲した 1480 年の参事会議事録の続きである。15、16 世 紀のニュルンベルクにおいて、肉屋の謝肉祭慣行は 「シェンバルトラウフ Schembartlauf」と呼ばれていた 69。 史料中の「シェンバルト」とはこのことだろう。ニュル

ンベルクでは 1348/49 年にツンフト蜂起が起き、一時は 都市参事会が廃されるまでとなったが、肉屋の同業組合 だけは騒擾中も一貫して旧参事会への忠誠を守った。そ のため乱が鎮圧されると、時の皇帝カール四世から肉屋 の同業組合に、褒賞として舞踏の特権が与えられた。こ れが謝肉祭慣行シェンバルトラウフの起こりである。儀 礼の内容自体は時とともに変化し、しだいに都市貴族に よる仮装行列の方が存在感を増すこととなるが、肉屋の 舞踏も中核的な要素として保存され続けた。

それでは「舞踏の秩序」とはなにか。参事会議事録に は、都市の下級治安維持職である都市警吏、警邏にくわ えて、参事会お抱え楽師が「舞踏の秩序」のため慣習通 り派遣されると記されていた。この「舞踏の秩序」に関 する史料は他にもある。たとえば 1490 年に発布された舞 踏条令には、以下のように記されている。「我らが主人 たる参事会は、尊敬すべき [都市貴族の] 若者の舞踏 (Gesellentäatze) において、贅沢と浪費が著しく不愉快 に増加したことを察知し、これを真剣に受け止めた。神 を讃え高慢を避けるため、また善き公共の福利のため、 [参事会は]彼らに対し真剣に[以下を]定め求める。 すなわち、この先、若者の舞踏を踊る予定の者、あるい は舞踏を望む者は、本人もその仲間も [舞踏の] 際に、 彼が住まう住居に、ショーム奏者と祭典詩人、トロン ボーン奏者(pfeyffernm hegeln und pusawnern)以外に、 何者も招いてはならないし、招かれざる者に食事を与え てもいけない 70」。この史料からは、都市貴族の子弟に よる「若者の舞踏」が「贅沢と浪費」のゆえに非難され ていること、彼らに許された唯一の楽師が参事会お抱え の管楽器奏者だったことが判る。条令に見られる「招か れざる者」とは、舞踏に蝟集し糊口をしのごうとする遊 行人を指したのだろう。次節で見る結婚条令でも規制さ れているが、中世都市には宴会を賑わし、その代償とし て食事の現物支給を受ける放浪者が多く存在した。

以上をふまえると「舞踏の秩序」に「オー」の管楽器 が果たした役割が見えてくる。すなわちショームやトラ ンペットの音色が聴かれた舞踏は、都市参事会から参事 会お抱え楽師の借用に成功した、おそらくは都市法に適 う舞踏だった。反対に、参事会お抱え楽師を伴わない舞 踏は、非合法なものとして取り締まりの対象となりえた のだろう。ツンフト蜂起の後、実質的な支配権を伸ばし たニュルンベルク参事会は、キリスト教的倫理観に悖る 行いを、都市法で制限するようになった。15 世紀末に出 された都市条令曰く「…全能の神ははじめから地上のみ ならず、天上や楽園においても虚栄と傲慢の悪徳を嫌わ れて、これらを重く罰し、謙遜や従順、貞潔や名誉ある 良き風習を賞賛によって高め、それに報いた…(池田 訳) 71」。キリスト教的な悪徳は「神の怒り」、ひいて は疫病や戦争を引き起こすとされ次第に犯罪化されて いった。前述の舞踏条令もかかる社会的文脈のなかで発 されたのだろう。ある祝祭儀礼が都市参事会とどのよう な関係にあったのか、ショームやトランペットの音色は 舞踏の場において、都市参事会「お墨付き」の象徴とし て聴かれていたと言える。

4.2 結婚式と音のヒエラルヒー

次に、婚姻儀礼における管楽器の機能について考察す る。3.1 で見たとおり、参事会お抱え楽師には、結婚式 における演奏特権があった。中世の婚姻儀礼は数週間に 及ぶ大規模なもので、新郎による求婚と数回にわたる教 区教会での告知の後、披露宴、そして結婚式が開催され ていた。参事会お抱え楽師はこの結婚式のなかで、教会 へのプロセッションを先導し宴会に音楽を提供する役割 を負っていた。ところが、ニュルンベルクの結婚条令に は、参事会お抱え楽師以外の楽師の姿も窺えた。そうで あれば、結婚式における参事会お抱え楽師の存在は、ど のような意味を持っていたのか。以下、1314年と 1485 年のニュルンベルク結婚条令をもとに考察する。

まず、史料に現れる楽師の類型を整理したい。1314年 の結婚条令では、演奏報酬に関する規定のなかで楽師へ の言及が見られた。並べて記すと「...花嫁と披露宴のた め、夜間、参事会お抱え楽師とともに、参列者(iren freunden) に対し演奏する見習い (gesellen) とバの楽師 (hofierern) に対し、演奏の前後に素敵な食事が与えら れた…72」、「市民は女であれ男であれ、結婚式にて放 浪者 (varndem man) にお金を与えてはならないし、他所 に派遣してもならない。「ただし」都市に住まう放浪者 は例外である…73」となる。前者からは「参事会お抱え 楽師」「見習い」「バの楽師」が、後者からは「放浪 者」「都市に住まう放浪者」が読み取れる。放浪者を楽 師の類型にいれるのは、楽器の演奏が彼らの物乞い方法 の一つだったからである。「見習い」は参事会お抱え楽 師の補助役、「バの楽師」は 3.2 で見た参事会お抱えの リュートないしオルガン奏者、「都市に住まう放浪者」 はニュルンベルクに居住していた非認可の「流し」の楽 師を指すと推測される。

次に 1485 年の条令を見てみよう。同条令では報酬規程 にくわえて、放浪者規定のなかでも楽師への言及が見ら れた。すなわち「参事会お抱え楽師(der statt pfeyffem) とドラム奏者 (trumentern) に対しても、結婚式にて、 ニュルンベルクの通貨で (lanndswerung) 1 グルデン以上 を与えてはならない。とりわけ市の紋章をつけた二人の 楽師の一人と、さらに祭典詩人には半グルデンを与える べし⁷⁴」、「数人の旅芸人 (spillewt) あるいは放浪者 (lotter) を、結婚式に同席させてはいけない。また食事 に招待してはならないし、食事させてもいけない。…た だし新郎または新婦と共にラントから入って来る楽師、 あるいは紋章を着けた楽師は、舞踏を指揮する祭典詩人 とともにその限りではない。同日、ある君侯がそこに同 席し、その楽師たちが結婚式に来るならば、彼等はそこ で自由に[食事を]食べて良い 75」。ここからは前出のもの 以外に「紋章を付けた楽師」「ラントから来た楽師」 「君侯の楽師」という類型が確認できる。中世後期のド イツ都市では、放浪者対策の一環として、都市に住み着 いた放浪者に、市章などが入った標章を配り、物乞いや 演奏を許可することがあった 76。それを考慮すると「紋 章を付けた楽師」とは前出の「都市に住まう放浪者」の 発展形であると推測される。また「ラントから来た楽 師」「君侯の楽師」は、都市外の有力者から派遣された 楽師のことだろう。「ラント」とは都市の周辺領域を指

では、これらの結婚条令は何を意味するのか。両条令 に見られた楽師類型を整理すると、見習いやバの楽師を 含む「参事会お抱え楽師」に「都市で活動を認められた 流しの楽師」「放浪者」くわえて「都市外の有力者の楽 師」に分類できる。条令に見られる待遇の差からは、有 力者の楽師を除いたこれらの楽師たちが、都市内で参事 会お抱え楽師を頂点とした楽師ヒエラルヒーを構成して いたことが判る。

かかる楽師の階層性は、結婚式においていかなる意味 を持っていたのか。結婚条令の規定には、参事会お抱え 楽師の起用を自明視する向きがあるが、実際にはそうで なかった。3.1 で述べたとおり、参事会お抱え楽師の起 用には、ニュルンベルク参事会の許可が必要とされてい たからだ。結婚式への楽師派遣に関する史料は、バイエ ルン州立文書館ニュルンベルク収蔵の『参事会の書 Ratsbuch』に収められている。楽師派遣要請時の手続き の詳細は判然としないが、それらの史料には「Hannsen Martin Löffelholzs は Caspar Slüsselfelder の娘とともに、 Mathie の後の火曜日に行われる彼らの結婚式において、 市庁舎における舞踏の開催と、その際の参事会お抱え楽 師 (Stat pfeiffer) および旅芸人 (Spillüte) の起用が許さ れた。1481 年 2 月 20 日 ⁷⁷」のように、参事会お抱え管 楽器奏者の派遣が許されているものと、「Paulus Müller は聖ゼバスティアヌスの次の水曜日に [開催される] 彼 の結婚式に参事会お抱えのバの楽師 (der stat hofierer) を 許された。1477年1月2日 78」のように、同じ参事会お 抱えであっても、バの楽師、すなわちリュート奏者とオ ルガン奏者の派遣が認められたものの二種類が見られる。 これらの史料から、トランペットやショームを許され た人々と、それ以外の人々の、社会的地位の違いを導き 出すことは難しい。ただし 1481 年の記録に見える Löffelholzs 家は参事会員を輩出しうる家柄であり、一方 の Slüsselfelder 家も後に都市貴族家に認められた家系だっ た 79。ここから、結婚式における参事会お抱え楽師の起 用が、一定の地位や財力を持つ人物の特権だったことが 推測できる。ニュルンベルクでは明文化されなかったが、 実際に、結婚式における金管楽器の使用を、都市の最上 位層にのみ許す都市もあった 80。参事会お抱え楽師の ショームやトランペットの音色は、それを許された者と、 それ以外を識別する差異化の手段として用いられていた と言える。

4.3 プロセッションと音の公開性

前節では、婚姻儀礼における管楽器の、ステイタスシ ンボルとしての機能に注目した。中世ヨーロッパ社会に おいて音楽は、権力者の政治的、文化的イメージを演出 する重要な手段だった。だからこそ当初、トランペット は諸侯の専有物と見なされ、ニュルンベルクの上層市民 も「音楽サークル」のなかで教養を磨いたのだ。中世の 人々は自らの地位や職業に適当な音楽を求め、他人にも 要求した。これは、ニュルンベルクを訪れた皇帝が、自

らにふさわしいファンファーレの欠如を「侮辱」と捉え たことからも判るだろう81。

くわえて中世では、しかるべき音/音楽が鳴らされな いことで、儀礼の有効性自体が否定されえた。たとえば、 結婚式に適切な楽師を呼ばなかった場合、その婚姻は 「秘密婚」として批判され、無効とされることすらあっ た 82。かかる場合、音の社会的機能としては何が想定さ れえようか。本節では、管楽器の音色が欠くべからざる ものとされた儀礼「吹奏者裁判(Pfeifergericht)」を事例 に、音の公開性と儀礼の有効性について考えたい。

吹奏者裁判とは何か。3.1 で触れたとおり、ニュルンベ ルクの参事会お抱え楽師たちは、必要に応じて市壁の外 でも演奏を行っていた。吹奏者裁判もそのような演奏機 会の一つだった。吹奏者裁判とはフランクフルト・ア ム・マインにて開催されていた通商儀礼で、フランクフ ルト秋の大市における免税特権の更新が目的とされてい た。毎年、聖母誕生の日(9月8日)直前の都市裁判所 の開廷日に行われ、法廷までのプロセッションと、法廷 での儀礼的贈与交換から構成されていた。参加都市は ニュルンベルク、ヴォルムス、バンベルクの三都市であ り、フランクフルト当局は、これらの都市に対し、参事 会お抱え楽師の帯同を強要していた83。

吹奏者裁判の様子について、ニュルンベルク側の史料 から判ることは少ない。「[吹奏者裁判には]参事会お 抱えのショーム奏者 2 人とトロンボーン奏者 1 人を伴わ ねばならない。そして慣習のとおり彼らが泊まる宿屋か ら、トロンボーン奏者と 2 人のショーム奏者が演奏しな がら先導し、その後に都市参事会の使者たちが続く 84」。 これはヴォルムス参事会に残る 16 世紀の『宣誓の書 Eidbuch』の一節である。吹奏者裁判ではプロセッション のなかで、定められた楽曲をしかるべく吹き鳴らすこと が求められた。ニュルンベルクと同様、吹奏者裁判に参 加していたヴォルムス参事会は、この儀礼に参加するに あたり、たびたび近隣諸侯の宮廷から、腕利き楽師を借 り入れる必要に迫られた⁸⁵。2.1 でも触れたとおり、中世 後期の管楽器は構造上、演奏の質の多くを楽師の技量に 負っていた。そのため、自前の楽師の力量に不安がある 場合は、他所から楽師を借りて来る必要があったのだ 86。 事実、ヴォルムス参事会がライン宮中伯と、1548年から 51 年のあいだに交わした書簡では、宮廷トロンボーン奏 者 Philip habestro の貸借料が争われている。かかる記録か らは、ヴォルムス参事会が免税特権のため、楽師の確保 に腐心する様子が窺えよう。

もし都市参事会が、ふさわしい楽師を手配できなかっ た場合、免税特権はどうなったのか。この場合、当該使 節は無効と見なされ、特権の更新も認められなかった。J. H. H. フリースによると、ニュルンベルクの管楽器奏者 は、一貫して高い技術的水準を誇り、他都市の模範とさ れていた 87。そのためか、ニュルンベルク参事会とフラ ンクフルト参事会のあいだには、楽師に関するトラブル は見られない。しかし、ニュルンベルク以外のヴォルム ス参事会やバンベルク参事会は、社会不安や経済的困窮 を理由に、フランクフルト当局に対し、楽師の帯同免除 を求めていたことが判っている 88。都市の楽隊を維持す

るためには、楽師への給与にくわえて、楽器やユニ フォームの購入費など、多額の費用が必要とされた。そ のため経済的に豊かな都市でなければ、十分な楽師を維 持することは出来なかったのだ。その意味で参事会お抱 え楽師の質は、都市の文化力の一種の指標とも言えよう。 では、なぜ吹奏者裁判では、参事会お抱え楽師の演奏 が必要とされたのか。前述のとおり吹奏者裁判では参加 した三都市の免税特権の更新が目的とされた。これは儀 礼の前後における、一種のステイタス変化と言える。か かる変化は、後から異議申し立てに遭わないためにも、 中世社会においてあらかじめ、共同体全体に対し報知さ れておく必要があった。「トロンボーン奏者とショーム 奏者は、参事会の使者たちが望む限り、演奏しながら旧 市庁舎レーマー (den Römer) まで戻ってくる ⁸⁹」。識 字率が低く、共同体の規模も比較的小さかった時代にお いて、ショームやトランペットなどの管楽器は、有効な 情報伝達メディアだったのだ。

なお、1506年にブリュージュにて施行された「トラン ペット奏者宣誓」には、「それぞれ祝祭日には宴会の後、 三つの楽曲を吹かねばならない。年一度の大市も指定さ れた日も同じく響き渡らせねばならない(上尾訳)90」 という規定があった。ここからは吹奏者裁判と同様の儀 礼が、ヨーロッパの他の地域でも見られたことが判る。 また、3.2 にて見た刑場工事の後の宴会の事例では、宴会 そのものではバの楽器が使用されていたが、会場までの 道中ではショームが使用されていた。これは刑場工事の 終了と、工事に関わった人々の宴会の開催を、その他の 都市住人にも報せるためだと思われる。中世社会におい て刑場工事は、「名誉」の喪失を招きかねない仕事の一 つであったため、参加者への差別を防止するべく、その 仕事は都市の大工全員によって担われることとなってい た。ここではショームを鳴らすことによって、都市全て の大工が工事に参加し、その工事がつつがなく終了した ことを印象付けていたのだろう。同様の現象は、死刑や 追放刑が実施される折にも見られた。ここから管楽器に は、儀礼に人を呼び多くの目撃者を生み出すことで、儀 礼そのものの有効性を担保する機能があった、と言える だろう。

5 おわりに

「このノイシェルはこの町「=ニュルンベルク」の栄 誉と賞賛、さらには楽器を必要とするあらゆる町の栄誉 を持っていた 91」。これはニュルンベルクの役人ヨハ ン・ノイドルファーが、ある市民の要請のもと書き記し た『芸術家と手工業者の覚書 Nachrichten von Künstlern und Werkleuten』の一節である。引用部分の後には、16 世紀前半に活躍した参事会お抱え楽師ハンス・ノイシェ ルの功績が続く。この史料からは同時代人が、参事会お 抱え楽師を都市の名誉と結びつけていたことが窺える。 実際、都市内外で儀礼に華を添えていた参事会お抱え楽 師は、為政者の宮廷や他都市に対して「おらが町」の経 済力や文化力を示す、一種の象徴となっていたことだろ う。

本稿では、参事会お抱え楽師の活動に注目することで、 中世後期ニュルンベルクにおける管楽器の社会的機能を 考察した。その結果、管楽器の音色には、①都市参事会 の認可を示す機能、②差異化の機能、③法行為に有効性 を持たせる機能があったことが判明した。かかる分析は あくまでニュルンベルクの事例を中心としたものだが、 同市が帝国内で最大規模の都市楽隊を有していたこと、 つまり参事会お抱え楽師の活動が最も盛んな例だったこ とを考慮すると、他都市の事例にも一定程度、敷衍する ことが可能だと思われる。

以上の考察で本稿の目標は達成されたが、最後に再度、 鐘と管楽器の関係に立ち戻りたい。管楽器ははじめ皇帝 や諸侯の支配下に置かれ、ついで都市にもたらされた。 これは主に教会によって支配されていた鐘と、ある意味 で好対照をなしている。しかし、管楽器とくに金管楽器 には、一種の「聖性」も付与されていたのではないか。 2.1 で言及したとおり、金属製金管楽器が技術的に途絶え ているあいだも、そのイメージは聖書のなかに保存され ていた。たとえば『ヨハネの黙示録』には、神の声を 「喇叭のような御声」と表現する一節がある 92。なぜ金 管楽器が「トランペット特権」以前に、王侯貴族の専有 物とされたのか、その理由は史料上よく判らない。しか し、金管楽器のよく通る華々しい音色が、宗教的なメタ ファーとしても使用され、聴取されていたことは確かだ ろう ⁹³。

では管楽器と鐘の違いとは何だったのだろうか。両者 とも高い音の公開性を誇り、特定の儀礼において「欠く べからざる音」とされていた点が共通している。しかし、 据えつけであるがゆえに可聴域が固定的な鐘に対し、管 楽器は使節などへの同道を通じて、他所での利用が可能 だった。かかる移動性の違いは、自明のこととして今ま で等閑視されてきたが「ある場所を誰がいかに利用する か」に注目する歴史空間論をふまえると重要な論点であ ると言えよう 94。中世都市における鐘と管楽器の協働は、 かかる観点からも考察可能であることを指摘して本稿を 終えたい。

註

1 本稿で示した初期新高ドイツ語史料の翻訳にあたり、 関西大学文学部総合人文学科の工藤康弘教授から多大な る助言をいただいた。また、本稿は日本学術振興会「令 和元年度 若手研究者海外挑戦プログラム」の成果の一部 である。

² R. マリー・シェーファー (鳥越けい子他訳):『世 界の調律―サウンドスケープとはなにか―』(平凡社、 東京、2006(1977)).

3 A. コルバン (小倉孝誠訳) : 『音の風景』 (藤原書 店、東京、1997(1994)).

⁴ K. Polk: The Trombone, the Slide Trumpet and the Ensemble Tradition of the Early Renaissance, Early Music, 17(3), 389-397, 1989; G. Peters: The Musical Sounds of Medieval French Cities: Players, Patrons, and Politics, (Cambridge University Press, Cambridge, 2012)より筆者作成。

5 池上俊一: 思想の言葉、 思想、 1111、 3、 2016.

6 池上俊一:ヨーロッパ中世における鐘の音の聖性と

法行為、思想、1111、17、2016.

- ⁷ ニュルンベルクの通史としては G. Pfeiffe: Nürnberg, Geschichte einer europäischen Stadt, (Beck Verlag, München, 1971).
- ⁸ W. Danckert: Unehrliche Leute. Die verfemten Berufe, (Verlag Franche, Bern/München, 1963); W. Salmen: Der fahrende Musiker im europaischen Mittelalter, (Johann Philipp Hinnenthal, Kassel, 1960); 中村賢二郎:前近代ドイツにおける「楽師」について、人文学報、203-220, 1979; 中村賢二郎:ツンフトと賤民.中村賢二郎編『都市の社会史』(ミネルヴァ書房、東京、1983)139-160; 『阿部謹也:ハーメルンの笛吹き男―伝説とその世界』(筑摩書房、東京、1988); E. Schubert: Fahrendes Volk im Mittelalter, (Regionalgeschichte Vlg., Bielefeld, 1995).
- ⁹ T. Bruggisser-Lanker: Die Stadtpfeifer von Nürnberg im 16. Jahrhundert. Ikonographische und quellenkritische Hinweise zur Aufführungspraxis, Schweizer Jahrbuch für Musikwissenschaft. Neue Folge, 10, 43-72, 1990.
- ¹⁰ H. Green: Musiker zwischen Stadt und Hof: Die Stadtpfeifer der bayerischen Reichsstädte und ihre Arbeitsstätten zur Zeit Maximilians I, Musik in Bayern, 69, 5-25, 2006.
- 11 赤坂憲雄:『民俗学と歴史学―網野善彦、アラン・コルバンとの対話』(藤原書店、東京、2007); K. S. クラーマー(河野眞訳):『法民俗学の輪郭―中世以後のドイツ語圏における町村体と民衆生活のモデル』(文緝堂、京都、2015(1974)); P. ザルトーリ(吉田孝夫訳):『鐘の本―ヨーロッパの音と祈りの民俗誌(八坂書房、東京、2019(1932)).
- 12 A. ハーファーカンプ (大貫俊夫他訳): 大鐘を鳴らして知らしめる―中世の公共性について. A. ハーファーカンプ 『中世共同体論―ヨーロッパ社会の都市・共同体・ユダヤ人』 (柏書房、東京、2018(1996)) 151-204.
 - 13 池上 (2016) 6-26.
- 14 V. トゥレイユ(梶原洋一訳): 恐怖の叫びと嫌悪の叫び一盗人に向けられる「アロ」中世末期フランスにおける叫びと犯罪, 思想, 1111, 27-41, 2016.
- ¹⁵ S. Žak: Musik als Ehr und Zier im mittelalterlichen Reich Studien zur Musik im höfischen Leben, Recht und Zeremoniell, (Pfäffgen, Neuss, 1979).
- ¹⁶ H. Coffey: City Life and Music for Secular Entertainment in the Empire of Maximilian I. I. Biddle & K. Gibson (eds.) Cultural Histories of Noise, Sound and Listening in Europe, 1300-1918, (Routledge, London, 2017), 171-185.
 - ¹⁷ Pfeiffe (1971) 115-263.
 - ¹⁸ Pfeiffe (1971) 194-195.
- 19 ニュルンベルクの市壁は第二次世界大戦時に一部破壊されたが、戦後ほぼ完全な形で復元された。したがって現在の旧市街と、市壁完成以後の中世後期ニュルンベルクとでは、面積の点でさほど変わりがないと考えられる。Stadt Nürnberg, Amt für Stadtforschung und Statistik für Nürnberg und Fürth (Hg.): Statistisches Jahrbuch der Stadt Nürnberg 2020(Statistische Bezirke, Nürnberg, 2020), 249, 252.

https://www.nuernberg.de/imperia/md/statistik/dokumente/ve roeffentlichungen/tabellenwerke/jahrbuch_nuernberg/2004_202 5/jahrbuch_2020.pdf(2021/04/30 最終閲覧).

- ²⁰ Pfeiffe (1971) S. 196-199; 田中俊之:中世後期ニュルンベルクの都市貴族と「名誉」, 史林, 80 (6), 52-55, 1997.
- ²¹ ニュルンベルク産の古楽器については、H. Vereecke: The sixteenth-century trombone: dimensions, materials and techniques, (Turnhout, Brepols, 2016).

- 22 J. Baader: Nürnberger Polizeiordnungen aus dem XIII bis XV Jahrhundert, (Literarischer Verein, Stuttgart, 1861), https://archive.org/details/nrnbergerpolize00gergoog (2020/11/21 最終閱覧); K. Hegel: Die Chroniken der fränkischen Städte. Nürnberg, Bd. 5, (S. Hirzel Vlg., Leipzig, 1874), https://archive.org/details/diechronikender09kommgoog (2021/01/05 最終閱覧); T. Hampe: Nürnberger Ratsverlässe über Kunst und Künstler im Zeitalter der Spätgotik und Renaissance (1449) 1474- 1618 (1633), (K. Graeser & Kie, Wien, 1904), https://archive.org/details/nrnbergerratsver03hamp (2020/12/31 最終閱覧).
- 23 ニュルンベルクでは 15 世紀末から徐々に、単語の使い分けが正確化していった。H. Green: Defining the City 'Trumpeter': German Civic Identity and the Employment of Brass Instrumentalists, c. 1500", Journal of the Royal Musical Association, 136(1), 2011, 21.
- ²⁴ B. Bullard: Musica Getutscht: A Treatise on Musical Instruments (1511) by Sebastian Virdung, (Cambridge University Press, Cambridge, 2008), 25, 52.
- ²⁵ E. A. Bowles: Haut and bas: The Grouping of Musical Instruments in the Middle Ages, Cambridge, Musica Disciplina, 8, 1954, 115-140.
 - ²⁶ Bowles (1954) 119.
- ²⁷ K. Polk: German instrumental music of the late Middle Ages: players, patrons, and performance practice, (Cambridge University Press, Cambridge/ New York, 1992), 42.
- ²⁸ Sebastian Virdung's Musica getutscht, Sig. [B3v] quoted in Bullard (2006) 106.
- ²⁹ ショームについては以下参照。D. マンロウ(柿木 吾郎訳) 『中世・ルネサンスの楽器』(音楽之友社、東京、1979(1976)) 17-19; Polk(1992)50-54.
 - 30 Polk (1992) 113.
- 31 A. ベインズ(福井一訳): 『金管楽器とその歴 史』(音楽之友社、東京、1991(1976)) 69-73.
- ³² Sebastian Virdung's Musica getutscht, Sig. [B4v] quoted in Bullard (2006) 108.
- ³³ E. A. Bowles: Tower musicians in the middle ages, Brass Quarterly, 5, 91-103, 1962; Green(2011)7-15.
- ³⁴ M. Kirnbauer: Die Nürnberger Trompeten- und Posaunenmacher vor 1500 im Spiegel Nürnberger Quellen. W. Salmen (Hg.) Musik und Tanz zur Zeit Kaiser Maximilian I.: Bericht über die am 21. und 22. Oktober 1989 in Innsbruck abgehaltene Fachtagung, (Helbling, Esslingen, 1992), 133.
- 35 以下、クラリオンと軍楽トランペットについてはマンロウ (1979) 158-162 参照.
- ³⁶ F. Jahn: Die Nürnberger Trompeten- und Posaunenmacher im 16. Jahrhundert, Archiv für Musikwissenschaft, 7, 23-52, 1925.
- $^{\rm 37}\,$ Herbert, T. (2006) The Trombone, New Haven / London: Yale University Press.
- ³⁸ C. Ahrens: Fiktion und Realität: Die Privilegien der Trompeter und Pauker, Archiv für Musikwissenschaft, 68(3), 227-255, 2011a; C. Ahrens, Fiktion und Realität: Die Privilegien der Trompeter und Pauker (Fortsetzung), Archiv für Musikwissenschaft, 68(4), 319-335, 2011b.
 - ³⁹ Žak(1979)149-168.
- 40 "Das si und ir nachkomen hinfür zuewigen zeiten nach irem willen trumeter und pusawner haben, halten und derselben gebrauchen sollen und mogen, an allen enden zu schimpf und zu ernst..." Staatsarchiv Nürnberg, Kaiserprivilegien Nr. 323 Urk., 1431 Juli 13; Reg Imp. XI, 8 700 quoted in Žak (1979) 150.
- 41 "das sy und ire nachkomen furbas in derselben stat Augspurg trumbetere halten und derselben stat wapen und cleynat an die trumbeten henken und ouch die in und ußenthalb

- der stat wo sy reytten oder zu felde tziehen mit in furen und wo sy wollen zu iren frewden und zu aller ander ir notdurfft und schickung, sy sein zu schimpff oder zu ernst und an allen enden der gebrauchen sollen und mogen..." Bayer. Hauptstaatsarchiv München, Augsburg RU 239, 1434 Jan. 17: Reg. Imp. XI, 9 969 quoted in Žak (1979) 150.
- ⁴² "Küng Sigmund was der synn beraubt, /Da er trumett vnd pfeiffen erlaubt /Den Steten so gemaine. /Das hat In pracht grosz übermůt, /Es gehört nach recht, gewohnhait gůt /Den Fürsten zů allaine." Carl Haltaus (Hg.) Liederbuch der Clara Hätzlerin, Bibl. der deutschen National-Literatur VIII, 1840, 39 ff (Neuausgabe Hanns Fischer, Berlin, 1966) quoted in Žak (1979) 163.
 - 43 Polk (1989) 390.
 - 44 Baader (1869) 75-76.
 - ⁴⁵ Polk (1989) 391-392; Green (2011) 20, 22.
 - 46 Green (2006) 14.
- ⁴⁷ Kirnbauer (1992) 131-142; Green (2006) 14-28. シュニッツァー家については特に N. Nickel: Der Holzblasinstrumentenbau in der Freien Reichsstadt Nürnberg, (Musikverlag Katzbichler, München, 1971) 56-77.
- ⁴⁸ "Ich Hanns Neuschel Trumetter: Bekenne und thue kund offentlich mit diesem Briefe das ich mich zu den fü rsichtigen erbarn und weisen Bürgermeistern und Rate der Stat Nürnberg meinen gunstigen Lieben Herrn zu dienst verpflichtet habe also das ich zu fünf Jare die nechsten nach Datum ditz briefs volgende gewartten und dienen sol ihren frummen werben und fürdern und schaden manen noch meinem besten Vermugen getroilich und ungeverlich. Mich auch in der gemelten Zeit meines Dienst zu niemandt anderem tun verpflichten oder stellen..." Hannsen Neuschels Posaunerbestallung quoted in Jahn (1925) 51.
- ⁴⁹ "wo ich durch die genannten mein herrn einichen iren Burgern oder burgerin zu hochzeiten vergunt werden sol ..." Hannsen Neuschels Posaunerbestallung quoted in Jahn (1925) S.51.
- 50 ザルメン (1994) 60; S. ガットゥーゾ (津上智実 訳): 「16 世紀のニュルンベルク」I. フェンロン編(今 谷和徳監訳) 『花開く宮廷音楽』 (音楽之友社、東京、 1997(1989)) 334-335.
 - 51 ザルメン(1994) 54.
 - ⁵² ガットゥーゾ 1997(1989) 338-339.
 - ⁵³ Polk (1992) 38.
- ⁵⁴ J. Kmetz: Blowing your horn in the new economy, CA. 1500. K. Polk (ed.) Tielman Susato and the music of his time: print culture, compositional technique and instrumental music in the Renaissance, (Pendragon Press, New York, 2005), 133-141.
 - 55 Kmetz (2005) 140.
- 56 Pfeiffe (1971) 212; Schubert (1995) 178-179. また Polk (1992) 113 によると、15 世紀末までにニュルンベルクの参事会お抱え管楽器奏者はショーム奏者、リュート奏者を兼ねるようになったと言う。
 - ⁵⁷ Polk (2005) 18.
- 58 "Item 1471 jar am montag vor Thomas tag do macht man ein neus zimmer auf den galgen und musten alle zimmerleut dar arbeiten, die hie warn, maister und gesellen, der warn pei 150, und wurden ledig ein stund nach mittag, da pfeif man in durch die stat untz an Weinmarkt, da het man kes und prot bestelt, und der paumaister gab in zwen aimer guts weins und heten der stat hoffirer all mit der lauten und portatif." Hegel (1874) 467-468.
 - ⁵⁹ Polk (1992) 3, 15.
 - ⁶⁰ ザルメン (1994) 54-55.
- 61 『ダイクスラー年代記』については以下参照。J. Schneider: Heinrich Deichsler Und Die Nurnberger Chronistik

- Des 15. Jahrhunderts (Reichert Verlag, Wiesbaden, 1991).
- ⁶² "Item darnach am andern pfingstag heten man hie ein freudenfeur auffem Mark und der stat pfeiffer auf dem genglein zu unser lieben frawen; und die puben tantzten mit dem Klingenstain umb das feur, was auch ein guter tantman." Hegel (1874) 546.
- of a "Item den fleischhackern zu irem vasnacht tantz sind vergonnt der stat pfeiffer und trummettern, auch die statknecht und putel, wie von alter herkommen ist, zu geprauchen, auch die schu[tzen?] daz[?] order." E. Simon: Die Anfänge des weltlichen deutschen Schauspiels 1370-1530, (De Gruyter, Tübingen, 2003) 425-426.
- ⁶⁴ Bruggisser-Lanker (1990) 52-54; H. G. Manfred (Hg.) Nürnberger Künstlerlexikon: Bildende Künstler, Kunsthandwerker, Gelehrte, Sammler, Kulturschaffende und Mäzene vom 12. bis zur Mitte des 20. Jahrhunderts, Bd. 1-4 (De Gruyter Saur, München, 2007) 1363; Green (2011) 16-18.
- 65 "... hetten ein Höel was ein Venus Berg, darinnen saß Venus, vund Tonhaußer, auch noch yber .30. Personen, ein Doctor, .3. Junckfrauen, ein Zigeiner, Narr, gethrey Eckhart, ein Bodt, ein Trumether, der N: Statpfeiffer, waren also .62. personen, so in der Höel sassen." Nürnberg, Stadtbibliothek. MS Nor. K. 444, fol. 62r, quoted in S. Sumberg: The Nuremberg Schembart carnival, (Columbia University Press, New York, 1941) 164.
 - ⁶⁶ ザルメン (1994) 56-62.
 - 67 田中 (1997) 47.
- ⁶⁸ "Und den rotten, die scheparten machen lassen ze sagen, daz abzestellen... Item Jorgen Gumler auß verschonung seins alters und swacheit, damit er sich meldet belafen sein, ist des tantzens mit seinem handwerck vertragen worden, doch daz er danach neben dem tantz gee." Simon (2003) 425-426.
- ⁶⁹ 渡邉裕一:中世後期ニュルンベルクにおける謝肉祭 慣行とその変容—15~16世紀のシェンバルトラウフを例 に—, 西洋史論叢, 28,113-125.
- ⁷⁰ "Unnser herren vom rate haben gemerkt unnd zu hertzen genomen ungeordent über flüssigkait unnd cost, die sich mit den tanntzen, so die erbern gesellen hie haben, bey etlichen vast und unbequemlichen gemeret haben, und darumb got zu lobe, hochfart zuvermezden, auch umb ainβ guten gemaynen nutzes willen, so setzen und gebieten sie ernstlich und wöllen: Wer nu furbas ainen gesellen tanntz haben soll und will, das weder dieselben noch kain ir freundt auff dieselben zeyt inn dem hawß, darjnn er wonhafftig ist, nymant zu tisch laden, bitten, noch auch ungepeten nyemant zu essen geben sollen, dann pfeyffern, hegeln und pusawnern, die inn auf dieselben zeyt zu dem tanntz hofieren und dienen." Baader (1869) 90.
- 71 池田利昭:『中世後期ドイツの犯罪と刑罰―ニュルンベルクの暴力紛争を中心に』(北海道大学出版会、北海道、2010) 62.
- 72 "···das den gesellen, die ye zu zeyten von ainicher prawt und lawtmerung wegen nachts mit den stattpfeyffern iren freunden hoffieren, mitsambt denselben hofierern nach oder vor volpringung des hoffierens köstliche mal gegeben worden seindt..." Baader (1869) 75-76.
- ⁷³ "Ez sol auch dhaine burger, ez sei frauwe oder man, dhainem varndem man ze dhainer hohzeit niht geben, und sol si auch anderswar niht senten, danne di varnden leute, die in der stat gesezzen sint. Wer aber, daz dar über dhaine burger dhainem varndem man, der in der stat niht gesezzen ist, gebe, oder in anderswar iht sendet, der muz geben der stat ze pezzerunge von der varnden mane einem fünfe pfunt haller." Baader (1869) 61.
- 74 "VON DEM LONE DER SPILLEWT. Item man sol auch der statt pfeyffem und trumentern zu ainicher hochzeyt nit mer

geben dann ir yegklichem ainen guldin lanndswerung, ondderannder zwayer spilleut ainem, der statt schilt tragende, und auch dem hegelen ainen halben guldin." Baader (1869) 83.

⁷⁵ "Item man sol auch ainicherlay spillewt oder lotter zu ainicher hochzeyt nit herein, noch zu der malzeyt laden, noch da essen lassen, ausgenomen die, die mit ainem preutigam oder praut vom lannd herein komen, oder die der statt schylt trügen, mitsambt dem hegelein, der zum tanntz ledt. Unnd ob auf denselben tag ainich fürst hie were, und des spilleut auf die hochzeyt kemen, die mocht man da essen lassen, ungeverlich. Ob aber yemandt sollicher spilleut, die der statt schilt trügen, zu haben nit vermöcht oder habeu wölt, der mocht wol an derselben statt ainen, zwen oder drey annder haben, und bestellen, ungeverlich. Und wer der stück aines oder mer überfüre, der soll von ainem yeden überfaren stuck zehen guldin lanndswerung zu pus verfallen sein." Baader (1869) 79-80.

⁷⁶ F. イルジーグラー, A.ラゾッタ(藤代幸一訳): 『新装復刊 中世のアウトサイダー』 (白水社、東京、 2012 (1984)).

- 77 "Item Hannsen Martin Löffelholzs Sune mit Caspar Slüsselfelders tochter Ist vergönnt zu Irer fürgenomen Hochzeit vf Eritag nach Mathie Iren Tantz vf den Rathauss zu haben vnd der Stat pfeiffer vnd Spillüte dartzu zu gebrauchen Actum feria 3. [tertia] ante Kathedram Petri." StAN, Rst. Nbg, Ratsbuch 3 fol 80.
- ⁷⁸ "Item Paulus Müller sind zu seiner hohzeit uff mitwoch nach Sebastini vergonnt der stat hofierer." Hampe (1904) 17.
 - 79 田中 (1997) 43-51.
 - 80 Schubert (1995) 183.
 - 81 Polk (1992) 1-3.
 - 82 Roper (1985) 68-70; Schubert (1995) 182
- 83 小倉欣一: 『ドイツ中世都市の自由と平和―フランクフルトの歴史から―』 (勁草書房、東京、2007) 154.
- **State** **Sta
 - 85 Green (2011) 26-27.
- ⁸⁶ R. Gstrein: Stadtpfeifer und fahrende Spielleute in Nördlingen und Ravensburg in maximilianischer Zeit, W. Salmen(Hg.) Musik und Tanz zur Zeit Kaiser Maximilian I.: Bericht über die am 21. und 22. Oktober 1989 in Innsbruck abgehaltene Fachtagung (Helbling, Innsbruck, 1992), 72-74.
- ⁸⁷ J. H. H. Fries: Abhandlung von sogenannten Pfeifer-Gericht, (Multz, Frankfurt am Main, 1752) 162-169. https://archive.org/details/johannhenrichher00frie (2020/11/21 最終閲覧).
 - 88 Fries (1752) 162-169; Schubert (1995) 182.
- 89 "Dann so pfiffen der bassuner und die pfyffer wider abher für den Römer, so ferr sie gelust oder der geschickt will gehabt haben. Darumb schenckt er denselben pfyffern ein gulden für zerung" Worms, Stadtarchiv, Eidbuch, fol. 86 quoted in Boos (1893) 232.
 - 90 ザルメン(1994) 48.
- 91 "Was Zier und Lobs in dieser Stadt, auch Ruhms in allen Städten, darin man die musikalischen Instrumente braucht, dieser Neuschel hat, …" J. Neudörffer, A. Gulden, G. W. K. Locher: Des Johann Neudörfer Schreib- und Rechenmeisters zu Nürnberg Nachrichten von Künstlern und Werkleuten daselbst

- aus dem Jahre 1547, nebst der Fortsetzung des Andreas Gulden, nach den Handschriften und mit Anmerkungen hrsg. von Dr. G.W.K. Lochner (W. Braumüller, Wien, 1875) 168. https://archive.org/stream/desjohannneudr00neuduoft/desjohannneudr00neuduoft_djvu.txt (2020/11/21 最終閲覧). 同書はノイドルファーが、ニュルンベルク市民 Georg Römer のために作成した書物で、同時代の芸術家や手工業者が、その事績とともに記録されている。
- 92 山西龍郎: 『音のアルカディア―角笛の鳴り響くと ころ』(ありな書房、東京、1996) 35-62.
- 93 楽器の象徴性については以下参照。E. Winternitz: Musical Instruments and their Symbolism in Western Art: Studies in Musical Iconology, (Yale University Press, New Have, 1979).
- ⁹⁴ G. Schwerhoff: Köln im Kreuzverhör. Kriminalität, Herrschaft und Gesellschaft in einer frühneuzeitlichen Stadt, (Bouvier, Bonn/Berlin, 1991); S. Rau & G. Schwerhoff: Öffentliche Räume in der Frühen Neuzeit. Überlegungen zu Leitbegriffen und Themen eines Forschungfeldes. S. Rau & G. Schwerhoff (Hg.), Zwischen Gotteshaus und Taverne. Öffentliche Räume in Spätmittelalter und Früher Neuzeit, Norm und Struktur, Bd. 21 (Böhlau, Köln u. a., 2004), 11-52; S. Rau: Räume: Konzepte, Wahrnehmungen, Nutzungen (Campus Verlag GmbH, Frankfurt am Main, 2013).

R. マリー・シェーファーの言語観とテクストに関する研究

――合唱作品における「サウンドスケープのこだま」に着目して

The Study of R. Murray Schafer's View of Language and the Text
——Focusing on "the Echo of the Soundscape" in His Choral Works

●古山 詞穂 Shiho KOYAMA 東京藝術大学 Tokyo University of the Arts

キーワード: R. マリー・シェーファー、サウンドスケープのこだま、合唱

keywords: R. Murray Schafer, the echo of the soundscape, choral music

要旨

動物や自然現象といった環境の音の模写によって語が生成されたという「言葉の起源」の可能性を示唆し、そのようなオノマトペ的名付けを「サウンドスケープにこだまを返す」ことであるとする R. M. シェーファー。彼のそうした言語観は、合唱作品の中に顕著に反映されている。

本研究は、シェーファーの言説と作品に基づいて、「サウンドスケープのこだま」という概念にあらわれる彼の言語観にひとつの釈義を与えるものである。20世紀後半の前衛的な声楽作品群、未来派やダダイスムの詩における「意味の破壊」運動、またマラルメら象徴派詩人たちによる言葉の「意味」と「音」の探究などの文化的潮流を参照しつつ、庄野進の提起した「聴取の詩学」の観点からシェーファーの思想や実践を検証することによって、作曲家としての彼が、先駆者たちの影響を受けながらも、「サウンドスケープ・デザイン」という特有の視座をもって言葉の「音」に人々の耳を開かせようとしたことが浮かび上がった。

Summary

R. M. Schafer suggests a possibility of the "origin of language" that words were generated by vocal mimicry of the sounds of animals, natural phenomena, and other environments. Then he explains such onomatopoeic naming as "Man echoes the soundscape". Furthermore, such views of language are reflected prominently in his choral works.

Based on Schafer's discourses and works, this study provides an exegesis of his views of language expressed as the concept "the echo of the soundscape". By referring to cultural current ——such as the avant-garde vocal works in the latter half of the 20th century, the "destruction of meaning" in the poetry of Futurism and Dadaism, and the exploration of the "sense" and "sound" of the words by Mallarmé and other symbolist poets——, and examining Schafer's idea and practices from the viewpoint of "poetics of listening" proposed by Susumu Shono, it became to emerge that even though Schafer was influenced by his forerunners, he, as a composer, attempted to get people's ears open to the "sound" of the words with his unique perspective of "soundscape design".

1 はじめに

シェーファー (Raymond Murray Schafer, 1933-) は、主著 『世界の調律』の前半にあたる第7章までにおいて、生命 誕生以前の原始の時代から現代に至るまでのサウンドスケ ープの様相の変遷を辿り、その経過を示している。本研究 において注目するのは、第2章「生命の音」の最終節-諸生物に続いてヒトが現れ、彼らの生み出す音がサウンド スケープに加わる過程に言及した箇所——である。ここで シェーファーは、ヒトの発声行為、すなわち「言語と音楽」 の誕生に焦点を当てている。彼は「人間は言語と音楽でサ ウンドスケープにこだまを返す」1) として、ヒトが環境の 音を音声で模倣したことで言葉が発生した可能性を示唆し ている。そして、その痕跡を示すものとして、動物の鳴き 声を描写する語を挙げる。 "a dog barks" (イヌはワンワン と鳴く)、 "a lion roars" (ライオンはガオーと吼える)、 "a wolf howls" (オオカミはウォーンと遠吠えする)といった動 詞は、それぞれの鳴き声を模倣することで各動物の行為を 表していると説明するのである 2)。つまり、「サウンドス ケープのこだま」とは、ひとつひとつの事物に紐づく音を、 ヒトの声によってあたかも反響させるかのように為される 「オノマトペ的命名行為」なのであり、そうした原初的な 表象を、ヒトとその環境との密接な相互的関係として解釈 する発想であるといえよう。このように、サウンドスケー プ理論の一端として、彼の言葉に対する見解を窺うことが

こうした言説のみられる一方で、作曲家としてのシェーファーは、言葉を伴う音楽作品の中でそのテクストをどのように扱っているだろうか。言葉の成り立ちへの関心から生まれるその発想は、特に彼の合唱作品において顕著に反映されている。本研究の目的は、シェーファーの言説と作品との照応によって、「サウンドスケープのこだま」という思想にあらわれる彼の言語観にひとつの釈義を与えることである。シェーファーの合唱作品を扱った先行研究としては、彼の半生を参照しながら、教育、環境問題、異文化といった作曲家の多岐ににわたる関心に基づいて合唱作品の分類を試みた Scott (2012) 3)、また彼の合唱作品における図系譜の書法と、それが指揮や演奏にもたらす影響につい

て論じた Sawatzky (2002)4)等があるが、テクストの処方や その背景としての言葉に対する思想については、これまで ほとんど検証されていないといえる。そもそも、作曲家と してのシェーファーが俎上に載せられることは、サウンド スケープの提唱者としてや、教育理論家としての彼が取り 上げられる機会と比べれば、非常に少ない。西洋音楽の文 脈上での彼への評価は専ら、20 世紀の潮流の末に現れた活 動家、研究者としてのものであろう。サウンドスケープに 対する従来の批判的評価のいくつかは、このようにして、 彼の作曲家としての側面を見過ごし、広範な活動領域の一 部を取り上げた結果としてなされたものであるといえる 5。 こうした状況を踏まえ、音楽研究として、彼の合唱作品に みられるアイディアや実践を同時代の諸作曲家の声楽作品 の中に位置付けることも、本研究の意義であると考える。

次章ではまず、「サウンドスケープのこだま」の思想の 基盤となる、彼の言葉に対する意識について整理する。続 く第3章では、本研究のテーマである「サウンドスケープ のこだま」について、合唱作品を参照しながらその思想に ついての考察を行うこととする。最終章では、シェーファ 一の合唱作品を文学と音楽の交流を中心とした文化的潮流 との関係から考察しつつ、サウンドスケープを「解釈学的」 であると論じた庄野(1991)による評価の再検討を行うこと で、作曲家としてのシェーファーの位置付けや「こだま」 への本研究における解釈を総括する。

2 シェーファーの言語観の基盤をなすもの

2.1 言葉における「意味」と「音」

本章では、シェーファーが言語と音楽について論じた 1970年の著作、"When Words Sing"における言説を中心に 扱う。彼の考察を16のトピックにまとめたこの小冊は、各 トピックの終わりに内容をより深く理解するための「エク ササイズ」が設けられた教育書の体を成したものである。

この本の中でシェーファーは、言葉には2つの側面があ ると示している。一方は「意味 (sense)」、すなわち言葉の 示す意味内容を指すシニフィエ的側面であり、もう一方は 「音 (sound)」、すなわちシニフィアン的側面である音素の 組み合わせられ方に加え、抑揚や律動といった発声のあり 方を包括的に表すものである。彼はこの2つの側面に関し て次のように説明する。

音が生気を帯びるほど、意味は枯れて死んでいく。それ は陰と陽の原理である。……言葉が歌になるにつれて、 その意味は死なねばならないのだ。6

この言説から読み取れることとして次の2点を整理したい。 ひとつは、シェーファーが発話(言葉の発声)と歌唱(音楽 の発声)という2つの音声のあり方を連続的なものとして捉 えているということである。言葉の発声において、「意味」 と「音」の2つの側面のうち、どちらがどの程度表出され ているかということが発話と歌唱の差異であると示してい る。そしてもうひとつは、「意味」と「音」のいずれか一 方が強調して表出されることによって、もう一方が弱化す る性質があるとしていることである。この例として、意味

の理解できない外国語においてはその「音」の側面が独立 して音楽のようにきこえること、また一般的に、発話する 場合に比べて歌唱する場合では言語的意味がきき取りにく くなり、意味を理解することの重要性も希薄になること等 ⁷⁾を挙げている。彼はこうした理論を、「意味」と「音」 の強調の度合いの各段階に対応する具体的な例をもって図 表化している(表1)。この図表には、シェーファーの考え る言葉と音楽の連続性が明確に示されているといえよう。

このように二者の連続性を強調しつつも、「言葉は意味 としての音 (sound as sense) である。音楽は音としての音 (sound as sound) である。」® として区別している。つまり、 言葉は「意味」の強調された(「音」の弱化した、あるい は存在しない)音声であり、音楽は「音」の強調された (「意味」の弱化した、あるいは存在しない)音声であると しているのである。表1を参照するならば、1)~3)が「言 葉」に属するもの、4)~8)が「音楽」に属するものといっ た形で区分できるだろう。

表1 シェーファーによって示された 「意味」と「音」の比重の差異によって生じる 言葉と音楽の連続性

(Schafer: When Words Sing, 1970, p.26. 筆者による訳)

…計画的なものであり、 意味 1)舞台上での話し方

明晰にはきはきと発音される。

2)親しい人との話し方 …計画的でなく、まとまりがなく、

俗語交じりである。

3)パルランド …わずかに抑揚を強調した話し方。 聖職者がしばしば使用する。

4)シュプレヒゲザング ※1

5)シラビック^{※2}な歌

6)メリスマ的※3 な歌

7) 音声 …母音、子音、ノイズの集合体、ハミング、叫び声、 笑い声、ささやき声、うめき声、口笛 等

8)電子的に操作された音声

※1 20世紀初頭、A. シェーンベルクらによって用いられた、 歌詞を台詞に近い響きで語り歌う技法。

※2 歌詞の1音節に1つの音を当てはめた旋律形態。

※3 歌詞の1音節に複数の音を当てはめた旋律形態。

2.2 「音」の復権

こうした前提の上で、シェーファーは言葉における「意 味」と「音」の関係についてどのように考えているのだろ うか。まず、彼がたびたび引用する、言語学者のイェスペ ルセン (Jens Otto Harry Jespersen, 1860-1943) の言説を参照す る。ここには、シェーファーの現代人の言語活動に対する 問題意識とそれに対する理想、双方に通じるものが見出せ る。

未開の原始人の言語はわれわれの言語に比べてより感 情的に激しいもので、もっと音楽や歌のようなものだ ったと考えなければならない。……われわれは今日、

思考の伝達こそが自分たちの発語の主要な目的である と考えている。……しかし、ただ口や喉の筋肉を動か したり、心地よい音やただ単に奇妙な音を出すことで 自分自身や他の人々をおもしろがらせること以外、何 の目的も無いようなことから話し言葉が発達したとい うことも大いにあり得るのである。9

シェーファーが問題としているのは、現代人が、イェスペ ルセンのいう「思考の伝達」、つまり言葉の「意味」の側 面に偏重した結果「音」の側面を顧みなくなったことであ り、次のようにそれをあらわしている。

洗練された発話になればなるほど、不意の発声 (interjections) や突然の叫び (ejaculations) は少なくなり、 発話時に想定される波や曲線のような起伏はなくなっ てしまうのである。10)

「不意の」発声、また「突然の」叫びという言い回しの意 味するところは、理性的、論理的であろうとする「思考の 伝達」とは異なる、本能的で制御不可能なもの--ペルセンの言う「感情的な激しさ」――によって触発され る発声行為といえよう。そしてこうした発声は、「洗練さ れた発話になればなるほど」、つまり現代に向かって時代 を下るにつれて次第に少なくなったとしている。こうした 考えのもとにシェーファーが志向するのは、遡って原始的 な言語である。アボリジニを例にとり、彼らは「話すこと と歌うこと、また意味と音とを区別しない」11)とし、これ を理想的なあり方として掲げている。前節で紹介した通り、 「話すこと」は「意味としての音」であり、「歌うこと」 は「音としての音」であるので、「話すことと歌うこと」 と「意味と音」は、ほぼ同義であるといえる。これらを 「区別しない」とはどのようなことか。イェスペルセンの 言説に基づいて説明すれば、シェーファーは、音そのもの の面白さと発声の楽しみに重きの置かれた音声――「音と しての音 | = 「音楽」におけるそれのような音の価値を持 った音声——によってなされるコミュニケーションをイメ ージしているものと考えられる。つまりそれはイェスペル センのいう「もっと音楽や歌のような」言語なのであり、 失われた「音」の側面への意識を回復することを望んでい るのである。

これに関連して、「ライノタイプが人間の発声様式を平 板なものにしてしまった」¹²⁾ としたマクルーハン (Herbert Marshall McLuhan, 1911-80) を引用し、文字文化が「意味へ の偏重」を押し進めた重大な要因であることを説明してい る。活字化された言葉には、「音」の側面は存在しないの である。こうした現状に対し、この著作の目的を「『活字 の石棺 (print sarcophagus)』から言葉を出すこと」¹³⁾であ るとし、言語活動における「音」の側面の復権を呼びかけ ている。こうした言葉の「意味」と「音」の側面に対する 意識はシェーファーの言語観の基盤をなすものであり、彼 の言葉を伴う作品、特に合唱作品においてさまざまな形で の「音」の側面の復権への試みをみることができる。

3 合唱作品における「サウンドスケープの こだまし

3.1 言語のオノマトペ的起源

第1章に示したとおり、『世界の調律』においてシェー ファーは、音声によって環境を模倣することが言葉の原初 的なあり方であった可能性を示唆している。それは、動物 や自然現象、またその他の事物の音を、謂わば声帯模写す ることで、それを表す語を生成した「言葉の起源」へのイ メージであるといえる。そして、このような「オノマトペ 的命名行為」を「サウンドスケープにこだまを返す」行為 であると比喩し、次のように説明する。

周囲のサウンドスケープの中のさまざまな要素をこだ まにして返すことで、人間は自分自身と周囲に広がる サウンドスケープとを統合する。「印象」が取り込ま れ、それに対して「表現」が行われるのだ。14)

「サウンドスケープにこだまを返す」という行為を、前章 で述べた言葉における「意味」と「音」の側面という観点 に当てはめるとどのように考えられるか。ここで想定すべ きは、言語の体系化されていない未分化な原始世界である。 この場合の「意味」の側面とは、未だ名を持たない特定の 「事物」をあらわすものといえる。まず、事物の発する、 また関連する音をヒトが知覚する(「「印象」」)。そして 「音」の側面とは、知覚したその音を模倣した結果として 生まれた一連の音声であり、この模倣行為が「「表」現「」」 である。こうして「意味」と「音」とが音の模倣によって 結び付けられることで、ひとつの事物を表す言葉の生み出 される過程が「サウンドスケープのこだま」であるといえ よう。このように、シェーファーの思い描く原初的言語活 動は、ヒトが彼らを取り巻く環境との密接な関わり合いの 中でひとつひとつの事物を名付け、それら事物との関係を 構築していくものなのである。

3.2 「こだま」の痕跡の探究

前節に示した「サウンドスケープのこだま」は原始世界 における命名行為であったが、現代人の用いる言語の中に も「サウンドスケープのこだま」の痕跡がみられることを、 シェーファーは次のように指摘している。

言語の起源をもっぱら自然のサウンドスケープの模倣 にのみ求めるのはかなり性急なことであろう。だが、 人間の舌があるときふと踊り出し、それがいまだに自 然のサウンドスケープと共に踊り続けているというこ とについては何の疑いもない。15)

「舌が踊り出す」という表現には、前章で示したシェーフ ァーにとっての理想的な言語活動にある、本能的、衝動的

な様相が反映されているといえよう。そのようにして嘗て 感性のままに発した「音」が、今も日常言語の中に息づい ているというのである。「こだま」の痕跡の例として彼は、 第1章で触れた動物の発声を表す英動詞や、諸言語におけ る擬声語 16) を挙げ、人間が各言語の限られた音素を用いて 鳴き声を模倣しようとしたことを説明している。本節にお いては、合唱作品《Epitaph for Moonlight》(1968)におけるテ クストの処方と照応しながら、シェーファーが「こだま」 の痕跡を指摘していると考えられる例を示し、論考する。

《Epitaph for Moonlight》は、シェーファーが提案する 「サウンドスケープのこだま」の過程を追体験するような ワークショップ課題、すなわち事物に対し「オノマトペ的 命名」を行うエクササイズでの成果をもとに作られた作品 である。『サウンド・エデュケーション』(1991)にはこの 課題が次のように紹介されている。

どのようにして言語が始まったか、確かなことは誰も 知らない。しかし、一説には、言語は私たちを取り巻 く音の世界——サウンドスケープのこだまとして生ま れたという。……私が好きな課題は、擬音語的性質を もつような、自分独自の新たな言葉をつくりだすとい うものだ。次のものを表現する新しい言葉をいくつか つくってみよう。17)

そして提示される題材が、「鐘」、「くしゃみ」、「爆弾 の爆発」、「ネコのごろごろ(のど鳴らし)」、「月の光」 18)である。このワークショップにおいて「月の光」をテー マに 11 歳の子どもたちが作った次の 11 のオノマトペ的造 語をテクストに、シェーファーは《Epitaph for Moonlight》 を制作した。

"Noorwahm", "Nu-yu-yul", "Shalowa", "Sheelesk". "Maunklinde". "Malooma". "Lunious", "Sloofulp", "Shiverglowa", "Shimonoell", "Neshmoor" 19)

さて、これらの造語に使用されている音素を集計して多い ものから順に並べたとき、一際数の多い4つが、"L", "M", "N" "SH" である。このテクストにおける字 母の偏りについて検証するために、シェーファーの「こだ まの痕跡」への考察といえる2つの言説を参照する。1点 目は、「アルファベットのバイオグラフィー」として、26 のアルファベットに対する印象、意味作用を述べたもので ある。 "L", "M", "N", "SH" に関するものは次の 通りである。

L: 水気が多く(Watery)、心地よく(luscious)、甘い (languid)。口の中に十分に唾液がないと適切な発 音はできない。発音すると、舌の周りに滴るのを 感じる。

M:フェニキア語のアルファベット "mem" は、元来 穏かな海を表すものであった。あらゆる海のサウ ンドスケープの基音となるのがこの海の音である。 N:Mの女性版?

SH: ホワイトノイズ。すべての周波数帯域の音を含 んだランダムな音。20)

2点目は、一般語彙を構成する各音素に対してその印象や 意味作用を示し、語自体の「意味」との関連を考察してい るものである。シェーファーは「オノマトペ起源説がすべ ての言葉に当てはまるわけではない」21) としつつ、いくつ かの言葉に対し、詩的な空想を交え「意味」と「音」の繋 がりについて次のように説明している。

"Moonlight":はじまりの柔らかな "m"、丸みを帯 びた "oo"、充満する "n"、流音の "l" (水面 の月明かりがイメージされる)などが、この言葉の終 わりのわずかな途切れを補っている。

"Sunshine": 最初の音の "s" は高い音域で、眩しい 印象がある。続く "sh" はすべての周波数を含む音で あり、光のスペクトルの広さを示唆している。母音は 簡潔で中立的である。2 つの "n's" は "s" の宇宙の閃 光を反射し減衰させているようである。おそらく惑星 や月が太陽の光を反射するように、"Sunshine" と いう言葉があるのだ。このように、宇宙全体がこの言 葉で表現されている。22)

まず、上記"Moonlight"への考察において、1"を「水面の 月明かり」と表現していることから、《Epitaph for Moonlight》の題材である「月の光」に対し、水のイメージ を連想的に結びつけていることが分かる。作品のテクスト として用いられる音素のうち、その「バイオグラフィー」 が明らかに「水」と関係づけられた "L"、「海」との関 連が示された "M"、またその "M" によって説明された "N" の3つは、この水のイメージに対応しているものと 考えられないだろうか。さらに、"Sunshine" に対する考 察の中で、 "SH" は「光のスペクトルの広さを示唆して いる」音であるとされており、"Moonlight"の光のイメー ジがこの音素に結び付けられているといえよう。このよう に、前述の11の語がテクストとして選ばれた理由を、彼の 「音」の側面に対する考察との照合によって推察すること ができる。

このような各アルファベット、また音への印象、意味作 用への考察は、19 世紀末のフランスにおいて象徴派詩人た ちが盛んに行っていた。英語教師でもあった詩人マラルメ (Stéphane Mallarmé, 1842-98) が英語の語の形成について論じ た『英単語』(1877)、母音に色を結びつけたランボー (Arthur Rimbaud, 1954-91) の詩『母音』(1871)²³⁾、音素に楽 器の音を結びつけたギル (René Ghil, 1862-1925) の著作『語 論』(1885)²⁴⁾ などがそれに該当する。たとえば、マラルメ の『英単語』では"G"について次のように述べられてい る。

この重々しい音に続くのが母音であれ子音であれ、ま ず精神が何かを求める単純な憧れを意味する。1と結ば れると、あたかもこの流音によって満ち足りたかのよ うに、喜び、光などを表わし……r がつづくときは、1 によって憧れた対象をわがものにしたかのような感じ がある一方で、その対象を粉々に砕いてしまおうとす る欲求がそこに見られるであろう。²⁵⁾

「1 と結びついた」例としては、"GLAD (嬉しい)"、 "GLARE (輝き)"等が、また「r がつづく」例としては "TO GRASP (掴む)"、"TO GRAIND (粉に挽く)" といっ た例がマラルメによって挙げられている 26。『英単語』に おけるこうした見解は、言語学的見地に基づく一方で、詩 人としての彼の文学的視点が反映されたものであるとされ 27)、彼の詩作との関連を指摘する研究も散見される。この ように、言葉の「意味」と「音」との関係は、長らく芸術 家たちの関心事であった。言葉の「音」を個別に意味づけ ようとする試みは、プラトンの『クラテュロス』にまで遡 ることができ、ソシュール(Ferdinand de Saussure 1857-1913) の構造主義言語学がこれを否定した後も、「音象徴」とい う事象――言葉の「個別の音そのものが特定の意思や感情 を表現したり、聴き手の興味を引きつけたりするために利 用されること」28) — の研究の中で現在も実践されている。 また「バイオグラフィー」や "Sunshine" 、 "Moonlight" への考察から窺えるように、シェーファーによる言葉の 「オノマトペ的起源説」は、「声帯模写」、すなわち「サ ウンドスケープの擬音的模倣」の範疇を超えて拡張されて いることを補足したい。つまり、事物の聴覚的情報以外の 諸特徴、視覚的要素(「眩しい」「光」等)や、触覚的要 素(「柔らか」「丸み」)、また「宇宙」や「水面の月明か り」といった、連想的な内容も、言葉の「音」を決定する 一要素となりうるのである。もっともこうした区別は、全 身感覚的であろうとするシェーファーにとってはそれ自体 意味のないことであるかもしれない。

3.3 「言葉が歌うとき」

3.3.1 声楽作品における「意味」と「音」

本節では、ここまで見てきたシェーファーの言語観に基 づいて、彼がどのように言葉を伴う音楽作品を捉えている かという観点から考察する。彼は、声楽作品を作曲する際 の「約束」として、次のように説明している。

言葉を音楽にするときに必要なことは1つだけである。 それは、自然な音と意味をもとに作り上げることだ。 ……不器用にこねくり返すようなことがあっては決し てならないのである。発音し、それを聴き、そして作 曲せよ。²⁹⁾

つまり、言葉の「意味」に無関係に音楽化するのではなく、 「意味」を表現するものとして「音」を結びつけるべきと しているのである。ここでシェーファーが取り上げている のは「言葉の魂の心理学的曲線 (the psychographic curve of the word's soul) 」 30) であり、各言葉の「意味」に基づいて 音高の変化や音価等といった音楽的要素を決定することで 得られる一連の「音」の運びを指すものといえる。

歴史的にも、言葉の「意味」をそこに付す音に象徴させ

ようとする試みは各時代で行われてきており、後期ルネサ ンスにおける「マドリガリズム」、バロック時代以降の 「音楽修辞学」がそれにあたるといえよう。シェーファー は「言葉の心理学的曲線」を説明するにあたって、「天才 的な技法」であるとして J.S. バッハ (Johann Sebastian Bach, 1685-1750) の《マニフィカト》ニ長調 BWV243 (1728-31) の第1曲を例示しつつ、説明している。

"DEPOSUIT (追放する)" の下行の終わりには、「鞭打 ち」が発見できる。また "POTENTES (強き者)" の力 強く下行していく様子は、まるで強大な君主が、お尻 で階段を跳ねながら落下していくようだ。31)

この旋律を譜例として示したのが図1であり、彼が「楽譜 を読めない人のためにメロディをグラフ化した」のが図2 である。このグラフを見ると、シェーファーの説明する 「鞭打ち」や「お尻で階段を跳ねながら落下」といった、 バッハによって構築された言葉の「意味」と音楽としての 「音」との繋がりがより明確に理解されよう。そしてこの グラフに書き添えられた矢印は、「言葉の魂の心理学的曲 線」の視覚的表現であると推察できる。

3.3.2 "Bell" の形状を表す母音と音価

本項では、シェーファー自身によってどのように「言 葉の魂の心理学的曲線」に従った作曲がなされているかを 観察する。シェーファーは母音について、第1、第2フォ ルマント³²⁾ の高低によってそれぞれが印象付けられている ことを説明し 33)、また先に示した「アルファベットのバイ オグラフィー」において、各母音に対する考察を示してい る。表2は、それらを図表化し、筆者がシェーファーの言 説から導いたイメージの概括を加えたものである。これを 参照すると彼は、"I"や"E"に対しては「小さい、鋭い、 細い、窮屈、堅い」、反対に"O"や"U"に対しては「大 きい、丸い、太い、豊か、柔らかい」といった傾向の印象 を持っていることが分かる。彼のこうした母音への考察を もとにシェーファーの合唱作品を考察する。

彼の合唱作品の中には、テクストにおける母音の種類と そこにあてられる音価との間に相関的関係がみられるもの がある。たとえば混声合唱のための《A Garden of Bells》 (1983)においては、全体を通して、母音に対するイメージ と音価の対応が意識されていることが窺える。この作品は 世界各国の"Bell"を意味する言葉と、"Bell"をオノマト ぺ的に表現した造語をテクストとして構成されたものであ る。標題である"A Garden of Bells"についてシェーファー は、「あらゆる形、大きさの鐘で満たされた『響きの庭 (soniferous garden) 』 | 34) であるとし、そのテクストの選定 方法について次のように述べている。

作品全体を通して、多くの異なる種類の鐘の音色や響 きが示されている。テクスト中の単語は、これらの音 色のいくつかを連想させる目的で選ばれている。35)

各語に用いられている母音の種類は、各語の示す"Bell" のそれぞれ異なる大きさや形の鈴や鐘の音を表現するもの、

すなわち言葉の「意味」の側面の様相が「音」の側面に反 映されたものであるとしているのである。 譜例1に示した 箇所においては、"I"を含む"LINGA", "DINGA", "TINGA"には 32 分音符があてられており、この母音の 「小さい」「細かい」といった印象、またそれによって表 現されている"Bell"の形状を考慮しているものと思われ る。これにより、この箇所では小さな鈴が素早く小刻みに 震えるさまが喚起されないだろうか。それに対し"O", "U" を含む語である "BOUM", "BVONG" のほぼ全て の音に4分音符以上の比較的長い音価が与えられている。 「大きい、太い、豊かな」母音と長い音価との組み合わせ によって、大きな鐘がゆっくりと揺れるイメージと結びつ きやすいだろう。

バッハにおける「意味」と音楽との結びつきとの相違点 は、シェーファーの場合、音楽化される以前の言葉の「音」 の側面に対して、「言葉の魂の心理学的曲線」、すなわち 各語の「意味」に基づく音楽的要素を見出しているという ことである。このことは、『サウンド・エデュケーション』 において、様々な水の状態を表すオノマトペ的造語を作る 課題を示す箇所を参照することによって説明できよう。シ ェーファーは自身の合唱作品《Miniwanka》(1977) ——雨、 小川、大河、海といった様々な水の状態を表す北米インデ ィアンの言葉をテクストによって、水の変容する様子を模 倣した作品――について言及した上で、この課題の中で作 られた各自のオノマトペ的造語を用いた発展的なエクササ イズを、次のように提示している。

それらが表している水の状態をまねるよう、それぞれ の言葉を発音しなさい。グループ全員が声を合わせて 雨だれを表す言葉を早口で唱えてみよう。同じように、 小川を表す言葉は流れが泡立つように、滝を表す言葉 は水が落ちるように勢いよく、川を表す言葉はくねく ねと蛇行させて、また波を表す言葉は大海原がとどろ くように唱えてみよう。その言葉の喚起するエネルギ る。36) (傍点引用者)

「喚起するエネルギーや感情」とはすなわち言葉の「音」 における「意味」の反映であり、「言葉の魂の心理学的曲 線」に相当するものといえよう。「サウンドスケープのこ だま」の過程を通じて生み出された言葉の「音」のそれぞ れはシェーファーにとって、前節に示した"Moonlight"や "Sunshine"のように、事物を音声によって模倣した結果 なのであり、必然的にその「意味」を表現するものとして 組み合わされているのである。それゆえ、この言葉の「意 味」、ここでは各語の表す水の様々な状態を模倣して唱え るだけで、言葉が「心理学的曲線」に従って音楽的に立ち 上がるとするのである。《A Garden of Bells》では、さまざ まな大きさ、形の異なる"Bell"の音は、各テクストの 「音」――各母音、各子音、そしてそれらの組み合わせに よる響き合い――によって自ずから表現されているため、 音楽的表現はただそれに同調するように決定されたものな のではないだろうか。そうした作曲法の実践のひとつが、

母音と音価の相関的関係として見出せる。

表2 シェーファーによる、各母音への考察 (Schafer: When Words Sing, 1970, pp.8-9, 14. 筆者による訳、図表化、「概括」の加筆) ※ "F1" 、 "F2" はそれぞれ「第1フォルマント」、

「第2フォルマント」を、 "cps." は「サイクル毎秒」 を意味する

	F 1	F 2	シェーファーが持つ印象	筆者による
	(cps.)	(cps.)	-	概括
I (tip) /I/	450	2200	もっともピッチの高い母音。細く、明るく、つまった音で、口の中に小さな空洞を作ることによって発音する。それゆえに小ささを表す音として有用である。ex.)piccolo, petit, tiny	窮屈・堅い・鋭い・
E (ten) /e/	550	1900	堅く、窮屈な音。短く発音 するのが良い。長く続くと 不快である。	細 い ・
A (f <u>a</u> ther) /α:/	825	1200	英語において最も頻繁に使われる母音。原初の音。口を大きく開ければ、他の音を発することはできない。"ma"のように"m"とともに、多くの乳児が最初に口にする音である。	
O (tone) /o/	500	850	英語において2番目に頻繁 に使われる母音。丸みや完 全性を示唆する。	豊大きい
U (p <u>ool</u>) /u:/	400	800	暗い母音。怠惰で肥満。 スウィンバーンのひとくだりにある、「母音の熟成」に注目してみよう。From leaf to flower and flower to fruit. (葉から花へ、花から 果実へ。) また、反響するトンネルの 中のような(tunnely)性質 を持つこともある。	・ 柔らかい … 太い ・

4 結び――鳴り響く「意味」の生成

「サウンドスケープのこだま」とは、未文化な原始世界 において事物の音を聴き、それをあたかも反響するように 音声によって模倣することによる命名行為であり、シェー ファーにとっての理想的な発声行為のあり方、すなわち 「話すことと歌うこと、また意味と音とを区別しない」あ り方のひとつといえる。前章で見た通り、シェーファーは、 ここにおいての言葉の「音」の側面は作曲家によって音楽 化されずとも本来的にその「意味」の側面を表現しており、 音楽におけるそれに匹敵するような音の価値を有している と考えていることを推察できる。「サウンドスケープのこ だま」という概念の提示、また合唱作品としてのその反映 は、そうした理想、すなわち「音」の側面の復権への試み といえるものである。また前述したように、言葉の「音」 に「意味」の表現を見出そうとする彼のこうした言語観は、 現代もなお言語学の前提となっているソシュールの主張— ―シニフィアンとシニフィエの結びつきは恣意的なものに 過ぎないというもの――とは真っ向から対立するものであ

るといえよう。

ここで、シェーファーの言語観にみられるサウンドスケ ープ理論との本質的関連について言及しておきたい。視覚 情報としての (「音」の側面を持たない) 言葉のあり方で ある「活字」の普及が「意味」の側面の強調に拍車をかけ たとし、「音」の側面の回復を目指す彼の理念は、現代人 の視覚への偏重に対して問題提起し、聴覚の復権によって 全身感覚を取り戻そうとするサウンドスケープ理論と根本 的な理念を共有するものであるといえる。さらに、言葉と 音楽の連続性、また「意味」と「音」との一体性が明確に 意識され、それらの分断に対しての問題意識が窺える点に はそれぞれ、サウンドスケープ理論において楽音と非楽音 の一体性、また聴覚をはじめとする諸感覚の全体性が強調 されていることとの連関がみられるといえよう。

4.1 サウンドスケープ・デザインにおける言葉

では、西洋音楽のコンテクストにおいて、「音の復権」 を目指す彼の実践をどのように位置づけることができるだ ろうか。まず背景には、20世紀後半の声楽作品において、 歌詞テクストの言語的「意味」に代わりその「音」の側面 に作曲家の関心が向けられるようになったことがある。た とえば、詩のテクストを音素レベルで分解して意味の通ら ないものにしたり(例: L. Nono 《La terra e la Compagna》 (1958))、IPA を言語的意味の生起しない形で配置したり (例: G. Legeti《Aventures》(1962))、発話の音声に電子的操 作を加えたり(例: L. Berio《Thema (Omagio e Joyce)》(1958)) といった試みがなされており、これらはいずれも、その 「意味」の側面を破壊、排除することで自ずと「音」の側 面に意識を向けさせるものである。

こうした音楽史上のムーブメントを準備したのは、未来 派、ダダの詩人たちによる言語の機能そのものを根源的に 問い直そうとする試み、すなわち言葉における「意味との 切断」の運動であるとされる。シェーファーも次のように 彼らに言及し、具体例としてダダの代表的な詩作のひとつ であるバル (Hugo Ball, 1886-1927) の《gadji beri bimba》 (1916) の一節を紹介している。

西洋ではライノタイプが人間の発声様式を平板なもの

にしてしまった。どうすれば言葉を活字の石棺から出 し、霊の憑依したように吠えさせてあげられるだろう か。これに挑戦してきたのは詩人たちである。はじめ はダダイストと未来派、そして現在はコンクリート・ ポエトリーの詩人たちが。37)

第2章で説明したように、シェーファーは、言語が洗練さ れ、その過程で活字が普及したことによって「意味」へ偏 重をしたと説明している。そして現代において言語の「太 古の記憶を絶えず生き生きと甦らせている」38)のは、詩人、 そして音楽家だけだ39)とするのが、『世界の調律』に示さ れたシェーファーの見解である。彼が引用したバルの 《gadji beri bimba》は、原初的な言葉のあり方に着想を得た ものであり、塚原によれば、ダダにおいてこうした原始言

語との出会いは、「語のシニフィアンがシニフィエから乖 離して自由に浮遊し始める方向に向かう最大のきっかけ」 40) であったという。ダダのこうした側面に対し、シェーフ アーは彼自身の思想——言語的意味の理解できない外国語 が、その「音」の側面が独立して音楽のように(音そのも のの面白さとして) きこえることがあると考えていたこと、 そして原始的な言語に特別な「魔力」を見いだしていた 41) こと―との類縁を感じていたと考えられる。また、シェー ファーの未来派への具体的言及として、マリネッティ (Filippo Tommaso Marinetti 1876-1944) がフォントの大きさや 配置といった視覚的工夫によって語のイメージを喚起しよ うとした実験を、「言葉を活字の石棺から出す」試みのひ とつとして取り上げていること 42) を付け加えたい。これに 倣ってシェーファー自身も、ソフォクレスの『アンティゴ ネー』の一節を題材に、語の「音」と「意味」に基づいた 言葉の視覚的構成の一例を提案している(図3)。ところで、 未来派やダダといった詩の前衛への道を拓いたのは、言葉 の「音」と「意味」との相互的関係を探究したマラルメや ランボーらであるとされており、彼らの象徴派の詩人たち の関心と、シェーファーの思想との関連は第3章でみた通 りである。言葉に関するシェーファーの理論や実践は、こ うした言語芸術の系譜に基づいているものといえよう。

歌詞テクストの「音」に関心を向けた点、またその関心 の源流に19世紀以降の詩人たちが主導した「『音』と『意 味』の探究」を位置付けられる点において、前述したノー ノやリゲティといった作曲家たちと、シェーファーの試み は類似するように思われる。しかし、その作曲手法、また 根本的意識に着目すると、シェーファー特有の観点が明ら かになる。まずその手法において彼がと例外的であるのは、 言葉の意味内容をあえて破壊、排除するのではなく、「音」 の側面を、「意味」の側面の反映として強調することで音 楽化し、二者が結びついたまま多様な音響として聴かれる ことを目指したということである。そしてこうしたシェー ファーの手法の特性は、その作曲活動の目指すところに起 因するものと考えられる。彼の創作の目的、動機は、あく までサウンドスケープ・デザインに内包されるものであり、 ここでは「『意味』に偏重した現代人の言語活動における 『音』の復権」にある。そこには、芸術家として西洋音楽 の新しい地平を拓くことのみにあらず、人々の日常的な発 話のあり方の改善、ひいてはサウンドスケープ・デザイン の理念としての音環境の向上を見据える眼差しがあるとい えよう。先に紹介したダダや未来派の参照もまた、「現代 人の発声様式の平板化」に対する彼の問題意識を示す文脈 において行われていたことを思い出さねばならない。

4.2 「解釈学」としてのサウンドスケープ

第1章において述べたように、音楽学の領域においても、 サウンドスケープ研究としても、シェーファーの作曲活動 が取り上げられる機会は少なく、その活動領域の一部であ る研究者、理論家として側面に焦点が当てられた批判が散 見される。ここでは、その一例として庄野による彼への評 価を再検討する。

庄野は、ケージ (John Milton Cage Jr., 1912-1992) を中心と した北米実験音楽の作曲家たちによる、聴く者の能動性を 不可欠とする種々の作品への評価法として、「聴取の詩学」 という観点を提案している。従来的な音楽聴取のあり方を 「聴取の解釈学」として対置し、作曲者によって作り出さ れた「意味 signification」の理解を目指すものとする 43)。 それに対し「聴取の詩学」は、作品の音楽的「意味 sens」 を聴取者おのおのが生産するものである4%。たとえば庄野 は、ケージの《4'33"》(1952)の聴取に起こりうる「詩学」 を次のように説明している。

音響がまったくなかったかというとそうではない。 「意図されない音響」は常に存在しているのである。ケ ージがそのように設定しなければ聴かれなかったにせよ、 そこに生じた音響は、作曲家とは無関係に生起し、そし てその音響を「聴く」こと、聴かせるために作られたの ではなく、ただそこに存在している、そういう音響に耳 を傾け、その響きの中の微妙な構造や、あるいはその響 きとの間に偶然浮かび上がる関係と戯れながらその音を 「聴く」こと、それをケージは「音楽」と呼んだ。45)

周知の通り、《4'33"》には演奏されるべき音符はひとつも 与えられていない。そこにあるのは「偶然」に生じる「意 図されない音響」――たとえば椅子の軋み、空調の音、観 客の咳払い、会場外の雨音、木々のざわめき――であり、 聴取者がそれらを作品の構成要素として関係づけて聴くこ とで「音楽」となるのである。「意図されない音響」に対 し、作曲理念や理論といった作曲者に還元される従来的な 「解釈学」を適用しようとすることは意味を為さない。こ のような状況に対して庄野は、「聴くという観点から聴か れたものについて語る」40 ことの必要性を論じているので ある。

では、庄野によるシェーファーの位置づけはどのような ものか。ここで論じられる内容は、彼の理論や教育の側面 にとどまっており、作品に対する具体的な言及はない。そ して、あらゆる聴覚的刺激を「意識化」しようとする試み に「聴取の詩学」が含まれているとしつつも、「シェーフ アーの場合、音響の象徴作用を強調しようとする傾向が強 く、それゆえ音響世界を記号化する作用よりも、記号化さ れたものという意味へ、従って聴取の解釈学的な方向へと 向かうことになる」⁴⁷⁾ としている。

4.3 シェーファーの「詩学」—— "sense" とは なにか

庄野の指摘する「音響の象徴作用を強調する傾向」とは、 サウンドスケープを「基調音」「信号音」「標識音」とし て分類したことにはじまる分析的な視座に対する評価であ ろう。確かにこうした観点は、音の「意味 signification」 を「解釈する」ためのシステムを提示しているように思え

る。しかしそれはあくまで「サウンドスケープ研究」の一 方法なのであり、研究の対象であるサウンドスケープの客 観的解釈を試みることは、当然であるといえよう。そもそ も、庄野が本来『聴取の詩学』において問題としていたの は「聴取のあり方」ではなかったか。それに倣って、ここ ではシェーファーの多岐にわたる活動の「受け手」 ——著 作の読者、ワークショップの参加者、音楽作品の、そして サウンドスケープの聴取者――に対して彼が望むことにつ いて考え、「解釈学的」であるとする評価を見直したい。 ここまで見てきたシェーファーの言語観を振り返りながら、 彼の求める「詩学」について論じる。

第2章に示したとおり、シェーファーは言葉を形成する 2つの要素を "sense" と "sound" としている。本研究にお いて「意味」として訳したこの原語"sense"を、ここまで 行ってきた「サウンドスケープのこだま」の思想への考察 を通して、また「聴取の詩学」における「意味 sens」との 語意的繋がりから、どのように解釈することができるだろ うか。シェーファーの用いる"sense"が「言語的意味」を 指すのに対し、庄野の「意味 sens」は「音楽的意味」を表 すものであるという相違を踏まえつつ、これらの語義自体 に着目して検証する。

"sense"の原義は「苦労して進む」というものであり、 そこから「知覚する」「感じる」という語意へと変化した とされている。この原義の部分に、「聴取の詩学」におけ る「意味 sens」——聴取者自ら、おのおのに生産する音楽 的意味——に含意される「能動性」のニュアンスが見出せ よう。そして「サウンドスケープのこだま」の思想におい てシェーファーが重要視したのは、サウンドスケープに、 そして自分自身の扱う言語に対して能動的に関わり、思考 しようとする態度ではないか。言い方を変えれば、シェー ファーが問題視する「言語の洗練」とは、そうした能動性 の希薄化――言葉の「意味」や「音」、またその結びつき が「慣れ」によって惰性化してゆくこと、さらには嘗ては 言語創造を触発した(と想定している)サウンドスケープに 対して、無感動になること——なのではないだろうか。活 字の普及によって、言葉の「音」に対する意識は風化し、 いっそう常態化してきたのである。 "sense" という語でシ ェーファーが示したのは、「言語が人間の能動的行為によ って生み出されたものである」という前提の上にある言葉 の「意味」の側面であり、特に「サウンドスケープのこだ ま」においては、ヒトが事物を知覚したことで発見される 「意味」にほかならない。ここにおいて「意味」と「音」 の結びつきは、恣意的に取り決められたものでも、無条件 に受け入れるべきものとなった惰性的規則でもなく、各々 の感性にしたがって「生み出される」ものであった。つま り、「サウンドスケープのこだま」とは、言語のない、混

沌とした世界に対し、ヒトが自ら"sense"を切り出してゆ く過程であり、それを各々の感性に応じて「音」として表 象する営みなのである。そしてシェーファーは、現代人の 多くにとってあまりに日常的となった言語に対し、その 「意味」と「音」の関係を強調しながら、再び耳を開かせ ようと試みている。先に述べたように『サウンド・エデュ ケーション』の課題の中には「月の光」や「水」に対して 「オノマトペ的命名」を行うものがあり、それを声に出し て唱えることで、言葉の「喚起するエネルギーや感情」に 気付かせる、「こだま」の追体験の機会を提供している。 また鳥越はシェーファーにとっての音楽活動の機能を「自 然界や宇宙といった環境全体と人間とが豊かな交流ができ るようになること、人間と環境の間に豊かな感性が発動さ れる美的インターフェイスを設定すること」48)としており、 これは庄野が「聴取の詩学」を「様々な意味での『世界』 との接触を体験すること」⁴⁹⁾ として総括していたことと重 なるものと考える。本研究において取り上げた合唱作品を 例にとれば、日常的、惰性的に用いている言葉の音ひとつ ひとつの豊かさ、またその言葉が生まれる過程に関わった

嘗てのヒトが、どのように環境を知覚し表象しようとした のかという痕跡に耳を傾けることを促すものであるといえ

庄野の指摘する「聴取の解釈学」的要素は、シェーファ 一の活動の一側面である「サウンドスケープ研究」の中に 確かに認められる。しかし、彼がサウンドスケープの聴取 者たちに望むのは、分析的視座を含めた彼の理念や思想に 触れることを通して、音そのものに注意を向け、個々人の 感性に基づく「意味 sens」を聴き出していく「詩学」なの ではないだろうか。なにより、シェーファー自身が行う言 語への考察は、学問的事実を究明することで解釈を与えよ うとするものではなく、節々では学術性に依拠しつつも、 あくまで彼の個人的な聴取経験と理想にしたがった詩的空 想ともいうべき創造行為であり、作曲活動は、それをさら に拡張するものであるといえよう。こうしたことから、彼 の言語観、そしてその反映としての合唱作品は、サウンド スケープの「詩学」を明らかにする上で重要な端緒である と考える。



図1 J.S. バッハ 《マニフィカト》ニ長調 BWV243 (1728-31) の第1曲の譜例 Schafer: When Words Sing, 1970, p.18.

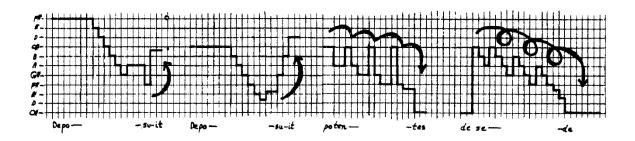


図2 上記、図1の譜例で示した旋律をシェーファーが「楽譜を読めない人のためにグラフ化した」もの Schafer: When Words Sing, 1970, p.18.

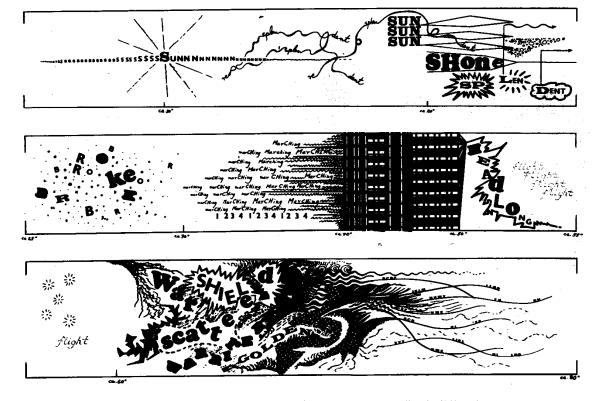
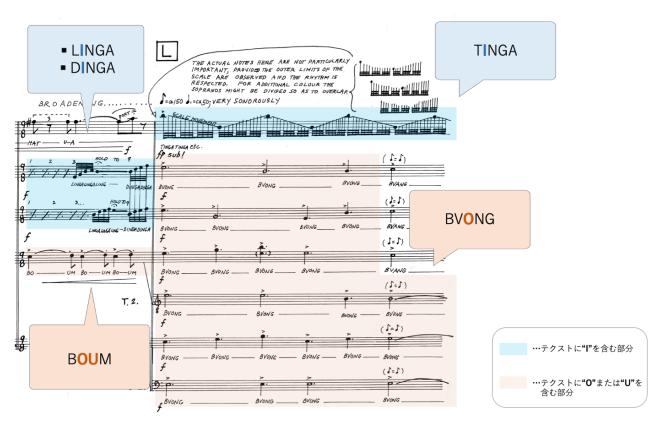


図3 シェーファーによる、F.T. マリネッティに倣った言葉の視覚的構成の例 Schafer: When Words Sing, 1970, p.24.



譜例 1 Schafer: A Garden of Bells, 1983, p.11. 筆者による着色、加筆

註

- 1) R. M. シェーファー (鳥越けい子、小川博司、庄野泰子、田中直子、若尾裕訳): 『世界の調律――サウンドスケープとはなにか』(平凡社、東京、2006) 100 頁. R. M. Schafer: The Tuning of the World (New York, Knopf, 1977)
- 2) 前掲 1) 103 頁-104 頁.
- L. B. Scott: When Words to Sing: the Choral Music of R. Murray Schafer (D. M. A. diss., University of Cincinnati, Cincinnati, 2012)
- D. C. Sawatzky: An analysis of graphic notation and its impact on conducting gesture in selected works of R. Murray Schafer (D. M. A. diss., University of Illinois, Urbana-Champaign, 2002)
- 5) 本研究で取り上げる庄野によるもの以外のこのような評価としては、インゴルド(Tim Ingold) による論文 "Against Soundscape" (Autumn Leaves: Sound and the Environment in Artistic Practice. Double Entendre, Paris, 1 0-13, 2007) や、アールマン(Veit Erlmann)の著作"Reason and Resonance: A History of Modern Aurality" (Zone Books, NewYork, 2010)において、サウンドスケープが音をイメージや解釈の問題として扱う身体的経験の希薄なものであるとした指摘が挙げられる。
- R. M. Schafer: "When Words Sing" (Berandol Music, Scarborough, 1970) p.25.
- 7) 前掲 6) p.25.
- 8) 前掲 6) p.25.
- 9) O. イェスペルセン (市川三喜、神保格訳): 『言語―― その本質・発達及び起源』(岩波書店、東京、1956) 799、 831 頁. O. Jespersen: "Language: Its Nature, Development and Origin" (G. Allen & Unwin, London, 1922)
- 10) 前掲 6) p.21.
- 11) 前掲 6) "PREFACE".
- M. McLuhan: Understanding Media: The Extensions of Man, with Preface to the Third Printing (McGrawhill, New York, 1964) p.130.
- 13) 前掲 6) "PREFACE".
- 14) 前掲 1) 106 頁.
- 15) 前掲 1) 102 頁.
- 16) 前掲 1) 104 頁. ヒツジの鳴き声: baa-baa (イギリス)、mēē-mēē (ギリシア、日本、マレー)、 māā-māā (アラビア) 等を比較し、同じ動物の鳴き声に対して言語によって異なる擬声語が用いられていることを示している。
- 17) R. M. シェーファー (鳥越けい子、若尾裕、今田匡彦訳): 『サウンド・エデュケーション』(春秋社、東京、1992) 70 頁. R. M. Schafer: A Sound Education: 100 in Listening and Sound marking (Arcana Edition, Ontario, 1991)
- 18) 前掲 17) 70 頁.

- 19) R. M. Schafer: Epitaph for Moonlight. (Berandol Music, Scarborough, 1969) p.12.
- 20) 前掲 6) pp.8-9.
- 21) 前掲 6) p.11.
- 22) 前掲 6) pp.11-12.
- 23) 田島義士: ランボー「母音」における色彩表現——錯 乱の中の秩序, 関西フランス語フランス文学 第17巻, 40頁 - 52頁, 2011, 40頁.
- 24) A. ロカテッリ(大森晋輔訳): 『二十世紀の文学と音楽』(白水社、東京、2019) 120 頁. A. Locatelli: "Littérature et musique au XX^e siécle" (Humensis, Paris, 2001)
- 25) ステファヌ・マラルメ (高橋泰也訳): 『英単語』,マラルメ全集Ⅲ ——言語・書物・最新流行 (筑摩書房、東京、1998) 203 頁.
- 26) 前掲 25) 202 頁 203 頁.
- 27) 大出敦:虚構の言語、絶対的な言葉――マラルメ「英単語」にみる言語観,鈴木純嗣教授・林栄美子教 授退職記念論文集,65 頁 - 95 頁, 2015, 67 頁.
- 28) 浜野祥子:『日本語のオノマトペ――音象徴と構造』 (くろしお出版、東京、2014) 1頁.
- 29) 前掲 6) p.17.
- 30) 前掲 6) p.17.
- 31) 前掲 6) p.18.
- 32) 音声のスペクトル包絡上で特定の周波数領域にエネルギーが集中して生じる山であり、特に定常的な母音で顕著に観察される。低い周波数のものから順に、第一フォルマント、第二フォルマント…のように呼ばれる。社団法人日本音響学会:「ホルマント」『新版音響用語辞典』(コロナ社、東京、2003) 363 頁.
- 33) 前掲 6) p.14.
- R. M. Schafer: A Garden of Bells. (Arcana Editions, Ontario, 1983) "PROGRAM NOTE".
- 35) 前掲 34) "PROGRAM NOTE".
- 36) 前掲 17) 74 頁.
- 37) 前掲 6) p.22.
- 38) 前掲 1) 102 頁.
- 39) 前掲 1) 102 頁.
- 40) 塚原史:『言葉のアヴァンギャルド──ダダと未来派の二○世紀』(講談社、東京、1994) 132 頁.
- 41) 前掲 6) p.21.
- 42) 前掲 6) pp.22-23.
- 43) 庄野進『聴取の詩学——J. ケージからそして J. ケージ へ』(勁草書房、東京、1991) 10 頁.
- 44) 前掲 43) 12 頁.
- 45) 前掲 43) 3 頁.
- 46) 前掲 43) 9頁.
- 47) 前掲 43) 194 頁.
- 48) 鳥越けい子: 『サウンドスケープ――その理論と実践』(鹿島出版会、東京、1997) 82 頁.
- 49) 前掲 43) 193 頁.

1970年代聴覚文化における大道音楽や物売りの声の録音収集の意義 LP レコード集『ドキュメント 日本の放浪芸』の文化資源学

The Significance of Recording and Collecting Street Music and Hawkers' Voice for the Auditory Culture in the 1970s: Cultural Resource Studies on the LP Record Collection Document: The Itinerant Arts of Japan

●鈴木 聖子 Seiko SUZUKI 大阪大学

Osaka University

キーワード:小沢昭一、マリー・シェーファー、文化財保護法、無形文化財、サウンドスケープ

keywords: Shoichi Ozawa, Murray Schafer, Law for the Protection of Cultural Properties, Intangible Cultural Properties, Soundscape

要旨

1971 年に発売された LP レコード集『ドキュメント 日本 の放浪芸』には、俳優・小沢昭一が選んだ、大道音楽や物 売りの声などの周縁化された声が録音されている。この LP 作品は、高度経済成長期に失われつつある「無形文化財」 を「ノスタルジー」によって残そうとしたものとしばしば 評される。一方、同時代に大道音楽や物売りの声を扱った マリー・シェーファーのサウンドスケープ論『世界の調 律』も、「ノスタルジー」によって近代以前の音を残そう としたものと言われることがあるが、しかしこの「ノスタ ルジー」は、シェーファーの後の世代のサウンドスケープ 論に見られるものである。同様に、LP『日本の放浪芸』の 場合にも、「ノスタルジー」は後の世代によって見いださ れたものであると推測される。本論はこうした両者の親和 性を鑑み、小沢の作品の意義を、シェーファーに手がかり を求めながら明らかにするものである。

小沢はこの音のドキュメンタリー作品において、日本の 俳優として、近代から切り捨てられた日本の大道音楽や物 売りの声に着目することによって、近代性を批判したので あった。シェーファー『世界の調律』も同様に、大道音楽 や物売りの声の事例を、「騒音」とされてきた音の差別の 歴史を語るための証拠として描いている。より重要なこと は、この LP 作品が小沢の俳優としてのアイデンティティの 確立ならびに彼の新劇作品の創出という、個人の実践に資 するために作られたように、サウンドスケープ論もまたシ ェーファー個人が直面していた騒音問題を解決する実践と して誕生したことである。このような「個人」という性質 を 1970 年代の聴覚文化の特徴と捉えるならば、この LP 作 品の意義は、タイトルに「日本」という全体的な言葉を冠 しながらも、個人の感情的な記憶に訴えかける力を持った ことにあると言うことができる。

Summary

In 1971, actor Shōichi Ozawa published a LP disc collection entitled Document: The Itinerant Arts of Japan, featuring performances of artists living in marginalized

circles. It is often thought that this collection had aimed to "nostalgically" preserve "Intangible cultural properties" that were faced with threats of extinction during the high economic growth period. In another setting, R. Murray Schafer's work, The Tuning of the World—published around the same period, which dealt with street musicians and hawkers—is also considered as a study that had aimed to "nostalgically" preserve these pre-modern sounds. However, this "nostalgia" was in fact identified in the soundscape theory of generations after Schafer. Similarly, we can hypothesize that a "nostalgia" in Ozawa's work, has also been a reflection by a later generation. Considering the affinity between them, this paper supports Schafer's work to aim to clarify the significance of Ozawa's recordings.

In his sound documentary, Ozawa criticized aspects of modernity through the voices of vagabond musicians and hawkers, who had been excluded from modernity due to discrimination. In the same way, Schafer described the examples of street musicians and hawkers as evidence to support the history of discrimination against sounds that had been considered "noise". More importantly, Ozawa's LP disc collection was created in order to contribute to his own, personal efforts to establish his identity as an actor and to create his new theatrical works, while Schafer's soundscape theory was also born as a practice to solve the problem of noise pollution that he had personally faced. Considering such characteristic of the "individual" as the feature of the auditory culture in the 1970s, we may say that the significance of Ozawa's recordings lies in its potential to appeal to an individual's emotional memory, despite the use of the collective term "Japan" in the title.

序

ここ十数年の間に、聴覚文化研究 Auditory Culture Studies と呼ばれる領域が広がりをみせている。その特徴は、音を

変換して伝搬するメディア以前にあった科学技術の内面化 の歴史や、一般的な「音楽」の定義には入らない音(物売 りの声、交通機関の音、騒音等)に着目することで、私た ちの聴覚がいかに政治・社会・テクノロジー等によって制 度化されているかを改めて考察しようとするものであると いえる。こうした思想は、ジョナサン・スターン Jonathan Sterne の著作 The Audible Past: Cultural Origins of Sound Reproduction (2003) ¹)が総括したことで広まったが (邦訳 は中川克志、金子智太郎、谷口文和訳『聞こえくる過去― 音響再生産の文化的起源』、2015)、日本においては、そ れ以前の早い時期に、細川周平『レコードの美学』 (1990) や、渡辺裕『音楽機械劇場』(1997) 等がこのよ うな地平を開拓してきたことは特筆すべきである。

その聴覚文化研究の先駆的存在の一人である渡辺裕 2)は、 著書『サウンドとメディアの文化資源学』 (2013) の冒頭 の「総論」において、聴覚文化研究を先取りする動きがす でに 1960 年代末から 1970 年代にかけて生じていたと指摘 して、マリー・シェーファー R. Murray Schafer (1933-) の『世界の調律 The Tuning of the World』(1977)のサウン ドスケープ論をその例として挙げている3)。興味深いのは、 渡辺はこのようにシェーファーに聴覚文化論としての先駆 性とその影響力を認める一方で、シェーファーの問題意識 が現代音楽の作曲家にとどまっており、環境運動家として の問題意識が「方便にすぎなかった」4ために、サウンドス ケープ論がなおも「音楽」の問題意識の内側にあるように 感じられると留保していることである。

確かに、シェーファーが「音の分裂症」のような造語で 音のヒエラルキーを作ってしまったことは、音楽概念を問 おうとするサウンドスケープ論においては本末転倒であっ た。その意味では、庄野進が「産業革命後の機械打ち壊し 運動を思わせるような」5とシェーファーを評したことは的 を得ている(渡辺もこの庄野の言説を同書で引用してい る)。ただし、このことを渡辺の著作全体の思想から眺め てみると、渡辺はシェーファーの思想をシェーファー個人 に帰して言及しているというよりも、その時代特有の「ノ スタルジー志向的な傾き」のに着目するために扱っていると 考えられる。例えば、このシェーファーについて論じてい る「総論」の第3節〈「サウンドスケープ」から「聴覚文 化」へ〉の前に、第2節〈「音楽」から「文化資源」へ〉 において、文化資源学とは何かということについて事例を 挙げつつ論じているのであるが、そこでは大道音楽や物売 りの声が文化資源化されて「音楽」として認識されていく プロセスを取り上げ、その背景に 1960 年代末から 1970 年 代にかけて、高度経済成長の町の開発等で消滅した大道音 楽や物売りの声に対して表面化した「ノスタルジーの感 性」⁷の存在を指摘しているのである。そして渡辺は、この ノスタルジーの産物として、LP『明治風物詩―明治もの売 りの声』 (1968、キング、SKK684) や LP『ドキュメント 又 日本の放浪芸』(1973、ビクター)を挙げている 8)。

実際には、後者 LP『ドキュメント 又 日本の放浪芸』で は、作者である小沢昭一は「滅びゆく」伝統芸能・民俗芸 能を偏重する国家的なノスタルジーとしての「文化財保 護」に異を唱え、自覚的に大道音楽や物売りの声を評価し たのである。そのことはひとまず置いておくとして、ここ で確認しておきたい重要なポイントは、渡辺が同書におい て、1996 年に環境庁(現環境省)が行った「残したい日本 の音風景百選」の選定結果に対して、その三分の二近くが 自然の音であり、残りのほとんども「近代化や都市化の動 きの中で消滅しつつあるとされている『近代化以前』の産 業や共同体に関わる音」%に偏している、と指摘しているこ とである。文化資源学という場 10)では、行政による文化財 保護やアーカイヴ構築という、一般的に無条件にポジティ ブに捉えられている行為の成立過程や選択基準を検討する ことが行われる。そうした文化資源学的な視点から見れば、 この一連の渡辺の指摘を、行政のサウンドスケープ思想の 偏りへの批判的考察と解釈することもできる。彼は同じと ころでこうしたサウンドスケープの在り方を「「サウンド スケープ論」的なステレオタイプ」11)と言い直しており、 このことからは、渡辺がサウンドスケープを論じるのはシ ェーファー個人の思想としてというよりも、ステレオタイ プ化したサウンドスケープ思想に再考を促すためであるこ とが理解できる12)。

渡辺は小沢とシェーファーの思想の関連性については直 接的には触れていないが、その著作の構成から見る限り、 「ノスタルジー志向的な傾き」をもつ時代の空気を背負っ ている点に二人の親和性を見出しているように思われる。 実際に小沢の LP とシェーファーの著作はほぼ同時代のも のではあるのだが、筆者の関心は、先にも述べたように、 小沢昭一の LP『日本の放浪芸』シリーズがそうした「ノス タルジー」を批判したものであったことにあり、そしてむ しろその点にこそ二人の親和性が見出されるように思われ るのである。つまり、渡辺がシェーファーの思想の後の世 代のサウンドスケープ論に「「サウンドスケープ論」的な ステレオタイプ」を指摘するように、小沢の LP『日本の放 浪芸』の後の世代にも『日本の放浪芸』的なステレオタイ プが生じているのではあるまいか。渡辺がその著作中の図 版に、この LP が 1999 年に CD 復刻された際のチラシを用 いていることは興味深い(図1)。なぜならこのチラシに

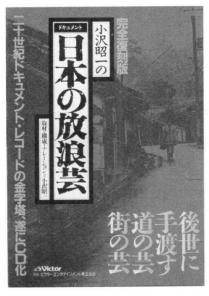


図1:ノスタルジー的に文化資源化された CD 復刻版『日本の放浪 芸』チラシ(渡辺『サウンドとメディアの文化資源学』、35頁)

は、1970 年代の LP『日本の放浪芸』に対するノスタルジーを喚起する仕様――どぶ板のある町並みを旅する小沢の姿、「完全復刻版」「二十世紀ドキュメント・レコードの金字塔、遂にCD化」「後世に/手渡す/道の芸/街の芸」という宣伝文句――が1999 年に新たに作られ、更に異なる文脈での文化資源化が行われたことを如実に示しているからである。

以上のような両者の親和性を鑑み、本論は文化資源学の 視座から、小沢の LP『日本の放浪芸』が「周縁」の音を録 音収集したことの意義を、シェーファーの『世界の調律』 に手がかりを求めながら明らかにすることで、1970 年代の 聴覚文化の一側面を考察したい。

1 LP『日本の放浪芸』と先行研究

1971 年 6 月に発売された LP レコード集『ドキュメント日本の放浪芸―小沢昭一が訪ねた道の芸・街の芸』(日本ビクター、7 枚組、SJX2051~57)(以下、便宜上 LP『日本の放浪芸』と略す)には、俳優・小沢昭一(1929-2012)が選んだ、大道音楽や物売りの声をはじめ、さまざまな音楽芸能が収録されている。LP を企画した日本ビクターのプロデューサー市川捷護(いちかわ・かつもり、1941 -)は、この LP は当時の彼の月給の約二倍に当たる 12,600 円という高額なものであったので、発売前には売れ行きを非常に心配したが、予想外の売り上げを見せて、なかにはレコードプレーヤーを所有していないのに購入した人までもいたことを紹介している 13)。その年末にはレコード大賞の企画賞を受賞したことで、さらに売り上げが伸びたという。

このようなことからビクターでは続編を計画、第二作 『ドキュメント 又 日本の放浪芸-小沢昭一が訪ねた渡世 (てきや) 芸術』 (5 枚組、1973 年) 、第三作『ドキュメ ント また又 日本の放浪芸-節談説教(ふしだんせっきょ う) 小沢昭一が訪ねた旅僧たちの説法』(6 枚組、1974 年)、そして第四作『ドキュメント まいど・・・・日本の 放浪芸--条さゆり・桐かおるの世界 小沢昭一が訪ねたオ ール A 級特出 (トクダシ) 特別大興行』 (4 枚組、1977 年)が出版された。最初の第一作がさまざまな芸の紹介で あるのと比して、第二作以降はそれぞれのサブタイトルに ある音楽芸能のみが特集されている。1988~1989 年にはカ セットテープ版(全19巻)、1999年と2015年にはCDボ ックス版が出ている。小沢の死後である二度目の CD 復刻 (2015) の際には、オリジナル発売当時の LP ボックス仕 様、LP サイズの解説書、LP 風紙袋の CD ケースによる愛 蔵版としてデザインされたほか、ハイレゾ音源の復刻(CD 購入者限定のダウンロード頒布)も行われた。

全4巻・計22枚のLPには、総計約90種を上回る稀少な音楽芸能が収録されており、その扱う音楽芸能の多種多様さゆえか、先行研究としては内容についての個別の言及140は見られても、LP『日本の放浪芸』というひとつのLP作品として形式や構成の側面をも含んだ研究が行われることはなかった。筆者はこれまでに、第三作の節談説教特集と第四作のストリップ特集の分析を通して、LP『日本の放浪芸』が1960年代から1970年代にかけての社会運動や学生運動の風潮を反映した、既成の文化・社会の在り方に抵

抗する文化運動のひとつであったことを明らかにしてきた。例えば第三作は、明治期に浄土真宗の教団内部で禁止された「節談説教」というフシのある説教を訪ね歩き、北陸地方で「おばあちゃん」たちの生と死の世界をつないできた数名の説教師を紹介することで、民衆を切り捨てた近代とその芸能蔑視を問うたものであった「5)。第四作は、ストリップ界のスターである一条さゆりの逮捕という出来事を利用しつつ、刑法 175 条に定められた「公然猥褻物陳列罪」にみる「猥褻」の概念に対して不服を申し立て、ポストー条と呼ばれたレズビアンのストリッパー桐かおるのオーラルヒストリーを収録することで、当時の行政や研究者が対象としようとしない、対象とすることができない周縁の「文化財」に戦略的に光を当てたものであった「6)。

本論で扱う第一作については、これまでにもこれら第三 作と第四作を考察するなかで多少は論じてきたが、社会運 動的な「特集」によって明確な輪郭をもつ第三作と第四作 に対して、第一作はさまざまな音楽芸能を陳列している感 があり、その全体像を一つの切り口のみで捉えることには 困難を覚える。例えば、この第一作もまた社会運動的な産 物であることは予想できるにしても、その誕生前夜の小沢 は闇雲に「権力」に反対していたというのではなく、母校 早稲田大学の大学院(演劇科)に特別入学して学んでいた。 そして、同大学の演劇史研究の河竹繁俊がアメノウズメの 「ストリップ」を俳優のわざの起源としたこと、その後継 者で民俗学的芸能研究を行った郡司正勝が「放浪の芸能」 という概念を作ったことなど、当時の前衛のいわば「反権 力」の学知をこの聴覚メディア作品へと結実させたと考え られる。また、スチール担当の小川洋三や LP ジャケット 等のデザインを手がけた渡辺千尋らによる視覚メディアの 要素も本作品の一部として重要な役割を果たしている。こ れらは本論文の主題を超えるものではあるが、視野に入れ ておくべき重要な課題である。本論ではその発端として、 この作品を文化資源学の観点から再考することでステレオ タイプを解体し、1970年代の聴覚文化におけるこの作品の 特徴と意義を検討することに務めたい。

以下では、先ず、第一作 LP『日本の放浪芸』 (1971) 誕生の文脈を考察し、次に、前作への内省から制作された第二作目の LP『又 日本の放浪芸』 (1973) へのプロセスと前作との差異を明らかにする。そして最後に、大道音楽と物売りの声という、シェーファーの『世界の調律』にも共通する要素を取り上げつつ、小沢の作品の特徴と意義を考察する。

2 「河原乞食」のアイデンティティ

LP『日本の放浪芸』の制作にかかる前夜である 1960 年代後半、小沢はベケットやブレヒトを演じる西洋近代モデルの新劇の舞台俳優として、また個性ある役柄を演じる映画俳優として評価を得ていたが、齢 40 歳にして新劇という近代西洋モデルの役者であることに迷いを持ち始めて暗中模索していた。そして、俳優小劇場の「新劇寄席」と題する一連の公演で、『とら』(1966、田中千禾夫作・早野寿郎演出)、『榎物語』(1967、永井荷風原作・早野寿郎演出)などの一人芝居において、浮かれ節、浪花節、説経節、

お経、御詠歌、阿呆陀羅経等を取り込む試みを行った。

「新劇寄席」という言葉には、旧劇新劇問わず近代日本の 音楽芸能の社会が無視してきた、落語や浪花節など一人で 演じ切る芸能への敬意が含まれている 17)。とりわけ落語は 小沢が幼少のころから愛してきたものであるが、この時期 の小沢は、落語と浪花節について啓蒙的な文筆活動をして いた正岡容(まさおか・いるる、1904-1958) に弟子入りを していたことから、落語と浪花節ともに深く関心を抱いて いた。ゆえに、これらの一人芝居は、落語と浪花節のルー ツ探しという側面もあったと考えられる。後年小沢は、正 岡との交流の延長線上に中川明徳の構成・解説による三枚 組の LP『浪花節発達史』 (コロムビア、1964、AL-5041~3) に影響を受けて「新劇寄席」の『とら』に浪花節 の節回しを取り入れたこと、またこのレコードが「座右の レコード」であったことを述懐している¹⁸⁾。

ここから小沢は「日本の芸能の発生ということ、俳優と いう仕事のそもそもの成り立ちといったもの」へと探求を 広げて、『内外タイムス』(大衆娯楽向けの東京地方夕刊 紙)の依頼に応じる形で、ストリッパーやテキヤなど、後 に LP『日本の放浪芸』の録音対象ともなる、当時の一般社 会からは差別の対象となっていた人々へのインタビューを 開始した。その連載を途中でまとめて刊行したものが、処 女作『私は河原乞食・考』 (1969、三一出版) である。

この『私は河原乞食・考』には、「河原乞食」を日本の 芸人の「本来の姿」とする言説が繰り返されている。ここ で小沢のいう「河原乞食」とはどのようなものか、彼自身 によって次のように説明されている。

「社会の裏側で、じっと一つことをやりつづけている、し かも、世の中からは、蔑視、白眼視、ないしは横目でみら れているような、だれが決めたか世の中の、良識とやらい うのもからはちょいとはずれているかもしれないが、しか しひょっとすると、そのあたりに、人間の真実が、本来の 姿が宿っているかもしれないような、そんな人たち」¹⁹⁾

こうした「河原乞食」の概念に対置されるものとして、 小沢は二つの芸能界を挙げる。一つは古典とされる「伝統 音楽」「伝統芸能」の世界である。

「宮中に入った雅楽。武家式楽となった能。「演劇改良」 とやらで洗われて、明治大帝の天覧に供した歌舞伎。大政 翼賛会推薦の愛国浪曲 | 20)

小沢はこれらの伝統音楽・伝統芸能を「体制がわにくみ いれられた」ものと捉えて、それがゆえに「輝きを失って 滅びる方向へまっしぐら」に進むといった評価を与える。 そしてもう一つの芸能界は、テレビ業界である。

「マスコミの発達とテレビの出現に前後して(中略)かわ らから一躍メインストリートを闊歩するようになった(中 略) 芸能人 (タレント) 」 21)

このようにテレビタレントと対置させながら、芸人の本 来の姿を「河原乞食」に求めていくという価値観は、小沢 の親友でもある永六輔(1933-2016)の『われらテレビ乞 食』(白馬出版、1971)等にも共通していることから、小 沢に独自に見られる思想というよりは、テレビの普及に伴 ってお茶の間を飾るようになったテレビタレントに対抗し ようという大きな思潮にあったものといえる22)。

これらのことから、小沢において「河原乞食」は、伝統 とテレビという二つの場から追放されているがゆえに日本 の正統な芸能人であり、俳優である自分がアイデンティテ ィを確立しうる像として見出されていくことが、次の言説 に見てとれる。

「芸能史からこぼれた、現代から追いやられた部分に、ひ ょっとして、芸能の素朴な、本来の姿が発見できるかも知 れないのではないか。」²³⁾。

もっとも小沢は、この書のタイトルを『私は河原乞食』 ではなく『私は河原乞食・考』とすることで、自分は決し てかつてのような河原乞食にはなることはできず、かつて の河原乞食に憧れるという、インテリゆえの内なる近代性 のゆがみを自覚していることを表明している。しかし、イ ンテリであると同時に俳優である小沢には、かつての河原 乞食ではなく、現在の河原乞食としての新劇俳優になる考 えがあったがために、このようなアイデンティティの創出 を目指したといえる。

3 LP『日本の放浪芸』: 舌耕芸の旅

1970年、『私は河原乞食・考』に心を動かされた日本ビ クターの市川は、小沢を訪ねて、「この本の中身をレコー ドにできないか」と提案した 24)。その申し出に対して小沢 は、「日本中の大道芸、門付芸のたぐいを、私がそっくり どぶさらいして集めて廻る様なレコード」であれば作りた いと答えた、と第一作のライナーノーツで述べている。続 くところでその理由を次のように記している。

「この探訪、動機はともあれ全く私も俳優の業(なりわ い)を始めて二〇年、芸能の特質を放浪遊行の諸芸に探り、 日本の芸能者の出身の土壌を確認したかったのは、もうあ と二○年ほど続けられれば続けるであろう俳優の仕事に、 一種のよりどころが欲しかったという、まったく個人的な 事情が私にあったのである。」25)

ここには、この作品の目的が個人の俳優としてのアイデ ンティティの構築であることが端的に告白されている。少 し先のところで小沢はそれを「実演家としての責任」と言 い換えている。この作品が、アイデンティティの構築のた めの芸能のルーツ探訪であると同時に、これから続けてい く自身の俳優の実践を見据えているものであることは最初 に強調しておきたい。

こうして進みだした第一作が、その始発点において、豆 腐売りや納豆売りの声のような(例えば LP『明治風物詩』 の題材のような)音楽的要素の強い声ではなく、「新劇寄 席」で取り入れた、語りの要素の強いジャンルの声の録音 収集になると想定されていたことは、この LP のタイトル

が、企画書の段階では『日本の<u>舌耕芸</u>』²⁶⁾であったことにも表れている。このタイトルは、調査と録音収集の1年と、700 時間の録音を 7 時間にした編集作業の半年とを経て、最終的に『日本の放浪芸』と変更されることになった。

「舌耕芸」から「放浪芸」への変更の理由は、現時点まで の調査では分かっていない。

LP の構成の内訳の題目は、小沢自身によって以下のように命名された。 (太字題目は LP ライナーノーツ原文、丸括弧内は録音された内容を筆者がライナーノーツより補足したもの)

第1枚目「祝う芸=万歳さまざま」(全国各地の万歳)

第2枚目「祝う芸=その他の祝福芸」(はこまわし・大黒 舞・お福さん・はりこま・せきぞろ・すったら坊主・福 俵・春田打・春駒)

第3枚目「説く芸と話す芸=絵解の系譜・舌耕芸」(絵解・のぞきからくり・錦影絵・紙芝居・節談説教・辻咄・流しにわか・入れこみ噺・修羅場講釈)

第4枚目「語る芸=盲人の芸」 (ごぜ唄・おく浄瑠璃・早物語・いたこ口寄せ・梓みこ・肥後琵琶)

第5枚目「語る芸=浪花節の源流」(浪花節・浮かれ節・ 五色軍談・デロレン祭文・江州音頭・阿呆陀羅経・なみだ 経・ほめら)

第6枚目「商う芸=香具師の芸」(東寺や天王寺等の境内 の露店のタンカ・見世物小屋呼込み・洋服たたき売り・東 京の縁日風景・競馬競輪予想屋・演歌)

第7枚目「流す芸=漂泊の芸能」(音曲流し・声色屋・立 琴流し・円山公園花見風景・角兵衛獅子・願人節・まかし よ・厄はらい・太神楽・飴屋・金多豆蔵人形芝居・猿まわ し・三曲万歳・虚無僧)

概観するならば、個人的な幼少期の記憶にあった芸(万歳・紙芝居・猿まわし等)、「新劇寄席」に取り込んだ語り物系の芸能とそのルーツ探訪(絵解き・説教・浪花節・浮かれ節・デロレン祭文・阿呆陀羅経等)、「門付け芸」を体現するもの(ごぜ唄・肥後琵琶・音曲流し等)と大きく分けられる。これらを聴く限り、全体的にほとんどが語りの要素を含んだもので(例えば音曲流しにしても小沢との言語コミュニケーションを含む録音である)、タイトルを「舌耕芸」のままにしても差し支えなさそうである。こののち、第二作の特集となるテキヤ(香具師による露店のタンカ)も、第三作の特集となる節談説教も、第一作にすでに収録されている「舌耕芸」であることから、根本的な方向転換が図られたということはなさそうである。

「放浪芸」へのタイトル変更の理由として考えられるのは、ライナーノーツの本文冒頭に置かれた郡司正勝の「放浪の芸能」という思想の影響である。「放浪の芸能」という視点は「舌耕芸」に比してその芸を運ぶ人物に、つまり小沢が出会った芸人たちにフォーカスすることができる。また、事例として第3枚目B面の節談説教について見てみれば、名説教師と言われた愛知の亀田千巌師の録音が収録されているが、小沢はこの録音を台本にして丸暗記し、袈裟と鬘をつけて、第一作の制作と並行して永六輔らとイベントを行い、その中で『節談説教 板敷山:親鸞聖人一代

記より』と題する一人芝居を演じて全国を回っている(第一作のライナーノーツにはその小沢の写真が掲載されている)²⁷⁾。このことからは、録音収集のための日本周遊の旅だけではなく、イベントのパーソナリティ・新劇俳優としての移動公演が、「放浪の芸能」という概念と親和性を持った可能性も推測できる。これは今後さらに掘り下げていきたい問題である。

LP『日本の放浪芸』の音楽芸能の録音収集は、一見したところ、高度経済成長期に失われつつあった音楽芸能を保存しようとするものであるかのようである。実際、第一作は、国鉄のキャンペーン「ディスカバー・ジャパン」と時を同じくしており、小沢自身も、「ただいま流行の"滅びゆくもの"ブームにピッタリのせていただいた」²⁸⁾と第二作のライナーノーツで述べていることからも、同じ空気を共有していたことは確かだろう。しかし、この作品は小沢の俳優としてのアイデンティティとその実践に益するために作られたのであり、保存を目的としたものではなかった。「残るとしても、それは「保存」された標本で、生きた放浪芸ではあるまい。」²⁹⁾と彼は「保存」という行為を否定しさえする。こうした否定の裏には、次のような芸能観がある。

「世の中のくらしに密着していた芸能であったからこそ、そのまま一緒にのたれ死するのであろう。生きながらえて人々のくらしの外で余命を保つことを、それは拒否しているかの様にも思える。芸能とは、本来そういうものなのかもしれない。」³⁰⁾

ここに見られるのは、保存されて「人々のくらしの外で 余命を保つ」芸能は、芸能の本来の価値の在り方から遠い ものであるという価値基準である。近代化によって失われ ゆく文化財を保存するという「ノスタルジー」の思想とは 全く相いれない価値基準であることは明らかであろう。

4 市川による音のドキュメンタリー

この LP 作品の形式を生んだ文脈としては、敗戦後アメリカから輸入されて日本放送協会を中心に独自に展開した「録音構成」³¹⁾の手法があると思われる。本節では、それを可能にした携帯録音機と編集機材の発達と編集スタジオの誕生、そして何よりも 1960~1970 年代の社会運動と並行して隆盛した音のドキュメンタリー(あるいは音のルポルタージュ=「音のルポ」)に着目する ³²⁾。

ビクターのプロデューサーの市川が小沢に LP 制作の話を持ち掛けたのは、フランスの女性ジャーナリスト、マドレーヌ・リフォーMadeleine Riffaud(1924 -)の LP レコード Chants des maquis du Viêt-Nam 南ベトナム民族解放戦線の歌声(1965, LDX-S-4316)³³⁾(図 2)に影響を受けてのことであった。この LP『南ベトナム民族解放戦線の歌声』は、1965 年にフランスのル・シャン・ドゥ・モンド社から出版されたものである。リフォーはホー・チ・ミンとの出会いを通して、1964 年にヴェトナムへ記者として渡ったときに現場で録音した民謡や革命歌などを、フランスに帰国してから政治的コラボレーションとして出版したのである ³⁴⁾。

このレコードが、1968 年に日本盤 (SJET-8074) としてビ クターから出版されるにあたって担当したのが市川であっ た35)。



図2: Chants des maquis du Viêt-Nam (南ベトナム民族解放戦線 の歌声) の原盤の LP ジャケット。旗のアルファベットが裏向きに なっていたものを直すためか反転しており、中央のギターとバンジ ョーが左右逆になっている(これは日本ビクター盤では元に戻され ている)。またギターのネックの先が左側の人物の鼻先にあるなど 不自然なところからも分かるように、「民族解放戦線合唱団」とし て数枚の写真をコラージュした痕跡がある。(筆者所有のLP)

市川はリフォーのレコードの持つメッセージ性に強く影 響を受けて、同じような LP を出したいと考えていた 30。 そして、小沢との LP『日本の放浪芸』の前に、ジャーナリ スト本多勝一がヴェトナムで現地録音した歌と俳優の宇野 重吉が朗読した本多の文章を合わせた LP『戦場の村』 (1968、SJET-8095) 、学生紛争の只中の日大校舎に市川自 らが肩掛け式録音機「デンスケ」を持ち込んで録音した LP 『実音 日大紛争』 (1969、SJET-8149) を制作している 37)。 いっぽう、LP『日本の放浪芸』にはリフォーの LP とは いくつかの違いがあり、それが LP『日本の放浪芸』の特徴 でもあることを理解させてくれる。構成にかかわる点から LP『日本の放浪芸』のおもな特徴をまとめてみよう。

- ① 現地での音楽芸能の録音を大幅に編集・加工したものと、 現地インタビューやスタジオで自らの幼少時と芸能観 を語る小沢のナレーションで物語が作られている。
- ② 日本の津々浦々の放浪芸を訪ね歩いた際の会話や背景音 などメイキングの現地録音を含んでいる(時にその芸 能が最終的には見つからなかった場合も含む)。
- ③ それぞれの放浪芸の録音が一つずつのトラックではなく、 LP の片面で1つのバンドになっている。

これらの作業が可能であった背景には、携帯型の録音機 器の発達のみならず、1969年に日本初の本格的な「ビクタ ースタジオ」が設立していたことがある。先の三つの特徴 に照らし合わせてみれば、スタジオ録音用の高品質マルチ トラックのレコーダーというテクノロジーが、①個人的な 実践から「放浪芸」にこだわった小沢の編集と、②「放浪 芸を芸能実演者の小沢昭一が何故これほどまでに追い求め るのか」³⁸⁾を探る音のドキュメンタリーを作りたいとする 市川の意向に沿った小沢の編集を合わせて、③小沢個人を めぐるひとつの音のドキュメンタリー作品を創出すること を可能にしたと捉えることができる。

リフォーのアルバムでも、A 面の1曲目に鳥の声と現地 の民謡を歌う女性の声が編集でコラージュされることで、 政治的なメッセージとするための創作が行われているが、 これは他の個所にはあまり見られない例である。興味深い ことに、LP『日本の放浪芸』には、これと非常によく似た 個所がある。それは第4枚目 A 面の冒頭で、小鳥の声と瞽 女(ごぜ)の歌う声が重ねあわせられているところである。 盲目の女性の屋外での門付け芸という音の風景が、かつて 聴いた音の記憶のように立ち上がったところへ、小沢のナ レーション(会いたさ見たさに飛び立つように)が入り、 瞽女たちへのインタビューが始まり、そして切れ目なく歌 へ移る。それに続く小沢のナレーションの背後にも、鳥の 声が重ねられるという、「録音構成」による一つの音のド キュメンタリーとなっている。同時代の LP『明治風物詩』 (先述) やユネスコ・コレクション「世界の音楽」 UNESCO Collection of Traditional Music of the World 等のよう に、1つの楽曲を1トラックとし、各トラックを個別に収 録してアーカイブ化あるいは保存しようとするのではなく、 LP『日本の放浪芸』は個別のトラックの区切りが存在しな い1面1バンドによるひとつの音のドキュメンタリー作品 であるという特徴をもつ。さらに言えば、こうした構成自 体が、音楽芸能の一般的な保存やアーカイヴの在り方への 批判となっているのである。

5 LP『又 日本の放浪芸』: 金に換える芸

保存やアーカイブという点に関して興味深いのは、第一 作を出版したことによって、自分が「日本の滅びゆく芸能 の保存に情熱を傾けている」39)(原文では「保存」に傍 点)と多くの人から「誤解」されたとして、第二作のLP 『又 日本の放浪芸』のライナーノーツの冒頭で嘆いている ことである。

「私は保存にあまり関心がございません。(中略) もちろ ん学問的な研究の対象としての保存の必要性は十分わかり ます。(中略)しかしそれは、いま、アッシには関わりの ねェことでゴザンシテ、虫のいいことを言わせていただけ れば、それは誰方かに、さしずめ文化のほうのお役所にや っていただきたいと思います。実をいうと、放浪の諸芸の 保存は、例えば農民の民俗芸能に比べて、あまり進んでい るとは申せないようであります。なぜでしょうか?!」40)

「文化のほうのお役所」という言い回しが、文部省ある いは 1968 年に設置されたばかりの文化庁を揶揄して使わ れていることは明らかである。1950年に制定された文化財 保護法は、世界で初めて「無形文化財」の保護を行おうと する画期的な法律であったが、そのときに「重要無形文化 財」と「助成の措置を講ずべき無形文化財」の区別も明言 化されたことは強調しておかなければならない。さらに、

いわゆる「民俗芸能」は 1951 年の選択基準に基づいて選択が行われていく ⁴¹⁾が、選択された民俗芸能は、例えば「大日堂舞楽」、「黒川能」、「祇園祭」等であった。小沢にしてみれば、これらは定住の文化によって生み出されたもので、文化財保護法は「重要」と「民俗」との差別化のみならず、「定住者」と「放浪者」の差別化も行ったことになる。

こうした国による文化政策への不信感は、第二次世界大戦中に軍国少年として教育されたことに対する不信感からも生じているであろうことは、第二作のライナーノーツの続くところで「もうひとつの誤解」として、「『日本の放浪芸』の日本に力点をおいて、私が日本好き、日本のよきものを賛歌する愛国者とまちがえられたこと」42)を嘆いているところからも読み取ることができる。「日本」の無形文化財という国家単位で文化を捉える思想に否定的なまなざしを向けていることは明らかである。

第二作のライナーノーツにみるこれらの言説からは、第一作の出版によって受けた「誤解」が引き金となり、小沢が自らの仕事の意味を見つめなおしたことが理解できる。要するに、俳優としての個人的なアイデンティティの構築のために始まった大道音楽や物売りの声の録音収集であった第一作が、その制作後に、放浪者の芸能を無視して農村や山村の定住者の芸能のみを救おうとする政策に対する抗議運動として機能するものであったことが、小沢自身によって概念化・言語化されていく経緯が見られるのである。とりわけ第一作からの思想的な変化を端的に表現しているのが、次の言説である。

「私の関心は一点、職業芸――金に換える芸、ないしは芸を金に換えるくらしについてでありました。」⁴³⁾

そもそも、第二作のライナーノーツの冒頭の小沢の文章が「お金と換える芸能」というタイトルを持つことからも分かるように、第二作からの小沢は、自分の関心が「お金と換える芸能」であることを強調するようになる。そしてこの主張がシリーズの第四作の最後まで一貫していくことも、すでにこの時点で次のように予告されている。少し長いが引用する。

「今回の『又日本の放浪芸』では香具師の芸だけを、そして次回『また又日本の放浪芸』には節談説教だけを、たっぷり収録いたします。といいますのも、この両者だけが、たとえ一時代まえよりは衰えたにしても、まだまだ現業で頑張っているということ、そして、芸能が野に在った時代に、芸を金に換える時の荒々しい納得のさせ方が、むき出しになって、生きていたからであります。

実はもう一つ、現在隆盛の、これぞ放浪芸を忘れていました。――トクダシ・ストリップであります。(中略)彼女たちのくらしは、これらの小屋を、十日とか一と月とかを単位に、寝泊まりしながら次から次へと渡ってゆくという、まさしく放浪の芸能の姿なのであります。

そして、やることといったら、これこそ、芸能の原点を、 私に突きつけて壮絶!」⁴⁴⁾

逆の見方をすれば、こうした「芸を金に換える時の荒々

しい納得のさせ方」を失った芸能は、現在の俳優である自分の芸には何の役にも立たない(=金に換えられない)という実践的な見地から、金銭的な保護なくしては生きられない「文化財」なるものを小沢は批判するのである。

こうした思想は、第二作の構成においては、テキヤの芸 の現地録音のあいだに頻繁に挿入される、香具師の浪越繁 信氏への長いインタビューの存在に表されている。第一作 では現地録音が小沢のナレーションを通して再構成された が、第二作ではそれに加えて浪越氏の語りが全体の多くを 占めているのが特徴である。第二作の一枚目を例に取ると、 A 面は現地録音の「境内風景」(鐘・太鼓・傷痍軍人・ナ レーション・木づち・易者・鐘・祈祷師・鐘)から始まり、 浪越氏が小沢に答える形で、「自由なくらし」「露店のは じまり」「神農さんが祖神」「香具師の由来」といった起 源にまつわる話をし、その合間合間に「もぐさ売り」「家 相説明」「のぞきからくり」等の現地録音が挿入される。 そして B 面は、浪越氏がテキヤの種類について個別に解説 し、それぞれその直後に同じ種類の現地録音――「コミ セ」(風船・おもちゃ)、「サンズン」(下着・指人形)、 「コロビ」(万能野菜切り器)、「中ジメ」(ハサミ)、 「大ジメ」(薬草の本) ――が事例のように紹介されると いう構成である。このように第二作は、香具師として生計 を立ててきた浪越氏の声を交えることで、「お金と換える 芸能」をそれによって生きていた人々の記憶とともに立ち 上げようとする、音によるドキュメンタリーを目指したも のであるといえよう。

6 シェーファーの大道音楽や呼売り人の声

このような LP『日本の放浪芸』における大道音楽や路上の呼売り人の声の役割を、時代的な特徴としてより明確に理解するために、同時代のマリー・シェーファーの『世界の調律』における大道音楽や路上の呼売り人の声の役割を考察したい。なお、以下における『世界の調律』からの引用は、すべて平凡社ライブラリー版の邦訳『世界の調律サウンドスケープとはなにか』(2006)45)を使用し、必要な個所は1997年版の原著を参照した。

シェーファーは『世界の調律』の第四章「町から都市へ」で、「路上の呼売り人」(street criers)という項目を設けて、都市の大道音楽家(street musicians)や路上の呼売り屋(hawkers)の声の喧騒とそれへの論争や規制を歴史的にいくつか紹介している。シェーファーは声の喧騒の具体例として、イギリスのルネサンス・バロック期の作曲家たち、ウィールクス Thomas Weelkes(1576-1623)、ギボンズOrlando Gibbons(1583-1625)、ディアリング Richard Dering(1580-1630)が声楽曲(『ロンドンの喧騒』など)に取り入れた、150 にのぼるロンドンの路上のさまざまな呼び声からいくつかを以下のように紹介している。

魚 13 種(13 different kinds of fish) 果物 18 種(18 different kinds of fruit) 酒とハーブ 6 種(6 kinds of liquors and herbs) 野菜 11 種(11 vegetables) 食品 14 種(14 kinds of food) 所带道具 14 種 (14 kinds of household stuff) 衣類 13 種 (13 articles of clothing) 物売りの呼び声 9種 (9 tradesmen's cries) 物売りの歌 19曲 (19 tradesmen's songs) 囚人開放嘆願の歌 4 曲 (4 begging songs for prisoners) 夜警の歌 5曲 (5 watchman's songs) ふれ役 1名 (1 town crier) 46)

声楽曲に使用されたものから引用しているのであるから 当然といえば当然であるが、これらの例は明らかに音楽的 なものであり、音楽芸能といっても語りを重視した小沢と の差異が分かる。この 16 世紀後半から 17 世紀前半を生き た作曲家たちが関心をよせた「路上の呼売り人」を紹介す るシェーファーの論調はポジティブで、

「呼び売り屋はめいめい真似のできない呼び声をもってい た。二、三ブロック離れたところからでも、歌い手の職業 が何かをわからせたのは、そのことばというよりむしろ音 楽的な動機、父から息子へと受け継がれてきたその声の抑 揚だった。店が荷車で移動していた時代、広告とは声を陳 列することだった。」⁴⁷⁾

と音楽的な観点から高い評価を与えながら、上記の呼売り 屋の数々を紹介している。

そして続くところでは、19世紀初頭のパリのオペラハウ スで物売りの声が「繊細な観客の耳や気持ち」を壊してし まうとする、「知識人」「芸術音楽家」による批判を紹介 している。シェーファーはこれらの批判について次のよう に考察する。

「というのも(「知識人」「芸術音楽家」にとって:引用 者注)、音楽的なセンスのない者が演奏に携わっていて、 少しも楽しくないどころか、金で沈黙を買うよう仕向けて いるだけのように思われたことがしばしばだったからであ る。(中略)芸術音楽が室内に移った後は、大道音楽はま すます軽蔑の対象となった。」48)

このようなことからは、シェーファーがこの節で問題とし たいのは、「路上の呼売り人」「大道音楽」そのものとい うよりも、それを排除しようとする「芸術音楽家」の誕生 という出来事であり、「路上の呼売り人」「大道音楽」が 「騒音」として差別化されていく産業革命以降の変化の過 程であるということが分かる。つまり、「路上の呼売り 人」「大道音楽」という主題は、「芸術音楽家」によるそ れらの声の排除の過程を見せてくれるという点において、 シェーファーのサウンドスケープ論にとって重要な役割を 果たしているのである。

もう 1 点、この主題がシェーファーのサウンドスケープ 論にとって重要だと思われるのは、大道音楽や路上の呼売 り屋の声が「騒音」とされて論争の対象になったり法律で 禁じられたりしてきたにも関わらず、最終的には論争や法 律によって解決することは決してなかったという歴史と、 そして――ここが彼のサウンドスケープ論における大道音 楽と物売りの声についての考察の最終的な着地点であると

思われるのだが――産業革命によって引き起こされた自動 車の「騒音」が、瞬時にしてそれらを消滅させたという歴 史である。これについて、後に庄野から「産業革命後の機 械打ち壊し運動」家と言われることになるシェーファーと は思えぬほど極めて簡潔に、すなわち異様に簡潔に、同じ 第四章の終わりで次のようにまとめている。

「問題が解決したのは、何世紀にもわたって法律が練り直 されたからではなく、路上の呼売り人の声を消してしまう 自動車が発明されたからだった。」49)

要するに、シェーファーが大道音楽や路上の呼売り屋の 声に言及するのは、騒音は法律によっては規制できず、自 動車の「騒音」という近代の新たなひとつのサウンドスケ ープによってのみ解決したということを、前例として説明 したかったからだということが理解できるだろう。

このような「騒音」への強い関心は、鳥越けい子が指摘 するように、シェーファー自身が騒音に悩まされていたこ とにあるのは明らかである。

「ヴァンクーヴァーの家は港に面した高台にあり、周囲を 飛び交うおびただしい数の水上飛行機などの騒音にさらさ れていた。また、都市の喧騒を離れた郊外、バーナビーの 丘の上に位置する SFU のキャンパスでも、(中略)校舎の 硬いコンクリートの構造が授業が始まってからも続いてい た工事の騒音の伝播に理想的な状態となっていたのである。 こうしたなかで、シェーファーは、自分が「音」の専門家 であるのに、それらの問題に何の手も下せない歯がゆさを 感じていたようである。」50)

シェーファー自身も、『世界の調律』では「騒音」と題 する一章 (第十三章) を割いており、その冒頭で次のよう に述べている。

「計画していた本(=『世界の調律』:引用者注)の話を もちかけたのだが、それには彼らは難色を示した。そこで 私はこう主張した。騒音公害の問題に対処するための唯一 の現実的方法は、包括的なサウンドスケープ・デザインへ 向けての前段階として、全体的なサウンドスケープを研究 することであると。しかし、このような私の興味をどうも 学問的だと思っている様子だったので、さらにこう続けた。 (中略) もしそのような聴覚文化が成立したならば、もは やどんな騒音公害も生じる余地はないだろうと。_|51)

ここでは、「騒音」とされてきた大道音楽や路上の呼売 り屋の声がいかなる抵抗や法律によっても解決されなかっ た歴史と同じく、自身が悩まされていた騒音公害を解決で きないことが理論の前提となっており、「対処するための 現実的方法」として、「包括的なサウンドスケープ・デザ インへ向けての前段階として、全体的なサウンドスケープ を研究すること」が提案されている。ここに、騒音に悩ま される音楽家の悲痛な叫びから生まれたサウンドスケープ 論が読み取れる。そして、引用の後半部分で、「しかし、 このような私の興味をどうも学問的だと思っている様子だ

ったので」と彼自身が断っていることからは、彼の目的が 学問の樹立ではなく、現実への対処に深く根差した音楽的 思考であったことが分かる。

以上のことをまとめながら小沢との比較を行う。シェー ファーが大道音楽や路上の呼売り屋の声を取り上げること によって表現したかった理由は、次の二つである。ひとつ は、シェーファーのアイデンティティである音楽家として の観点から見たもので、大道音楽や路上の呼売り屋の声を 「騒音」と捉える意識は、「芸術音楽」という概念の誕生 に原因があるという批判である。これは小沢のほうでいえ ば、小沢が俳優としての観点から、新劇という近代西洋モ デルに悩みを抱えたのちに、差別されていた日本の音楽芸 能の声に着目したことに対応しよう。そしてもうひとつは、 シェーファーが直面していた現実の騒音問題から見たもの で、「騒音」は法律では解決できないという提言である。 これは、小沢が悩んでいた日本の演劇の近代性の問題は、 文化財保護などの法律では解決できないと考えたことに対 応しよう。このようにして、シェーファーが「騒音」の意 識を産出した大元である「芸術音楽」の概念を解体する実 践である、サウンドスケープの思想へと行きついたように、 小沢は近代日本の音楽芸能の概念を解体する、『日本の放 浪芸』という LP 作品とその思想を創出したということが できる。

結

1970 年代、近代化や高度経済成長によって「失われゆく もの」と危機感をもって捉えられた日本の「正統な」「民 俗的な」音楽芸能を、研究者や文部省などは文化財として 指定する努力を行ったが、小沢はそうした方法では自分の 目の前にある演劇の近代性の問題――日本の大道音楽や路 上の物売りの声への差別を形成した音楽芸能の西洋化の問 題――は何も解決しないことを理解していた。ゆえに小沢 は、自らの幼少年期の記憶に残る音楽芸能とその起源、公 的な場所からは忌避される大道音楽や路上の物売りの声を、 自分の俳優としてのアイデンティティと実践に役立つよう に録音収集した。そうした小沢の思想に共鳴した市川が、 放浪芸の録音収集に取り組む小沢をドキュメンタリーにす るというメタ的な視座から取り組んだことで、LP『日本の 放浪芸』は小沢個人の一つの音のドキュメンタリー作品と して立ち上がった。小沢の LP『日本の放浪芸』は、音楽芸 能をノスタルジーによって保存・復元するものではなく、 小沢の俳優としてのアイデンティティと実践に資する音の ドキュメンタリー作品なのである。

シェーファーのサウンドスケープ論に見られる大道音楽 や路上の物売りの声も、ノスタルジーや保存の概念とは遠 く、騒音という現実問題を前にした音楽家としての実践に 資するための理論のための歴史的証言であった。目の前の 日常の騒音公害にどのように対処するかということは、環 境運動家ならずとも実践的な行為であり、そのような実践 を求められる状況にあって、シェーファーが内省的に、作 曲家である自分自身を成立させている「音楽」の概念を脱 構築しながら騒音の概念を捉えなおしたところに生まれた のが、サウンドスケープの思想であった 52)。このような実 践を含む思想は、社会運動としてはもちろんのこと、思想 が自らを省みながら現実の問題にいかに根差すべきかを示 している点において、むしろ知のモデルとすべきものであ るように思われる。

このような両者を通して見えてきたのが、「個人」とい う共通項である。これを 1970 年代の聴覚文化における特徴 の一つとみなすならば、小沢の LP 作品の意義は、タイト ルに「日本」という統合的な言葉を冠しながらも、集合的 な記憶とみなされている「国」の文化財とは異なる地平で、 「個人」の感情的な記憶に訴えかける力を持ったことにあ ると結論づけることができる。

以上、本論では文化資源学の問題の枠組みにおいて、小 沢の LP『日本の放浪芸』とシェーファーの『世界の調律』 という異なる二つの作品の親和性の輪郭を、それぞれの大 道音楽や路上の呼売り屋の声の役割の在り方に特化して描 いてきた。次の課題としては、この LP 作品の形式と内容 をさらに詳しく分析することが挙げられるが、サウンドス ケープ論の地平に踏み込んで論じるために、1970年代の国 内外の音のドキュメンタリー作品とサウンドスケープ論の 比較、また、音楽芸能の音のアーカイブとしての小沢の LP 作品と、現在のサウンドスケープのアーカイブ的な録音作 品――例えば序で触れた「残したい日本の音風景百選」に よる CD『日本の音風景 100 選 まるかじり』 (2009、 VZCG-8435~6) 53等---との比較検討を行うことを考えて いる。

謝辞

本論は、日本サウンドスケープ協会 2020 年度秋季研究発表 会 (2020年11月29日) での口頭発表の内容を、当日・後 日いただいたご助言をもとに、大幅に改稿したものである。 改めて諸姉諸兄へ敬意と謝意を表したい。

本研究は文部科学省科学研究費、研究活動スタート支援 「小沢昭一における音楽芸能の正統性の概念の研究:LP 作 品集『日本の放浪芸』を中心に」(20K21931)の成果の一 部です。

註

- 1) Jonathan Sterne, The Audible Past: Cultural Origins of Sound Reproduction, Duke University Press, Durham & London, 2003. ²⁾LP『日本の放浪芸』のような題材を、例えば日本音楽学 会で取り上げることができるようになったことは、聴覚文 化研究の先駆者としての渡辺の仕事に負うところが多いと 思われる。
- 3) 渡辺裕『サウンドとメディアの文化資源学』、春秋社、 2013、40-49 頁。
- 4) 同上書、48頁。
- 5) 庄野進「サウンドスケープ論の立脚点―出発点と現在」、 (谷村晃・鳥越けい子編) 『サウンドスケープ (現代のエ スプリ 354) 』、1997 年、54 頁。
- 6 渡辺、前掲書、47 頁。
- ⁷⁾ 渡辺、前掲書、34 頁。

- 8) 大道音楽や物売りの声への着目は、実際には例えばラフ カディオ・ハーン (小泉八雲) の Glimpses of Unfamiliar Japan (知られざる日本の面影、1894年) や寺田寅彦の 「物売りの声」(1935年)などに既にみられるものである。 9) 渡辺、前掲書、415頁。
- 10) さらに大きく言えば、文化資源学とは、音楽や芸術とい う概念を「成り立たせている前提条件、そこに働いている 諸力やそれらをコントロールしているメカニズムを明らか にすることが必然的に求められる」(渡辺、前掲書、29 頁)という利点がある。
- 11) 渡辺、前掲書、417頁。
- 12) もっとも渡辺は、この行政のサウンドスケープ論からは 一見すると外れると考えられる近代化の権化ともいうべき 汽車の音が「残したい日本の音風景百選」に数多く入って いることへの「違和感」を、文化資源学的に考察している のではあり、彼のサウンドスケープへの批判はその意味で は戦略的なものではあるかもしれない。
- 13) 市川捷護『回想 日本の放浪芸:小沢昭一さんと探索し た日々』、平凡社、2000年、80-134頁。
- 14) 部分的に論じたものに次の論考がある。竹内孝宏「「日 本の放浪芸」における大衆演劇の位置」『青山総合文化政 策学』、10(1)、2019年3月、1-16頁。工藤保則「新天地 からふるさとへ:小沢昭一の「語り芸」に関する一考」 『龍谷大学社会学部紀要』、56、2020年、7-16頁。
- 15) 鈴木聖子「言葉と歌と息のあいだにいのちを描く―小沢 昭一『日本の放浪芸』における声の文化」、『比較日本学 教育研究部門研究年報』、15、2019年5月、123-128頁。 ¹⁶⁾ Suzuki, Seiko, « Le striptease et les intellectuels des années 1960 - 1970 : Ozawa Shôichi et Document / Arts itinérants du Japon » (1960~1970 年代におけるストリップと文化人:小 沢昭一と『ドキュメント・日本の放浪芸』), Japon Pluriel, vol.12, SFEJ, décembre 2018, p.139-146.
- 17) 小沢昭一「「芸」のためでなく」、 「新劇寄席」パンフ レット、1966年。
- 18) 小沢昭一「浪花節と私」、(南博・永井啓夫・小沢昭一 編) 『うなる 浪花節の世界』 (芸双書1) 、1981年、白 水社、21-28 頁。なお、LP『浪花節発達史』の閲覧視聴に 関しては、京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターの 竹内有一教授、齋藤桂講師に便宜を図っていただいた。こ こに謝意を表したい。
- 19) 小沢昭一『私は河原乞食・考』、『放浪芸雑録』、白水 社、1996年(三一書房、1969初版)、81頁。
- 20) 同上、90 頁。
- 21) 同上、86頁。
- 22) 本山謙二は、こうした「芸能追跡」が二人の活動の基礎 となったと指摘している。本山謙二「芸能の始源を探索し た"ふたり": 永六輔と小沢昭一 それぞれの芸能論」、 『ユリイカ』、2016年10月号(特集=永六輔)、202頁。
- 23) 小沢『私は河原乞食・考』、前掲書、94頁。
- 24) 市川、前掲書、16頁。
- 25) 小沢昭一「放浪芸をひとまず訪ね終えて」、『ドキュメ ント 日本の放浪芸』のライナーノーツ、1971、1頁。 26) 市川、前掲書、31 頁。
- 27) この「新劇」としての節談説教は、1974年の第三作 『ドキュメント また又 日本の放浪芸』に収録されること になる。
- 28) 小沢昭一「お金と換える芸能」、『ドキュメント 又 日 本の放浪芸』のライナーノーツ、1973年、2頁。

- 29) 小沢「放浪芸をひとまず訪ね終えて」、前掲、1頁。 30) 同上。
- 31) 「録音構成」とは当時主流であった一種の音のドキュメ ンタリーを指すが、その狭義として「2ブロック以上の録 音を、その前後に説明をつけて連続させる」演出形式のこ とを言う。宮田章「『録音構成』の発生—NHK ドキュメン タリーの源流として―」『NHK 放送文化研究所年報』、60、 2016年、104-105頁。オンライン版のURL:

https://www.nhk.or.jp/bunken/research/history/pdf/20160130_3.pd

- 32) これら「音のルポ」についての事例研究は、渡辺の前掲 書の第7章「『ソノシート』のひらいた文化」・第8章 「『鉄ちゃん』のサウンドスケープ」を参照。
- 33) レコードの内容は以下の通り: A 面 1) n/a Avance dans la jungle ジャングルへの歩み 2) Ensemble Artistique de l'Armée de l'E.A.A.L - Marche de la Libération 解放行進曲 3)Bach Son バック・ソン-Le pal en bambou 竹けずりの歌 4) Hung Ahn et chœur de femmes de l'E.A.A.L.フン・アンと解放 戦線合唱団 - L'armée au chignon シニョン隊 5) Chi Hai チ ー・ハイ - Fille du Vietnam ヴェトナムの娘 6) Nam Hong ナ ム・ホン- Confidences d'un jeune soldat 若き兵士の自信 7) n/a - Gongs des Hauts-Plateaux 高地のゴング 8) Nam Hong et l'E.A.A.L. ナム・ホンと解放戦線 - Le printemps est revenu sur le Front 戦線に春が来た/B面1) n/a - Air de xylophone des Hauts-Plateaux 高地の木琴の調べ 2) Xuan Hong スアン・ ホン - Le printemps dans les zones de guerilla ゲリラ地帯の春 3) Tran Thu et Pham Minh チャン・トゥーとファム・ミン-L'arc de Y-On Y-On の弓 4) Thuy Hong et chœur de femmes de l'E.A.A.L. トゥイ・ホンと解放戦線合唱団 - Le mouchoir ハ ンカチ 5) n/a - Les oiseaux, bombardements américains 鳥・ア メリカの爆撃 6) Indicatif et annonce de Radio-Libération ラジオ・リベラシオンのサインとアナウンス 7) Musique traditionnelle 伝統音楽 8) Pham Minh Tuân ファム・ミン・ト ゥアン- Les convoyeurs de riz de l'Armée 陸軍米運搬船 9) Xuan Hong スアン・ホントゥアン - Nous cousons des vêtements chauds pour vous あなたに暖かい服を縫いましょう 10) Cuu Long et chœur de femmes de l'E.A.A.L.クー・ロンと解 放戦線合唱団 - Louons la victoire de Ap Bac アプバクの戦い の勝利を褒め称えよう 11) Hymne du Front National de Libération du Sud-Vietnam 南ヴェトナム解放戦線賛歌 ³⁴⁾ Riffaud, Madeleine, Dans les marquis "Vietcong", Paris, R. Julliard, 1965.
- 35) 市川、前掲書、16頁。
- 36) 同上、16-17 頁。
- 37) 同上、19頁。
- 38) 同上、71 頁。
- 39) 小沢「お金と換える芸能」、前掲、2頁。
- 40) 同上、3 頁。
- 41) 橋本裕之『舞台の上の文化―まつり・民俗芸能・博物 館』、追手門学院大学出版会、2014年、133頁。
- 42) 小沢「お金と換える芸能」、前掲、2-3 頁。
- 43) 同上、2頁。
- 44) 同上、3 頁。
- ⁴⁵⁾ R. マリー・シェーファー (鳥越けい子・小川博司・庄野 泰子・田中直子・若尾裕訳) 『世界の調律 サウンドスケ ープとはなにか』、平凡社ライブラリー575、2006年。
- 46) 同上、155-156 頁。
- 47) 同上、154-155 頁。

- 48) 同上、157頁。
- 49) 同上、159-160 頁。
- 50) 鳥越けい子『サウンドスケープ:その思想と実践』、鹿 島出版社、1997年、35-37頁。
- 51) シェーファー『世界の調律』、前掲書、369-370頁。 52) シェーファー自身が『サウンド・エデュケーション』の 序で述べるように、「騒音というネガティブなテーマ全体 をくるりと裏返し、サウンドスケープ・デザインというポ ジティブなテーマの探求へと転換する方法」(鳥越けい 子・若尾裕・今田匡彦訳『サウンド・エデュケーション』、 春秋社、4-5 頁) であった。
- ⁵³ CD ブックレットには、この CD は「(中略) 魅力的な 「日本の音風景」を再発見するとともに、次世代に伝えて いきたいと考え『音のカタログ』としてまとめたもの」と 制作目的が述べられている。ブックレットの1頁。

小特集:コロナとサウンドスケープ

新型コロナ・パンデミックの結果として人類の諸活動が減ったためにグローバルに「地震ノイズ」が50%低下した、と Science誌が報告しています (T. Lecocq et al: Gobal quieting of high-frequency seismic noise due to COVID-19 lockdown measures, Science 369, 1338-1342, 11 September, 2020)。「地震ノイズ」とは、地震以外の原因で地面が揺れ るものを言い、日本では「雑微動」と呼ばれています。その原因には交通や建設など人間活動によるもの、波や風など地震以 外の自然現象によるものなどがあり、地震計で観測されるものです。従来も年末年始にはノイズの低下が観測されていました が、今回は長期にわたって世界中で観測された、とのことです。新型コロナ・パンデミックが、地球規模の揺れに影響を与え たかたちです。

同じように新型コロナ・パンデミックがサウンドスケープに影響を及ぼした可能性は十分に考えられます。日本では202 0年春から感染拡大を抑えるためにとられた施策のひとつに三密回避があり、そのために人々の接触・交流を抑制するように 要請されました。テレワーク、オンライン会議などが急速に普及して、多くの人が自宅で過ごす時間が増えたのは大きな生活 の変化ではありました。こういった生活の変化が聞こえる音の変化とどう結びつくか、会員諸氏に寄稿をお願いして、書いて いただいたのがこの小特集記事です。ある種の「耳の証人」として記録に残るものでもありましょう。寄稿した会員にこの場 をかりてお礼申し上げます。(平松幸三)

コロナ禍で私が体験したサウンドスケープ

●池田 順一

外出が少なくなり、黙想する時間が増えた。それに伴い、 テレワークの相手に送るネットページの作り方がより事務 的になったと思う。一方リアルなサウンドスケープは ZOOM で済ませる礼拝メッセージや ZOOM 会議が増えた。 でもこれではバランスが取れないという思いが強くなり、 少人数 2-7 人での会合がよりリアルなサウンド環境となっ た。一人で味わうサウンド環境で印象的なのは、龍門創造 平尾代官所あとの竹の根掘り起こしに頻繁に帰省が増え、 正午のサイレンによる時報の変化に気が付いたことだ。同 じ町内に住んでいる同級生にヒアリングして、地区によっ て異なる時間帯(11 時30分)があることもわかった。私自 身の記憶では10年前に比べてサイレンの鳴る時間が三分 一程度に短くなった(減衰も含めて30秒ほど)ことだ、子 育ての家族からはとくに子供が驚くので止めてほしいとい う苦情がありサイレンによる時報を廃止した町もあること

を知り、無くなる前にデータを登録していただくアプリを 作成しようかとも思ったが構想だけで着手はしていません。 短くしてでも、まだわが故郷吉野町には 7 サイレン時報が 残されている今がチャンスではある。

コロナ禍で自由時間が増えたことで、1985年に「都市の イメージアップ-音のデザイン編 | 編集から始まり 1990 年 に「音による案内信号編」に至るまでを以下のように私と SAJとの関りをまとめました(次ページ参照)。90年 花の博覧会のレガシーが生まれた経緯を以下のように紹介 いたします。6月8日には大阪メトロのご担当にも報告し て、25万博への対応の資料にしていただきたいと思って います。コロナ禍で生まれた時間が生かされた、70、9 0博覧会のレガシーを25年にも繋げることができればあ りがたいと思わされています。

あとがき

調査実施に際してはフランス音響アーキテクチュアー展に連携してイベントを行うとともにWLCC審都市計画実行委員会の北村睦夫先生、藤本由起夫先生ご指導のもとに制作過程について調査できましたこと、信号音の試作品を提供いただいたこと、研究会メンバー以外にも多くの方々にご協力を頂きまず。

1989年度都市技術開発研究会メンバー表

サウンドフォーラム代表インド音楽家 弘 雄介 摂南大学 中嶋鴻毅 W L C 音響都市計画実行委員会 北村睦雄 W L C 音響都市計画実行委員会 藤本由紀夫 三洋電気(株)A V 研究所 阿部祐三 J R 西日本技術開発室 五十嵐正仁 サウンドデザイナー 柄崎昌一

大阪市都市工学情報センター所長 飯田一根 大阪市都市工学情報センター企画主幹 池田順一 建設局公務課長代理 久保田英之 交通局信号通信課長代理 田島敏司 交通局信号通信課主查 吉村隆之 環境保健局環境保全課北部方面係長 島 詔雄 環境保健局計画調整課主查 笈田健一 環境事業局業務課計画係長 植田賢一 都市整備局電気設備課第二電気係長 竹内 宏 教育委員会施設課建築係長 武井幸雄

 (株)久森計画設計事務所
 久森洋昭

 (株)〇BCクリエイト
 西谷喜久

オブザーバー・大阪外国語大学教授 正保富三

参考文献

都市のイメージアップ 音のデザイン編 大阪市都市工学情報センター 1986.3 世界の調律 マリーシェーファー著 鳥越けい子他訳 平凡社 1986.12 国際花と緑の博覧会音の環境デザイン基本構想 音の環境デザインプロジェクト会議 1988.5

WORLD LINK PRESS WLC音響都市計画特集編 WLC音響都市計画実行委員会 1990.3

はじめに

都市のイメージアップ音のデザイン編を出版して以来多くの分野でサウンドスケープの手法が実施設計に適用され音感性を専するまちづくりが進展している。特に、大大大会では計画では計画では計画を基本構想が重要な役割を果たすので評価を関する一連の過程を対象とする技術開発調査を実施しました。

もくじ

1 基調動向

- 1-1 世界の調律
- 1-2 音環境談話会
- 1-3 花博への展開
- 1-4 音響生態学的な見方
- 1-5 音響地域の設定
- 1-6 音楽産業の動向
- 1-7 アメニティと五感
- 1-8 騒音からアメニティへ

2 基本構想

- 2-1 花博音環境デザイン
- 2-2 地下鉄案内信号音基本構想
- 2-3 鶴見緑地線案内音信号音基本構想
- 2-4 音憲章
- 2-5 学校での案内信号音
- 2-6 地下街音環境
- 2-7 開演信号音

3 実施

- 3-1 花博音の散歩ガイド
- 3-2 学校の分散型拡声器
- 3-3 地下鉄音環境

参考資料

- 1 大阪パリ祭組織図
- 2 WLC音響都市計画実行委員会の経緯
- 3 付属テープの説明図
- あとがき、研究会メンバー表、参考文献

サウンドスケープは新型コロナの夢をみるか?

●池村 弘之

1 2020年の挑戦

子供の頃に見たテレビ番組『ウルトラ Q』 (1966 年) で、 「2020年の挑戦」という話があった。大まかなストーリー は次のようなものである。各地で人間が消失するという事 件が頻発する。調べてみると、それは2020年という未来の 時間を持つケムール人の仕業であった。ケムール人は高度 な科学文明を持ち、自らの長寿化に成功し、500歳まで生 きられるようになったが、肉体の衰弱だけは避けることが できなかった。そこで、地球の若者の健全な肉体を手に入 れようと誘拐していたのだった。

この番組が放送された 1966 年といえば、1964 年の東京 オリンピックが終わり、右肩上がりの高度経済成長を謳歌 していた時代である。一方では、公害問題が広く関心を集 めてはいたが、「人類の進歩と調和」をテーマとする大阪 万博が開催されるのは1970年であり、まだまだ近代の成長 神話と科学への信頼感、未来への希望が強い時代でもあっ た。(ローマクラブの「成長の限界」が発表されるのは 1972年のことである。)

そのような中で科学技術の究極的な進歩により、不老不 死に近い長寿(生存)への欲望が極限にまで達し、一方では 自然からの反作用ともいうべき脆弱な身体と異様な容貌を した怪物=ケムール人の姿は、近未来の人類の隠喩として 受け取られたように思う。未来は単純に明るいばかりでは ない。科学や文明の発達がもたらす自然への冒涜や、そう した思考の傲慢を予感させるものでもあった。その意味で、 これは「時代の陰画」であったし、この番組を見た子供た ちの多くにとって、「2020年」という年号は特別な意味を 込められて記憶されていった。「2020年」とは微妙な陰影 を持った近未来の年号であり、何かを予感させる年号でも あったように思う。

そして、それから半世紀が経過し、その 2020 年に何が起 こったか。全世界で新型コロナウイルスという未知の存在 の挑戦を受けることになったのである。

2 新型コロナの問い -<近代>を撃つものとしての

20世紀の後半に闡明された「感染症の時代は終わっ た」という言説は、その後出現したエボラ出血熱、AIDS、 SARS、鳥インフルエンザ、MERS などの新たな感染症によ って、撤回を余儀なくされている。今や「人新世」 (Anthropocene) の時代といわれる現在、人間が地球環境 や生態系に対する影響を過大に及ぼした結果、逆に人間の 生存を脅かすような状況を生みつつある。

さまざまな新しい感染症の登場も、多くは人間の社会・ 経済活動がもたらした地球温暖化の進展、特に熱帯雨林の 乱開発によって、生態系のバランスが崩れたことに起因す るといわれている。2020年にパンデミックを引き起した新 型コロナウイルス (COVID-19) もその延長線上に現われる べくして現われたといってもよいだろう。そして、新型コ ロナは、全世界の人間に大きな影響をもたらした。新型コ ロナが、私たちに問いかけているものは何か。

新型コロナのパンデミックは、全世界的な規模での社 会・経済活動の停止や停滞を余儀なくさせた。それによっ て、人々はそれぞれの場において、自らの日常の生活、活 動から思考に至る広範な領域において、何かを問い直され るという経験をしたのではないだろうか。その根源的な意 味を問われたと感じた人も多かったのではないか。

ウイルスによって存在を脅かされ、社会・経済の根底を 揺り動かされたことは、人間がこの世界の圧倒的な支配者 ではなく、自然の中のか弱い存在であることを明らかにし た。いわば、自然を支配する人間像ではなく、自然の編み 目の中に編み込まれた人間像を改めて提示したように思う。 私たちはく近代>がもたらした科学技術の進展や経済の 成長、社会生活の向上など数々の恩恵を蒙ってきた。自然 を支配し、活用し、人間に役立てるという価値観=構図を 自明なものとして受け入れてきた。そうした<近代>の思 考を疑うことなく、様々な分野において文明を発展させて きた結果、いまや「人新世」といわれるような段階にまで 達し、地球環境問題に代表されるような負の部分の増大が、 人間の終焉まで予感させるような事態に至りつつある。

<近代>の思考が持つ右肩上がりの成長志向や進歩思想、 過度の科学信仰による人間の万能感に伴う傲慢さなど、< 近代>が推進してきたものを問い、そのまどろみを撃つも のとして、新型コロナは重要な役割を果たしたのだといえ る。新型コロナによる「強力な気づき」が、<近代>の思 考の根幹を震撼させたといってよい。

新型コロナの問いは、私たちが自明なものとしてきたく 近代>の価値観を問うものであった。新型コロナの登場が、 <近代>が駆動する人間の社会・経済活動によって自ら招 いたものだとすれば、それは自然からの反作用であった。 自然の編み目に必然的に絡め取られている人間が、その生 き様を自ら軌道修正していかなければ、更なる感染症をは じめとして、様々な気候変動がもたらすだろう自然(地球環 境) からの反作用を受けるに違いない。新型コロナはその 一つの予兆に過ぎない。

<近代>の思考の全面的な問い直しには困難が伴うだろ う。それは、私たちの日常の隅々にまで浸透し、貫徹して いるからだ。しかし、自然から投げかけられた大きな問い の意味を考えれば、それは技術的・経済的・政策的な対症 療法に留まるものではなく、本質的な意味でく近代>を乗 り越えることを考えていくことが必要となるはずである。

20 世紀の後半に様々な分野で流行した「脱近代」(ポス トモダン) も、所詮<近代>を補強する思考でしかなかっ たことを私たちは知っている。 <近代>の思考はそれほど までに堅固で強かに根付いている。まず、<近代>の自明 性がもたらすまどろみから覚醒することが第一の関門であ

3 サウンドスケープの問いとは何か

以上のような文脈において、サウンドスケープが問うも のとは何だったのかを考えてみたい。R・マリー・シェー

ファーによって「サウンドスケープ」の考え方が提唱され たのは 1960 年代後半のことである。西洋音楽の音楽家であ ったシェーファーは、西洋音楽概念の拡張という線上から、 次第に環境全体へと関心が拡大し、文明論へと到達する。 楽音と環境音とを峻別することなく、また、音を即物的・ 数量的に捉えるのでなく、意味の場において「個人、ある いは特定の社会がどのように知覚し、理解しているかに強 調点の置かれた音の環境」として捉えるという考え方を提 示した。

音を意味の場において捉えることで、騒音の意味が再発 見された。シェーファーは「騒音公害は人間が音を注意深 く聴かなくなった時に生じる。騒音とは、われわれがない がしろにするようになった音である」(1)と語る。産業 革命と電気革命がもたらした「ローファイなサウンドスケ ープ」は人間が生み出した近代文明(「人新世」)の産物 であり、人間の制御を逸脱した結果、人間にとって有害な、 あるいは不快な「怪物」としてあらわれた。気がつけばか つて私たちが持っていた自然環境や身体感覚との連係性を もった豊饒な音環境や感受性はいつの間にか失われていた。 <近代>の思考はここでも、文明の利便性を優先して騒音 を無意識の領域に追いやったあげく、人間への反作用をも たらした。「サウンドスケープ」という考え方は、<近代 >の思考の枠の中で騒音を含めた音響を工学的に制御・活 用するのではなく、〈近代〉の思考を意識化し、気づきを 与えるような問題提起として誕生したといってよい。

サウンドスケープとは、聴覚という人間の感覚の一部分 に焦点を当てた概念ではない。視覚、聴覚といった諸感覚 の切り分けではなく、身体感覚における共通感覚 sensus communis を踏まえた考え方である(余談だが、この sensus communis というラテン語がのちに common sense=常識の語 源になることは感慨深いものがある)。あるいは、身体の 「ざわめき」を感じるということもかもしれない(若尾裕 氏による)。

この点でサウンドスケープを単に「サウンド」だけに焦 点を当てた捉え方をするならば、それは大きな陥穽に陥る ことになるだろう。シェーファーが提起した「サウンドス ケープ・デザイン」は「サウンド・デザイン」とは異なる。 サウンドスケープ・デザインとは、従来のサウンド・デザ インを超克し、デザインに対する問い直しをも孕んでいる。 <近代>の思考がもたらすデザインとは、空間の合理化に 寄与し、人間が人間を馴致する手段として機能しているが、 サウンドスケープ・デザインは、ボードリヤールに倣って 言えば、人間と世界との象徴交換の回復にこそ寄与しなけ ればならないはずである。それは記号論の戯れではなく、 音の持つ知覚的な物質性がもたらす存在論的な意味での身 体感覚を揺り動かすものである。「サウンドスケープ」と いう考え方の革新性はここに存する。

<近代>の思考を「ロゴス的知性」が司っているとすれ ば、サウンドスケープの思考は全体を丸ごと直観的に把握 する「レンマ的知性」に相応しいものと思える。かつて哲 学者の山内得立が唱え、近年では中沢新一が再び脚光を当 てている「レンマ的知性」は、<近代>の思考に風穴を開 けるものとして、身体感覚を復活させることで人新世の隘 路を切り拓く可能性を持っているかもしれない。

私はミンコフスキーや多木浩二に倣って「生きられる 音」という表現をしたことがある。それは、人間によって 生きられることで意味づけられる音であり、人間の身体感 覚の根底において、その生存と密接に関わり合う音である。 サウンドスケープの問いとは、本質的には<近代>の思考 がもたらす自明性への問いであり、その自明性が覆い隠す 人間と自然との関係性の基盤を問うものであった。そのこ とを今回の新型コロナが思い起こさせてくれたように思う。

4 シン・サウンドスケープへ - 「ファクターX」の彼

さて、ここまで述べてきたく近代>とは、概ね「近代西 洋」のことであった。私たちもまた、明治以降に導入され た近代西洋的な思考に基づく教育を受け、社会・経済・文 化のいずれの面でも多くの影響を受けてきた。そのことの バイアスも考えてみなければならない。私たちの思考の枠 組み自体も、近代西洋的な影響下にあるからである。とは いえ、一方では、日本的な感性においては、サウンドスケ ープの思考に微妙なずれを感じることも少なくない。

思えば、サウンドスケープとは「近代西洋」発祥の概念 であり、いわば「近代西洋の耳」から生まれたものである。 ところが、虫の鳴き声を雑音としてではなく、また尺八の 音色に審美的な音楽性を感じる日本人にとって、この「日 本の耳」をサウンドスケープの思考においてどう考えるか は一つの課題ではないかと思える。新型コロナに喩えれば、 サウンドスケープ論における「ファクターX」とでもいう べき領域があるのではなかろうか。

サウンドスケープを考えるということは、<近代>を問 い、<日本>を問うという二重の問いを意識することが必 要である。これは<近代>の思考を輸入し、接ぎ木したい わゆる「和魂洋才」の文化風土においては、〈近代〉の思 考を相対化し、その呪縛を解くには有利な条件であるかも しれない。サウンドスケープの活動が日本で最も盛んだと いうことは、このことを反映しているように思える。

新型コロナの問いは、<近代>が生み出した様々な思 想・価値・文化への問いであった。サウンドスケープもま たく近代>への問いから始まった。このことの重さを深く 捉え、<近代>を撃つ思考としてのサウンドスケープがさ らに進化=深化し、新たな次元に達するような思考として 展開されていくことを夢見たいと思う。

2020 年に訪れた新型コロナによって引き起された問いの 衝撃を、サウンドスケープの問いに重ね合わせつつ、<近 代>のまどろみから覚醒することは可能だろうか。「邯鄲 の夢」、「胡蝶の夢」(荘子)、「蕉鹿の夢」(列子)など、古 来夢にもいろいろなものがあった。本稿もコロナ禍が生み 出した妄想であるかもしれず、正夢になるのかもしれない。 2020年、オリンピック・イヤーとして<近代>の夢に浮か れていた私たちは、まさに足を掬われたといってよい。

「2020年」とは、<近代>のまどろみからの覚醒の年とし て記憶されることになるであろうか。

註

1) R・マリー・シェーファー『世界の調律』(鳥越けい 子ほか訳) 平凡社 1986

声援のない劇場、ホール

●石橋 幹己

劇場や寄席、ホールが前よりずっと静かになりました。 これまで「賑わい」が魅力であったイベントに人の活気が なくなりました。間隔を開けて列に並び、検温・手指消毒 をした上で、自らチケットをもぎり籠に入れ、マスク着用 で席に座る。すっかり新しい鑑賞様式が定着しつつありま す。飲食の禁止や会話の自粛も仕方ありません。ただ、歌 舞伎の大向こうやブラボーの声が無くなったのは残念です。 客席からの掛け声の大きさは最も即時的な批評であり、作 品を引き立てる効果音だったということに気付かされまし た。一方良かったことは(経営の問題は棚に上げて)客席

を広々と使えることです。収容人数が制限され、友人恋人 同士で着席することは叶いませんが、コンサートホールの 客席がこれほど広かったことに驚きます。コロナが落ち着 き定員が元の通りに戻ったら、ゆったり座れるこの快適さ を少し残念に思うかもしれません。とはいえ、一席間隔に 空けた座席に、喚起のため吹き込む外気の寒々しさたるや。 やはりイベントは大勢が集い、舞台も客席も少し騒がしい くらいが丁度いいのでしょう。その時はきっと「待ってま した」の声も歓迎されるはずです。

カエルにはカエルの感染症があります

●大谷 英児

今年 5 月下旬ごろから暗くなると、我が家の開け放した窓 から二ホンアマガエルの大合唱が聞こえるようになった。 昨年まではなかった現象である。近くから聞こえたので探 索すると、音源は小学校のプールであった。コロナ禍の中、 昨年の水泳授業が中止だったのが原因か。この仲間は英語

で tree frog と呼ばれ、樹上性(森林性)であるため、普段 水辺は必要としないのだが、体外受精のため、繁殖期には 沼や水田に集合する。オスは鳴いてメスを呼ぶ。「求愛 音」と呼ばれたこの鳴き声は近年「広告音」と呼ばれるら しい。マスクもせず大声で交流できてうらやましい限りだ。

大学の音

●潟山 健一

学生のいないキャンパスは廃墟だ。昨春、大学構内を歩 きながら感じたことである。

2020年4月、新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、やむ なく入学式の中止が決定され、続く 7 日の緊急事態宣言発 出を受けて、本学は 1 学期間、前代未聞の「全面オンライ ン授業」を実施することとなった。静まりかえったキャン パスではあったけれど、なんとか大学は機能していた。し かしまるで生気は失われていた。大学に声が無い。聞こえ てくるのは、鳥の囀りと肌寒い春風の吹きつける音、そし て時折通る車の音くらいで、学校の息づかいのようなもの は感じられない。目を閉じると、あたかもそこに学校など 存在していないかのようであった。

人の動きを管理しないチャイムは空虚で、普段より大き く構内に響き亘る。先の見通せない不安に苛まれながら、 予鈴に管理されなくなった大学人が、静まりかえった構内 で緊急対応に追われていた。海外留学中の学生たちにどの ような指示を出すべきか、2月末から悩みに悩んだ。3月に 入ると国際線の運行便数が日ごとに減少して行ったが、外 務省からも文部科学省からも具体的な指示は無い。やはり チケットの手配がつかなくなる前に、全員に対して即時の 帰国命令を出すべきなのか、かたや各国の感染状況には地 域ごとに大きな差があって、感染拡大中の日本に帰国させ る方がむしろリスクが高いとも思われ、3 月上旬まで悩ん だ挙げ句、個別対応を取ることにした。5 カ国 21 校で学ぶ 89 名それぞれの置かれた状況を把握しながらの対応は無論 容易な作業ではなかったが、学生たちを異国の地で路頭に 迷わせる訳にはいかない。手遅れになる前に先手を打って 方針を見定め、それに必要な特例措置を執る学内の制度整 備を行いと、がらんとした春休みの大学で右往左往してい たことを思い出す。

十数年前、学生全員を 4 年のうち 1 年間、英語圏の大学 へ留学させるというプログラムをカリキュラムの中核に据 えた新学科の設置に関わることとなり、2007年に開設、そ して今年で15年目を迎えている。80名から90名の学生全 員を海外協定校30校ほどに分散させて留学させるこの学科 の運営には相当のエネルギーを要した。であればこそ、ち ょうど10年前、記念すべき1期生が満面の笑みを湛えて卒 業するときにつくづく思い知らされた。「学校とは学生た ちが創るものなのだ」ということである。私たち教職員は 容れ物を拵えているに過ぎない。

その学生たちが 4 月になっても構内にいない 2020 年春学 期の大学は、声を失っていた。学生の声が響かない建物の なかに佇む感覚は、大きな塀に囲まれて囚われの身になっ たような気分でもあった。移転して30年余といえば大学の キャンパスとしては比較的新しい方であるし、きれいに整 備もされているのだから「廃墟」は言い過ぎかも知れない。

しかし、まだ肌寒かった春空の下、留学中の学生たちへの 指示の件が一段落した後、今度は夏からの留学を控えて準 備をしている2年生72名にどのような選択肢を設けるべき か頭を悩ませていたあの頃、学生たちの声の響かないキャ ンパスの建物群は、あたかも軍艦島に並ぶコンクリートの 塊のようにこちらを睥睨していた。

サウンドスケープは「聞かれた音」である。多分に聞き 手の主観を孕み得る。時々の気分次第で音の聞こえ方も変 わると言って良い。キャンパスにチャイムが如何ほどの音 量でどの方向へどのように響き渡っているかではなく、そ の音がどのように聞かれたかが問題となる。もちろん、学 生がたくさんいる状態とほとんどいない状況では、サウン ドフィールドにも変化はあるのだろうが、聴取主体の認知 をこそ対象とするサウンドスケープ研究は、音の「聞こえ 方」について語るものでなくてはなるまい。その観点から すれば、学生たちが「いる」か「いない」かで、キャンパ スの音の聞こえ方の差は歴然としている。単に学生たちの 話す声や足音、音楽学科の学生たちの歌声や楽器の音が無 くなっただけではない。果たして、ヒトの音の失われた人 工物だらけの空間に響く環境音は如何なる「場所」を構成 しているのか。そんな思いを巡らすと、カナダの地理学者、 エドワード・レルフ (Edward Relph) がその著『場所の現象 学』 (筑摩書房、1999 年) で語った「没場所性 (placelessness)」という言葉が想起された。

いや、大学という場所は意味を失ってはいない。キャン パスという容れ物を使わずに大学が機能を果たし始めてい るのだ。キャンパスは、学生たちが自らの学び舎として多 かれ少なかれ愛着を抱く場所とはズレた空間になったとい うことなのであろう。これを端的に証しているのが、オン ライン授業の成立である。これは私たちが、大学はキャン パスというコンクリートの人工物で造られた容れ物を必ず しも要しないことを悟った経験であったと同時に、「大学 の音」のイメージを一変させた出来事であった。とりわけ、 教室で一度も授業を受けること無く 1 学期間を終えた新入 生にとっては、Microsoft Teams や Zoom を介した音が唯一 知る「大学の音」であった。

オンライン授業は画期的なことであって多くの可能性を 秘めているものと基本的には肯定的に捉えているけれど、 現状では、学生、教員の双方にかかる負担が過大である。 対面授業とは異なるかたちでの課題作成、そしてその評価

コロナが変えた私的音の風景

●川崎 義博

〔静けさ〕

別の場所?異次元の場所に降り立ったような、不気味な 静けさ。

90 '年以来、東京と関西を新幹線で頻繁に往復し、現在 も月二回往復している。新幹線の中での時間は「移動」と いう音を聞きつつ、無為の時間を過ごす、ある意味、私の 人生にとっては大きな意味をなす、好きな「移動空間、時 間」だ。

には多大な時間と労力を要するし、動画の用意も一苦労で ある。そして何より、個人的に最もストレスを覚えるのは、 学生たちにマイクをミュートにさせた状態で自分だけが話 すという状況である。ノイズ軽減、ハウリング防止といっ た目的でのことであるから致し方ないと理解はしているも のの、終始、何とも不安な心持ちのまま授業を進めること になってしまう。

モニターに学生たちの顔は見えているので、まったく雰 囲気が掴めないという訳ではない。彼女たちには常々、授 業中に反応を示すよう徹底してきたため、頷いたり、笑っ たり、首をかしげたりといった仕草くらいは読み取ること が出来るが、何しろ「気配」を感じ取るのが難しい。ヒト の認知とは相貌的なものなのだとあらためて思い知らされ る。教員が得ている学生たちの反応とは目に見えるものだ けではない。例えば、わかりにくい事柄があったとき、学 生たちが相互に囁き合い、こちらをチラチラ見ながらノー トを確認する声や音も、これに伴って身体の向きを変える 物音などもまるで聞こえてこないし、「先生!」と問いか ける声もほぼない。視覚情報すらモニターに映る小さな画 では限られてしまう上、時には音や画像が途切れてしまう といったトラブルにも見舞われるのだから、不安は増幅す るばかりである。これでは、学生たちが「大学の音」とし て想起するものが、こうした戦々恐々の心持ちで授業を進 める教員の声のみになってしまうのではなどと、また余計 なことを考えてしまう。

三度目の緊急事態宣言発出を受け、本学は 2021 年 4 月 29 日から再び、一部の授業を除いてオンライン授業へ移行 した。学生のいないキャンパスはまるで廃墟だと、また今 もその思いを反芻している。もっと学生たちのために、そ して教員のためにも用意しておけることはなかったのかと、 ときに憤懣やるかたなかったり、いや、みんなそれぞれ精 一杯やってきたのだと自分を納得させようとしたりの春が 今年もまた繰り返されている。学び舎について、レルフの 言う「根なし (rootless)」の感覚を学生たちが覚えないよう 念じたい。

昨年3月の非常事態宣言以来この時間、空間が大きく変化 した。昨年3月いつものように、新幹線に乗ろうと新横浜 に向かうと、在来線は人がまばらであった。やはり他府県 への移動はひかえる自粛要請が効いているのであろう。そ して、新幹線のホームには、人はほとんどいなく、売店も 閉まっている。新幹線が到着し、乗り込み席に着くと、私 の車両はなんと私一人であった。いつもなら、観光客、ビ

ジネス客で席は埋まっているのだが。なんだか、奇妙な感 じとともに、駅弁を食べ始めたが、なんだか不思議な感じ。 味があまり感じられない。いつもは気にしていなかった、 他人の存在が無いということが、空間にこれほど変化をも たらせるのか?それとも私の感覚が変になったのかもしれ ない?静かだ。聞こえるのは、いつもの走行音、そして時 折入るアナウンスは、他に聞く人もいない無人の空間への 呼びかけに変わっている。なんであろう、この奇異な空間 の変化は?時折聞こえる、他の客の話し声、笑い声。弁当 を食べる音、ビールのプリング音。車内販売の売り子の声 さえ聞こえない。例えが悪いが、死出の旅路?のような、 妙な静けさ。押し込められた空気感。好きであった、「空 間時間」は気味が悪い予感が漂う妙な空間になっていた。 そして、京都駅に到着。ホームから降り立つと、いつもは 観光客で賑わう空間には、人がいない。お土産物屋も閉ま っていた。最終便で降り立つこともあるが、それでも人が いて、忙しく歩く音、話し声、自動改札の音が響いている。 しかし、今回はそれら聞こえていた音が全て消えている。 ガランとした大きな空間が妙に大きく見える。歩き出すと、 自分の足音、キャスターのキュルキュルいう音が響く。い つもは聞くこともなかった自らの音が、空間に響いている。 これが現実であろうか?まるで映画で見る世紀末のようだ、 カミュのペストの一節が蘇る。暗闇に響く足音。ここまで、 足音が意味を深く持った経験はなかった。足音がなんだか 得体の知れない恐怖を伴う音に変わっていた。

[にぎわいと騒がしさ]

私のアトリエは浦賀の小さな漁港に面しており、いつもは、 波音と漁船のエンジン音が響く場所である。道から外れて おり、人の声はほとんどなく、漁船が漁に出てしまえば、 聞こえるのは、波音とトンビの鳴き声であろうか。その漁 港も、夏7月末には、神社の祭りがあり、神輿十数基が集 まり、海に入るので、浜は賑わう。その祭のため、7月に 入ると、夜6時から8時ごろまで各地区の会所でお囃子の 練習が始まる。夜、縁側で涼んでいると、練習の太鼓の音 が水面に反射して響き、静けさを際立てる。学生たちと庭 の炉端で火を囲み和んでいると、波音とともに太鼓の音が 聞こえ、なんとも言えない風情のある飲み会になる。「あ あ、夏が来たなあ?」と思い。いつもその音空間に浸りこむ。 ところが、昨年は自粛で祭りは取りやめになり、太鼓の練 習の音は聞こえなかった。神社の人に聞くと、百数十年続 いているが、初めての事だという。なんだか、波音だけが 響く寂しい夏だと感じていた。ところが、土目になるとそ うではない、五月の連休の頃から砂浜やアトリエの前の磯 で遊ぶ親子連れの声が頻繁に聞こえるようになり。夏にな ると、ほぼ毎日聞こえるようになった。まあ、微笑ましく て良いかなと、いうのではなく、家の前を頻りに人が通り 抜け、大きな話し声がする。夜になり、親子連れがいなく なり、ホッとすると、今度は表の周回道路からツーリング バイクや車の音が遅くまで響く。夜は本当に静かな場所だ けに、バイクの音はかなり大きく響く。結局、繁華街へ出 向くのを控えた代わりに、海辺へ人が来るようになり、静 かだった小さな漁港も穴場として人に知られ、賑やかとい うか、騒がしい場所に変わってしまった。浜辺のゴミも増 えた。まあ、皆さん外で伸び伸びしたいと気持ちはわかる

が。しばらくはこの状態が続くのであろうか?我がアトリ エの夏の音風景はいつ戻るのであろうか?波音と水面に響 く太鼓の音を静けさの中で聞く日は戻ってくるのであろう カンク

「静けさ」の考

新幹線から降り立った京都駅構内。いつもなら世界各国か らの観光客でにぎわい、様々な国の言葉が飛び交っている。 また、修学旅行生が列を成し、ワイワイガヤガヤ、先生の 注意を受けている。その構内が駅員数人しかいなくて、が らんとして、静けさに満ちている。コロナの非常事態宣言 下の京都駅。歩き出した足音が広いコンコースに響く。

「静けさ」「静寂」この音風景や音の環境、状況を表す言 葉は、日本においてはポジティブ、つまり肯定的な言葉と して、良いこととして捉えられていることが多い。否定的 ではなく、むしろそこに美意識すら見出す伝統がある。静 かな日本庭園、静寂な茶室。深山。そこに、「侘び、寂 び」と言った言葉も結び付けられることがある。

「音のことのは」という本によれば、静けさと関連した言 葉がいくつかある。「しじま」とは、静寂があり、静寂の 中に「しみま」が充ちて「しじま」の緊張があった。それ は「神が物を言わなかった有様」平安時代には、黙して物 を言わない「しじま遊び」があったとある。また、「かご やか」とは山や森に囲まれ「ひっそり」として静もる空間 を言い、その「閑寂」な感じを「かごやか」というらしい。 「しめやか」とはひっそりしっとりと静かな感じをいうら しい。「しめやかな夕つ方」とは、ひそやかに、しずやか に水を打ったような夕方。他にも「寂寂」とは、一切のも のが動きを止め、音のない様を言い。「沈沈」(しんし ん)とは、静かに雪が降り積もっていく音である。どの言 葉も、意味に充ち、優雅さと言っても良い、美意識の元に あるのではないだろうか?

「静けさ」を楽しむことは現代でもある。先の日本庭園で は、ししおどしや水琴窟が創り出す静けさ、静寂。それだ けでなく、歌にあるように「静かな湖畔」「静かな森」そ こに響く鳥の声。つまり、音があることにより、造られる 静けさの空間を愛でる感性。「静けさを聞きに行きません か?」とは、JR 東日本のポスターのキャッチコピーでもあ

では、英語においてはどうであろうか?「静けさ」を辞 書で引くと下記の言葉が出てくる。 silence , quiet, serenity, calm, stillness, hush, repose, peacefulness など それぞれの意味が多少は違うが、「静けさ」とは、音 が無い=no sound、もしくは音の少ない環境状態だけでなく、 「安らぎ」や「穏やか」「平和的」と言った精神状態や状 況も含まれる。

これら、肯定的な、良い意味での「静けさ」の中で育った 私にとっては、学生の頃読んだカミュの小説「ペスト」の 静かで、誰もいない城に響く足音の怖さ、つまり「静けさ が押し寄せる恐怖につながる」とは想像の言葉でしかなか った。

ある時、教えていた留学生に「Silence」とは何?と単刀 直入に聞いたことがあった、私の頭には、日本の美意識に ある「静けさ」「静寂」という概念があった。

しかし、留学生から帰ってきた言葉は、意外なものであっ た。ドイツからの学生は、「子供の頃におじいさんに連れ て行かれた、黒い森。音はなく、怖かった」と語り、中国 の北京の北から来た学生は、「荒涼とした大地。砂漠に近 い。何も住んでいない、荒れ果てている」と。予想しない 答えが帰ってきた。私自身、砂漠の中で音を収録したこと があるが、その時砂丘の狭間で音の無い状態は体験したが、 それは怖くなく。むしろ視覚的にすぐそばのオアシスが見 えなくなり、方向を失った怖さの方が先だった。

ところが、東日本大震災で避難を余儀なくされた町、現在 のコロナの非常事態宣言下の町では、今までに体験したこ とのない「静けさ」の存在があった。

東北の震災後の調査で、福島を訪れた時である。福島原発 事故の避難で人がいなくて静かな町、うら寂れていて静か な町。この町の空間を体験した。一部除去作業が行われて いるが、ある区域に入った時、そこには本来住む人がいる べきところに人がいない状態があった。家々は整然と並び、 荒れてはいないが、人がいない。先ほどまで人がいて、急 に人が消えた町。なんだか奇妙で、奇異とも言える感覚に 囚われる。しかし、そこには放射能という見えないものに 対する恐怖があった。静かだ。人がいない。この静けさは なんであろう。ガイガーカウンターのスイッチを入れると、

警告音が静けさの中響いた。また、飯館村の牧場に行った 時、牛舎の扉が風で、バタンバタンとなっていた。しかし、 そこには人はいなく、牛もいない。静けさに満ちた牧場。 時折響く木の扉の音。きっと原発の事故前は、牛の鳴き声、 作業の音や呼びかける声など様々な音に満ちていたのであ ろう。その音が今はない。静けさが支配している。空虚だ。 「無念さが残る空虚さ。静けさ」。初めての体験であった。 そして、今回のコロナの状況下で、体験した「静けさ」。 やはり、コロナという見えないものへの死の恐怖。疫病に 支配された空間。「静けさ=恐怖」それがあるのだろう か?

これらの体験を通じて、「静けさ」という言葉のネガテ ィブな、否定的な状況の意味が生じてきた。いや、本来あ った意味なのであるが、それが姿を現し、体験となり、生 きた言葉になった。そして、ようやくカミュのペストの中 の一節がリアリティとなり、理解できた。

現在、これらの静けさの反動であろうか、賑やかなことが 好きな日本人は、今や「静けさ」を求めるより、「賑やか さ、音があること」を求めて、行動している。

静けさの中に聞こえてきた、咳き込む音。そしてまた訪れ てくる「静けさ」「静寂」あまり好ましくない、音の状況 かもしれない。

コロナ禍で「聴こえ」てきたこと

●小林 田鶴子

コロナ感染拡大による緊急事態宣言で、繁華街の様子は 一変した。

阪急梅田駅の改札口を出てから、阪急百貨店に行く通路 の店は全部閉店していて、まるで元旦の休みのよう。少な い通行人の足音が良く聞こえてきた。

また、無観客で行われた相撲などは、いつもは聞こえない 行事の声などもはっきり聞き取れた。

人が少なくなり、全体の音量レベルが少なくなったこと により、日ごろ聞こえなかった音を聴くことができたのは、 「コロナのお蔭」かもしれない。

意外と変わらなかった音環境

●佐藤 宏

コロナ禍に関連した、私の身の回りでの、サウンドスケー プの変化というと、昨年秋の、川越まつりの中止など、定 例イベントの中止で、市の中心部での、イベント由来の賑 わいが無くなった事が、まず挙げられます。また、近所に ある東京国際大学も、キャンパス内での講義が、無くなっ たか、激減したようで、登下校時間帯で、学生達の話声を 聞く機会は、大幅に減りました。ただ今年度になってから は、キャンパスに出入りする学生が増え、一時は皆無にな った、学生同士の話し声が、最近は元に戻りつつあるよう です。逆に、音環境があまり変わらなかったのが、私が東 京へ出る時に利用する、東武東上線の車内です。

コロナ禍以来、リモートワークが増えたのか? 仕事を 失った人が増えたのか? 車内の混雑が激減し、以前なら、 夕方から終電までの下り乗車では、始発駅で、一本後の電 車を待つ行列に、早目に並ばなければ、電車の座席に座れ

なかったのが、そんな時間帯は、ごく限られるようになり ました。けれど、車内の(人由来の)騒音が減ったという 印象はありません。

もともとこの路線は、特に平日は、電車の中でおしゃべり する人が少なく、近年は、ひたすらスマートフォンを見て いる人が多い(私も車内ではメールのチェックや、本を読 んだりして過ごします)ので、電車に乗る人が減っても、 人由来の騒音が、あまり変わらないのではないかと思いま す。自宅周辺の、商店街やスーパーマーケットについては、 コロナ禍で一時、営業時間短縮などがあったものの、人の 往来について、記憶に残るような変化はなく、音環境、音 風景が変わったといういう印象は、今の所、ありません。

音環境に変化を起こすまでには至ってないようですが、 ここ 1~2年、特に最近1年で、Uber Eats のバックを背負

「あわひ」/メディアとしてのサウンドスケープ

● 田中直子

コロナ禍が社会に及ぼした影響は測り知れないが、今一度 立ち止まって考えたい重要な視点として、身体性への着目、 ウチとソト・内なる自己の捉え直し、自然・環境との関係 性の見直しが提起されたように思う。これらの問題は、図 らずも<サウンドスケープ>についても深く考え直すこと につながった。

◆身体性への着目

「今回久しぶりに参加して、オンライン授業やネットを 介したやり取りの影響で、近い音や画面にばかりに注目す るようになってしまい、コロナ以前より感覚が狭まってい たことに改めて気づいた」――これは、都内の公園におい て毎月行っている、<サウンドスケープ>を切り口とした 感性ワークショップ「三宝寺池 sense of wonder さんぽ」の 参加者(大学生)による指摘。彼女はまた、オンライン授 業が始まった当初、「先生の<気配>が消えてしまって、 すごく違和感がある」とも話していた。

空間を共有し、肌も含めて共感覚的に対話することが、 いかに自然で大事なことか・・・言葉や環境情報としての 中心的意味だけではなく、その周縁の明確な意味をもたな いモノ・コト、いわゆるその場に漂う<気配>や<雰囲気 >が背負っている「何か」が実は大きな意味を持っている ことが改めて浮き彫りにされたのである。

さらに、オンライン・コミュニケーションには「<余白 >がない」とも。「今まで授業中も教室の窓を開けている と風がふわっと吹いてくるのを感じたり、イチョウが色づ いてきたな、と秋の深まりを感じたりしながらだったのに、 オンライン授業だと常に画面とスピーカからの音にのみ神 経を集中せざるを得なくなってしまった」という。これは、 オンライン授業やリモートワークがとても疲れる、という ことのひとつの要因でもあるだろう。

リアルなコミュニケーションにおける<間>の価値が、 コロナ禍によって照射されたことになる。

これまで、<サウンドスケープ>概念のひとつの特徴と して、実在音だけでなく、記憶の音やイメージとしての音 などの非実在音も含めて統合的に捉える「包括性」を挙げ、 肌(皮膚)や脊中で感じられる<気配>や<雰囲気>も、 聴覚では捉えられない・聞こえない音の世界として、また、 単なる空白や間隔ではなく物事をつなぐく間>というもの も、<サウンドスケープ>に含まれるのではないか、と考 えてきた。それが、コロナ禍中でサウンドスケープ・ワー クショップを重ねていくうちに、日常的には狭まった感覚 を強いられている参加者が心身を解き放ち、肌や背中・足 の裏など全身で、<気配>や言葉にできない「何か」を感 受しながら、豊かにイメージや物語を紡いでいく様を目の 当たりにして、<サウンドスケープ>は<気配><雰囲気 ><間>も含む、ということについて、現在では確信に至

っている。

注目したいのは、これらく気配><雰囲気><間>が、 言語化・データ化しにくい極めて曖昧・不確かなもので、 「身体性」に依拠するという点。そして、この身体性こそ、 視覚優位の西欧近代合理主義的観点から、言語や情報化と いった分節的な知の領域の背後に追いやられてしまってい る、生物としての人間の根本的な在り方を問う鍵、人と 人・モノ・コト、環境・世界との深いつながりを再構築し、 閉塞する現代の状況を打開する重要な鍵として、その回復 が求められているものではないだろうか。

<サウンドスケープ>は、近くから遠くまで、聞こえな い音も含みながら鳴り響く音世界により、からだ全体で 「包まれた」感覚をもたらすものでもあり、その感受体験 はまさに身体性の回復に寄与すると考えられる。

◆ウチとソト、内なる自己の捉え直し

コロナ禍の状況では、ウイルスは自己の外側に存在する もので、それらの侵入をいかに防いで自己を守るか、とい うのが一般的な通念だろう。だが、興味深いのは、人間は 健康体であっても少なくとも 39 種類のウイルスに感染して いて、中には一定の役割も担っているものもあること、そ して、"自分の"細胞でできていると考えられていた人体 も、実は細菌や菌類、最も多くウイルスが同居する生物集 団であって、ヒトゲノム(人間の遺伝情報)の45%が、 「ウイルス」や「ウイルスのようなもの」で構成されてい る、という研究結果。

ウイルスは、「自己」の外側のみならず、内側にも意識 を向かわせた。しかも、その「自己」というものが固定的 ではなく極めて多様且つ不確かなものであることが、メタ ファーではなく明らかとなったのである。

<サウンドスケープ>も、きき手の周囲に拡がる音風景 であり、記憶やイメージを伴う内なる音風景でもある。そ して、<サウンドスケープ>に向き合うことは、それを感 受する自己をとらえ直す契機ともなる。

前述の感性ワークショップ「三宝寺池 sense of wonder さ んぽ」では、普段、環境認知の多くを依存している視覚を 一時的に遮断して<サウンドスケープ>を感受するのだが、 その過程で、視覚の陰で眠っていた様々な感性が多様に呼 び醒まされていく。「sense of wonder (神秘さや不思議さに 目を見はる感性)」とは、1960年代にいち早く環境問題を 告発した海洋生物学者 Rachel Carson による最期のメッセー ジだが、<サウンドスケープ>に向き合う時には「sense of wonder」から、自分自身の感性自体の不思議さに驚き感動 するという、まさに「wonder of sense」が立ち現れるのであ

◆自然・環境との関係性の見直し

コロナ禍によって、自然や環境への社会的関心が一層高

まっているが、今後の with コロナ社会で最も重要・不可欠 なのは、人智を超えた存在である自然への畏敬の念ではな いだろうか。ウイルスも含めた無数の未知のものたちが複 雑且つ有機的な相互関係性で成り立っている自然において は、局所的・要素的に対峙し、克服・コントロールするべ クトルだけでは、もはや人間社会自体も持続不可能だろう。

生物学という自然科学の領域においても、要素主義的な 機械論的生命観を越え、要素と要素の間で起こっている相 互作用・関係性を総合的に捉える方向に向かっている。

山川草木・森羅万象に八百万神を崇め、仏の声を聴き、 自然との一体化・同体化の心性を基本とする日本的自然観 は、「人新生」や「ホモ・デウス」が取り沙汰されるこの 時代だからこそ、自然・環境との関係性を見直す道標とし て少なからず意義をもつと思われる。

三宝寺池での<サウンドスケープ>の感受でも、持続的 な虫の音と挿入される鳥の声、そよぐ風や水面の波紋、そ こに反射した光が樹々の葉や幹に映る煌めきなど、豊かな 「ゆらぎ」に満ちた環境に身を浸し共振する体験から、

「自分と外を分け隔てている皮膚が融けて、風景のなかに 溶けて行ってしまいそう…」「今包まれている風景に、自 分が消え入るようだった」「世界を味わうということは受 動的なようでいて、自分がまた世界の中へ溶け込んでいく 能動性もあるということ」といった、自己と環境との境界 がなくなり一体となった感覚がとても多く語られる。

それは、ウチとソトが交感する「あわい」の実感でもあ

「あわい」/メディアとしての<サウンドスケープ>

「あわい」という古語は、単なるあいだではなく、二つ のものが両方から出合いながら、重なったり交わったり、 あるいは背いたり逆らったりしながら、明確に分節化でき ない曖昧な状態や関係を表す。また異なる世界を出会わせ る媒介という意があるという。

ウチとソト、自と他、光と陰、彼岸と此岸、異界と現実、 生と死、存在と無という、対極的とも思われる二つの世界 の出会いを誘う「あわい」・・・・・くサウンドスケープ>も、 地域や文化・個人史等多様なコンテクストにおいて、「今 ここ」だけではない多層的な世界を引き合わせる「あわ ひ」であり、多彩な気づきや発見をもたらす触発的な「メ ディア」と位置付けられないだろうか。

ワークショップ参加者のなかには、こんな感想を寄せて 下さった方も一

「水面に氷がうっすら張る寒い朝、凛とした冷たそうに見 える空気ですが、

生き物を育む土に包まれ守られているような安心感の中で、 自然の中に存在しているであろう己の儚さを感じた瞬間が ありました。

生かされている意味を模索したひとときでした」

<サウンドスケープ>の扉を開け、

「感性の"触糸"を張り巡らせる」(ワークショップ参加 者によるコメント 以下同)、環境をからだ全体で「聴き に行っている」、「発見を求めて神経・感覚の触手が緊張 感をまといながら伸びる」といった多様な「ききかた」を 引き出しながら、

形やモノには固定されないもの、偶々訪れ、移ろい、ゆら ぐもの、明確には分節化できない曖昧なものの、そしてあ わいの「感受」、

異相の世界、自身の感覚の変化、新たな感覚の「発見」、 記憶の底から湧き上がるもの・イメージ、原初体験、新た な物語の「想起」

へと誘う、終わりなき旅を今後とも続けていきたい。

鉄道になる声―コロナ禍における子どものサウンドスケープ

●辻本 香子

休日のバスや電車に乗ると、車両一番前の座席に幼児が陣 取ってよく見える位置をキープしている。それは、一昨年 までの日本ではありふれた風景だった。鉄道に強い関心を 抱き、時には発車メロディや走行音を録音して収集するな どの趣味をもつ「鉄道マニア」として着目されるのは大人 たちだが、彼ら/彼女らはマニアである前に「鉄道好きの 子ども」だった時期をもつことが大半である。私はこれま で、サウンドスケープ的な考察の対象として鉄道の発車音 に関心を持ってきたが、子どもと暮らすようになって、人 間が物心つく前から鉄道に関心を持ち、鉄道の知識を吸収 しながら年齢を重ねていく様子を知ることになった。

新型コロナウイルスによる公衆衛生への影響が報じられ 始めたとき、長男は四歳になったばかりだった。不安定な がら大学で研究と教育を続けていた私は、それまで、集中 講義や学会にも必要であれば子どもたちを連れていく生活 をしていた。都市部に住んでいて自家用車は所有しておら ず、移動手段は鉄道が主である。自宅は駅の近くにあり、 集合住宅のエントランスを出ると、最寄り駅に入線してく る列車が見える。自分の名前よりも先に新幹線の名前を言 えるようになった長男は、電車を見ることと乗ることを当 たり前のようにして育ってきた。

2020 年3月、休日もそれまでのように電車に乗れなくな り、代わりに近所の公園に通うようになった。そして緊急 事態宣言が出たことで(保育所が登園自粛要請を出したた め、私の生活も今までになく大変だったのだがそれは措 く)、公園で遊ぶことも難しくなった。禁止はされていな かったが、「公園で子どもが集まって遊んでいてうるさ い」という内容で近隣住民が通報し始めた、という噂が流 れたのである。運動不足を解消するために、19 時前後に暗 い公園に行き、少しだけ歩かせて帰宅する生活が続いた。

そんな中で私たちが見つけたのは、電動自転車で20分ほ ど走ったところにある河川敷だった。川それ自体にはさほ ど関心があるわけではない。川を渡る橋の上を、長男の大 好きな鉄道が走っている。遊具も何もないので人も少なく、 頻繁に往来する車両をずっと眺めることができる。暑い日 も小雨の日も夕方から川に向かい、「ガタンゴトン」とい うオノマトペでは表しきれない音が高架下に鳴り響く中で、 私にとっては「リモートワークができる非常勤講師という 職種なので乗ることを免除されている」、長男にとっては 「乗せてもらえない」電車を眺める日々が続いた。列車を 乗せる枕木の音は轟音で、長男はそれに合わせながら走行 音を口真似で叫び、自分が電車になったように走り回る。 そしてそれを自宅に帰ってからも続けるようになった。狭 い家の中で、河川敷にいるときと同じように子音を強調し ながら電車の走行音を唱えてぐるぐると歩き回る。声によ って、自分の身体を車両に見立てるように。

もしそのときの私に余裕があれば、大好きな鉄道の音を 不自由な生活の中でなんとか再現しようとしている、四歳

なりの適応だ、と思えただろう。しかし我が家にはさらに 一歳児もいたため、日中の育児と家事、深夜のオンライン 授業対応で疲れ果てた私にとって、それは不快な奇声でし かなく、ずいぶんと叱りつけてしまったような記憶がある。 2020年6月から保育園が受け入れを再開したことで、河 川敷に日参する生活は終わりを迎えた。同時に四歳半にな った長男は、鉄道への思いを自分なりに紙の上に表現する ことにしたらしく、声で電車に「なる」ことは減っていっ

コロナ禍は終わらず、子どもたちを取り巻く状況の変化 が個々の発達に与える影響が明らかになるのは随分先のこ とだろう。周りの大人がマスクをしているのが当たり前の 状態で物心がついた一歳の子どものほうは、おそらく人間 の口の動きと耳の連関を兄と同じようにはとらえておらず、 声の認識があいまいな部分があるように思えてならない。 現在のところ私にとっては、河川敷から見上げる列車が通 過する轟音、そしてそれを真似る長男の声が重なり合って、 2020年春を想起させる音として記憶されている。

コロナ世界の音の眺め

●長尾 義人

強力な感染率と重症化を伴う「COVID-19」は、私たちの日 常生活に大きな影響を及ぼすことになりました。それは 人々の声の音環境を大きく変化させました。まさにマスキ ングされた声の環境を生み出しているように感じます。一 方で、ステイホームによって生活音が集合住宅の中で再考 させることにもなってきています。

高橋敏著『江戸のコレラ騒動』 (角川文庫、2020) によれ ば、安政五年(1858)幕末の江戸を襲った「コレラ」は、 今と同様に江戸の町を震撼させました。わずか 1 日~3 日 で命が奪われるコレラの流行は、当時の人々にとって身近 に迫る脅威であったとようです。様々な対策が講じられま すが、高橋氏は最後の章で人々がそこから逃れるすべとし て「祝祭」へと向って行ったと述べています。それを具体 化したのが「ええじゃないか」の騒音と踊りでした。神仏 への祈念の騒音によって救済を求めたのでしょう。

翻って令和の世界では、祝祭的場は、密を避けるために 閉ざされ、さらに劇場、ホール、映画館、寄席までも自粛 を勧告するような現状は、音(声)への異常な警戒心を募 らせることになります。それは、先にも触れた日常の音環 境への過剰な反応を促すことになります。それと同時に、 戸外の騒音への苛立をも誘引することになりつつあります。 このような状況の中で、感染症対策に対する音への試みも 行われています。

以下に幾つかあげてみましょう。

★「コロナ感染を音で検出、クラウドにAI組み込み 伊 企業が開発」 (Accessed. 2021/3/26)

ワールド 2021 年 月 24 https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-neosperienceidJPKBN2BF22W

★「新型コロナを音で検知、デジタル聴診がもたらす「気 付き」とは」大崩 貴之 日経クロステック/日経デジタル ヘルス (Accessed. 2021/5/28) 2021 年 5 月 27 日: https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/05613/index.ht ml?ST=ch digitalhealth

また、コロナの医療現場での「音」の生々しい状況につい

★「生と死の音~新型コロナ専用 ICU の記録~」(日テレ NEWS24) (Accessed. 2021/4/2) 2020 年 4 月 2 日: https://www.news24.jp/articles/2021/04/02/10849597.html

『生と死の音~新型コロナ専用 ICU、4 日間の記録~』 2021年1月放送、日本テレビの制作。

さらに、日常生活での「音」に関わる問題点についてのサ イトがありました。

★『コロナ禍に視覚障害者も困惑 開けっ放しのドア、開 閉音なく分からない…「ほんの数分助けて」』(Accessed. 2020/12/2)

2020年12月1日: https://www.tokyo-np.co.jp/article/71549 私たちが密閉を避けるための開放された自動ドアの音が、 視覚障碍者の方々にとっては大きな意味を持っていたとい うことに気づかされました。耳の不自由な障碍者の方々は、 マスクで相手の口の動きが読めないという問題も指摘され てきていましたが、この音の問題は、もっと取り上げられ てよい問題だと考えています。

その他、このような窮屈で不安な中で、「音」によるイ ヴェントも行われていたようです。旧聞に属しますが・・・

★AXIS Web Magazine

『音によるコロナ禍の記憶を未来に残す。/Yuri Suzuki が アート作品「Sound of the Earth: The Pandemic Chapter」』

2020 月 20 https://www.axismag.jp/posts/2020/06/226743.html (Accessed. 2021/3/5)

★「コロナ禍で生まれた「音」による空間体験拡張」 (Accessed. 2020/9/23) 2020 年 9 月 23 日 : https://www.nomlab.jp/jp/nomlog/detail/65

おそらく探せば、この困窮した感染症蔓延生活を乗り越 えようとする「声」は、様々なジャンルから聴こえてきま す。聴くことの様相が今まで気に留めなかった音への「気 づき」の世界を拡げていくことに繋がっているのかもしれ ません。

コロナ・先斗町・病院

●平松 幸三

1 先斗町

京都・先斗町に半世紀前から通っている、こぢんまりとし た小料理屋Mは、「お晩菜」を鉢に並べてカウンターに並 べている店である。二階に二間ある座敷の一つは先斗町の 通りに面している。以前、初夏になると、二階に上がって、 通りの音を肴にして飲んだものだった。もう40年ほど前 になろうか。冷房が入るほどに暑い時期は、室外機の音が 興醒めでおもしろくない。ゴールデンウィークを過ぎたこ ろの夕方、開店直後はまだ明るいし、他に客も少ない。二 階に上がって窓を開けると、下の往還は見えず、音が聞こ えるだけである。往時は、まず人通りが少なかった。花街 だから、用事のない人がやたら通るところではなかったの だ。人通りは、どちらかというとまばらな陰影の空間だっ

聞こえる音は、通る人たちの声と足音。まだ、板前が高 下駄を履いていたころだった。早い時間だ、なにかの用事 で表を歩くのだろう、カランコロンと鳴らしたものだ。三 味線の音が遠音に聞こえ、「姐さん、おおきに」という芸 妓の声。ときに注文の品を届ける自転車のブレーキ音。 「〇〇です。もって上がりました。おおきに」「へえ、お おきに」など、初夏の京都・先斗町で飲んでいる、という 気分を満喫したものだった。音がおもしろかったのは、だ

いたい6時までだった。あとは、通る人の足音と声だけ。

そういう飲み方ができなくなった、というよりしたくな くなった。近年の観光客の激増のためである。先斗町は、 陰の空間から煌々と明かりの照る陽の空間に変ったのだ。 ラスベガスとは言わないけれど、陽光降り注ぐカリフォル ニアのイメージ。いつ行っても、祭のようにごったがえし、 一見の客目当てならまだしも、インバウンドを目当てにし た横文字和食店の増えたことからわかるように、先斗町が テーマパーク化してしまったのだ。私はMの二階に上がっ て音を肴に飲む意欲を失った。

ところが2020年春のコロナ自粛のために、先斗町も ご多分にもれずほとんどの店が休業した。まったく人の通 らない道になってしまったのだ。ある夜、自転車で行って みたら、なんと夜の8時に先斗町を自転車で走りぬけるこ とができたのだ。ありえない!休業しているMの近くで自 転車を停めて音に耳をすますと、自粛の呼びかけに応じず 営業しているスナックが、控えめにカラオケをならしてい て、それがかすかに聞こえた。あとは、エアコンの音。夏 だった。

2021年、連休明けには人通りも少なかろうから、も しかしてMの二階で往時の飲み方ができるかも、と期待し たが、甘かった。まだまだ店が開かないのである。灯が消 えて、人の通らぬ先斗町は寂しく、そして静か。哀しみが 霧のように覆う。

そういう飲み方ができなくなった、というよりしたくな くなった。近年の観光客の激増のためである。先斗町は、 陰の空間から煌々と明かりの照る空間に変ったのだ。ラス ベガスとは言わないけれど、陽光降り注ぐカリフォルニア のイメージ。いつ行っても、さっさと歩けないほど祭りの ようにごったがえし、一見の客目当てならまだしも、外国 からの客を目当てにした横文字の和食の店の増えたことか らわかるように、先斗町がテーマパーク化してしまったの だ。私はMの二階に上がって音を肴に飲む意欲を失った。

ところが2020年春のコロナ自粛のために、先斗町も ご多分にもれずほとんどの店が休業した。まったく人の通 らない道になってしまったのだ。ある夜、自転車で行って みたら、なんと夜の8時に先斗町を自転車で走りぬけるこ とができたのだ。ありえない!休業しているMの近くで自 転車を停めて音に耳をすますと、自粛の呼びかけに応じず 営業しているスナックが、控えめにカラオケをならしてい て、それがかすかに聞こえた。あとは、エアコンの音。夏 だった。

2021年、連休明けには人通りも少なかろうから、も しかしてMの二階で往時の飲み方ができるかも、と期待し たが、甘かった。まだまだ店が開かないのである。灯が消 えて、人の通らぬ先斗町は寂しく、そして静か。哀しみが 霧のように覆う。

2 病院の音

夏目漱石に「変な音」という小品(1911年)がある。 團伊玖磨編の『日本の名随筆25 音』(作品社、1984) で読んだ。彼が胃潰瘍で入院したときに病室で聞こえる音 について書いたものだ。当時の病院では隣室の音がよく聞 こえたようだ。隣から「山葵卸しで大根かなにかをごそご そと擦っている」音が聞こえる。病室に台所はなく、賄い は離れている。何のために大根なんかを擦る必要があるの か、不思議に思いつつ、見当がつかないでいた。やがて漱 石は回復して退院し、3か月後に再び同じ病院に入った。

しばらくして洗い場で言葉を交わすようになった看護婦が、 前回の隣室を受け持っていた女性だった。あるとき彼女が、 思い切って尋ねるには、漱石の病室から毎朝変な音がして、 その患者がしきりに「なんの音だろう」と知りたがってい た、その患者の想像では、「隣の病人は快方に向かってい るので、毎朝運動をする、その機械の音に違いない、うら やましい」というのである。実際は、漱石が毎朝髭そりに 使うカミソリを研ぐ自働革砥(かわと)機の音だった。一 方、漱石も大根を卸すような音のことを尋ねると、あれは 胡瓜を卸していた、という。足がほてるので、胡瓜の汁で 冷やしてほしい、と言われて、そうしていたのだ、と。そ の患者は、直腸がんを患っていて日をおかず亡くなった。 胡瓜を擦る音で他人を焦らせて死んだ男と、革砥機の音で うらやましがらせてよくなった人とを対比させて漱石は作 品を結んでいる。

こんな作品を思い出したのは、思いがけず PCR 検査で陽 性になり、生まれて初めて入院したからだ。たいした症状 でもなく、検査するかどうかぎりぎりのところだったが、 念のため、と医師が実施する手配をしてくれた。翌朝「え っ?!」という感じで、通告を受けた。そこからはテキパ キと入院の手続きが進められ、1週間隔離された。個室が 7室並んだ病棟に4,5名の患者が入っていた。軽症者の 病棟だから、入れ替わりは早い。

病室は、今の時代漱石のころよりは遮音がきいているか ら、窓を開けると街の音は入ってきても、ほとんど中の音 が聞こえないのだが、とは言え、上等のホテルほどの遮音 性はなし、大きな音を立てると隣に聞こえはする。私の退 院3日前に隣室に入った人は、ときどきよほど呼吸が困難 らしく、聞いていて気の毒なほどの咳と喘鳴が響いていた。 もしかしたら、喘息持ちで発作が起こるのかもしれない。 廊下で見かけたところ若い体格のよい男性だった。漱石の ように「変な音」ではないのだが、逆にはっきりとその人 の苦しむ姿が想像できて、聞いていて辛かった。縁起でも ないことを言うようだが、もしかしたら重症化して、人工 呼吸器の世話にならねばならない、とも限らないような苦 しみ方だった。

コロナの時代、それに感染しなければ聞けないだろう音 だ。そして病院というところは、出ていくとき、当たり前 だけれど生きているとは限らない、と実感させられたので あった。自分の命の歯車もひとつ廻った気がする。

Stay Homeとアルトサックス

●船場 ひさお

1 回目の緊急事態宣言の時は、自宅マンション周辺を離 れることなく過ごした。この間に体験した新しいサウンド スケープに、夕方になると上の方の階から聞こえてくるア ルトサックスの音がある。おそらく在宅勤務で時間を持て 余して、若い頃に吹いていたのを思い出して練習し始めた のであろう。決して上手ではないけれど、なかなか味のあ る音色で、音階練習をしている。

ある日、音の出どころを確かめようと外階段をのぼって 探検してみた。結構な音量で聞こえてくるので、1つ上の 階かと思いきや、2つ上の我が家の真上の部屋が音源だっ た。私は1つ上と3つ上の階の人はよく知っているけれど、 なぜか 2 つ上の階の人だけはほとんど知らない。そのため、 どんな人がアルトサックスを吹いているのか想像ができな い。いつか楽器ケースでも持ってエレベーターに乗ってき てくれれば特定できるのにと思うが、未だにそんな機会は ない。

そして気づくと、いつのまにかサックスの音は鳴らなく なっていた。飽きてしまったのか、仕事が忙しくなってし まったのか。原因はわからないけれど、ちょっと寂しい気 がしている。また聞こえてきたら、梅雨空でもコロナ禍で も、少しは気が晴れるかなと思う。

コロナは死の瞬間のサウンドスケープを遠ざけている

●松田 新史

祖母は数年前から認知症になり、今は寝たきりになって いる。祖母の体をさすりながら声がけをすると、微かに返 事をする。その反応で私は、祖母が生きているのだと気づ

祖父は、私が4歳の時に他界した。亡くなる瞬間の光景 は、今でも鮮明に覚えている。空間全体が、とても静かで 穏やかになっていた。

コロナ禍のため、甥・姪たちは、祖母と会えていない。 彼らは、死へと明瞭に近づいている祖母を見ずに成長して いる。幼少期に身近な人の死を見て育った人と、見た経験 のない人とでは、将来の感性に違いは生じてこないのだろ うかと考えている。

空間の入れ子

●松本 玲子

ネットでの遠隔授業は、当初こちらからの情報を伝える一 方通行であったが、そのうち互いに画面を見合って話す双 方向になり、やがて複数間でのランダムなやりとりになっ た。各自の画面は個人固有の空間であり、それぞれ異なる 音の風景を伴っている。宅配便の気配からペットの動き、 有線放送から雷の音までさまざまな状況がリアルタイムの 音として画面上を彩った。

担当している「音楽と遊び」の授業で学生に歌を作る課

題を出したところ、歌っている自分の動画を再生しながら 本人が解説し、さらにその状況をライブカメラで送って学 生同士が互いに意見交換し合うようになった。音声データ としては他となんら変わらないかもしれないが、その構造 は立体的な空間の組み合わせから成っており、エッシャー の絵画すら想わせる。「空間の入れ子」のような音の風景 の展開は、ネットでの授業を強いたコロナ禍に対抗する、 密やかな愉しみになった。

びわ湖フロントの暮らしから コロナ禍のサウンドスケープ

●今井 信

Makoto IMAI

こだわり滋賀ネットワーク 1)

キーワード:波の音 水路の音 激流の音 会話 家電の音

はじめに

2020年、社会と半ば隔離されたような自粛生 活を送ることになった。現在もそれを余儀なく されている。所属ネットワークのイベント活動、 仲間とのフィールドワーク、趣味の受講、家族 の集いも制限されている。

また外出自粛を守っているので、都市部や飲 食街、観光地における風景の変化の様相は実体 験できていない。時にささやかな外出も挟み、 その日常のサウンドスケープを振り返ってみた。 対象期間を 2020 年秋から 2021 年春とする。さ まざまな音に囲まれているが、コロナ禍中に心 象に残る音を改めて採り上げてみた。

1 秋・冬・春の音風景

1.1 2020 秋

9月

家庭内:①記憶の音 ②読書と家電の音

③宅配野菜箱の開封時の歓声

散歩 :坂本の里坊の豊かな水路の音

:小鳥の声・風の音

- < ① ~ ③ の音の詳細>
- ①滋賀県一小さな町の図書館-犬上郡豊郷町 ヴォーリズ設計の町立図書館。町広報に新規 購入(月370冊)の内、4冊紹介の中に拙著 も掲載される。豊郷が発祥地である江州音頭 が浮かぶ。
- ②読書-同窓の新型コロナの書 丸善の窓に飾られた『新型コロナとの死闘』。 もう一人の同窓、パストゥ-ル医学研究センタ ー室長も「20冊読んだが一番レベルが高い」 と評価。食洗機の音を背に読む。
- ③宅配「びわ湖が恋する野菜たち」-野洲市 県の当ネットワーク事務局を置く課が宅配料 補助。県外の娘にも「びわ恋」箱を毎月贈る。 農場直送のお洒落でカラフルな無農薬野菜が 詰められた箱を開ける歓声。娘も。

10 月

散歩 : 唐崎神社岸の飛立つ水鳥の水面を走る音 湖西浄化センターバラ園での溜息

イベント活動:④近江舞子イチゴ園で列車の走 行音、「歓声」

< ④の音の詳細>

④落花生収穫体験活動 - 近江舞子いちご園 収穫体験にネットワーク会員集合。列車の走 行音、土産に威勢の良いじゃんけんの声、 「楽しかった」の声。

11月

レストラン:⑤暖炉の薪の燃える音 会話 買い物:⑥ガラス越しの音のない風景 散歩:鈴音のない日吉大社 満席の鶴喜蕎麦 畑 :トラクターの音 近所との会話 鋏の音

家事:熊手で落ち葉掃き

- < 5 6 の音の詳細>
- ⑤誕生日 リッツカールトンー大阪駅 5 F 「ラ・ベ」(湾)へ。暖炉に薪が燃える。 娘が語りかけ会話が続く。
- ⑥冬支度の買い物-大津市堅田平和堂 フードコートの大ボウウインドウの向こう、 トンビが舞う比良山系。「音のない風景」。

1.2 2020~2021 冬

12 月

イベント活動:山里の鈴の音 ⑦しめ縄を打つ 音とラジオ 昼食店の薪ストーブ

<⑦の音の詳細>

⑦山伏の里・しめ縄作り見学-甲賀市 仲間のFMラジオのパーソナリティが神社の 鈴音を録音。道すがら里人と交わす挨拶。ラ ジオを聞くしめ縄作り (図1)。昼の時報 「故郷」。昼食で話弾む。

1月

散歩 : 鈴音のない堅田の伊豆神社(図2) : ジャズのBGM 治療器具の音 歯科

1.3 2021 春

3 月

食事: ⑧記憶の音

散歩 : 矢橋帰帆島の波の音 カラスの声

LINE から:⑨吉野のウグイス

< 8 9 の音の詳細 >

⑧ヴュルツブルクー大津市由美浜 かつてはこの料理店でドイツ語の歌が流れていた。

⑨吉野の山からー奈良県吉野郡下市町 娘夫婦が花見、日本最古の寿司屋「つるべ寿 司 弥助」で天然鮎の昼食。母との思い出の 店。LINEで娘から届くウグイスの鳴き声。

4 月

カフェ:⑩瀬田川の激流音(図3)

散歩 : 洗堰の轟音

<⑩⑪の音の詳細>

⑩瀬田川畔の絶景カフェー大津市石山南郷町 バイク好き客層の「ライダーズカフェMM」。 瀬田川の激流。BGMのジャズ。(図3)

⑪日吉大社山王祭の神輿巡行自粛 神輿も出ず参道も通行規制なく日常の交通音。

2 湖畔暮らし コロナ禍の音風景

自粛生活の日常は、家電のエアコン、洗濯機、 食洗機等の音に囲まれている。散歩の足はびわ 湖の浜へ向かい、波の水音に癒されに行く。山 の麓へ歩けば、斜面を走る豊かな水路の音も爽 やかで心の回復感が得られる。ウォーターフロ ントでは繰り返す水音のオルゴールと共に暮し ている。

神輿を出せない大祭には観衆はいない。力強い掛け声も聞かれなく非日常感が生まれない。 生活圏では常に意識外となってしまっているが、 道路に面した家であり、移動時も車の走行音が 絶え間なく聞こえる。

この様な折、家庭外部との交流に歓声が生まれる。時折のコミュニケーションでの会話が弾むが、さらなる自粛は必至と覚悟している。 以上筆者の小さな生活からの報告です。

1) 本組織は、優れた自然環境や琵琶湖と共存した滋賀の農業のあり方や食について、会員が集い共に考え行動することにより、県民の食への安心感の醸成、地産地消の推進、および滋賀県農業の振興に寄与することを目的に設置された。会長:滋賀県農業協同組合中央会会長

副会長:滋賀県農政水産部長他



図1 ラジオ番組と共に注連縄作りの作業音



図2 参拝の鈴の禁止 (堅田の伊豆神社)



図3 瀬田川の激流の音(カフェのテラス席)



図4 黙食のお願い(道の駅系レストラン)

サウンドスケープ概念からみた音環境政策の論点

Key Points of Sound Environment Policy Developed on the Basis of the Soundscape Concept

●箕浦 一哉

Kazuya MINOURA 山梨県立大学

Yamanashi Prefectural University

キーワード: 政策、社会的文脈 keywords: Policy, Social Context

要旨

本研究ではサウンドスケープ概念の含意を検討し、音環境政策に関する論点の整理をおこなった。サウンドスケープ概念の政策論的な示唆として、知覚・経験の総体への注目と、音環境をめぐる社会的文脈への注目という 2 つのポイントを指摘した。このうち後者にもとづく政策の方向性として、地域固有の価値の保全、住民参加による生活知の活用、地域資源としての音環境の活用といった論点を導出した。また、環境政策、景観政策、文化政策などの個別の領域における政策実践の可能性を検討した。

Summary

The implications of the concept of soundscape were examined, and issues related to sound environment policies applying the concept were discussed. As policy implications of the concept, two points are pointed out: focus on the totality of perception and experience, and focus on the social context of sound environment. As policy principles based on the latter, the following points were derived: conservation of local inherent values, utilization of living knowledge through the participation of residents, and utilization of the sound environment as a local resource. In addition, the possibility of policy practice was discussed in individual areas such as environmental policy, landscape policy and cultural policy.

1 はじめに

本報告は、サウンドスケープ概念から示唆される政策展開の可能性についていくつかの論点を示そうとするものである。音環境政策の現状や課題を議論の出発点とするのではなく、サウンドスケープ概念の含意の検討から出発し、その政策への応用の可能性を探る。抽象的水準での検討を示すとともに、国内の実定法を参照した応用の可能性について議論する。

サウンドスケープは個人の主観性に着目する概念であると捉えられることが多いが、本報告ではサウンドスケープ概念のもつ集合的側面にとくに注目して議論をする。後述するように、サウンドスケープ概念には社会の人々が音環境と結んでいる関係性に注目する考え方が含まれており、それを本稿では音環境をめぐる社会的文脈という語で表現

する。政策的な検討のためには、この社会的文脈に着目することに意義があると考えられる。

2 サウンドスケープ概念の理解をめぐって

2.1 サウンドスケープの定義と社会的文脈

サウンドスケープ研究の領域において長らく参照されてきたサウンドスケープの定義は、R.M.シェーファーらが実施した World Soundscape Project (WSP) の活動の成果をふまえて1978年に出版された『音響生態学ハンドブック』に掲載された次の定義である。

An environment of SOUND (or sonic environment) with emphasis on the way it is perceived and understood by the individual, or by a society. It thus depends on the relationship between the individual and any such environment. ¹⁾

個人,あるいは特定の社会がどのように知覚し,理解しているかに強調点の置かれた音の環境。したがって,サウンドスケープはその個人がそうした環境とどのような関係を取り結んでいるかによって規定される。(鳥越訳²⁾)

この定義においては、(1) 物理的な音環境、(2) 音環境に対する知覚・理解、(3) 人(々)が(音)環境と取り結ぶ関係、の3点が包含されている。その結果、物理的な音環境に関心の重点を置くものも、人々の知覚に関心の重点を置くものも、ともにサウンドスケープ研究の名の下に行われてきた。さらに、この定義に明示はされていないものの、音を媒介とした人と人との関係も議論の対象になってきた3。

一方、2014年に発行された ISO 文書に記載されたサウンドスケープの定義は以下の通りである。

soundscape: acoustic environment as perceived or experienced and/or understood by a person or people, in context ⁴⁾

個人または人びとが文脈の中で知覚・経験・理解した 音環境(山田ら⁵を参考に筆者訳)

ISO では別途「音環境(acoustic environment)」が定義さ

れていて、物理的現象としての「音環境」と対比的に、「サウンドスケープ」を心理的現象として規定しているようにも解される。永幡も、「サウンドスケープは人(々)の知覚による構成体であり、物理的現象としての音環境とは明確に区別されるべきものだ」と解説しているの。しかしながら、「音環境についての知覚・経験・理解」ではなく「知覚・経験・理解した音環境」と定義していることにより、物理的な音環境や、音と人との関係性を含む概念であるとの解釈も可能な表現となっている。そして、WSPの定義に含まれていた関係性への着目は、ISOの定義において"in context"という表現のなかに集約されている。

加えて注目すべき点として、WSP の定義において「個人あるいは社会」と記載され、ISO の定義では「個人または人々」と記載されているように、どちらの定義においても、個人だけでなく集合的な側面が盛り込まれていることが挙げられる。

これら 2 つの定義を照らし合わせつつ整理すると、サウンドスケープ概念の政策論的な示唆としては 2 つのポイントを指摘することができる。ひとつは知覚・経験の総体への注目である。従来の騒音政策においてはアノイアンスに代表される否定的な心理指標のみが注目されるが、サウンドスケープ概念を導入することによって、より広範な知覚・経験が考慮の対象となる。

そしてもうひとつの示唆は、音環境をめぐる社会的文脈への注目である。個人の音環境の経験においては個々に異なった文脈が想定されるが、地域の音環境に政策的な関心をもつならば、地域社会の構成員に共有された社会的な文脈に着目することになる。たとえば、地域社会の歴史・文化のなかで形成された特徴的な音と人との関係性などが挙げられる。社会的文脈に注目することは、サウンドスケープの集合的側面を理解することにつながる。

工学的な発想になじみやすいのは、前者の示唆にもとづいてアノイアンスに代わる新たな指標を検討することである。他方、後者の示唆はそのような政策ツールの開発には不向きであるが、だからこそ従来にはない発想を音環境政策にもたらす可能性をもっている。そこで本稿では、後者にとくに注目して議論を進めることとする。

2.2 サウンドスケープ研究における社会的文脈 への注目

実際に、サウンドスケープ研究は早くから地域固有の社会的文脈に関心を向けてきた。その一例として、WSP による欧州調査を挙げることができる。WSP は 1975 年にヨーロッパの 5 つの小さな村を対象とした調査を実施し、1977 年にその報告『5 つの村のサウンドスケープ』(Five Village Soundscapes)を出版している 70 。この事例を通じて、サウンドスケープが焦点を当てる社会的文脈がどのようなものかを見ていくことにしよう。

同書に調査結果として報告されている内容の大部分は、それぞれの村の音響的な特徴の記述に費やされている。音程やリズムを楽譜の形に記述したり、一日や季節のなかでの変化を図表にまとめたり、空間的な音の分布、象徴的な音の聞こえる範囲などを地図上に表現したりといった、さまざまな方法を用いている。その記述は人々が聞いている音を表現して

いるだけでなく、人々の生活を音響的な側面から描写したものとなっている。たとえば一日の音の変化については、その村における生活のリズムと対比して図示されている。音はただ聴かれるものでなく、人々の生活の表れでもあることを示している。

鳥越の説明によれば、WSP は調査研究プロジェクトを通じてサウンドスケープ概念を変化させていった。それ以前において WSP はサウンドスケープと音環境を同一視していたのに対し、この『5 つの村のサウンドスケープ』において、サウンドスケープは特定の共同体における独自な知覚や認識と切り離すことのできない、「相互作用の場」として意識されるようになったと指摘している®。

このように、サウンドスケープ研究が関心を寄せてきた 社会的文脈とは、その地域の音環境を人々が聞いてきた経 験や、音環境をめぐる地域社会の歴史的・文化的背景など、 音と人との相互作用の蓄積である。人々は、物理的な音環 境を聴取する経験を共有し、また社会的な文脈を共有する なかで、音に対する感性や行動規範をも共有するに至って いるといえる %。

3 サウンドスケープの社会的文脈に注目した政策の方向性

それではサウンドスケープ概念がもたらす政策的な示唆と はどのようなものであろうか。まず抽象的な水準から検討し ていくことにしよう。

3.1 地域固有の価値への注目

サウンドスケープの社会的文脈に着目した音環境政策は、 必然的に地域固有の価値を対象とすることになる。このこ とは、従来の騒音政策が科学的な普遍性を基礎としている ことと対照的な政策理念の導入を意味している。

社会的文脈が共有される地域の範囲は、事例によって異なるであろう。地方自治体または地域コミュニティのレベルで政策対象とする音環境を定める必要がある。

社会的文脈はある一定の時間をかけて形成されるのが一般的であろう。したがって、地域固有の価値に注目した政策は、歴史的な視点をもつことになる。現在の音環境や社会状況だけでなく、過去についての情報が考慮の対象となる。

3.2 住民参加による生活知の活用

社会的文脈を音環境政策に導入するためには、専門知のみでは不十分であり、地域住民のもつ生活知を活用することが不可欠となる。騒音への反応を知るための社会調査は、住民全体の反応の平均や分布をみようとするが、社会的文脈に注目する場合には、ステイクホルダーやキーパーソンへの聞き取りなどの手法が有効な場合も多いだろう。また、政策上の意思決定プロセスに住民が参加することも有力な手法となるだろう¹⁰。

3.3 地域資源としての音環境の活用

社会文化的価値を有する音環境は、地域資源として捉えることができる。たとえば、地域で歴史的に形成されてき

た音と人との関係性は、地域を特徴づけるシンボルとなり、 まちづくりや観光振興などに活用できる可能性がある。こ のように、音環境を地域資源としてとらえることによって、 環境政策の領域を超え、地域づくりのなかで活用されるも のと考えることができる。鳥越は「聴覚的環境資源」とい う語を用いて、地域資源としてのサウンドスケープが、 「音環境づくり」だけでなく、「内発的まちづくり」や 「人づくり」など広範な領域につながっていく可能性を論 じている11)。

4 関連する実践領域

以下では、上記の方向性にもとづいた政策実践のあり方 について、いくつかの個別の領域に即して述べていくこと とする。

4.1 音環境政策/騒音政策

日本における現行の環境政策の体系において、音環境は 環境基本法と騒音規制法によって扱われている。その基本 的な考え方は、騒音による健康と生活環境への被害が生じ ることを防ぐために、騒音レベルを指標として、維持され ることが望ましい基準(環境基準)または許容限度を定め ることである。

サウンドスケープの社会的文脈に注目した音環境政策は、 この現行の騒音政策がベースとして機能していることを前 提として、とくに必要と認められる場合に実施されること が想定される。現行制度のツールを用いるとするならば、 地域指定の変更、基準値の変更が主な手段となるだろう。 その妥当性の判断規準や手続きの検討が必要である。

4.2 音風景選定事業

地域において特徴的な音風景を選定する事業は、本稿で 述べる考え方に親和性が高い。こうした事業としては、 1990 年前後に練馬区、長崎等の先行的な事例があり、1996 年には国で「残したい"日本の音風景 100 選"」の選定事 業が実施された。その後も近年までいくつかの取り組みが 各地でおこなわれてきている。過去の事例は、行政の施策 として実施された事業のほかに、民間団体等による取り組 みもある。これらの事業は、保全すべき対象を定めること をねらいとするほか、音環境一般に関する関心を高める意 識啓発の目的を有している場合も多い。

国の「100選」に選定された音風景を有する自治体を対 象として2017年に実施された質問紙調査の結果によれば、 約9割の自治体が選定された音風景について周知・保全・ 活用のいずれかの取り組みをこれまでにおこなったことが あると回答し、なかでも観光資源としての活用は 54%と半 数以上にのぼっていた 12)。このように、選定をきっかけと して、音環境に対する自主的な取り組みが生まれていた。

国の「100選」の選定結果は、全体として日本の音風景 の多様性を表すものとなっているが、選定された音風景の 文脈を直接共有する人は、それぞれの音風景ごく限定され ている。それに対し、自治体やコミュニティなどのより狭 い空間的範域を定めた音風景選定事業の場合には、選定さ れた音風景全体が地域の特徴の表現となり、住民に親しみ をもって受け止められる利点がある。兵庫県で実施された

「北播磨の音風景」は複数市町村が範囲となることで、多 様性と共通性の両方が見出された事例である 13)。

4.3 環境アセスメント

環境影響評価制度は、現行の環境保全制度のなかでとり わけサウンドスケープ概念を適用する意義がある領域と考 えられる。なぜなら、当該地域の住民は、過去の音環境の 経験を含む地域固有の文脈のもとで事業後の音環境を経験 するのであり、そうした文脈を考慮に入れることによって 適切な環境影響評価となることが期待できるからである。

環境影響評価法においては、道路、ダム、鉄道、空港、 発電所などの 13 種類の事業を環境アセスメントの対象とし て定めている。各事業については、主務省令によって環境 アセスメントを実施する際の具体的な内容に関する基準や 指針を定めている。主務省令が定める規準・指針は、原則 として当該分野の環境法令と整合する内容となっているこ とから、サウンドスケープ概念を取り入れた保全制度が策 定されれば、環境影響評価でもそれが導入されるものと考

また、環境影響評価制度では、条例により、地域の実情 に応じたきめ細かい手続きを追加することなどができると されている。このことから、国に先がけて、地方自治体の レベルで導入することも考えられる。

4.4 景観保全

日本における景観保全政策の中心にあるのは 2004 年に制 定された景観法である。景観法は、景観に関する基本法的 な部分と、具体的な規則や支援を規定する部分に分かれる

同法第2条にはその基本理念が定められている。「良好 な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊か な生活環境の創造に不可欠」とし、「国民共通の資産」で あると述べて、その保全が必要であるとしている。その上 で保全に向けた基本的な考え方として、「地域の自然、歴 史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和」「地域の 固有の特性と密接に関連」「観光その他の地域間の交流の 促進に大きな役割を担う」「現にある良好な景観を保全す ることのみならず、新たに良好な景観を創出することを含 む」という4点の考え方を示している。

ここからわかるように、景観法の基本理念は本稿で述べ る考え方と親和性が高く、ここで述べられた基本理念をそ のまま音環境に適用することができれば、サウンドスケー プ概念に基づいた政策論のひとつの形となりうるといえる。 景観法には「景観」の語の定義を定めた条文はない。もし 本法における「景観」を「音環境」も含むものと解釈する ことが認められるのであれば、既存の景観政策の枠組みに よって音環境保全を行うことが可能となる。英国の景観政 策において、landscape は音やにおいを含むものとされてい ることが参考となる 15)。

4.5 文化財保護

社会的文脈を重視して音環境を考える場合、とくに地域 社会のなかで歴史的に重要とされてきた音事象・音風景に ついては、文化財の発想からその保護を考えることもでき る¹⁶⁾。

景観についても、文化財保護の考え方で保全がなされて きた経緯がある。1975 年に「伝統的建造物群保存地区」

(伝建地区) の制度が文化財の新たな枠組みとして制定さ れた後、景観法制定と同年の2004年の文化財保護法改定で は新たな領域として「文化的景観」が追加された。文化的 景観は「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の 風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の 理解のため欠くことのできないもの」と規定されている。

現行の制度の下で文化財保護の考え方から音風景の保全 をおこなうには、建造物などの有形文化財、伝建地区、お よび文化的景観に付随するものとして位置づける必要があ るだろう。また、伝建地区や文化的景観の制度が時代の変 化のなかで新たな制度として設けられたことを考えれば、 人々が(音)環境と取り結ぶ関係性を文化財として評価す る新たな枠組みを考えてもよいだろう。

4.6 統合的政策

音環境をより広い領域に位置づけようとする場合、他の 政策目的との統合的な取り組みが考えられる。

環境政策統合(EPI; Environmental Policy Integration)とは、 他の領域の政策に環境目的を組み込むことをいう。この理 念は欧州共同体(EC)の共通環境政策で 1980 年代以降に 先んじて導入されてきた ¹⁷。寺西・石は、「環境政策のさ らなる発展のためには、他の領域での公共政策との整合性 の確保、さらには、より進んだレベルでの政策統合への本 格的な取り組みがきわめて重要」と述べている18)。

国連が 2030 年までの目標として定めた持続可能開発目標 (SDGs) も、社会的公正や環境問題などの世界的な諸課題 が相互に関連していることをふまえ、統合的な解決を目指 している点が大きな特徴である 19)。

日本の環境政策においても、2018年に策定された第5次 環境基本計画において、SDGs も参照しながら、環境・経 済・社会の統合的向上をうたっている。その 6 つの重点戦 略には、「地域資源を活用した持続可能な地域づくり」お よび「健康で心豊かな暮らしの実現」が挙げられている 20)。 これらのなかに地域資源としての音環境を位置づけること は論理的には可能である。

音環境に関わる統合的政策の例として、Weber の指摘を 挙げる²¹⁾。Weber は都市の音環境の政策を、気候変動、社 会的・環境的不平等、都市再開発などの他領域の都市政策 と統合することを提案している。オランダ・ロッテルダム 南部の緑地開発を、音環境の改善を含む複数の問題に対応 する都市政策の例として紹介している。

本稿の視点からは、すでに挙げた景観政策や文化財政策 のほか、社会的文脈を有する音環境を地域資源としてとら えることから、地域振興・観光振興に結びつけることや、 郷土教育に導入することなどの可能性を指摘することがで きよう。

5 おわりに

本研究ではサウンドスケープ概念のもつ社会的文脈への注 目を立脚点とし、そこから導き出される政策のあり方につい て論点の整理をおこなった。その結果、地域固有の価値の保 全、住民参加による生活知の活用、地域資源としての音環境 の活用といった論点が導出された。また、環境政策、景観政 策、文化政策などの個別の領域における政策実践の可能性を 検討した。

本報告においては、抽象的な水準での検討を中心として、 運用に関する議論は可能性の示唆にとどまっている。政策 を議論するうえで実行可能性が重要であることは論を俟た ない。各領域における制度設計や政策プロセスに関してよ り詳細に検討することが今後の課題である。

謝辞

本稿は日本音響学会騒音・振動研究委員会と日本サウン ドスケープ協会が共催した研究会 (2021年3月26日) に おいて発表したものである。

本稿の原案に対し貴重なご意見をくださった日本サウン ドスケープ協会学術研究会のみなさまに感謝の意を表しま す。

註

- 1) B. Truax ed: Handbook for Acoustic Ecology (A.R.C. Publications, Vancouver, 1978).
- 2) 鳥越けい子: 『サウンドスケープ: その思想と実践』 (鹿島出版会, 東京,1997) 60 頁.
- 3) 箕浦一哉: 3 つのサウンドスケープについての試論, 日 本サウンドスケープ協会講演論文集,2012.
- 4) ISO 12913-1:2014, Acoustics Soundscape Part 1: Definition and conceptual framework, 2014.
- 5) 山田一郎, 高橋幸雄, 井上仁郎, 今泉博之, 君塚郁夫, 白橋良宏, 大島俊也, 代田仁孝, 桑野園子, 永幡幸司: TC43/SC 1 (騒音) の企画審議の動向について、日本音響学 会誌 74(1), 29-36, 2018.
- 永幡幸司: 音環境の調査法 ―ISO 12913 シリーズに基 づくサウンドスケープの調査法一, 日本音響学会誌, 75(8),
- 7) R. M. Schafer, World Soundscape Project eds: Five village soundscapes (A.R.C. Publications, Vancouver, 1977).
- 前掲 2) p.58.
- 9) 箕浦一哉:音環境の共有:《あたりまえ》というレジ ティマシー. 宮内泰介編『コモンズをささえるしくみ:レ ジティマシーの環境社会学』 (新曜社、東京、2006) 150-172
- 10) 箕浦一哉: 音環境マネジメントにおける住民参加の可 能性, 騒音制御工学会秋季講演論文集, 317-320, 2010.
- 11) 前掲 2) pp. 174-182.
- 12) サウンドスケープ政策研究会: 『「残したい音風景 100 選」自治体アンケートの結果報告』 http://mino.eco. coocan.jp/wp/wpcontent/uploads/2016/12/20180530report100sou ndscapesjapan.pdf, 2018. (2021/3/12 閲覧)
- 13) 箕浦一哉: 音風景を用いた市民事業による地域文化の 発見:「北播磨の音風景」の取り組みから、日本サウンド スケープ協会秋季研究発表会講演論文集, 15-20, 2018.
- 14) 景観法制研究会: 『逐条解説 景観法』 (ぎょうせい、

東京,2004).

- 15) 宮脇勝: イギリスの景観政策の新展開 第 1 回 景観の 定義 景観特性アセスメント LCA と歴史的景観キャラクタ ライゼーション HLC について,季刊まちづくり,28,106-111, 2010.
- 16) 苅谷勇雅, 土田義郎, 鳥越けい子, 大門信也, 上野正章, 兼古勝史, 箕浦一哉: 特集 2019 年度シンポジウム「音風景 は文化遺産となりうるか」, サウンドスケープ, 20, 6-36, 2020.
- 17) 寺西俊一, 石弘光: 環境保全のための公共政策――新 たな構築を目指して. 寺西俊一, 石弘光編『環境保全と公共 政策』(岩波書店, 東京, 2002) 1-8 頁.
- 18) 寺西俊一, 細田衛士: これからの環境保全に求められ るもの. 寺西俊一, 細田衛士編『環境保全への政策統合』 (岩波書店, 東京, 2003) 1-8 頁.
- 19) 南博, 稲葉雅紀: 『SDGs——危機の時代の羅針盤』 (岩波書店, 東京, 2020) 5 頁.
- 20) 第 5 次環境基本計画, https://www.env.go.jp/policy/kihon _keikaku/plan/plan_5/attach/ca_app.pdf, 2018. (2021/3/12 閲覧)
- 21) M. Weber: Healthy Urban Living: Integration of Noise in Other Local Policy Domains, Proceedings of the 10th European Congress and Exposition on Noise Control Engineering -EuroNoise 2015, Maastricht, Netherlands, 2015.

『音楽の危機――《第九》が歌えなくなった日』 中央公論新社刊 2020年、235頁 岡田暁生著

●小川 博司 Hiroshi OGAWA 関西大学特別契約教授

Special Contract Professor, Kansai University

本書の大部分は、2020年4月から5月にかけて、音楽学者 である著者により、一気に執筆されたという。新型コロナ ウィルスによる感染防止のため、政府により緊急事態宣言 が出されていた時期である。2 月にクラスターが発生した 大阪のライブハウスが目の敵とされたことに始まり、続い てクラブ、カラオケルームも危険な場所として批判の的に なった。緊急事態宣言下では、狭い空間だけでなく、多く の人が集まる大ホールにおけるコンサート、野外における フェスティバルも自粛を求められ、対面的な場における音 楽のライブ演奏は消えてしまった。

本書は、そうしたコロナ禍中に著者が考えたことを書き 留めたものである。著者によれば、本書は「『音楽と近代 社会のありよう』について考察しようという試み」であり、 「これまでの社会は、音楽について何を自明とみなしてき たか」を問い、「音楽の中に示唆されている、いろいろな 社会モデルの可能性」を読み解こうとするものである (p. iv)。

本書は、大きく二部に分かれている。第一部「音楽とソ ーシャル・ディスタンス――巷・空間・文化」は、階層、 空間と文化の関係についての論考である。第一部と第二部 の間に《間奏》として「非常時下の音楽――第一次世界大 戦の場合」が置かれている。第二部「コロナ後に「勝利の 歌」を歌えるのか――「近代音楽」の解体」は、時間を軸 にした論考である。時間芸術である音楽が時間をどのよう に捉えているかという視点から「近代音楽」の解体過程を 考察する。以上を踏まえたうえで、終章「「場」の更新― 一音楽の原点を探して」では、コロナ後の社会における音 楽のあり方を提案する。

まず、それぞれの章の内容を概略しよう。

第一章「社会にとって音楽とは何か――『聖』『俗』の 共生関係」では、まず近代市民社会は「文化」と「非文 化」を区別してきたとする。しかし、コロナ禍においては、 「文化」とされてきた「芸術」も「非文化」とされてきた 「芸能・風俗・遊興」も、「三密空間」において展開され るものと見なされ、一括して休業要請や自粛の対象となっ た。そこで、これらは、実は深い共生関係にあったことが 気づかされる。どちらも密閉空間の中で人々が集まり、濃 厚な身体接触をするなかで、緊密な共同体が作られてきた のだと。どちらも文化人類学的には「聖」の領域にルーツ をもつものなのである。

第二章「音楽家の役割について――聞こえない音を聴く ということ」では、いわば、坑道のカナリア理論が展開さ れる。「音楽の歴史には『聞こえない音を聴く』とでも形 容するしかない例がいろいろある」とし、音楽の有用性は 「予感」にあるとする(p.28)。

第三章「音楽の『適正距離』---メディアの発達と『録 楽』」では、作曲家三輪眞弘の「録楽」という概念を使い、 録音された音楽「録楽」と生演奏される「音楽」とは根本 的に異なるものだとする。すなわち、音楽は距離をとらな いのに対し、録楽は距離を求める芸術なのだとする。録楽 を聴く者は、あたかも生演奏を聴いているかのように脳内 変換しているのだと。

《間奏》「非常時下の音楽――第一次世界大戦の場合」 では、第一次世界大戦時、ヨーロッパにおいて音楽がどの ように扱われたかを振り返る。当初「不要不急」扱いされ た音楽が、やがて体制にとっての「有用性」へと回収され た。多くの人は何も変わらなかったと感じた。このことか らコロナ禍後の音楽を考える教訓はないかと問いかける。

第二部では、時間という視点から「近代音楽」が解体さ れていく過程が考察される。

第四章「《第九》のリミット――凱歌の時間図式」では、 ベートーヴェンの《第九》が取り上げられる。コロナ禍が 終焉した時、従来のように《第九》のような右肩上がりの 「勝利宣言型」時間図式の曲で祝うことができるのかと問 う。《第九》は近代市民社会の友愛の理念を歌い上げたと いうだけではない。そのオーケストラ、歌手、合唱がステ ージに並ぶ興行形態からしても「近代」そのものなのだと

第五章「音楽が終わるとき――時間モデルの諸類型」で は、音楽の「終わり方」に着目して、右肩上がりの時間図 式は近代以後の音楽に固有のものであったとする。ベート ーヴェン以前の音楽は、静かに永遠に続く時間へと消えて ゆく「帰依型」(バッハ)、賑やかではあるが終わりに対 して過剰な執着のない「定型型」(ハイドン、モーツァル ト)だった。ベートーヴェン以後のロマン派は「勝利宣言 型」か、死を恐れ最後まで未練を残す「諦念型」(シュー ベルト、チャイコフスキー、マーラー)かである。そして、 「狂騒と旋回と堂々巡りの果て」に突然終わる「サドンデ ス型」 (ラヴェル) も現れる。さらに、20 世紀半ば以降、 短いフレーズを反復しながら終わっていく、実のところ終 わることから解放されている「ループ型」が現れ、ミニマ ル・ミュージックに至る。著者は「既成の時間モデルの枠 自体をラディカルに更新する試み」を期待する。

第六章「新たな音楽を求めて――『ズレ』と向き合う」 では、第五章の内容を受けて、1960 年代後半から 70 年代 前半にかけてのアメリカを中心にした実験音楽に着目する。 「ズレに取り組む」ことこそが「合わせる」ことを原則と

する近代音楽を乗り越える鍵になるのではと。取り上げら れるのは、ミニマル・ミュージックの作曲家、ラ・モン テ・ヤング、リゲティ、ルイ・アンドリーセン、テリー・ ライリー、フレデリック・ジェフスキーの五人である。

終章「『場』の更新――音楽の原点を探して」では、以 上の考察を踏まえて、これまでの「教室の空間」のような コンサートホールではない、生の音楽をする「場」を作っ ていくことを提唱する。コロナ禍後に向けて、コロナ禍の 中で浮かび上がってきた自明のことを問い直そうというの だ。例えば、新たな距離の取り方を考えて演奏すること、 「三密」ではない空間で音楽をすること、等。最後に、今 日、音楽は、「絆」の確認や「感動」のためにあると見ら れているが、それ以外のことがあるのでは、例えば、かつ ては天への贈り物だったのでは、と示唆して終わる。

*

本書は現代社会における音楽のあり方を問いかけてくる 実に刺激的な書物である。なによりも、音楽は「絆」の確 認のためにある、音楽は「感動」を与えてくれる、といっ た見方だけでいいのかという問いかけは重要である。

コロナ禍により、音楽界は経済的に大きな打撃を受けた。 これまでポピュラー音楽はビジネスなのだから市場の原理 に任せておけばよいと見なされていた。しかし、コロナ禍 はあらゆる音楽のライブ活動をストップさせた。本書は、 こうした経済的な打撃を「音楽の危機」と呼んでいるので もないし、経済的な打撃から立ち直る方策を検討している のではない。しかし、今後、音楽が公的機関からでも、民 間からでも、なんらかの支援を受けなければ立ち行かない のだとすれば、音楽のジャンルを問わず、なぜ私たちの社 会が音楽を必要とするのかを説明できなければならない。 「不要不急」のものではないと主張できなければならない。

さらに、付け加えるならば、現代の日本では、音楽とい う二字熟語を「音を楽しむ」と理解している人が圧倒的に 多い。この熟語の由来にはそのような意味がないのにもか かわらず、音楽は「音を楽しむ」と書くのだから、楽しま なければと言われる。もちろん、音楽の体験には楽しいも のもある。しかし、たんに「音楽」は「音を楽しむ」もの だと理解しているかぎり、「不要不急」のものではないと 主張するのは難しい。

「絆」「感動」だけでは言葉足らずなのである。

評者は、著者の根本的な問題意識には共感するし共有で きる。けれども、個々の論点については、必ずしも承服で きないところもある。

第 1 に、音楽と「三密」の関係である。著者は、音楽は 人が集まるところ、「密接・密集」の空間から生まれるの だという。だが、「密閉」についてはどうだろう。音楽は 必ずしも「密閉」空間を必要としない。近代社会において、 音楽はどのようにして「密閉」された空間に押し込まれる ようになったのか、もう少し丁寧な説明が必要なのではな いか。

例えば、コンサートホールとライブハウスとでは、それ らが密閉空間である理由は異なるだろう。前者の厚い壁は、 外界のノイズを遮断するためにあり、後者の厚い壁は、外 界に内部の電気的に増幅された音を漏らさないためにある のではないか。

音された音楽とでは、性質が異なる。レコード録音の初期 には、生演奏をできるだけ自然に記録することが心がけら れた。それに対して、映画はもともとスクリーンに映し出 される作られた映像のためにスタジオで撮影が行われた。 しかし、今や、音楽も映画と同じような考え方で、録音さ れ、編集されている。今日の「録楽」のオーディエンスに とっては、「録楽」がオリジナルであり、対面的なライブ 演奏はそのコピーなのである。ポピュラー音楽は、オリジ ナルとコピーが反転したところで成り立っている。では、 このライブ演奏の意味は何なのか。「録楽」と「音楽」の 関係については、もう少し精緻な考察が要るのではないか。 著者は聴き手は「録楽」を生の音楽として頭の中で「変 換」しているとする。だが、ボーカロイドが歌う場合も 「変換」していると言えるだろうか。現象学的社会学のア ルフレッド・シュッツは、お互いにチューニング・インし 合う時に音楽のコミュニケーションは成立するとするが、 一方向的にチューニング・インするだけで、音楽の内的な 時間の流れに乗ることもできる。「録楽」の場合はまさに そのようなコミュニケーションが成立している。「音楽」 がホンモノで「録楽」は代替物だという前提は一度疑って みる必要があるのではないか。

第2に、「録楽」の評価である。確かに、生の音楽と録

第3に、音楽と時間の関係である。音楽の終わり方の類 型論は説得力がある。ただ、音楽の終わり方については、 フェミニストの音楽学者、スーザン・マクレアリによる議 論がある。彼女は問う。「弱々しく終わる」のが何故「フ エミニン・エンディング(女性終止)」というのかと。著 者の音楽の終わり方の歴史的推移についての考察は説得力 があるが、ジェンダーの視点は著者の議論を補強すること につながるのではないか。本書にはジェンダーの視点がほ とんどないのが残念である。

第4に、著者は、コロナ禍によって、従来いっしょに語 られることのなかった「芸術」と「芸能・風俗・遊興」が 通底するところがあることが明らかになったとしているが、 後半の議論はもっぱら芸術音楽の話題に終止している。著 者の専門からして仕方がないことかもしれないが、ライブ ハウスでのライブ演奏の意義、カラオケボックスにおける 歌唱の意義など、著者がどのように考えているのか聞いて みたい。

また、著者は新しい音楽の可能性を拓くきっかけとして 「ズレ」を強調しているが、民族音楽学者のスティーブ ン・フェルドとチャールズ・カイルは、「参加しつつズレ る」ことによりグルーヴが生まれると主張している。フェ ルドらの議論とぶつけることで、新たな展望が開けるかも しれない。

第5に、《間奏》として、第一次世界大戦時のヨーロッ パの様子が紹介されているが、その時期はスペイン風邪が 大流行した時期と重なる。感染症と音楽についての書のは ずなのに、これについての言及がないのは意外である。ス ペイン風邪はヨーロッパの音楽界にどのような影響を与え ただろうか。日本では劇作家、島村抱月がスペイン風邪で 死亡し、恋人であった女優・歌手、松井須磨子が後追い自 殺したことが知られている。

第6に、著者はベートーヴェンの《第九》を「音楽にお

ける『近代』のいわば本丸」と位置づけて、本書の議論の 核に据えている。著者は《第九》を「最後は盛り上がって 勝利に至る」という時間軸上の型でその特徴を捉えている。 その見方には異議はない。だが、《第九》のメディア論的 な側面はどうなのだろう。第四楽章で突然バリトン歌手が オーディエンスに向かって呼びかけるシーンだ。

「ここまで奏でられてきた楽器の音ではなく、声を合わ せて歌おうではないか」

このバリトンの台詞は、シラーではなくベートーヴェンに よるものだ。音楽において特権的な楽器である声こそ至上 のものなのだ。本書の副題は「《第九》が歌えなくなった 日」である。声を出すことの意味について、著者の見解を 聞いてみたい。

以上のように、本書には著者と議論したくなる多くの論 点がある。コロナ禍の時代に音楽のあり方を根本的に問う 良書である。著者は「『音楽とは、人々が集まって一緒に やる、一緒に聴くものだ』と固く信じている。」 (p.v) と 言う。評者も基本的には同じような感覚を持っている。し かし、ただ信仰を告白するのではなく、今日の音楽におい て、対面的な場で音楽することがどのように位置づけられ るのか、言葉にしていくことが私たちの課題だろう。

『近江の名曲 淡海節 — 最後の柝の音から始まる物語 —』 今井 信著 サンライズ出版刊、彦根、2020年、224頁 ISBN978-4-88325-683-9

●中川 真 Shin NAKAGAWA

本書は滋賀県の湖西、堅田に生まれ、松竹喜劇の名優と なった志賀廼家淡海(1883-1956)の生涯とともに、劇中 歌「淡海節」が全国的な愛唱歌となり、さらに堅田の郷土 の歌となっていった過程を描いた作品である。2007 年度に 名古屋大学に提出された博士論文を、一般向けに改訂して 刊行された。

「淡海節」は1917年に熊本県で劇の上演中に発表され、 それが評判を呼んで各地に爆発的に広まった劇中歌で、淡 海本人によるレコード吹き込みが 10 種類以上、他の歌手に よるものも 10 種類近くが大正終わりから昭和の初期までに 発売された。今日では YouTube に淡海自身の SP 盤のほか、 美空ひばりや三橋美智也といった昭和の演歌歌手のもの、 さらに民謡大会の出演者のものなど、多数の関連パフォー マンスをネット上で見ることができる。本書の初めに、少 年時代の淡海 (本名は田邊耕治) は美声で対岸に届くよう な大きな声であったと書いているが、淡海の歌を YouTube で聴いたところ、意外にも天に届くような美声ではない。 むしろ渋い味のある声なのである。私が聴いた2種の録音 が (おそらく) 50 歳代のものであるから尚更なのかもしれ ないが、どこかしみじみとしており、語りと地続きのよう な声色が魅力的である。拍節がなくゆったりと伸びるとこ ろと、リズミカルなところとの対照のバランスが絶妙で、 歌手というよりは役者が歌っている感じが如実と現れる。 さてその忠実な伝承には高度な歌唱法が必要で難しかろう と思うのだが、淡海は辞世で「阿々お可笑 唯わらわしの 五十年 淡海節が残りゃせめても」と言い残した。そして 現在、確かに残っているのである。その過程を今井信は現 地調査を重ねて明らかにしていった。

本書は全7章からなるが、第1?3章、第4?7章の大き く2つの部分からなる。第1部は淡海についての伝記的な 部分である。淡海の逝去をもって第3章が閉じられる。第 4章からは、淡海節という歌の行く末をめぐる考察である。 本書の副題が「最後の柝の音から始まる物語」となってい るように、実は第4章以降が本体なのである。以下、各章 の要約によって概要を追ってみよう。

第1章「淡海節の誕生とトップスターへの道」は、淡海 の誕生 (1883 年 M16) から松竹のトップスターにのぼり 詰めてゆく 1920 年前後までの過程が記されている。滋賀郡 本堅田村の旅館業の子として生まれた耕治は歌好きの少年 で、15歳にして既に江州音頭の音頭取りとなり、17歳で大 津市の音頭大会で優勝するという天賦の才能に恵まれた。 当時、江州音頭は滋賀県のみならず関西一円で大人気を博 し、そこから河内音頭が派生するほどであった。耕治は自 らの実力を試すべく 18 歳で堅田を出て、大衆芸能の中心地、 大阪をめざす。そこでは音頭は俄などの掛け合い話芸と渾

然一体となった舞台が展開されていた。耕治は俄の修業を するが、そもそも江州音頭は単に歌だけではなく、万歳め いた芝居をもしており、それほど違和感のある行程ではな かった。彼は 1905 (M38) に新派の劇団を作り地方を巡演 するが、曽我廼家の喜劇を見て衝撃を受け、1908 (M41) に喜劇の劇団「八景団」を結成、この時から芸名を志賀廼 家淡海と名乗った。淡海は道頓堀の常打ち劇団をめざすが なかなか叶わず、主に西日本各地を苦労しながら廻り、 1919 (T8) にようやく松竹の専属となる。その代名詞と もいうべき「淡海節(当初はヨイショコショ節)」は2年 前の熊本の公演時に劇中歌として披露し、人気を博した。 本書には触れられていないが、1918?19 年は第一次世界大 戦の終結と景気の高揚時期であったが、同時にスペイン風 邪が日本でも大流行した年でもあった。昨今の新型コロナ 禍においては舞台芸術の制約は非常に大きかったが、当時 は劇場が閉鎖されることはあまりなく、その影響を受けな かったのが幸いであった。

第2章「大正文化と新メディア」では、淡海節の歌詞の 中に読み込まれた世相を前半に、後半では淡海節が世間に 膾炙してゆく状況を、SP レコードやラジオ放送といった メディアの開発の流れの中で捉える。明治と昭和に挟まれ た大正のモダンな消費文化の伸張のなかで淡海節はどのよ うな受容をされていったのだろうか。淡海は社会状況に応 じた歌詞を生み出してゆく。それはさながら世相との対話 のようであった。相撲、浪花節といった娯楽への接近、第 一次世界大戦で暴利を貪った成金を皮肉るもの、欧米文化 に憧れをもつモダン・ガールたちの生態への興味、第一次 世界大戦に関わる庶民感情などが次々と歌詞に投入されて いく。こんな淡海節の伝播を支えたのが当時のメディアで ある。それは主に4種、すなわち地方巡業のステージ、京 都・大阪・東京の大劇場と隣接する花柳界、SP レコード、 ラジオ放送である。前2者は旧来のメディア、後2者は新 興のそれである。特に SP レコードは多種発売され、淡海 自身の歌唱によるものが 13 種、他の歌手によるものが 10 種リストアップされている。これらによって淡海は確実に 全国区のスターになったのである。

第3章「最後の柝の音」では、昭和喜劇の興隆と淡海一 座の衰退、第二次世界大戦後の宗教劇への展開と突然の死 (1956年)が描かれる。淡海劇団の揺らぎは 1933年 (S8) の賃金制度をめぐる松竹本社との争議と大量の退団 に始まり、1936 年 (S11) には一座の解散に至り、淡海は 一人の俳優として曾我廼家の松竹家庭劇へ入る。ジャズや レビューを盛り込んだ榎本健一や古川緑波などの新しい昭 和喜劇に、旧来の大正喜劇は押されがちとなっていった。 衰退は第二次対戦後にいっそう明らかとなり、ステージ姿 はとても侘しいものに見えたという。しかし 1949 年 (S24) から東西本願寺の後援で蓮如上人や親鸞上人の劇をもって全国を巡演し、久々の輝きを放った。その後、1956 年 (S31) 9 月 13 日に鹿児島市の山形屋大劇場に出演中、幕が閉まった途端に倒れ、約1ヶ月後の 10 月 15 日に胃潰瘍と肺疾患のために 73 歳で人生を終えた。後に、淡海節は人々の記憶に鮮明に残り、三橋美智也、天津羽衣、美空ひばりなどといった歌手が、淡海節を偲びながら新たな作品を発表した。

以上の3つの章が伝記的な部分である。博士論文にはもっと詳しく書かれているであろうと推測されるが、本書においても波乱の人生の細部までが描き込まれており、当時の劇団の盛衰や新しいメディアの出現との関係も含めて、貴重な情報の集積となっている。本書前半が主として客観的な資料に基づいて叙述されている一方、後半は今井のフィールドワークに基づく解釈が中心となってゆく。

第4章「淡海節の民謡化」では、淡海なき後の淡海節の 運命を、出身地の堅田からの視線でまとめられてゆく。本 章では、劇中歌であった淡海節が民謡化する過程を描く。 その民謡化には、メディアにおける民謡ジャンルの確立が 大きな要素となっている。1925 年 (T14) にラジオ放送が 開始されてから「俚謡」として伝承民謡などが紹介された。 あるいは「俗曲」というジャンル名である。 それが 1947 年 (S22) に「民謡」という呼び名になった。また大正から昭 和の初めにかけて「東京行進曲」のような地域を売り出す 新民謡が生まれていった。民謡が作者不詳であるのに対し て新民謡は作者が明確である。そういう意味で淡海節は新 民謡という位置づけとなった。淡海節は全国で歌われ、こ 当地の歌詞が多く挿入された歌であったため特定の場所へ の帰属が希薄であった。それがいかにして滋賀県の、ある いは堅田の民謡となっていったのか、という問いかけでこ の章は終わる。

第5章「淡海節の郷土への回帰」は本書の中核をなす。 淡海節が郷土(滋賀県あるいは堅田)という場所に回帰し 受容されて浸透し、滋賀県の民謡と呼ばれるまでに至る過 程が描かれる。淡海節は劇中歌であって滋賀県の民謡では なかったが、そうなったのには、堅田の人々の意図的とも いえる情熱的な活動があった。とりわけ 1965 年 (S40) に 菩提寺本福寺にての七回忌の法要と顕彰会の開催、生誕碑 の建立に続き、外部からの評価が現地に届いたのが大きか った。大津市出身の人気脚本家の花登筺の作・演出による、 淡海の半生を描いた「上方好み淡海」が藤山寛美主演で上 演され、1978 年 (S53) には寛美・直美も列席した顕彰碑 が JR 堅田駅前に建立され、また寛美主演で「淡海節」が上 演された。関西の喜劇人が淡海を忘れず、劇の上演や堅田 訪問を繰り返すことによって、地元の人々の誇りの感情は 醸成されていったのである。その人々のなかから、今井は キーパーソンとして清水邦子と村田三喜男に焦点を当てる。 清水は淡海の四女で、淡海節伝承の宗家を名乗る。村田三 喜男は、淡海の竹馬の友であった細川松之助の子息であり、 淡海節保存会の会主として淡海節の啓蒙、発展に大きく寄 与する。この2人を軸として、保存会結成(1964年 S39?) や全国大会 (1989 年 H1?) といったイベントが展開 され、淡海節=堅田の歌=滋賀県の民謡という図式が定着

していった。堅田の人々の郷土愛を表現する手段としての 淡海節の受容と再解釈を、今井はフォークロリズムの生成 として捉える。

第6章「残された人々の使命」で、今井はさらに淡海節 のアイデンティティについて考える。淡海節の帰属には諸 説ある。大阪府説と三重県説である。大阪府説は、淡海が 主に大阪で活躍していたために唱えられたが、やや根拠は 薄い。三重県説は、津の阿漕の浦や伊勢に淡海が赴いた時 にできたというもので、SP レコードのいくつかには三重県 民謡という表示があるほどである。また宗家の清水邦子は 親(淡海)の語った話として舞鶴(京都府)の浜辺を見て つくったと語る。そもそも劇中歌として熊本で発表され、 九州での活躍も目立ったことから、淡海は九州の芸人と呼 ばれることもあったというから、淡海節の出自の認定は非 常に難しい。堅田の人々は、淡海がどの海浜を見ようとも、 そこに生まれ育った堅田の湖畔の風景を思い描いたはずだ から、淡海節の創作のインスピレーションのもとには琵琶 湖があったと信じるのである。それは堅田という地域アイ デンティを創出するためには必要な論理であった。そのた めにある種の「囲い込み」の装置としての保存会の強化や 全国大会の開催などを通して差別化を強めていったのであ る。本章では、さらにブラジルで歌われる淡海節、サウン ドマークとしての淡海節が言及される。

第7章「志賀廼家淡海の原風景」は、淡海節によって喚起される故郷の原風景への郷愁と、淡海自身の自作に対する想いの強さが地元の人々を動かし続けていることが記される。2018年 (H30) には淡海節誕生 100年の節目を飾り、また保存会の結成から54年を数えるが、会員の高齢化などがあって、将来の伝承は必ずしも安泰ではないことが示唆される。

以上、志賀廼家淡海研究に関しては類書がないため、やや詳しい概要紹介となった。以下では著者今井の論点をひきながら本書後半(第4章以下)について考察を加えてみたい。前半については、淡海の生涯に関わる事実に基づく記述が多く、学ぶところの多いものであったが、あまり何かを差し挟む余地はないように思われた。後半における今井の解釈は興味深く、主にそちらの方に反応してしまったのである。

1) サウンドスケープの観点から

本書ではやや唐突に第6章でサウンドスケープ、サウンドマークという言葉が出てくる。まずサウンドスケープである。風景は目で見た景観だけではなく音も風景の一部を構成するという平松幸三の言を引きながら、「聴覚的景観、音風景は、人と音を結ぶ意味世界であり」(p.194)と書いて、サウンドスケープ論への接近を試みる。淡海が「波の音」や「松風」といった音を歌詞に置いたからである。淡海節を聴くことによって「波の音」や「松風」を想起し、聴き手は琵琶湖の浜と新たな関係を結ぶことになるという趣旨で捉えることができるのだろうか。だが、今井の主張は意外にも「淡海節の元唄の風景も、その演唱から聴覚に取り入れられるが、最終的には視覚的イメージを我々に与えることになる」(p.195)という方向へ終着する。淡海節が浜の情景を視覚的に喚起するというのである。歌詞に舟、漁師、櫓、櫂などとあるから、当然ながらそのような連想

は起こり得るだろうし、聴覚的な表象が視覚的イメージを 喚起するのなら、ここには共感覚的な作用が働いていると いえる。それならばサウンドスケープの概念を使う必要は ないのではないかと思いつつ、私は今井の記述に刺激され、 「波の音」や「松風」を決して描写的には表現してはいな い淡海の歌が、いかにサウンドスケープとなり得るのかと いう、その機序に関心をもった。それは歌詞に舟、猟師、 櫓、櫂、波の音、松風が埋め込まれているといった表層的 なレベルの問題ではなく、地元でどのように歌い継がれ、 人々の中に馴染まれてきたのかという歌と住民との関係を、 具体的な湖の自然・社会環境という観点から再整理するな かから明らかにできるのではないかと思うのである。その 時に「ステージ上」の歌から「環境の中」の歌へと変異す るはずである。できればこの点でのさらなる考察を期待し たいのである。

次に、淡海節は堅田のサウンドマークであるという。 「堅田の地域文化の歴史の上に生み出され、民謡化された 淡海節は、地域のサウンドマークともいうべき特質を具え ている」(p.196) として、「織り込まれた湖岸の地の景観 や江州音頭で培われた作者の土着的音感と共に同郷人の誇 りの象徴」(p.197) というところに根拠が見出される。だ がそう言うためには、その考察あるいは評価プロセスを詳 細に示す必要があったのではなかろうか。地域には当然な がら多種多様な音が存在する。それは季節の移り変わりに よって変異するもの・しないもの、人工的な音・自然の音、 実在の音・記憶の音など膨大な音の積み重なりがある。そ して、それらに対する住民の様々な反応・評価がある。サ ウンドスケープ研究は、このようなうんざりするともいえ る環境世界にわけ入り、丹念なフィールドワークを通して、 (シェーファーの初期のアプローチを踏襲するのなら) ま ずは3種の音響レベルに仕分けをし、その一つであるサウ ンドマークを探り当てる。地域の音の象徴であるが故に絞 り込みも大変である。そういう悉皆的ともいえるサウンド スケープ調査の果てに、サウンドマークとしての淡海節に 行き着いた経緯を知りたいのである。しかし他方、書評者 である私は「百人いれば百のサウンドスケープがある」と いう立場でもあるので、これが今井の個人的なサウンドス ケープの表明であり、サウンドマークであると言い切って しまうのであれば、それはそれで成り立つと思うのである。 ただ、氏の議論はあくまでも「地域の」という観点から離 れず、むしろ地域アイデンティティに関連する点が多いゆ え、個人というよりは地域共有のサウンドマークとして考 えているのではないかと推量する。そういう意味では、解 釈プロセスを丁寧に示して欲しかったという思いが残る。

以上、本書評がサウンドスケープ協会誌のためであるの で、関連するところを重箱の隅をつつくような言い方で批 評したが(サウンドスケープに関連する記述は全 224 ペー ジのなかで僅か4ページである)、本書の主題は別のとこ ろにあり、ここからはそれについて触れることとする。た だし、サウンドスケープ論の射程から外れてゆくことをご 了解願いたい。

本書の眼目は淡海の死後に展開されてきた淡海節を資源 とする堅田の地域アイデンティティの形成にある。淡海節 を堅田 (あるいは滋賀県) の民謡として定着させ、その顕 彰や伝承のプロセスに住民を巻き込み、保存会や全国大会 を開催するなどして、淡海節をシンボルとする地域コミュ ニティの確立がなされていった過程が、現地調査に基づく 詳細な描写によって明らかにされていくさまは非常に興味 深いものがある。宗家と保存会の確執や融和について述べ るなど、ネガティブな部分も記されている点で、信頼のお ける記述であることは間違いない。活動の担い手は旧住民 (新興住宅地ではなく、昔から居住している湖浜に近い集 落の人々)と滋賀県の近傍(時には対岸からも)からやっ てくる人々である。本書では、できるだけ社会的コンテク ストの中で活動を捉えようとしている。趣味のサークルで はなく、一種の社会運動として位置づけようとしているの である。しかしやや残念なことに、地域アイデンティティ の形成を明らかにするときに、運動の内部的な歴史を語る のが中心となり、外部(堅田というエリア)に対してどの ようなインパクトを与えたのかという点については詳しく ない。もちろん、この内部記述だけでも非常に興味深いも のであり、あれもこれもと求めるのは欲張りなのかもしれ ないが。

2011 年の東日本大震災の頃を契機として、民俗芸能(あ るいは郷土芸能) の意味や役割について、まさに実践を追 う形で新たな知見が開かれたのは記憶に新しい。端折って いえば、これまでは「地域社会があるから郷土芸能があ る」という捉え方をされてきたのが、実は「郷土芸能があ るから地域社会がある」というふうに逆転の発想が学術レ ベルで浮上してきたのである〔参考:橋本裕之「拡張する 実践共同体、もしくは地域文化の可能態」2016〕。それは 甚大な被害を受けた多くの地域において、郷土芸能が醸成 する情動的な結合力によって、コミュニティの復興が大き く前進した事実があるからである。つまり地域文化が危機 的な状況にコミュニティの靭帯を補強し支えたのである。 日常に埋没しているときには見えなかった文化の力が可視 化されたといってもよいだろう(ついでに、コロナ禍にお ける文化の果たせる役割についても述べたいところだが、 あまりにも逸脱するため控える)。実は、淡海節と地域に ついてもこのようなコンテクスト(方法論的にはディシプ リン)の中で考えると、より鮮明に事態が明らかになるの ではないだろうか。つまり淡海節保存会という実践コミュ ニティが堅田に何をもたらしたのか、というところに論点 を定めるのである。

ここは書評の範囲を超えてしまうかもしれないが、今井 の仕事に寄り添いながら、少し私も考えてみたいと思う。 淡海節は発生時においては堅田の民謡ではなかった。それ をいわば人為的に操作して、堅田の民謡へと転化させてき たのが、保存会を中心とする人々であった。それを解き明 かすには今井も引用する潟山の「民謡とホーム」に関する 議論が参考になる(潟山健一「民謡のトポスへ」1997)。 ロンドンから車で1時間半ほどの南イングランドの小村口 ッティングディーンでは、20世紀の初めでは民謡がまさに 生活の場で歌われていた。その後、近代化して生活様式が すっかり変わったにもかかわらず、つまり民謡のリアリテ ィがなくなってもなお人々がパブに集まって民謡で大いに 盛り上がるのは、いったいなぜか。そこに「ホーム」への 郷愁があるからである。今井にはこのホーム論を深化させ て欲しかった。堅田に引き寄せて考えるなら、住民の活動には2つの「ホーム」への渇望と応答があったのではないか。第1は、成功するまで故郷に帰ってこない(堅田への凱旋公演は戦後に行っているが)といっていた志賀廼家淡海こと田邊耕治と彼の歌に安住の地=ホーム(墓とは別に)を与えること、第2に、住民たちの「ホーム」を再構築することである。

堅田の人々の誇りは堺と並ぶ自治都市を形成していたということである。11 世紀後半に下鴨神社の御厨となり、延暦寺の荘園(堅田荘)が成立し、以後、琵琶湖上の水上通行権を保障され、さらに商工業の発展により湖岸随一の繁栄を享受するという歴史をもつ。ただし延暦寺との関係が悪化し、15 世紀には全域が焼き討ちにあって住民が沖島に逃げ延びるという苦難もあった。戦国時代には甚だ裕福であったが、江戸時代に入って彦根などが伸張することによって、徐々に琵琶湖での地位は低下していった。

いまは琵琶湖八景の一つ、浮御堂を中心とするささやかな観光地であるが、堅田の人々の我が街へのプライドは相当なものだと推測される。しかし、といってはなんだが、現在の堅田は大人しい湖岸の集落群に過ぎない。駅前の淡海の顕彰碑の廻りはあまり手入れがされていない。自分たちは堅田人なのだという誇りは相当薄らいでいるのだろう。そんなある種の停滞感なかで、保存会の活動は異彩を放ち、また眠っていた市民意識(あるいはシビック・プライド)を刺激したのではないか。まちづくりのエンジンとして稼働していったのである。

では地域社会をどのように変えていったのか? 私には、

その具体的な動きがあったように見える。すなわち、1989 年(H1)に淡海節全国大会が始まった翌年の 1990 年 (H2) に、第二次世界大戦以来途絶えていた献饌供御人行 列が復活された。1000 年近い下鴨神社との関係の再可視化 である。また 1997 年 (H9) には堅田を理解するための資 料を展示する湖族の郷資料館がオープンする。湖上の通行 税を支払わない船を襲って荷を強奪していたことから海賊 ならぬ湖賊と揶揄された堅田人の誇りを取り戻すべく、湖 族という呼称が前景化される。こういったシビック・プラ イドを再構築する流れの端緒となったのが保存会活動だっ たというのが私が本書から得た推量である。これは一つの 解釈に過ぎないが、本書の後半で今井には、具体例を通し て地域社会の変化の文脈のなかに保存会などの活動の意味、 つまりインパクトを位置づけて欲しかったと思うのである。 民謡化を達成した淡海節の地元での喫緊の課題は、メン バーが懸念するように、保存会会員の高齢化問題であり、 徐々に足元が崩壊する危険性を孕んでいる。全国大会は毎 年 200 人以上の参加者を呼ぶ盛況であり、淡海節そのもの が消えてゆく可能性は低いものの、淡海節を残すだけが最 終の目標ではないはずである。淡海節を媒介として、堅田 という地域の新たな展開が目されているのである。今井も 指摘するように、旧住民と新住民のギャップは大きく、新 住民は堅田の文化には無関心である。保存会の活動があく まで旧住民を念頭に置くのであれば、活動じしんがさらに

分断を大きくしていくことだろう。それを回避するための 知恵は必要だろうし、そのためには今井のような外部の人 間にできることは多い。本書の著者として、実践的に関わ ってゆくという方法も考えてみてはどうだろう。この提言 は書評という枠から外れてしまっているかもしれないが、 せっかくの本書を様々な局面で活かすことが重要だと思う からである。 映画『ブータン 山の教室』(2019年) 原題 Lunana: A Yak in the Classroom 監督 パオ・チョニン・ドルジ (Pawo Chovning Dori)

●平松 幸三 Kozo HIRAMATSU

キーワード: ブータン、音楽、僻地の学校

Keyword: Buhtan, music, remote school

ブータン

ブータンは、ご存じヒマラヤ山脈南に位置する王国。2 011年にワンチュク国王が訪日され、国会で演説された ことは記憶に新しいところです。人口約70万人で、首都 ティンプーに11万5千人ほどが暮らしています。国土の 最も高いところは最高峰ガンカー・プンスムの標高7,5 61m、一方低いところは意外と低く、南部は標高100 mになっています。この低地は農業に適していて、もっぱ らインドから移住した人が住んでいます。ブータンの人た ちは低いところに関心がないようです。

大部分が山また山のお国ですから、高所恐怖症の私など はときどき苦手なこともあるのですが、ティンプーから西 に旅したとき、眺望の素晴らしい峠でドライバーが車を停 めてくれました。チェル・ラ峠。観光名所です。標高は? 4000m!富士山より高い。ここを超えないと隣の町に いけないのです。

ブータンは近年までほとんど鎖国に近い外交政策を採っ てきましたし、こういう地理的条件ですから、国内相互の 行き来もかなり制約がありました。しかし最近は文明開化 状況が起こって、首都ティンプーでは、中層ビル住居が建 ち並び、人々はけっこうモダンな生活を送っています。通 信事情などは日本よりよいかもしれません。

となると勢い、若者たちは、インターネットを通して外 国の文化や芸術に触れ、憧れを抱くのも、今の世の中無理 のないことではあります。この映画はそういう現代のブー タンを背景にした物語です。

ストーリー

主人公は若い男性教師。教師業に身がはいらず、好きな ポップ音楽に熱を上げ、音楽で身を立てたい、とオースト ラリアに移住を決意しています。しかし「その前に半年だ け行け」と命じられたのが標高4,800mにあるルナナ という僻地の学校。ルナナは中国との国境に近いブータン 北部に実在する村です。ネットで調べるとヘリコプターも 発着するようですが、映画ではティンプーから1昼夜以上 かけて乗ったバスを降りた停留所から、さらに数日、テン トを担いで野営をしながら山道を登ってたどり着いていま す。村の生活は昔ながらで、電気が乏しく、だから主人公 がもっていったスマホはすぐに使えなくなります。紙は貴 重品、燃料は乾燥させたヤクの糞。小学校の教室には黒板 すらありません。でも子供たちの目は輝いています。当初 げんなりしていた彼も、やがてその村の学校で力を尽くす ようになり、子供や村人の信頼を得ていきます。

彼はときに村の中を歩いていて、といってもけっこう高 いところに上るのですが、いつもきまった岩に腰かけて、 眼下の村を見ながら歌っている女性をみかけます。ある日 彼は聞きました。「誰も聞く人もいないのになぜ歌うの か」答えは、「"ヤクに捧げる歌"を歌っている。歌は、 山や谷やヤクや草原に捧げる」でした。冬になって村が雪 で閉ざされる前に惜しまれつつ彼は村を出ます。

そして、シーンが変わって、シドニーのパブでギターを 弾きながら歌う彼。客たちはしゃべってばかりで、誰も歌 を聞いてくれません。彼は思い切って歌うのを中断します。 歌が止んだとたん、驚いて彼のほうを見つめる客たち。 「金を払っているんだぞ」と怒るマスター。彼は、ギター を横に置き、無伴奏で「ヤクに捧げる歌」を歌い始めたと ころで映画は終わります。

歌や音楽とはなんなのか

この映画は、歌や音楽を主題にした作品ではない、と思 います。首都から送られた教師の心の変化、僻地の子供や 村人との交流を美しいルナナの風景とともに描き、"ヤク に捧げる歌"を通して、ブータンの村の生活と西洋文明の 真っただ中の生活とを対比させたうえで、ブータンの美し さ、ルナナの村人の霊的強靭さを前面にだしているのです。 もしかしたら、ブータンの僻地を美化しすぎだ、という批 判もあるかもしれません。

しかし私はこの映画で、歌とは音楽とは何かを考えさせ られました。抜きがたく資本主義に覆われているわれわれ の生活ですが、お金に換算されないものがいっぱいあるは ずで、「ヤクに捧げる歌」もそのひとつです。ラストシー ンで主人公がそのことに気づき、金で買われ消費される音 楽を拒否しました。歌とは、音楽とは、そういうものだっ たのではないでしょうか。

そしてこれは、歌や音楽だけではない、とも思わせられ ます。学術、教育、医療などなど、競争や利潤とは、本来 相性のよくないことがらにまで資本主義が露骨に貫き通っ ている時代に生きているのだ、と。そしてその結果、そぎ 落とされてしまうものがあるのだ、と。

出演者の相当数は村人で、特に重要な役を演じる愛らし い女の子は、ルナナの少女だそうです。画面から、素朴さ が匂いたつような映像でした。

2020年度シンポジウム「風鈴で拓くアフターコロナの未来」

2020 symposium "Future world of after-corona developed by wind chimes"

●土田 義郎

Yoshio TSUCHIDA 金沢工業大学

Kanazawa Institute of Technology

キーワード:風鈴、環境感受施設、音具、歴史

keywords: Wind chimes, Devices for feeling the environment, Sound equipment, Histry

1 シンポジウム開催報告

協会主催の2020年度のシンポジウムは、年度も押し迫った2021年3月27日に開催されました。2020年度はどのイベントも中止を余儀なくさせられたりしましたが、後半に入るとオンラインのイベントも増えました。今回のシンポジウムにつきましてもオンラインで行うこととなりました。開催要領等は以下の表1に示す通りです。

表 1 開催概要

表 I /// /// //	
日時	2021年3月27日(土) 9:30~12:00
会場	オンライン(Zoom 会議を利用)
会費	無料
主催	一般社団法人 日本サウンドスケープ協会
参加者数	46名申し込み
(内訳)	(一般 20 名、正会員 20 名、準会員 5 名)
パネル	土田義郎
	金沢工業大学教授/モデレーター
	島添貴美子
	富山大学准教授
	塩川博義
	日本大学教授
	北川徹郎
	KITAGAWA ART DESIGN 代表

2 シンポジウムの趣旨

風鈴は音の文化として日本の風土に深く根付いています。 その歴史を振り返ると、素材も意味合いも何度かの変遷を 経ていることが分かります。生物の進化では、変化したも のが生き延びているわけですが、それは文化にも言えるよ うな気がします。

現代社会において風鈴はどのような意味を持っているのかについて、さまざまな角度から切り込むことを目指しました。また、風鈴を通じて音の文化の深さ、音風景の未来を見通した語り合いを目的として企画されました。

プログラムとしては図 1 に示すように、風鈴の過去を島 添さんに解説していただくところから始め、塩川さんには 今の風鈴の音を物理的に解析していただき、北川さんには 新しい風鈴の取り組み事例を語っていただく流れとしまし た。



図1 シンポジウムのプログラムとポイント(Zoom より)

3 パネルの紹介

島添貴美子さん(図 2)は、伝統文化論や民族音楽学を専門とする研究者です。また、毎週土曜9時30分からNHKラジオ第2「音で訪ねるニッポン時空旅」の解説者を務めておられます。番組では風鈴を取り上げたことがありました。それが縁となり、今回のシンポジウムにおいて風鈴の歴史についてお話願うことになりました。



図2 島添貴美子氏の講演 (Zoom より)

塩川博義さん(図3)はガムランの研究で知られ、自身も演奏家として活動しておられます。特に音響分析によって、ゴング類の"うなり"現象に焦点を当てた論考をされています。今回のシンポジウムでは風鈴にも揺らぎがあるということを、実際の分析事例から示していただきました。



図3 塩川博義氏の講演(Zoom より)

北川徹郎氏(図4)は、石川県で活躍するデザイナー・ 写真家です。2020年にコロナ禍で多くの作家が発表の場が なくなった中、協働のプロジェクトを立ち上げたのが北川 さんです。地元石川県のデザイナーや工芸作家などの自主 企画を運営する組織「金沢クリエイターズシンジケート」 を立ち上げました。2020年の夏には、様々なクリエイター のデザインによる風鈴展「fuuuu-rin!」を企画しました。



図4 北川徹郎氏の講演 (Zoo より)

自己紹介もしなくてはなりません。土田(図5)は風鈴 コレクターであり、風鈴プロデューサーです。「かなざわ 風鈴」や「加賀風鈴」という新しい風鈴を提案し、大人か ら子どもまで誰もが楽しめるワークショップを開催し続け ています。



図5 土田の講演 (Zoomより)

4 概要

今回はプログラムに示されるように由来から語ることを 意図しましたが、風鈴というのは建築でもなく、楽器でも なく、文化としては比較的軽視されてきたもので、歴史的 な資料が乏しいというのが現実です。それでも歴史的変遷 をたどると、「占い・政(まつりごと)」→「魔除け・結 界」→「涼をとらえる道具(環境感受装置)」→「癒し・ インテリア」へと変化していることがうかがわれます。特 に現代では騒音問題ということにもなりえるため、屋内で も楽しめるものへと移り変わっている最中であると考えて よいでしょう。

風景論や心理的効果など議論は尽きず、今後も研究を重 ねる余地があることが示されたと思います。

5 最後に

協会では、コロナ禍以前から web 会議を実施するように なっており、Zoomについてもすでに経験があったため、導 入にあたってのバリアは比較的小さなものでした。とはい え、シンポジウムとして行うにあたっては、準備も必要で す。今回はパネルのうち島添氏と北川氏と土田が比較的近 隣に居住していたことから、3 名は同じ場所で集まって中 継することにしました。「てらまちや風心庵」という土田 が風鈴コレクションを展示し、ワークショップの拠点とも している施設で風鈴の音をBGMにしながら配信しました。 3 名のネットを介さない直接のやり取りも交えながらのオ ンラインシンポジウムとなりました。対面でリアルタイム に同じ風鈴を見ながら話すということはオンラインの時代 にあっても必要なことであると感じました。

レポート: 2020年度春季研究発表会

A Report of SAJ Spring Annual Meeting 2020

1 実施報告

箕浦 一哉 (実行委員長)

2020 年度春季研究発表会は新型コロナウィルス感染症が拡大する中で、オンライン形式で開催された。オンライン会議システム Zoom を利用して、発表、質疑応答、討論をおこなった。また、当日の様子を録画し、アーカイブ動画を動画配信システム YouTube を用いて期間限定・申込者限定で公開した。発表件数は一般報告3件、ショート・トーク3件であった。

研究発表会をオンラインで開催するのは協会として初めての試みであったうえ、まだ運営側も参加者もオンライン会議システムに不慣れな時期であり、トラブルなく進行できるかどうか心配されたが、無事に開催することができた。ご参加いただいたみなさまに感謝申し上げたい。

開催概要とプログラムは以下の通りである。

《開催概要》

日時: 2020年6月20日(土) 13:00~16:40

開催形式:オンライン (Zoom)

実行委員会: 箕浦一哉・上野正章・大門信也

《プログラム》

○第一部:一般報告

第1報告

日常風景としてのサイン音 ―浜松市のミュージック サイレンに対する住民意識―

報告者:兼古 勝史・箕浦 一哉・土田 義郎

第2報告

戦前の東京におけるサウンドスケープ・デザイン ― 都市美協会の騒音問題に対する取り組み―

報告者:石橋 幹己

第3報告

自然環境モデルを用いたサウンドスケープの美的評価

報告者: 坂東 晴妃

総合討論

○第二部:ショート・トーク

第4報告

比叡山中にて実施したサウンド・パフォーマンスの紹 介

報告者: 宮本 一行

第5報告

サウンドスケープ・ワークショップの意義と課題

報告者:田中 直子

第6報告

『ベトナムの大地にゴングが響く』の紹介

報告者:柳沢英輔

質疑応答

2 各報告要旨

第1報告

日常風景としてのサイン音 —浜松市のミュージックサイレンに対する住民意識—

報告者:兼古 勝史・箕浦 一哉・土田 義郎

静岡県浜松市に本拠を置く楽器製造販売会社の工場用の時報として設置された音楽時報「ミュージックサイレン」は、時報であると同時に地域のシンボルとして、市民・近隣住民に戦後 68 年にわたり親しまれてきたが、工場建屋の取り壊しに伴って 2018 年 12 月 28 日に運用終了となった。本研究では、2019 年 11 月に近接地区の住民への質問紙調査を実施した。本報告では特に自由記述の文章の内容に着目し、地域住民がミュージックサイレンの音風景をどのように経験してきたかを分析、考察した。

調査結果では、回答者のほとんどがミュージックサイレンを肯定的に評価していた。ミュージックサイレンは日常生活のなかで時報として利用されながら、個人史と結びついて記憶されていた。また同時に、地域の象徴として広く認識されていた。運用終了に関しては、地域住民の多くに「寂しい」などの喪失感が経験されており、少なくない回答者が継続・復活にも言及していた。その一方で、この音が騒音として認識される可能性も指摘された。本研究の結果から、長年地域で継続して利用されてきたサイン音は、地域住民に共有された日常風景としての価値が形成されることが示唆された。サウンドスケープデザインに地域住民にとっての音風景の価値を組み込むための方法を検討することが重要である。

第2報告(一般報告)

戦前の東京におけるサウンドスケープ・デザイン 一都 市美協会の騒音問題に対する取り組み—

報告者:石橋 幹己

本稿は、1920~30年代の東京において騒音を改善する 取り組みがどのように実践されたのか歴史的に考察する ものである。ここでは、騒音を単なる規制や統御の対象 として扱うのではなく、都市環境と人の生活の関係性に 注目して論ずるため、サウンドスケープ・デザインの視 座から考察することとする。

1920 年代以降、都市の産業交通が飛躍的に発展する と、騒音が社会問題として広く議論されるようになる。 ジャーナリスト、作曲家、科学者など幅広い分野の専門 家が騒音対して言及し、それぞれの専門分野から解決策 を模索した。しかし彼らは研究領域が離れていたため、 意見を共有することができず、具体的な提言をすること まではできなかった。

1925年に都市美協会が発足した。同協会は「市民運 動」によって創設された民間の団体で、行政主導の都市 計画とは一線を画していた。そしてその芸術理念は「生 活芸術」を掲げ、市民の美的感性を涵養することを目的 とした。多数の市民あるいは専門家が参加することが認 められ、都市に関する幅広い問題が議論された。それゆ え、騒音に関する専門家も多数参加するようになり、そ れぞれの専門性を活かした提言も行われた。そして都市 の音を発生する場所ごとに管理することを目指した「都 市美体系」の草案が提出され都市のサウンドスケープ・ デザインが提唱された。しかし当時、都市美協会の行政 化が進み市政との距離が徐々に近づいてくると、音を規 制する傾向が強くなる。これには戦時体制による影響も あったが、都市の音を適切に配置させようとする取り組 みはもろくも衰微し、音の規制や統御が強まった。

第3報告(一般報告)

自然環境モデルを用いたサウンドスケープの美的評価 報告者: 坂東 晴妃

音楽は美学理論に基づいた評価や批評が可能であるの に対し、自然音や環境音は、それを可能にする明確な理 論が存在しないと指摘されることが多い。それゆえ、環 境デザインにおいて視覚的な整備は優先的におこなわれ てきた一方で、聴覚に関わるデザインは、評価基準の曖 味さを理由にしばしば混乱を招いてきた。騒音規制とい う観点に限れば、音環境を整備する数量化可能な基準は 存在する。しかし、音の美的な価値評価においては、客 観的な指標を確立することが困難であり、主観による個 人的な好みが顕著に反映されてしまうと考えられてき た。本発表は、アレン・カールソンの自然鑑賞理論を手 がかりに、サウンドスケープの評価理論を確立するに当 たって必要とされる条件を提示する。

カールソンは、哲学的分野として確立された環境美学 の立役者の一人である。彼が1977年に発表した論稿「景 観美の量的測定の可能性について」では、自然環境の美 的評価における量的評価の問題点を挙げるとともに、質 的評価と「環境批評家」の必要性を論じた。さらに、 1979年の論稿「鑑賞と自然環境」では自然環境モデルを 提唱し、鑑賞に際して自然についての常識的/科学的知 識を媒介することが適切な自然鑑賞を実現すると強調し

カールソンの自然環境モデルは、自然を芸術や風景画 であるかのように鑑賞することを批判し、視覚や聴覚に 限定した自然鑑賞が不適切であることを指摘する。聴覚 を契機に五感を再統合して風景を捉えることがサウンド スケープの理念であるならば、自然環境モデルとは、自 然についての「知識」を契機に五感を介した風景の再統 合を目指すものであると理解できるだろう。カールソン の自然鑑賞理論を援用することで、サウンドスケープの 美的評価に美学理論を提示することが、本研究の目的で ある。

第4報告(ショート・トーク)

比叡山中にて実施したサウンド・パフォーマンスの紹介 報告者・宣本 一行

本発表では、滋賀県大津市山中町に位置する共同アト リエ「山中スープレックス」に滞在し、比叡山中にて取 り組んだサウンド・パフォーマンスについて紹介する。 本実践は、筆者が演奏するバストロンボーンの音響が環 境の反応の触媒となることで、人間と環境の相互的作用 によって作り出された音楽的表現である。その聴取を通 じて、現地の音環境を理解するための「准環境」として の提示を試みるものである。今回は、本実践の一部につ いて、映像記録を用いて報告する。

第5報告(ショート・トーク) サウンドスケープ・ワークショップの意義と課題 報告者:田中 直子

感受と発見、想起の体験を触発するサウンドスケー プ・ワークショップは、まちや地域のアイデンティティ を掘り起こし、個人レベルでは、心とからだを統合した ホリスティックな身体性の回復、また自己との出会い直 しにもつながること、さらには自然や環境との親和性が 高い日本的感性をクローズアップするものとして意義深 いものであることが、その実践から明らかになってき た。一方、三密を避ける新生活様式の時代に即したワー クショップ手法の新たな開発が目下の課題である。

第6報告(ショート・トーク)

『ベトナムの大地にゴングが響く』の紹介

報告者:柳沢英輔

本発表では、発表者が2019年11月に上梓した『ベト ナムの大地にゴングが響く』 (灯光舎) の内容について 紹介する。本書は、発表者が 2006 年から 2018 年にかけ て調査を行った、ベトナム中部高原のゴング文化の研究 内容をまとめたものである。ベトナムのゴング音楽に興 味を持ったきっかけ、調査助手との出会い、ゴング文化 の諸側面について簡単に説明する。

レポート: 2020年度秋季研究発表会

A Report of SAJ Autumn Annual Meeting 2020

1 実施報告

箕浦 一哉 (実行委員長)

2020 年度秋季研究発表会はコロナ禍の続くなかで春季に引き続きオンライン形式で開催された。6 件の一般報告と2 件のショート・トークの計8 件の報告があった。当日のZoomへの参加者は36 名であった。また Zoomの発表は録画し、Youtube を用いたアーカイブ配信を期間限定で実施した。

発表件数も多く、内容についても幅広くかつ充実したものであった。発表後の質疑応答および第一部・第二部の終わりに設けた総合討論において、活発な議論がおこなわれた。ご参加いただいたみなさまに心から感謝申し上げる。 開催概要とプログラムは以下の通りである。

《開催概要》

日時: 2020年11月29日(日)13:00~18:00

開催形式:オンライン (Zoom)

実行委員会: 箕浦一哉・上野正章・大門信也

《プログラム》

○第一部

第1報告(一般報告)

R. マリー・シェーファーの言語観とテクスト――合唱 作品における「サウンドスケープのこだま」に着目し て

報告者:古山 詞穂

第2報告(一般報告)

レコード上のサウンドスケープ――『日本の放浪芸』 における音の記憶の再現とその意義

報告者:鈴木 聖子 第3報告(一般報告)

報告者:吉田 瞳

中世後期ドイツ都市における管楽器の社会的機能—— ニュルンベルクの事例を中心に

第4報告(ショート・トーク)

『万葉集』から読み取る奈良県奈良市の歴史的サウンドスケープ

報告者:堀 壮太

総合討論

○第二部

第5報告(一般報告)

歩行シークエンス体験における音環境の時空間的記述 法に関する研究

報告者:田主望

第6報告(一般報告)

コロナ禍のパフォーマンス・ワークショップの可能性の模索——「池の畔の遊歩音楽会 2020・トランスメディアウォーク」を事例として

報告者: 鳥越 けい子、鷲野 宏、山内 悟

第7報告(一般報告)

はじめてのオンガク――サウンド・エデュケーション とユニヴァーサル・デザイン

報告者:今田 匡彦

第8報告(ショート・トーク)

大学生の音楽聴取環境の変化

報告者:船場 ひさお

総合討論

2 各報告要旨

第1報告(一般報告)

R. マリー・シェーファーの言語観とテクスト――合唱作品における「サウンドスケープのこだま」に着目して報告者: 古山 詞穂

シェーファー(Raymond Murray Schafer,1933-)はその主著『世界の調律』において、原初的な言語活動は「サウンドスケープにこだまを返す」行為、つまり、環境の音を音声によって模倣する行為であった可能性を示唆している。一方、「言語の起源をもっぱら自然のサウンドスケープの模倣にのみ求めるのはかなり性急なことであろう」としつつも、現代人の用いる言葉の中にも、その痕跡として「音」の側面が「意味」の側面をオノマトペ的に表現しているものがあると考察している。例えば

"Sunshine"という語について「最初の音の"s"は高い音域で、眩しい印象がある。続く"sh"はすべての周波数の音を含んでおり、光のスペクトルの広さを示唆している。……」とし、この語の「音」の側面に対する彼の印象を、音素ごとに詳細に示している。また、彼がアルファベットの各音に持つイメージに対する具体的な記述もある(「J:金属がセメントを叩く音。荒んだ鐘のような音。持続的に"jjjj"と発音すれば、油の不足したモーターをイメージさせる」等)。

本発表では、シェーファーの著作"When Words Sing" (1970)等にある言語に関する言説を手掛かりに「サウンドスケープのこだま」という思想にあらわれる彼の言語観について示しながら、それが作曲活動において反映された《Epitaph for Moonlight》(1968)、《Miniwanka》(1971)、《A Gardenof Bells》(1983)等の合唱作品を例に、理論的側面と実践的側面の照応によって彼の言語観にひとつの釈義を与えることを試みる。「サウンドスケープのこだま」の言説の背景として、現代人の言語活動にお

いて、言葉の「意味」の側面が強調されたことで「音」 の側面の表出性が弱化したことに対するシェーファーの 問題意識がある。こうした問題意識をはじめ、彼の言語 観はその母体であるサウンドスケープ理論によって説明 される要素を多分に含んでいるといえ、本発表において サウンドスケープ理論研究の一方法を提示することがで きると考える。

第2報告(一般報告)

レコード上のサウンドスケープ――『日本の放浪芸』に おける音の記憶の再現とその意義

報告者:鈴木 聖子

1971 年に発売された LP レコード集『ドキュメント 日 本の放浪芸: 小沢昭一が訪ねた道の芸・街の芸』 (日本 ビクター、7枚組)には、俳優・小沢昭一(1929-2012) が選んだ、門付けの芸、見世物小屋の口上、露店のタン カ、流しの音曲、猿回し、箱回しなど、いわゆる大道音 楽や物売りの声が録音されている。『日本の放浪芸』は、 一見したところ、高度経済成長期に失われつつあった音 の記憶を残そうとする「ディスカバージャパン」的なLP レコードのようである。だが小沢自身はそうした流行や 保存の思想に批判的であった。

現在のサウンドスケープをめぐる言説において、大道 音楽や物売りの声は、近代化によって失われたものとさ れ、「残したい」とする傾向があるように思われる。だ が、シェーファーのサウンドスケープ論においては、自 動車の普及によってそれらが失われたことを示唆しては いるのは確かだが、それらが知識人にとっては「騒音」 と捉えられてきた歴史に筆を費やしている点が特徴的で ある。それはシェーファーにとって、大道音楽や物売り の声の事例こそ、19世紀的な西洋の「音楽」概念によっ て「騒音」とされてきた音の差別・排除の歴史を語るも のであるからだ。

このようなシェーファーのサウンドスケープ論におけ る大道音楽や物売りの声の役割と比較検討することで、 小沢が『日本の放浪芸』において実現したかったことは、 日本の正統な無形文化財とされる音楽芸能からは差別・ 排除された、彼個人の幼少期の音の記憶にある大道音楽 や物売りの声をレコード上に再現することであったこと が理解できる。さらに、タイトルに「日本の」と銘打ち ながらも個の記憶に基づいたサウンドスケープをレコー ド上に創造することで、「日本の」という近代に創られ た集合的な枠組みで音の記憶を保存することの不可能性 をも表明したということができる。

第3報告(一般報告)

報告者:吉田 瞳

中世後期ドイツ都市における管楽器の社会的機能――ニ ュルンベルクの事例を中心に

本報告では、中世後期の神聖ローマ帝国・帝国自由都 市ニュルンベルクを舞台に、管楽器の音色の社会的機能 を考察する。中世都市に特徴的なサウンドスケープと言 われた際、連想されるのは多くの場合、教会や市庁舎の 鐘だろう。事実、鐘についてはサウンドスケープ論の提 唱者 M. シェーファーが俎上に載せたほか、西洋史にお いても A. コルバンが感性史研究のなかで、A. ハーファ ーカンプが共同体論のなかでそれぞれ検討した。しかし、 ヨーロッパ世界で共有されていたのは鐘の音だけではな い。現在のフランスからポーランドにいたる広範な地域 で、トランペットなどの管楽器とその演奏家が、都市参 事会によって雇用・保護されていたのである。そのなか で中世後期のニュルンベルクには、帝国最大規模の都市 楽隊が設置され、管楽器奏者たちが様々な場面で活躍し ていた。かかる管楽器の音色は、なぜ/どのように利用さ れ、解釈されていたのだろうか。本報告では、中世後期 の宮廷文化における管楽器保護や、当時の管楽器の物質 的側面を確認したのち、管楽器の音色の社会的機能を、 通商儀礼や都市の祝祭、結婚式などの事例から考察する。 そして、中世後期のドイツ都市において、管楽器には① 都市参事会の許可を示す機能、②差異化の機能、③法行 為に有効性を持たせる機能、があったことを示したい。 管楽器、特に金管楽器は、その音の公開性の高さから、 公共に関わる局面で使用され、都市や個人の名誉と密接 に結びつけられていたのだ。

第4報告(ショート・トーク)

『万葉集』から読み取る奈良県奈良市の歴史的サウンド スケープ

報告者:堀 壮太

和歌や俳句というのは環境の詳細情報が含まれている と同時に人の感情・気分も盛り込まれており、サウンド スケープの考え方である"人と音との関係"が表されて いる。そこで、本報告では初期段階として『万葉集』の 和歌を用い、自然・文化・歴史など様々な要素において 特有性を持っている奈良県奈良市の歴史的サウンドスケ ープを示していき、音という切り口から魅力を引き出し ていく。また本報告の今後の課題と展開を報告する。

第5報告(一般報告)

歩行シークエンス体験における音環境の時空間的記述法 に関する研究

報告者:田主望

昨今都市における生活空間の質的向上に向けて、環境 省による「感覚環境のまちづくり」や国土交通省による 「まちなかウォーカブル推進事業」など様々な取り組み が行われている。こうした環境デザインにおいては、建 築や都市環境における人々の実際の空間体験に基づいて 空間を評価・分析することが重要である。しかしながら、 人間の認知的な立場から音環境を記述・評価する方法論 に関する研究は少ない。

梶原(2002)による静的な定点観測による音環境の記述 研究では、音の意味を重要視し、時間構造と空間構造の 2つの側面から音環境の記述法が提案されている。

また堤(2018)による動的なサウンドウォークによる音 環境の記述研究においては、人間が認知する音環境の主 観的記述を通して物理的なうるささだけでは測れない複 雑な音環境の記述法が提案された。

本研究では、堤による動的な音環境の主観的記述法の

発展として、サウンドウォークによる動的な歩行シークエンスにおける音環境の記述を行う。歩行シークエンスによって認知される音環境を主観評価するとともに、計測による物理評価を同時に記録することで、主観評価と客観評価の両方を併せ持った音環境の記述法を提案することを目的とする。

また本研究では、一般住民をユーザーとして想定した 再現性の高い記録法を構築することで、住民の音環境に 対する意識の啓発や、感覚環境の価値の再発見、街路空 間の再構築・利活用等のまちづくりの一助となることを 目指す。記録したデータを用いて、複数記録による主観 評価のマッピングや主観評価と客観評価を合わせた記述、 同一シークエンスにおける音環境変化の記述を通して音 環境体験の時空間的記述・可視化を行う。

第6報告(一般報告)

コロナ禍のパフォーマンス・ワークショップの可能性の 模索——「池の畔の遊歩音楽会 2020・トランスメディア ウォーク」を事例として

報告者: 鳥越 けい子、鷲野 宏、山内 悟

都立善福寺公園上池周辺において、サウンドスケープの考え方に基づき、2010年より2019年にかけて毎年1回、パフォーマンスとして開催してきた<池の畔の遊歩音楽会>を、コロナ禍にある2020年に開催可能とするための対応策として、人を集めず、そこを歩く個々人の偶然の参加を促す代替装置としてのインスタレーション<池の畔の遊歩音楽会2020・トランスメディアウォーク>を発案・展開・実施した。ここでは<池の畔の遊歩音楽会>の概要や目的等を確認した後、コロナ禍におけるサウンドスケープに関するパフォーマンスやワークショップの在り方に関する模索の事例として、本プログラムの概要、展示物の内容、そこに至る模索のプロセス、設置後の考察内容等を報告する。

第7報告(一般報告)

はじめてのオンガク――サウンド・エデュケーションと ユニヴァーサル・デザイン

報告者:今田 匡彦

政治・経済的オーソリティ、共同体の柵、神話性や多文化からの影響等によって「音楽」とは既に制度化されたモノである、と嘗て矢野暢(1988)は指摘した。「音楽」がある程度制度によって固定されれば、その普遍項を突き止めることも夢ではない、と考えたのは民族音楽学者や音楽心理学者たちで、即ち、異なる音響文化から記述的に採取したデータに内在する主音、中心の有無

(McAllester、1971) 、主題と変奏、繰り返し、拍子等の 構造原理の有無 (Blacking, 1973) 、聴取、理解、学習等 の知覚行動等 (Harwood, 1976) の規則性を探ったが

(Nettle, 1983)、異文化間での音楽があまりに複雑に違いすぎ (Blacking, 1973)、結局、彼らの野望は潰えた。既に制度化された「音楽」を腑分けしようとした彼らは、当然、新しい音楽の創生、といった意志を持たい。R.マリー・シェーファーは、サウンドスケープ思想の提唱により、「音楽」が制度化される以前の混沌に着目する。

彼は、Acoustic Community という切り口により共同体や公共性(音の制度化)も視野に入れつつ、過去、現在、未来が直線では結ばれず、実は分断し存在する(e.g., Derrida, 1989)、音楽はそれらの点を即興的に横断する、故に制度の外側にある、という哲学的実際を、サウンドスケープ・デザイン(今目の前にないものを創り出す)という概念により具現しようとした。本発表では、トロント王立音楽院でグレン・グールドと同門のピアニストで、1945 年以降のヨーロッパの前衛的な作曲技法、音楽語法を身につけた作曲家としてのシェーファーの、その音楽的背景を踏まえつつ、〈サウンド・エデュケーション〉を基盤とした子どもたちによるオルタナティヴなオンガクの創生を、学校の音楽、Social Inclusion、Universal Design をキーワードに探求する。

第8報告(ショート・トーク) 大学生の音楽聴取環境の変化

報告者:船場 ひさお

大学生の音楽聴取環境について実施したアンケート結果について、2015年と2020年の結果を比較する。特に音楽の入手方法が、コロナ禍を経てサブスクが主流になったことについて紹介する。

例会「私の仕事を語る会」報告

A Report of the Lecture Programme "Talking of My Work about Soundscape"

コーディネーター: 平松幸三

談論風にカジュアルに、コーヒーでもビールでも片手に して、会員の仕事を語り合う企画を2020年度から始 めました。各自がどのようなことをしているのか、何を 考えているのか、論文とか著作では知られないこと、ま た文章に書くのではない仕事のこと、そういった活動を する背景となる思いとかきっかけとかを知り合えたらい いな、という企画です。今は名遂げた偉い先生も、若い 時は悩んで迷っていた、という、当たり前のことを若い 世代の方が聞くのもおもしろいのではないでしょうか。

2020年度は5名の会員に語っていただきました。

第1回 鳥越けい子

2020.08.22

著書『サウンドスケープ その理論と実践』の出版が1 997年。ということは、今の大学生だと生まれる前で、 それを執筆するに至る経緯とか、そもそもなぜ、どうい うことでサウンドスケープに興味を抱いたのかなどを語 られました。さらに、この本のインパクトとか、まわり の反応とか、その効果なども触れていただけました。

第2回 岩宮眞一郎

2020.10.9

「音のアホーダンス」と題して、経歴、研究内容、著作 など多岐にわたる活動をユーモアを交えて、語られまし た。そもそもタイトルも関西弁の「あほ」と「アフォー ダンス」をかけておられて、大阪的(先生は兵庫県出身 だが、大阪といっしょ) サービス精神旺盛なご報告でし た。

第3回 田中直子

2020.12.11

クラシックの殿堂だった東京藝大で1年の時からサウン ドスケープに関心を持ち、『世界の調律』の共訳、「神 田サウンドスケープ研究会」など関連する研究・仕事・ 活動をしてこられました。サウンドスケープの仕事では 土地や人の「物語」の発見があり、今なさっている<感 性共育オトヅレ>は、一人ひとりの新たな感性と自己の 発見に立ち会える、というお話でした。サウンドスケー プの意味を問う集いになりました。

第4回 川崎義博

2021.1.23

川崎さんの仕事は、とうてい1回で語りつくせないので、 今回は、テーマを「新しいメディアとサウンドスケー プ」にしぼって語ってくださいました。話の内容を箇条 書きになさっていますので、以下に列挙します。

- 1 1990年 衛星放送 ST. GIGA の試み
- 2 1995 年 インターネット EXPO 1997年~1998
- 年 SOUNDEXPLORER / サウンドエクスプローラー
- 3 1999 年~ SoundBum /サウンドバム
- 4 2000年~ 日本科学未来館 インスタレーション「世 界の音を聞こう! |
- 5 2004 年 金沢 2 1 世紀美術館オープニング 「mind the world
- 6 2000 年代 J-wave 番組「VOYAGE」「Blue Planet J
- 7 現在 Forest Note 森の音のストリーミング SHIRETOKO

第5回 大谷英児

2021.03.20

「虫の音に魅せられて一害虫防除から虫聴きまでの30年 一」と題する語りでした。

旧林業試験場に就職されたころ、初めて担当したシイタ ケの害虫(甲虫)が鳴くことがわかり、THE BEETLES の 歌の研究が始まったそうです。その後、生物多様性保全 の立場から、セミやコオロギの鳴音による同定の仕事を し、サウンドスケープにも興味を持たれたそうです。3 0年間にわたる大谷さんの鳴く虫の研究の話はとても興 味深いものでしたし、定年後滞在されたネパールの鳴く 虫たちの話はいつまでも聞いていたい楽しさにあふれた 語りでした。

2020年度委員会活動報告

The Activity Reports of the SAJ Committees in FY 2020

企画広報委員会 Project /Publicity Committee

委員長:鳥越けい子 Chair: Keiko TORIGOE

「企画広報委員会」は、これまでの「企画推進委員会」がその名称を活動内容に合わせて変更したもの。シンポジウムと例会を中心とした協会活動の企画・運営、および協会活動全般の広報を担当する委員会である。協会ウェブサイトのリニューアル、インターネットを通じた情報発信、リモート会議システムの活用を通じた会議の効率化・情報交換の促進、総会準備に加えて、本委員会が2020年度に実施、ならびに管轄した活動には次のものがある:

- 1) シンポジウム「風鈴で拓くアフターコロナの世界」/ 土 田義郎理事長(シンポジウム実行委員長)の「風心庵」を 大谷英児/2021. 3. 20)会員限定のオンライン開催
- 3) 「顕彰委員会」の立ち上げと同委員会(メンバー:小西 潤子・小林田鶴子・土田義郎・鳥越けい子・平松幸三)に よる「顕彰事業基本方針/顕彰規定」策定および「公募と 選定」の実施
- 4) 震災プロジェックト (メンバー:川崎義博・箕浦一哉) による宮城県内での定点観測調査の実施 (2020.8.8-11.) 委員は4名 (駒崎掲・土田義郎・鳥越けい子・鷲野宏)。 拠点としたオンライン開催 (2021.3.27.)
- 2) 例会: 平松幸三理事による新シリーズ「私の仕事を語る」 (話者: 鳥越けい子/2020.8.22・岩宮眞一郎/2020.10.9・田中直子/2020.12.11・川崎義博/2021.1.23・

アーカイブズ委員会 Archives Committee

委員長:兼古勝史 Chair:Katsushi KANEKO

アーカイブズ委員会は、協会活動の記録の保存・編纂、およびサウンドスケープに関連するアーカイブズ事業の企画を行う委員会です。

2020年度には以下の活動を実施しました。

- 1) 委員の1名増員と顧問2名の依頼、及び委員会への報告・承認申請(7月の委員会で承認)
- 2) 名称の変更(学術・社会的な用語の変遷を踏まえ、 アーカイブ委員会からアーカイブズ委員会へ改称)
- 3) アーカイブズ委員会の今後の活動方針の検討と策定
- 4) 鳥越けい子氏アトリエに保管してある過去資料の閲覧、と今後の資料収集の方法検討
- 5) 協会開催過去シンポジウム、研究会(例会)の全体 像把握のための資料調査(継続中)

2021年度は、協会開催過去シンポジウム、研究会の資料

調査を継続するとともに、関連記録物の収集・整理を開始 したいと考えています。

昨年度、新たに委員1名を増強し、2名の方に顧問をお願い しました。現在委員は3名(宇野淳子、兼古勝史、柳沢英 輔)、顧問2名(川崎義博、平松幸三)です。

学術委員会 Academic Committee

委員長:箕浦一哉 Chair: Kazuya MINOURA

●研究発表会の開催

例年通り年2回の研究発表会を開催した。新型コロナウィルス感染症拡大のなか、オンライン形式で実施した。また、収録動画を期間限定・申込者限定で公開した。開催日時と発表件数は以下の通りである。

- ・春季研究発表会:2020年6月20日 (土) 13:00~16:40、一般報告3件、ショート・トーク3件
- ・秋季研究発表会:2020年11月29日(日)13:00~18:00、 一般報告6件、ショート・トーク2件
- 各発表の題目・報告者・報告要旨は別ページの研究発表 会報告に掲載する。

●学術研究会の運営

2020年度からの新しい試みとして、「学術研究会」を開催した。希望する協会員が継続して参加する固定メンバーの研究会で、研究者相互の学術的研鑽を促進し、サウンドスケープ研究の成果をゆたかに生み出していくことをねらいとしたものである。2020年度中に下記の通り計4回開催した。すべてオンラインで開催した。

- ·第1回 : 2020年8月24日 (月) 9:30~12:00
- ・内容: 趣旨説明と今後の進め方について
- ・第2回:2020年9月26日(土)13:30~16:30
- ・報告1:石橋幹己「1930年代の銀座と宮城外苑におけるサウンドスケープデザイン―騒音問題を中心に―」
- ・報告2:大門信也「波音と波小僧とのあいだ――遠州灘のサウンドスケープ研究へむけて」
- ·第3回 : 2020年11月15日 (日) 13:30~16:30
- ・報告1:古山詞穂「R. マリー・シェーファーの言語観と テクスト――合唱作品における「サウンドスケープのこだ ま」に着目して――」
- ・報告2:坂東晴妃「鑑賞における知識と想像力の役割―サウンドスケープの美的鑑賞理論構築に向けて」 オンライン
- ·第4回:2021年2月8日(月)13:30~16:30
- ・報告1:箕浦一哉「サウンドスケープ概念と音環境政策に 関する試論」
- ・報告2:鳥越けい子「「対話する環境学」とサウンドスケ ープ研究」 オンライン
- ●共催研究会の開催

2021年3月26日(金)13:00~18:00に日本音響学会騒音・振 動研究会と共催で特別研究会「サウンドスケープデザイン と地域の歴史・文化」を実施した。そのプログラムは以下 の通りである。

1. スマートフォンによる3次元ノイズマッピングのための 基礎的技術の検討

報告者:大嶋拓也,沼田賢樹,黒坂優美

2. 誰かに聞かせたい"いわて"の音風景 —webによるア ンケート調査からの報告

報告者:船場ひさお

3. ミュージックサイレンに住民は何を聞いたか~浜松市に おける質問紙調査の分析

報告者:兼古勝史,箕浦一哉,土田義郎

4. 日本橋川及び神田川のサウンドマッピングに向けた基礎 的考察

報告者: 鷲野宏

5. 浜辺の音環境を考える――遠州灘における住民の語りと 歴史を手がかりに

報告者:大門信也

6. サウンドスケープ概念からみた音環境政策の論点

報告者:箕浦一哉

●論文の査読

学術委員会内に学術編集小委員会を設け、協会誌への投 稿論文の査読の管理運営をおこなった。

●委員構成

2020年度の学術委員会は以下のメンバーで活動した。 箕浦一哉 (委員長) 、上野正章、小西潤子、大門信也

出版委員会 Pulication Committee

委員長: 平松幸三 Chair: Kozo HIRAMATSU

2020年7月協会誌20巻発行。

2021年3月名簿発行。

委員:平松幸三、池村弘之、箕浦一哉、大門信也、柳沢英 輔

国際委員会 International Affairs Committee

委員長:今田匡彦 Chair: Tadahiko IMADA

国外の団体との連携・交流を深め、WFAE との連携を推進 した。

現在 WFAE では 1998 年 6 月に批准された細則の見直しを行 っている。現行の細則と修正案は Google Doc にて公開され、 各アフィリエイトメンバーの見解を 2021 年 7 月 24 日 (土) まで受け付けている。

委員:今田匡彦(委員長),平松幸三,鳥越けい子

編集後記

『サウンドスケープ』第21巻をお送りします。去年から始まった新型コロナの感染流行のためにテレワーク・オンライン会議が広まりました。こういう時期にあたって、代表理事の鳥越けい子さんが巻頭言を書かれました。協会活動も、もっぱらオンラインに頼っていますが、かえって研究会などへの参加者が増えています。対面の会議ももちろんよいところがあり、特に懇親会は対面が楽しいのですが、新しいアプリが開発されて、懇親会にも使えるのは驚きです。新型コロナの感染流行が終息してもオンラインの活用は続くでしょう。

従来掲載していたシンポジウム記録は割愛しました。その編集作業には多大な負担がかかりますし、去年はオンラインで行いましたので、記録は録ってある、というのが理由です。

サウンドスケープの研究活動が活発になってきていて、査読付論文が3件掲載されています。また特集の記事4件も読みごたえのある論考となっています。箕浦さんがサウンドスケープ政策論に関する解説記事を書かれました。参考になると思います。

今回は、コロナの時代にあって、会員がどのような聴覚経験をされたのかをエッセイとして寄せてくださいました。ある種の耳の証人になっています。

充実した号になったかと思います。この場をかりて執筆した方々、 編集に携わった方々に感謝いたします。

日本サウンドスケープ協会出版委員会委員長 平松幸三

日本サウンドスケープ協会誌

『サウンドスケープ』第21巻,2021年7月 SOUNDSCAPE

Journal of the Soundscape Association of Japan (JSAJ) Vol. 21

発行: 一般社団法人日本サウンドスケープ協会

発行人: 代表理事 鳥越けい子

出版委員: 大門信也, 平松幸三(委員長), 池村弘之、箕浦一哉,

柳沢英輔

(ISSN-L 2423-9836)

本誌の内容を無断でコピーすることを禁ずる。

Journal of the Soundscape Association of Japan

Soundscape

Vol. 21 (2021)

Editors: DAIMON Shinnya, HIRAMATSU Kozo (Chief), IKEMURA Hiroyuki, MINOURA Kazuya, YANAGISAWA Eisuke,

CONTENTS

Foreword: TORIGOE Keiko At the Turning Point of the Era and Environment

Special Articles: Analysis of Modern Japanese Societies Based on Soundscape

DAIMON Shinya: Current Issues for Historical Research on Sounds and Soundscapes

ISHIBASHI Mikio: Soundscape Design in Tokyo in 1920-30s: City Beautiful Movement against Noise

OURA Mizuki: A Study on the Time Signal Siren and Soundscape through the Formation of the National Mobilization System

Masaaki UENO: The Development, Diffusion and Reception of the Music Siren. A Case Study of Hamamatsu City in the Second Half of the 20th Century

Papers

YOSHIDA Hitomi: The Social Functions of Brass and Wind Instrument in Middle Age Germany: A Case Study of Nuremberg

KOYAMA Shiho: The Study of R. Murray Schafer's View of Language and the Text —Focusing on "the Echo of the Soundscape" in his Choral Works

SUZUKI Seiko: The Significance of Recording and Collecting Street Music and Hawkers' Voice for the Auditory Culture in the 1970s: Cultural Resource Studies on the LP Record Collection *Document: The Itinerant Arts of Japan*

Essays on COVID-19 and Soundscape: By J. IKEDA, H. IKEMURA, M. IMAI, M. ISHIBASHI, E. OTANI, K. KATAYAMA, Y. KAWASAKI, T. KOBAYASHI, H. SATO, N. TANAKA, K. TSUJIMOTO, Y. NAGAO, K. HIRAMATSU, H. FUNABA, S. MATSUDA, R. MATSUMOTO

Commentary Article

MINOURA Kazuya: Key Points of Sound Environment Policy Developed on the Basis of the Soundscape Concept

Review

OGAWA Hiroshi: A. Okada's The Crisis of Music

NAKAGAWA Shin: M. Imai's *Tankaibushi: A Masterpiece of Oumi District* HIRAMATSU Kozo: *Lunana: A Yak in the Classroom* (Bhutanese Film)

Reports

2020 Symposium "Future World of After-Corona Developed by Wind Chimes" Y. TSUCHIDA

SAJ Spring Annual Academic Meeting 2020

SAJ Autumn Annual Academic Meeting 2020

FY 2020 Activity Report of Academic Committee

SAJ Regular Meeting: Lecture Programme "Talking of My Work about Soundscape"

From the Editorial Board